

災害時医療救護活動ガイドライン (第 3 版)改定案

令和6年3月



東京都保健医療局

本ガイドラインの内容は、訓練等により検証を行い、修正されます。
あらかじめ、ご了承ください。

はじめに

東京都は、東日本大震災の貴重な教訓を踏まえ、東京都災害医療協議会において、新たな東京都の災害医療体制について検討を重ね、「災害医療体制のあり方について(東京都災害医療協議会報告書)」を取りまとめ、その結果を東京都地域防災計画に反映しました。

「災害時医療救護活動ガイドライン(以下、ガイドライン)」は、首都直下地震等の大規模地震の発生に備え、地域防災計画を具体化し、東京都における災害時の医療救護活動に関する標準的な事項を整理し、方針として示したもので、平成28年2月に策定しました。

本ガイドラインの策定に当たっては、東京都医師会をはじめ、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、日本赤十字社東京都支部など、多くの関係機関や東京都災害医療コーディネーターなど災害医療に関する専門家の御協力をいただきました。

その後も、災害対応時の教訓や都総合防災訓練、図上訓練等の検証結果を踏まえ、災害時の医療救護活動をより一層的確に行えるよう検討を重ね、この度、第3版として改定を行います。

ガイドラインの内容は、訓練等により検証を行い、今後さらに修正を行っていくべきものです。東京都、区市町村、災害医療に携わる関係機関が、このガイドラインを踏まえ、多くの訓練等を重ねていくことで、災害時の医療救護活動がよりの確になされるようになります。

今後とも、災害医療について更なる充実を図り、災害時の医療救護活動に万全を期してまいりたいと考えておりますので、区市町村をはじめ、関係機関の皆さまにおいては、本ガイドラインを活用した訓練等の実施をお願いするとともに、引き続きの御協力と御指導を、よろしくお願い申し上げます。

東京都保健医療局長 雲田 孝司

改定の経緯

○改定の経緯

平成 28 年 2 月	初版発行
平成 28 年 4 月	熊本地震発生（DMATや医療救護班を都から熊本県へ派遣）
平成 28 年 10 月	東京都災害医療協議会において、東京都災害時医療救護活動ガイドライン改定部会設置
平成 29 年 7 月	東京都災害医療協議会において、第 2 版の改正内容を承認
平成 30 年 3 月	第 2 版発行
令和 5 年 5 月	東京都災害時医療救護活動ガイドライン改定部会で第 3 版発行に向けた検討開始
令和 6 年 3 月	第 3 版発行

目 次

第 1 章 災害医療体制の基本事項

第 1 節	基本的な考え方	2
第 2 節	災害医療体制の概要	10
第 3 節	東京都の災害医療体制	21
第 4 節	二次保健医療圏の災害医療体制	33
第 5 節	区市町村の災害医療体制	37
第 6 節	医薬品・医療資器材	46
第 7 節	医療機関	49
第 8 節	搬送体制	55

第 2 章 各論 I : 発災直後～超急性期・急性期

第 1 節	情報連絡体制	58
第 2 節	東京都の医療救護活動	63
第 3 節	二次保健医療圏の医療救護活動	86
第 4 節	区市町村の医療救護活動	97
第 5 節	医療機関（共通事項）	111
第 6 節	災害拠点病院	116
第 7 節	災害拠点連携病院	121
第 8 節	災害医療支援病院	124
第 9 節	診療所・歯科診療所	127
第 10 節	医薬品・医療資器材	128
第 11 節	搬送体制	133

第 3 章 各論 II : 亜急性期～慢性期・中長期

第 1 節	東京都の医療救護活動	142
第 2 節	区市町村の医療救護活動	144

第 4 章 様式・資料編

第 1 節	様式	152
第 2 節	関係機関名簿	181
第 3 節	トリアージ（トリアージハンドブック抜粋）	194
第 4 節	その他	200

第 5 章 広域災害救急医療情報システム（EMIS）編

.....	203
-------	-----

第 1 章

災害医療体制の基本事項

● 本章のポイント ●

災害時における医療救護活動は、都民の生命と身体を守るための重要なものです。

東京都は、「東京都地域防災計画」において、初動医療体制の確立、医薬品・医療資器材の確保、医療施設の整備などについて定めています。

本章は、この東京都地域防災計画に基づき、東京都全域、二次保健医療圏、区市町村を単位とした災害医療体制の概要や各機関の役割など、基本的な事項について記載しています。

第1節 基本的な考え方

1 本ガイドラインの取扱い

(1) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、東京都防災会議が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」と同程度の規模の地震など、地域における医療機能が低下した場合に必要な医療救護活動について、東京都（以下「都」という。）の方針を示したものです。

東京都地域防災計画で定める医療救護活動を具体化したものとして、大規模な風水害等の災害があった場合にも準用します。

(2) 構成と主な内容

このマニュアルの項目及び主な内容は、表1のとおりです。

[表1：各章の項目と主な内容]

章	項目	主な内容
第1章	災害医療体制の基本事項	東京都の災害医療体制の概要や各機関の役割など、基本的な事項について記載しています。
第2章	発災直後から急性期までの医療救護活動	外傷治療及び救命救急ニーズに対応するための標準的な活動方針について記載しています。
第3章	亜急性期から慢性期・中長期までの医療救護活動	主に亜急性期以降の標準的な活動方針について記載しています。
第4章 第5章	様式・資料編・ 広域災害救急医療情報システム (EMIS)編	災害時に使用する様式、関係機関一覧、トリアージ、広域災害救急医療情報システムの活用方法等について記載しています。

(3) 適用範囲

本ガイドラインは、医療従事者や行政機関を対象に、災害発生前と同程度の医療機能に復旧するまでの期間の活動方針とします。

なお、平成28年2月の本ガイドライン策定をもって、平成8年3月に策定した「災害時医療救護活動マニュアル」については廃止しています。

(4) 策定の経緯(東日本大震災を経験して)

従来の都の災害医療体制では、区市町村が、医療救護所を設置して負傷者の応急処置を行うこととし、都又は区市町村が、医療救護所では対応できない重症者を後方医療施設（被災を免れた全ての医療機関）に搬送して、収容・治療を行うこととしていました。

しかし、都は、平成23年3月に発生した東日本大震災の対応を教訓とするため、東京都災害医療協議会を設置し、都の災害医療体制について見直しを進めました。その内容は、平成24年9月に「災害医療体制のあり方について」*として取りまとめています。本ガイドラインは、この報告書や東京都地域防災計画（平成26年修正）に基づいて都の災害医療体制を具体化したもので、総合防災訓練や図上訓練等の検証結果を踏まえ、継続的な見直しが必要なものです。

*<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/saigai/saigairyoukyougikai.files/zenbun.pdf>

2 都の災害医療体制の特徴

(1) フェーズ区分の細分化

都は、従来、「初動期」と「初動期以降」の2区分としていたフェーズ区分を見直し、発災直後から中長期までの6区分に細分化しています。

[表2：新旧フェーズ区分の比較]

旧フェーズ区分	1 初動期 (~48時間)		2 初動期以降 (48時間~)			
新フェーズ区分	0 発災直後 (発災~6時間)	1 超急性期 (~72時間)	2 急性期 (~1週間程度)	3 亜急性期 (~1か月程度)	4 慢性期 (~3か月程度)	5 中長期 (3か月程度~)
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療・被災者の健康管理等		

[表3：新フェーズ区分の想定期間と状況]

旧区分		新区分		想定期間	状況
1	初動期	0	発災直後	発災~6時間	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
		1	超急性期	6時間 ~72時間	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	初動期 以降	2	急性期	72時間 ~1週間程度	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
		3	亜急性期	1週間 ~1か月程度	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
		4	慢性期	1か月 ~3か月程度	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
		5	中長期	3か月以降	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

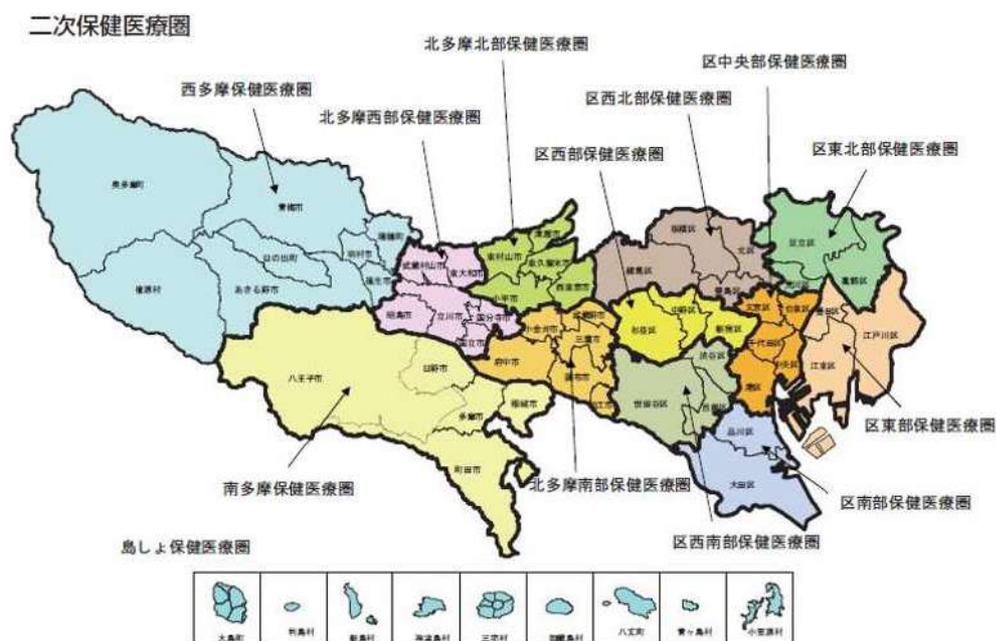
(2) 二次保健医療圏を単位とした災害医療体制の導入

従来の都の災害医療体制は、被災者に最も身近な区市町村と広域的な医療救護活動を担う都を単位として構成されてきました。

しかし、首都直下地震等が発生した場合、都が統括管理する被災地域は、広範囲になることも想定されます。

このため、より迅速かつ的確に区市町村を支援できるように、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制を新たに導入しています。

[図1：東京都の二次保健医療圏]



二次保健医療圏	構成区市町村	面積 (km ²)	人口 (人)
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	63.64	947,858
区南部	品川区、大田区	84.70	1,170,569
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	87.83	1,475,635
区西部	新宿区、中野区、杉並区	67.87	1,285,373
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	113.92	1,993,903
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	98.21	1,365,611
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	106.68	1,494,327
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	572.70	379,043
南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	324.46	1,440,971
北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	90.05	658,632
北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	96.10	1,061,790
北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	76.51	749,421
島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	401.64	24,461
計		2,193.79	14,047,594

資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調（令和5年4月1日時点）」

(3) 災害医療コーディネーターを中心とした情報収集体制(関連P24・P36・P39)

都は、医療救護に必要な情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるように、東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーター（以下「地域災害医療コーディネーター」という。）を指定しています。

また、各区市町村においても、災害医療コーディネーター（以下「区市町村災害医療コーディネーター」という。）を指定しています。

[表4：災害医療コーディネーターの種別]

種 別	役 割
東京都災害医療 コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
区市町村災害医療 コーディネーター	区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

都は、小児・周産期に係る医療救護活動に必要な情報を集約一元化し、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、医療ニーズに応じた搬送調整、人的支援等の調整等を行う東京都災害時小児周産期リエゾン及び地域災害時小児周産期リエゾンを指定しています。

[表5：災害時小児周産期リエゾンの種別]

種 別	役 割
東京都災害時小児周 産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
地域災害時小児 周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師

(4) 地域を単位とした医療救護活動の統括・調整(関連P33・P45)

都は、各二次保健医療圏の医療救護活動を統括・調整するために医療対策拠点を設置します。

また、区市町村は、各区市町村単位で医療救護活動を統括・調整するために医療救護活動拠点を設置します。

[表6：地域の医療救護活動を統括・調整する拠点となる場所]

種 別	役 割
医療対策拠点	都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点

(5) 医療機関の役割分担(関連P14)

都は、被災地の限られた医療資源を有効に活用し、傷病者に対して確実に医療を提供できるように、全ての病院の役割分担を明確にしています。

なお、診療所、歯科診療所及び薬局は、診療継続又は区市町村が定める医療救護活動を行います。

[表 7 : 災害時における病院の役割分担]

種 別	役 割 分 担
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

3 首都直下地震等による東京の被害想定

(1) 都の被害想定

東京都防災会議は、令和4年5月に新たな被害想定*を公表しました。

※ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1021571.html>

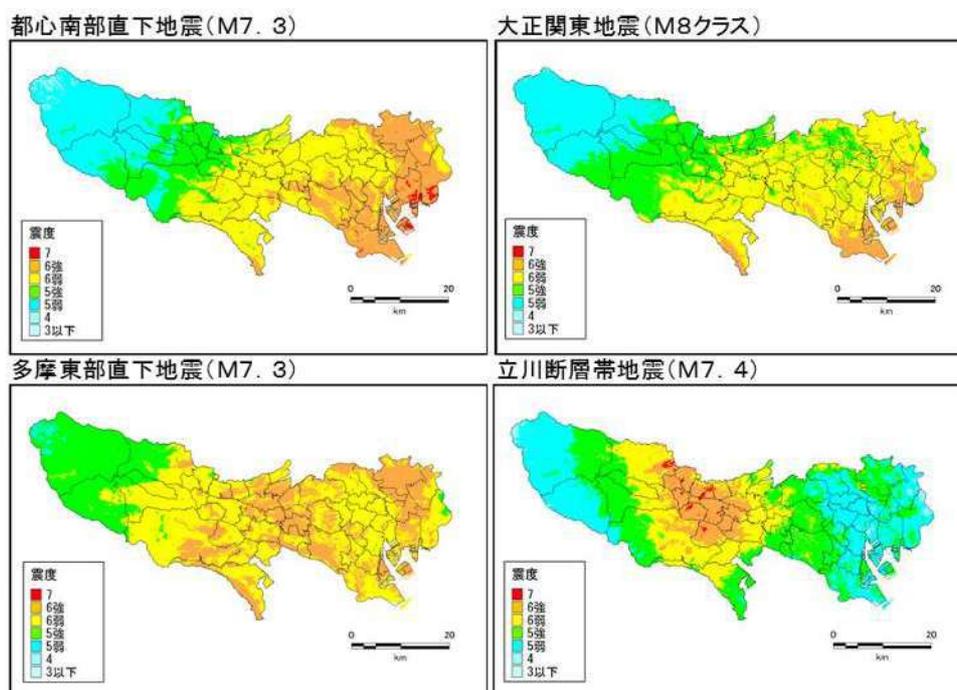
[表8:被害の概要 (冬の夕方・風速8 m/s)]

		都心南部直下地震 (M7.3)	多摩東部直下地震 (M7.3)	大正関東地震 (M8クラス)	立川断層帯地震 (M7.4)
物的被害	建物被害	194,431 棟 (304,300)	161,516 棟	54,962 棟	51,928 棟 (85,735)
	原因別				
	揺れ等	82,199 棟 (116,224)	70,108 棟	28,319 棟	16,066 棟 (35,407)
	火災	112,232 棟 (188,076)	91,408 棟	26,643 棟	35,862 棟 (50,328)
人的被害	死者	6,148 人 (9,641)	4,986 人	1,777 人	1,490 人 (2,582)
	原因別				
	揺れ等	3,666 人 (5,561)	3,068 人	1,221 人	716 人 (1,526)
	火災	2,482 人 (4,081)	1,918 人	556 人	775 人 (1,056)
	負傷者	93,435 人 (147,611)	81,609 人	38,746 人	19,229 人 (31,690)
避難者	原因別				
	揺れ等	83,489 人 (129,902)	74,341 人	37,070 人	16,672 人 (27,767)
	火災	9,947 人 (17,709)	7,269 人	1,676 人	2,556 人 (3,922)
避難者		約299万 (約339万) 人	約276万 人	約151万 人	約59万 (約101万) 人
帰宅困難者		約453万 (約517万) 人			

※都心南部直下地震の()は前回想定定の東京湾北部地震の被害。地震動が異なり、比較は困難であることに留意が必要

※立川断層帯地震の()は前回想定定の被害量。地盤モデルを変更しているため、一概に比較は困難であることに留意が必要

[図2:震度分布図]



(2) 想定される被害の特性

都は、令和5年5月に、首都直下地震等対処要領^{*}を改定しました。各医療圏で想定される主な被害の特性は、表9及び表10のとおりです。

^{*}https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/027/863/2.pdf

[表9：想定される主な被害の特性－都心南部直下地震の場合]

医療圏名	想定される主な被害の特性
区中央部 (千代田区・中央区・港区・文京区・台東区)	圏域内の一部地域に火災や建物倒壊が発生する見込み。その他の地域は他の圏域と比較して被害は少ない。 複数路線が集結している東京駅、品川駅等のターミナル駅では、多くの行き場のない帰宅困難者の発生が予想される。
区南部 (品川区・大田区)	環状7号線沿いを中心に西側で多数の火災が発生、東側の海沿いにある避難場所まで、被災地からの避難が困難となるおそれがある。 西側の広範囲に焼失棟数及び倒壊棟数が多く、被害が及ぶことが想定されていることから、道路閉塞により、初動対応が困難となるおそれがある。
区西南部 (目黒区・渋谷区世田谷区) 区西部 (新宿区・中野区杉並区)	建物倒壊は少ないが、杉並区のJR中央線沿線、杉並区・世田谷区の環状8号線沿い、世田谷区の甲州街道沿い及び目黒区の東急目黒線沿線の各地域で火災が発生する見込み。 主要な被害が圏域西部から南部に点在する一方、災害拠点病院は圏域北東部に集中しているため、被災現場からの負傷者の搬送が難しい。 複数路線が集結している新宿駅、渋谷駅等のターミナル駅では、多くの行き場のない帰宅困難者の発生が予想される。
区西北部 (豊島区・北区・板橋区・練馬区)	北区から練馬区にかけて、一部で建物の全壊が見込まれる地域があるものの、他の圏域と比較すると火災や建物倒壊は少ない。 複数路線が集結している池袋駅等のターミナル駅では、多くの行き場のない帰宅困難者の発生が予想される。
区東北部 (荒川区・足立区葛飾区) 区東部 (墨田区・江東区江戸川区)	荒川沿いを中心に広い範囲で火災や建物倒壊が発生する。 建物倒壊や広い範囲での液状化の被害が想定されることから、道路閉塞により、初動対応が困難となるおそれがある。 複数の路線が集結している北千住駅では、多くの行き場のない帰宅困難者の発生が予想される。

[表10：想定される主な被害の特性－多摩東部直下地震の場合]

医療圏名	想定される主な被害の特性
西多摩 (青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町)	山林が多く、急傾斜地等の斜面崩壊による大規模災害、それに伴う道路交通網の被害のおそれがあり、特に、道路閉塞に伴う孤立集落の発生のおそれがある。 地震による火災、建物倒壊は比較的他の地域に比べて少ない。
南多摩 (八王子市・町田市日野市・多摩市・稲城市)	八王子市及び町田市の市街地において火災が発生することが想定される。 火災のエリアは、他の圏域と比較して局地的であるが、広く点在している。
北多摩西部 (立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市) 北多摩南部 (武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市) 北多摩北部 (小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市)	圏域の中央から東側のエリアを中心に火災が発生する。 他の圏域と比較して、ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊による建物倒壊は少ない。

4 フェーズ区分と必要な活動

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

全体概要	フェーズ1 緊急対応	フェーズ2 救急対応	フェーズ3 救急対応	フェーズ4 救急対応	フェーズ5 救急対応	フェーズ6 救急対応
	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応
医療ニーズ	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応
必要な医療救護活動	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応
① 区市町村	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応
② 都	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応
③ 災害拠点病院	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応
④ 災害拠点連携病院	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応
⑤ 災害医療支援病院	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応
⑥ 診療所等	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応	救急対応

※ 被害状況等により、活動期間は、長期または短縮します

第2節 災害医療体制の概要

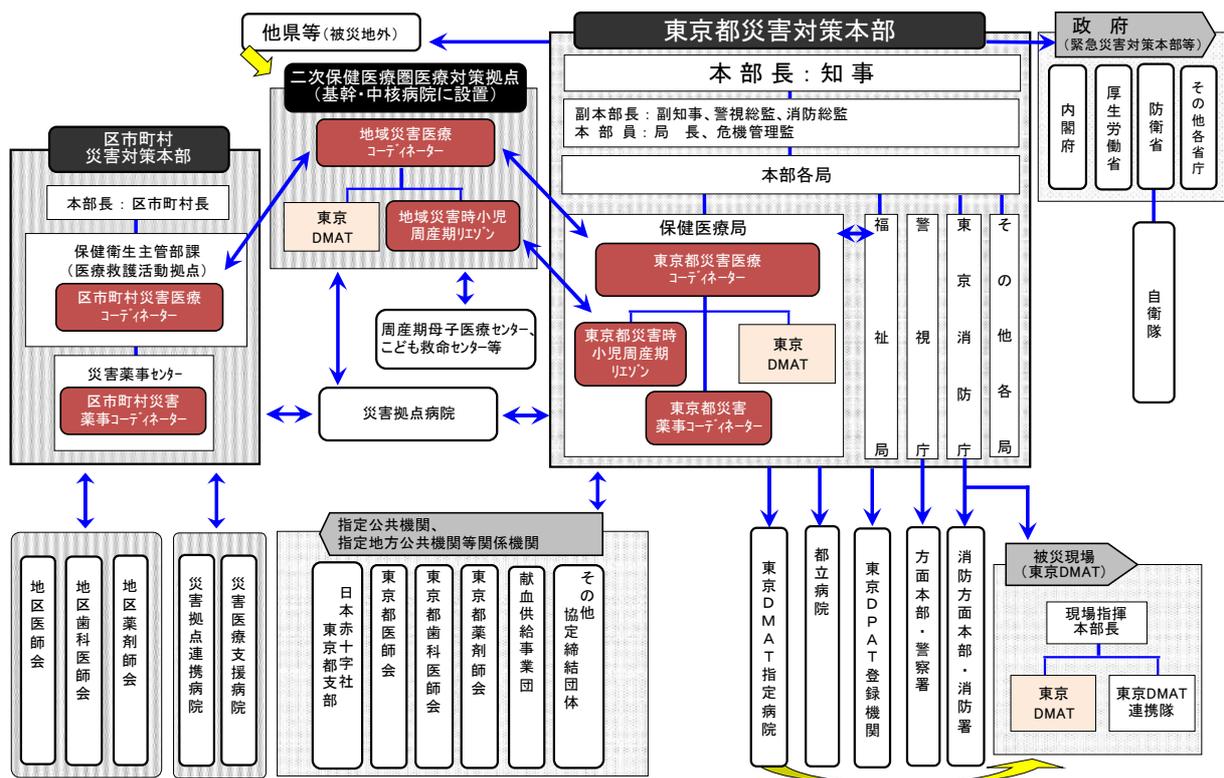
1 関係機関の連携体制と役割分担

(1) 医療救護活動の連携体制

大規模震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されます。このため、災害時における医療救護活動は、都民の生命と身体を守る重要な役割を担います。

都は、医療機関や防災関係機関と密接に連携して被災者の救護に万全を期するため、東京都地域防災計画（令和5年修正）において、医療情報の収集伝達体制、初動期の医療救護活動、負傷者等の搬送体制、医薬品・医療資器材の供給などについて定めています。

[図3：発災直後から急性期までの連携体制]



(2) 関係機関の連携と役割分担

災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に行うためには、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会（以下、それぞれ「都医師会」、「都歯科医師会」、「都薬剤師会」という。）などの関係機関が緊密に連携して、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。各関係機関が行う活動内容等は、表 1 1 及び表 1 2 のとおりです。

[表 1 1：医療情報の収集伝達体制]

機 関 名	活 動 内 容
東京都 保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を集約 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等について、医療対策拠点や区市町村と情報共有 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報
医療対策拠点 (二次保健医療圏)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区医師会及び区市町村災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害や医療機関などの被害状況等を集約し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置
都医師会 都歯科医師会 都薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都に報告

【東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正） 「第 8 章 医療救護・保健等対策」の項目について東京都福祉保健局から東京都保健医療局への組織改編等を反映して参照】

[表 1 2 : 初動期の医療救護活動]

機 関 名	活 動 内 容
東京都 保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害現場等の多数傷病者に対して救命処置を実施するため、東京DMATを派遣 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京DPATを派遣 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○ 東京都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保
医療対策拠点 (二次保健医療圏)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京DMATの支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○ 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都保健医療局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○ 東京DMATと連携して、救命処置等を実施
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における医療救護を一次的に実施 ○ 区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、区市町村内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 避難所等に避難所医療救護所を設置 ○ 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営 ○ 急性期以降は、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整 ○ 避難所等において定点・巡回診療を実施 ○ 自らの公的医療機関において医療救護を行うほか、地区医師会、

	<p>地区歯科医師会及び地区薬剤師会との協定（島しょ地域を除く）に基づき、医療救護を実施するよう要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。 ○ 災害薬事センターを設置して区市町村災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣業を調整
都医師会 都歯科医師会 都薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協定に基づく医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の派遣要請があった場合は、都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班を編成・派遣
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○ 都と締結した業務委託契約に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○ 血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施
献血供給事業団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。 ○ 都外から血液製材の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。
都看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都から協定に基づく要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護所等における看護業務を行う。
都柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都から協定に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供などの医療救護活動等に協力する。 ○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施

【東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正） 「第8章 医療救護・保健等対策」の項目について東京都福祉保健局から東京都保健医療局への組織改編等を反映して参照】

2 医療機関・医療救護所の種別

被災地内の医療機関は、災害時に発生する多くの傷病者に対応しなければなりません。しかし、被災地の限られた医療資源では、全ての傷病者に迅速に対応できないおそれがあります。

このため、都は、都内全ての医療機関や医療救護所の役割分担を定めています。

災害拠点病院や災害拠点連携病院は、主に重症者や中等症者など入院治療が必要な傷病者を受け入れます。

また、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、主に専門医療や慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動などを行うこととし、対応できない傷病者がいるときは、災害拠点病院などに傷病者を搬送します。

(1) 病院(関連P49)

災害時には、全ての病院が「災害拠点病院」、「災害拠点連携病院」、「災害医療支援病院」の役割分担に応じて医療救護活動を行います。

[表 7 (再掲) : 災害時における病院の役割分担]

種 別	役 割 分 担
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

(2) 診療所・歯科診療所・薬局(関連P49)

診療所、歯科診療所及び薬局は、区市町村が定める地域防災計画に基づいて医療救護活動を行います。ただし、救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として診療を継続します。

[表 1 3 : 診療所・歯科診療所・薬局の種別と役割分担]

種 別	役 割 分 担
専門的医療を行う 診療所	原則として、診療を継続する診療所 (救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所)
診療所 歯科診療所 薬 局	区市町村地域防災計画に定める医療救護活動又は診療を 継続する診療所等 (上記以外の診療所、歯科診療所及び薬局)

(3) 医療救護所(関連P41・P105・P148)

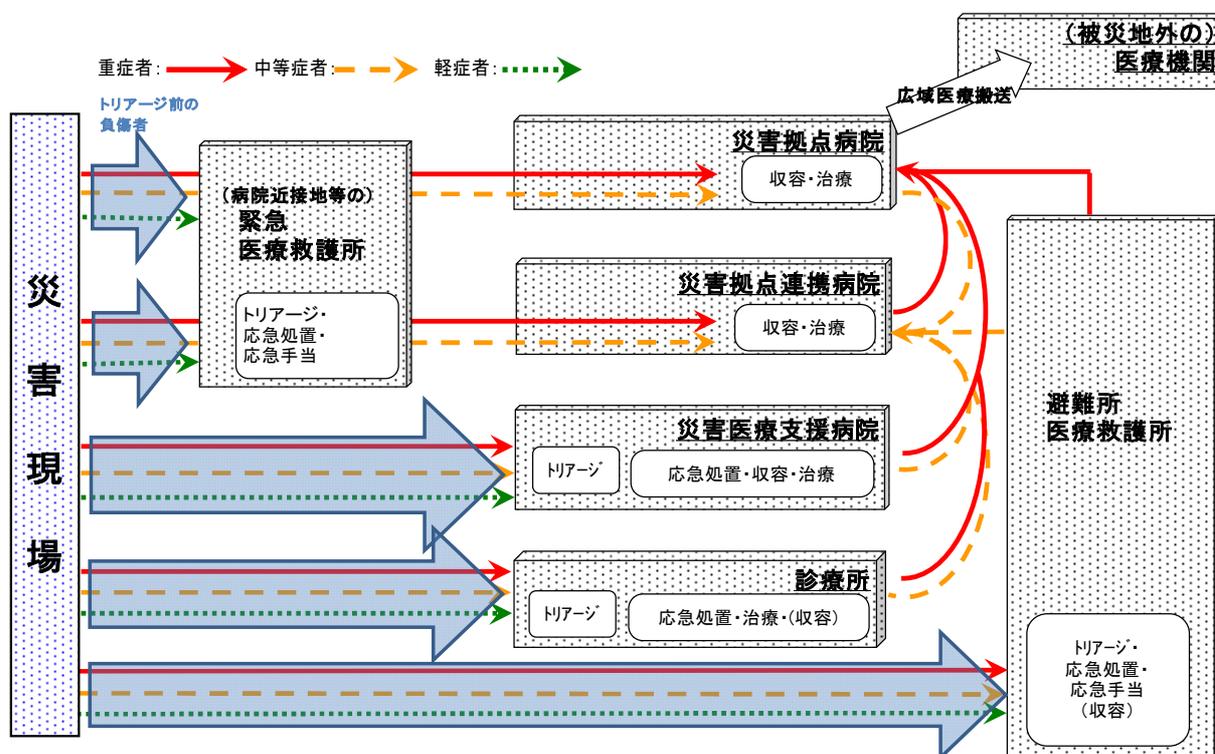
通常の医療体制では対応できない場合、区市町村は、各地域防災計画等に基づいて医療救護所を設置します。

医療救護所は、主に緊急医療救護所と避難所医療救護所に分類されます。

[表 1 4 : 医療救護所の種別]

種 別	内 容
緊急医療救護所	区市町村が、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所 (EMISの分類では、医療機関前救護所に相当)
避難所医療救護所	区市町村が、避難所に設置する医療救護所 (EMISの分類では、避難所救護所に相当)

[図 4 : 超急性期に想定される傷病者の流れ]

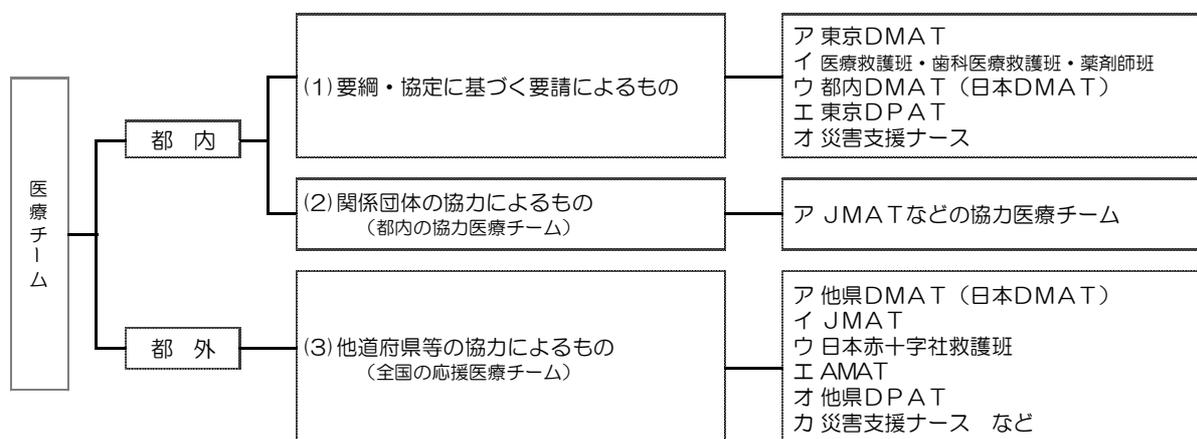


各医療機関には、重症度を問わず、さまざまな傷病者が殺到することも想定されるため、緊急医療救護所等を整備し、軽症者の処置は院外で行い、入院治療が必要な傷病者を院内に受け入れます。院内に收容したが対応できない傷病者がいるとき、災害拠点病院での処置により状態が安定した傷病者がいとるきなどは、状況に応じて病院間で搬送します。

3 医療チームの種別と活動内容

災害時には、東京DMATや医療救護班等の医療チームが医療救護活動を行います。また、都外から医療チームが参集して、都内の医療救護活動を支援します。

[図5：本ガイドラインにおける医療チームの分類]



(1) 要綱・協定に基づく要請による都内の医療チーム

ア 東京DMAT(関連P25・P73)

東京DMATとは、都の研修・訓練を受けた災害医療派遣チームのことをいいます。この東京DMATは、大規模災害時に、東京消防庁と連携して災害現場の多数傷病者等に対して救命処置などを行います。

また、近年は都内における救急災害医の専門性を生かして、東京都災害対策本部における東京都災害医療コーディネーターの支援や医療対策拠点における地域災害医療コーディネーター支援といった本部活動も行うこととなっています。

さらに、被災した医療機関での診療継続が困難な場合に、院内の対策本部支援や入院患者等の転院調整に関する助言、転院搬送活動なども行います。

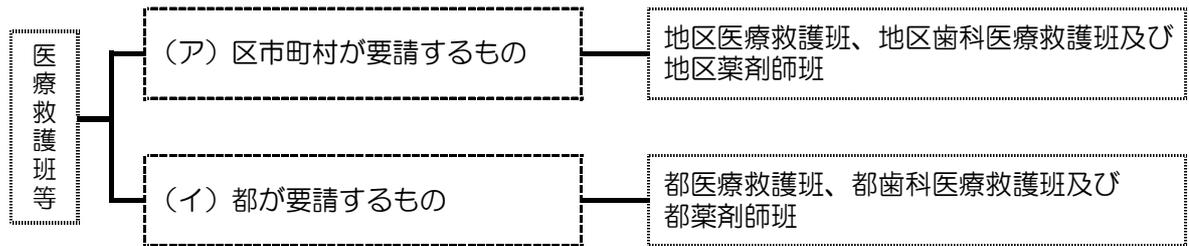
都は、災害拠点病院のうち27病院を東京DMAT指定病院に指定しており、被災の状況や時間経過等に応じた派遣要請が必要となっています。

イ 医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班(関連P28・P40・P76・P103・P142・P147)

医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班は、主に病院や医療救護所において、医療救護活動等を行います。

本ガイドラインでは、区市町村が要請する医療救護班等を、地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班とし、都が要請する医療救護班等を、都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班としています。

[図6：本ガイドラインにおける医療救護班等の分類]



ウ 都内DMAT(関連P30・P78)

災害拠点病院は、原則として、厚生労働省等が実施する研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム（日本DMAT）を有しており、都の要請により活動します。

本ガイドラインでは、都内の災害拠点病院が有する日本DMATを、仮称として「都内DMAT」としています。

エ 東京DPAT(関連P30)

東京DPATとは、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいいます。

東京DPATは、東京DPAT登録医療機関が編成します。

オ 災害支援ナース(関連P30)

災害支援ナースとは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のこと、厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省に登録された者の総称です。

災害支援ナースは、都と災害支援ナースが所属する施設（病院、診療所、訪問看護事業所、助産所等）との間の協定に基づき、派遣されます。

(2) 関係団体の協力による都内の医療チーム(協力医療チーム)

本ガイドラインでは、都内の医療従事者が編成する医療チームのうち、(1)を除き、「協力医療チーム」としています。

ア JMATなどの医療チーム(関連P30・P85)

災害時には、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）をはじめとして、都内の医療関係団体の協力により医療チームが編成されます。

(3) 他道府県等の協力による都外の医療チーム(応援医療チーム)

災害時には、日本DMAT及び医療救護班等、JMAT、日本赤十字社救護班のほか、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班(AMAT)、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、薬剤師チーム、災害支援ナース、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)などの保健医療チーム等が、都内に参集し活動します。

本ガイドラインでは、他道府県が派遣する日本DMATや、医療関係団体が都外から派遣する医療チームの総称を「応援医療チーム」としています。

ア 他県DMAT(関連P31・P79)

日本DMATは、大規模な災害が発生したときに、被災地に迅速に参集して救急治療などを行います。

本ガイドラインでは、都の要請に基づき、全国の道府県等が編成・派遣する日本DMATを、仮称として「他県DMAT」としています。

イ JMAT(関連P31・P85)

災害時には、日本医師会が編成するJMATが全国から参集します。

ウ 日本赤十字社救護班(関連P31・P85)

災害時には、日本赤十字社が編成する救護班が全国から参集します。また、都と調整の上、都内に日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)を設置します。

【参考】dERU(国内型緊急対応ユニット)

dERU(domestic Emergency Response Unit)とは、仮設診療所設備とそれを輸送する車両及び自動昇降式コンテナと訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムを総称したものです。大型エアテント(9m×9m)、医療資機材、医薬品、IT・通信機器、給水システム等からなり、小外科手術を含む外傷治療、慢性疾患治療及び助産並びに傷病者搬送までの経過観察などに対応しています。



エ AMAT

災害時には、全日本病院協会が中心となり、四病協団体（全日本病院協会、日本病院会、日本精神科病院協会、日本医療法人協会）の加盟医療機関で組織される全日本医療支援班（以下「AMAT」という。）が全国から参集します。

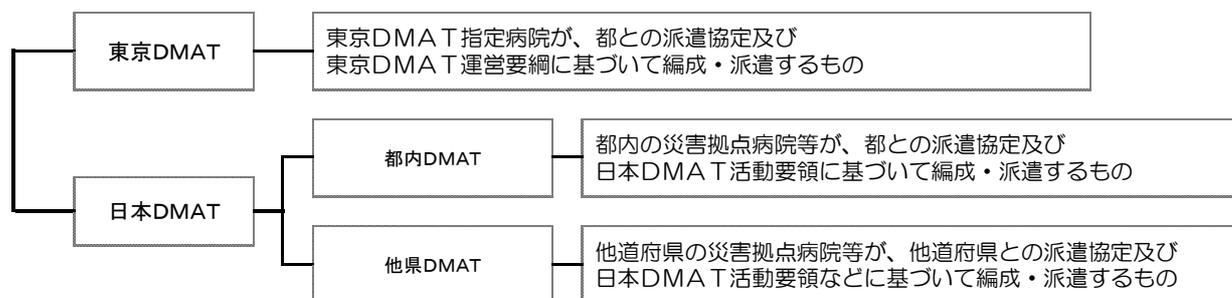
オ 他県DPAT

災害時には、都の要請に基づき、全国の道府県等が編成・派遣するDPATが全国から参集します。

カ 災害支援ナース

災害時には、都の要請に基づき、全国の道府県等が派遣する災害支援ナースが全国から参集します。

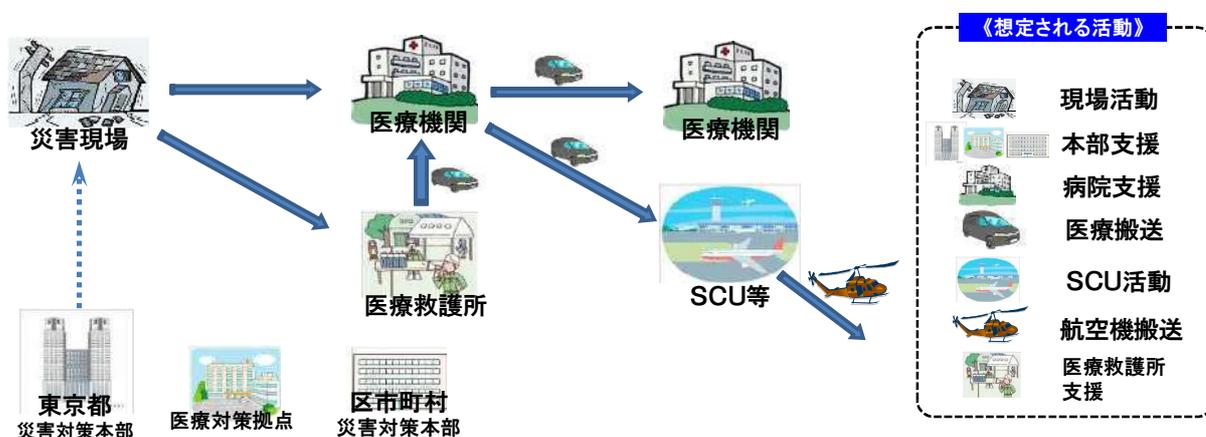
[図7：本ガイドラインにおける東京DMAT・日本DMATの分類]



(4) 想定される医療チームの活動

災害時には、医療チームによる様々な活動が行われますが、本ガイドラインでは、現場活動、本部支援活動、病院支援活動、医療搬送活動、SCU活動、航空機医療搬送活動及び医療救護所支援活動を想定しています。

[図8：想定される医療チーム活動]



(5) 医療チームの活動時期

被害状況や道路状況によりますが、他県DMATなど応援医療チームの参集には、相当の時間を要することも想定されます。このため、都が被災した場合、一次的には、都内の医療従事者が中心となって活動しなければなりません。

また、応援医療チームの受入体制が確立した場合は、段階的に、都内の医療チームから都外の応援医療チームに救護活動を引き継ぎます。

[表 15 : 医療チームの活動時期]

フェーズ区分	0 発災直後 (発災～6時間)	1 超急性期 (～72時間)	2 急性期 (～1週間程度)	3 亜急性期 (～1か月程度)	4 慢性期 (～3か月程度)	5 中長期 (3か月程度～)
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療・被災者の健康管理等		
必要となる 医療救護活動	東京DMATの活動					
	医療救護班等、協力医療チームによる医療救護活動					
	日本DMATの活動					
				他道府県応援医療チーム等の活動		

第3節 東京都の災害医療体制

都は、大規模な災害が都内で発生し、又は発生するおそれがある場合、東京都災害対策本部等を設置します。

[表 1 6 : 災害対策本部等の種別]

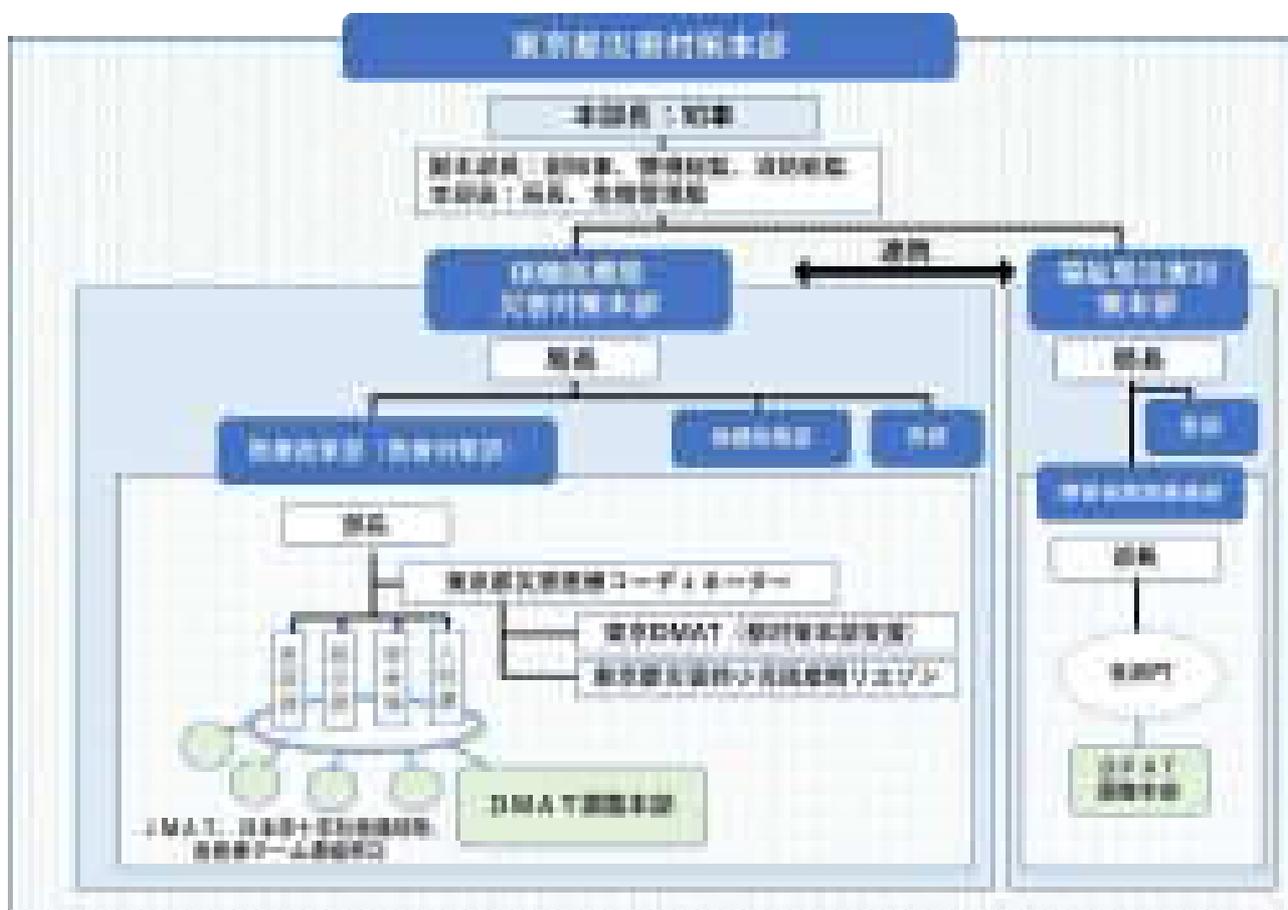
種 別	説 明
東京都災害対策本部 (本部長：知事)	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは本部を設置 ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生した場合は、自動的に設置
災害応急対策本部 (本部長：知事)	暴風雨、大雨、津波、高潮又は洪水の警報が発せられたとき、利根川、荒川又は多摩川に指定河川洪水予報が発せられたとき、水防警報が発せられたとき、大雨、津波、高潮又は洪水の注意報が発せられた場合等で災害の発生のおそれがあるとき、局地的災害が発生したときにおいて、特に必要があると認めるときに本部を設置
災害即応対策本部 (本部長：危機管理監)	集中豪雨による局地的な災害が発生したとき、大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき、局地的な災害発生のおそれがある場合で応急対策本部を設置しないときにおいて、必要があると認めるときに本部を設置

国は、令和4年7月22日付「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」において、被災都道府県に対して、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置することを求めています。

保健医療福祉調整本部は、都道府県内における保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析を行います。

都においては、保健医療局と福祉局、両局の災害対策本部の連携体制を、保健医療福祉調整本部とします。

[図9：都における保健医療福祉調整本部の体制]



東京都災害医療コーディネーターは、都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行うことから、上記の体制を基本とし、医療政策部以外の保健医療局及び福祉局の災害対策本部の各部門や局長等に対しても、医学的な助言を行う。

1 情報収集及び医療救護活動の統括・調整 (関連P65・P70)

都は、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言を踏まえて、都内全域の医療救護活動などを統括・調整します。

用語	説明
東京都災害医療 コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師 (令和6年3月現在 医師3名を指定)

(1) 都内全域の情報収集

都は、都内全域の人的・物的被害、病院被害、大規模事故、ライフラインや主要道路の状況、気象状況その他医療救護活動の統括・調整に必要な情報を集約します。

(2) 医療救護活動方針の策定

都は、都内全域の被害状況や医療資源などを踏まえて、都内の医療救護活動方針として、情報収集の方法、重点的に医療救護活動を行う地域の選定、医療チームの配分方針などを定めます。

(3) 医療チームの配分調整等

都は、都内全域の被害状況や活動可能なチーム数などを踏まえて、東京DMATや都医療救護班などの医療チームを配分調整します。

(4) 傷病者を受け入れる病院の確保

都は、比較的被害の少ない二次保健医療圏を管轄する地域災害医療コーディネーターや他道府県などの関係機関に対して、傷病者を受け入れる病院の確保を要請します。

(5) ライフライン支援の調整

都は、病院の水や燃料など、ライフラインに関する支援の要請を踏まえ、災害対策本部内での連携等により、支援の調整を行います。

(6) 広域医療搬送に関する調整

都は、広域医療搬送に関する方針を定め、災害拠点病院等では対応できない（キャパシティオーバーを含む。）重症者などの広域医療搬送について、国などの関係機関と調整します。

(7) 都道府県DMAT調整本部の指揮・調整

都は、日本DMAT活動要領に基づき、都道府県保健医療福祉調整本部において、都道府県DMAT調整本部を指揮・調整します。

2 東京都災害医療コーディネーターの機能

都は、災害医療や都内の医療事情に精通している医師を、東京都災害医療コーディネーターに指定しています。

東京都災害医療コーディネーターは、大規模災害の発生時において、都知事の要請を受けて東京都災害対策本部（必要に応じて「災害応急対策本部」及び「災害即応対策本部」を含む。）に参集し、次の職務に関して、医学的な見地から助言を行います。

[表 17：東京都災害医療コーディネーターの活動期間]

フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
【東京都災害対策本部に参集】 ・都の医療救護活動方針の策定 ・医療資源の配分調整や受援体制の確立 ・地域災害医療コーディネーターとの連絡調整			【情報連絡体制に移行】 ・都や地域災害医療コーディネーターに対する 専門的な助言		

(1) 都の医療救護活動方針の策定に関すること

東京都災害医療コーディネーターは、都内全域の被害状況や医療資源などを踏まえて、情報収集の方法、重点的に医療救護活動を行う地域の選定、傷病者を受け入れる二次保健医療圏の設定*、医療チームの配分方針、ライフライン支援の優先度などについて、医学的な助言を行います。

* 多数傷病者を受け入れる体制の確保をいい、原則として個別医療機関に対する要請は、各二次保健医療圏の地域災害医療コーディネーターが行うこととします。

(2) 東京DMATの派遣決定に関すること

東京都災害医療コーディネーターは、都内の被害状況や出場可能なチーム数などを踏まえて、東京DMATを効果的に、災害現場や都の災害対策本部、医療対策拠点、医療機関等へ派遣できるように、医学的な助言を行います。

(3) 医療チーム(東京DMATを除く)の配分調整に関すること

東京都災害医療コーディネーターは、都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班、都内DMATなどの協力医療チーム、全国から参集する他県DMATなどの応援医療チームの配分調整について、医学的な助言を行います。

(4) 地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること

東京都災害医療コーディネーターは、各医療圏の医療救護活動方針（他圏域からの傷病者の受入れや他圏域への医療チームの派遣などを含む。）について、地域災害医療コーディネーターと調整します。

(5) その他医療救護に関すること

東京都災害医療コーディネーターは、傷病者の広域医療搬送に関する調整、DMAT都道府県調整本部における日本DMAT活動方針の策定などに関与します。

3 東京DMAT(関連P16・P73)

(根拠:災害医療派遣チーム(「東京DMAT」)運営要綱)

東京DMATは、東京消防庁東京DMAT連携隊^{*}と一体的に活動することを原則とし、災害現場の現場救護所等において、東京消防庁の指揮下で救命処置などを行います。

^{*} 東京DMATを現場まで搬送し、現場で活動支援を行うために東京消防庁が編成する隊(以下、「東京DMAT連携隊」という)

また、近年は都内における救急災害医療に関する専門性を生かして、東京都災害対策本部における東京都災害医療コーディネーターの支援や医療対策拠点における地域災害医療コーディネーター支援の形で、医療救護活動に関する方針決定や調整に関与します。

さらに、被災した医療機関での診療継続が困難な場合に、院内の対策本部支援や入院患者等の転院調整に関する助言、転院搬送活動なども行います。

(1) 東京DMAT指定病院の指定

都は、災害拠点病院のうち、東京DMATを編成する病院を、東京DMAT指定病院として指定しています。

(2) 東京DMATの活動方針

「災害医療派遣チーム(「東京DMAT」)運営要綱」、「東京都内大規模地震災害発生時活動要領」及び「対策本部等支援活動要領」の定めるところによります。

[表18:東京DMAT指定病院一覧]

令和6年3月現在

	二次保健医療圏	東京DMAT指定病院
1	区中央部	日本大学病院
2		聖路加国際病院
3		日本医科大学付属病院
4		東京医科歯科大学病院
5	区南部	昭和大学病院
6		東邦大学医療センター大森病院
7	区西南部	国立病院機構東京医療センター
8		東京都立広尾病院
9		日本赤十字社医療センター
10	区西部	東京女子医科大学病院
11		東京医科大学病院
12		国立国際医療研究センター病院
13	区西北部	帝京大学医学部附属病院
14		日本大学医学部附属板橋病院
15		順天堂大学医学部附属練馬病院
16	区東北部	東京女子医科大学附属足立医療センター
17	区東部	東京都立墨東病院
18		東京曳舟病院
19	西多摩	市立青梅総合医療センター
20	南多摩	東京医科大学八王子医療センター
21		東海大学医学部附属八王子病院
22		日本医科大学多摩永山病院
23	北多摩西部	国立病院機構災害医療センター
24	北多摩南部	武蔵野赤十字病院
25		杏林大学医学部附属病院
26		東京都立多摩総合医療センター
27	北多摩北部	公立昭和病院

[参考:東日本大震災における東京DMATの活動]



東京消防庁の緊急消防援助隊とともに出動しました



郡内大型スーパーに出動する東京DMAT

気仙沼市で活動する東京DMAT



九段会館に出動する東京DMAT

医療救護所での診療



DMAT隊員の医師、看護師、調整員

東京DMATの派遣状況

管内出動	3月11日	29チーム	1名
管内大震災対応	3月11日～12日	2チーム	5名
	3月	29チーム	16名
震災被災地(宮城県救助活動)			
第一陣	3月11日～14日	8チーム	33名
	3月15日～19日	2チーム	7名
第二陣	3月14日～16日	2チーム	6名
	3月	12チーム	47名
震災被災地(福島県・福島第一原発 周辺緊急小規模中心の被災支援等)			
第一陣	3月18日～20日	1チーム	1名(医師)
第二陣	3月24日～26日	1チーム	1名(医師)
	3月	2チーム	2名
合 計	10チーム	35名(医師20、看護師3, その他12)	

9. 東日本大震災

東日本大震災による津波被害によって、宮城県気仙沼市は炎に包まれました。この大規模大震災に対応するため、東京消防庁の救助機動部隊が出動しました。

東京DMATも、多くの傷病者が見込まれるため、消防庁とともに現地向けました。一方、地震発生直後、東京都内でも千代田区や町田市で建物の崩落による傷病者が発生したため、救助に出動しています。このとき、すべての指定病院が非常待機態勢で対応しました。



4 都医療救護班等(関連P16・P76・P142)

都は、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会などの関係機関に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班の編成・派遣を要請します。

(1) 都医療救護班の編成・派遣

都は、病院又は区市町村の医療救護活動を応援・補完する立場から、都立病院が編成する都医療救護班を派遣します。

また、都医師会、日本赤十字社東京都支部及び災害拠点病院に対して、都医療救護班の編成・派遣を要請します。

これらの都医療救護班は、医療対策拠点や医療救護活動拠点の本部支援活動、病院支援活動、地域医療搬送活動及び医療救護所支援活動などの医療救護活動を行います。

ア 都医師会

都医師会は、指定地方公共機関として「災害時の医療救護活動についての協定」に基づいて、都医療救護班を編成・派遣します。

イ 日本赤十字社東京都支部

日本赤十字社東京都支部は、指定公共機関として、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づいて、都医療救護班を編成・派遣します。

また、被害状況等を鑑みて、都と調整の上、都内に日本赤十字社の医療救護所（d E R Uを含む）設置し活動します。設置後、都から各医療対策拠点へ報告します。

上記について、円滑な連携体制を確保するため、都へ調整員を派遣します。

ウ 災害拠点病院

災害拠点病院は、「東京都災害拠点病院設置運営要綱」に基づいて、都医療救護班を編成・派遣します。

[表 1 9 : 都医療救護班の編成]

(令和6年1月現在)

機 関 名	班 数	医 師	看護師	その他
東京都医師会	9 4	1	1	1
日本赤十字社東京都支部	3 2	1	3	2
災害拠点病院*	6 9	1	1	1
都立病院	2 6	1	1	1

※ 日本赤十字社東京都支部及び都立病院を除く

※ 被災状況などによっては、記載されている都医療救護班数を超えて編成する場合があります。

(2) 都歯科医療救護班の編成・派遣

都は、区市町村の歯科医療救護活動を応援・補完する立場から、都歯科医師会に対して、都歯科医療救護班の編成・派遣を要請します。

都歯科医師会は、指定地方公共機関として、「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づいて、都歯科医療救護班を編成・派遣します。

都歯科医療救護班は、医療救護所を中心に、歯科医療救護活動を行います。

[表 20 : 都歯科医療救護班の編成]

(令和6年1月現在)

	班 数	歯科医師	歯科衛生士 歯科技工士	その他
東京都歯科医師会	110	1	1	1

(3) 都薬剤師班の編成・派遣

都は、区市町村の救護活動を応援・補完する立場から、都薬剤師会に対して都薬剤師班の編成・派遣を要請します。

都薬剤師会は、指定地方公共機関として、「災害時の救護活動についての協定」に基づいて、都薬剤師班を編成・派遣します。

都薬剤師班は、医療救護所における調剤及び服薬指導、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理などを行います。

[表 21 : 都薬剤師班の編成]

(令和6年1月現在)

	班 数	薬剤師
東京都薬剤師会	200	薬剤師3名で構成

(4) 協定締結団体の協力

都は、前記のほか、協定を締結している団体に対して協力を要請します。

ア 東京都看護協会

「災害時の救護活動等についての協定」に基づいて、医療救護所を中心に看護業務を行います。

イ 東京都柔道整復師会

「災害時の救護活動等についての協定」に基づいて、医療救護所を中心に医師の指示に基づく応急救護を行います。

[参考：職種による色の定め]

都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定めています。

(赤)：医師・歯科医師、(緑)：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、(青)：薬剤師、

(白)：臨床検査技師・放射線技師、(紺)：柔道整復師、(黄)：事務

5 その他の要綱・協定に基づく都内医療チーム

(関連P17・P78・P85)

(1) 都内DMAT

都は、都内（比較的被害の少ない地域）の災害拠点病院に対して、都内DMATの編成・派遣を要請します。都内DMATは、主に、日本DMAT活動要領に定める活動として、医療対策拠点や医療救護活動拠点の本部支援活動、病院支援活動、地域医療搬送活動、SCUの運営・診療活動などを行います。

(2) 東京DPAT

都は、東京DPAT登録機関に対して、災害時の精神医療の支援が見込まれる場合に、東京DPATの編成・派遣を要請します。

(3) 災害支援ナース

都は、協定締結施設に対して、必要に応じて、被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所等での看護支援活動のための派遣を要請します。

6 都内の協力医療チーム(関連P17・P85)

都は、都内の医療関係団体に対して、必要に応じて、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）など協力医療チームによる救護活動の協力を要請します。

7 全国の応援医療チーム(関連P18・P79・P85)

(1) 他県DMAT

都は、厚生労働省（DMAT事務局）と調整し、全国の道府県に対して他県DMATの編成・派遣を要請します。

他県DMATは、主に、日本DMAT活動要領に定める活動として、医療対策拠点や医療救護活動拠点の本部支援活動、病院支援活動、地域医療搬送活動、SCUの運営・診療活動、航空機等による広域医療搬送活動などを行います。

【参考:日本DMATの初動対応(日本DMAT活動要領Ⅳ初動)】

都道府県、厚生労働省等は、自然災害又は人為災害が発生し、被災地域外からの医療の支援が必要な可能性がある場合は、DMAT派遣のための待機を要請する。

(DMAT自動待機基準に該当する場合には) 該当するDMAT指定医療機関は、被災の状況にかかわらず、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。

被災都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害が発生した場合には、管下の都道府県災害医療コーディネーター等の助言を参考にし、非被災都道府県に対し、DMATの派遣を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省（DMAT事務局を含む）に対して、派遣調整を要請する。

(2) JMAT

都は、都医師会に対して、日本医師会が編成・派遣するJMATによる医療救護活動の協力を要請します。JMATの活動は、都医療救護班や他県DMATの活動に準じます。

(3) 日本赤十字社救護班の活動

都は、日本赤十字社東京都支部に対して、日本赤十字社が編成・派遣する救護班による救護活動の協力を要請します。日本赤十字社救護班の活動は、都医療救護班や他県DMATの活動に準じます。

(4) その他の応援医療チームの活動

都は、他道府県に対して、他県DPATや災害支援ナースの派遣を要請するほか、他道府県の医療チームを有する医療関係団体に対して、応援医療チームによる救護活動の協力を要請します。

(5) 自衛隊等への応援要請

都は、国（緊急災害対策本部等）に、自衛隊等の派遣を要請します。

8 医療チームが使用する診療録

国は、都道府県に対して、医療救護所等で救護班として活動する医療チームが、被災者の診療を行った際に使用する診療録の様式を定めることとしています。

都においては、医療チームが使用する被災者の診療録の様式は、「災害診療記録 2018 報告書」（平成 30 年 11 月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会）及びその様式を使用することとします。

上記は、「災害時診療記録 2018」という様式で、災害時における異なる医療チーム間での共通のカルテ様式となります。チームの交代等があった際にも、円滑に被災者の診療情報のやり取りが可能となります。

また、連携するアプリである「J-SPEED」に必要な情報を入力することで、集計された診療日報の作成・遠隔での共有が即座に可能となり、各本部におけるデータに基づく医療調整活動に役立ちます。

第4節 二次保健医療圏の災害医療体制

1 医療対策拠点の設置(関連P87)

都は、原則として、以下の基準により、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院※（以下「中核病院等」という。）に、医療対策拠点を設置します。

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点に参集して圏域内の医療救護活動を統括・調整します。 ※基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院については、P43 参照

用語	説明
医療対策拠点	都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点
地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（島しょを除き各1名）

(1) 開設準備

都内（島しょ部を除く）で震度5強以上の地震が発生した場合、都内全ての基幹災害拠点病院及び災害拠点中核病院において、直ちに医療対策拠点の開設準備に取り掛かります。

地域災害医療コーディネーターは、自身の安否について電話などの情報伝達手段を用い、都本部に連絡し、指示を待ちます。また、その際、自身が負傷もしくは遠隔地に滞在しているなど、参集が困難な場合には、その旨を伝え、今後の活動について調整します。

大規模な風水害が予想される等、都が必要と判断し基幹災害拠点病院及び災害拠点中核病院に連絡があった場合には、同様に開設の準備を行います。

(2) 設置

都内（島しょ部を除く）で震度6弱以上の地震が発生した場合、または、都が医療対策拠点の開設を基幹災害拠点病院及び災害拠点中核病院に要請した場合、都内全ての基幹災害拠点病院及び災害拠点中核病院において、直ちに医療対策拠点を開設します。

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点に直ちに参集します。その際、自身が負傷もしくは遠隔地に滞在しているなど、参集が困難な場合には、その旨を伝え、今後の活動について調整します。

また、自院の医療対策拠点の初動要員として施設長等から指名された東京DMA T隊員が、速やかに地域災害医療コーディネーターの支援に入るとともに、都職員が医療対策拠点に直ちに参集し、体制を整えます。

[表 2 2 : 医療対策拠点一覧]

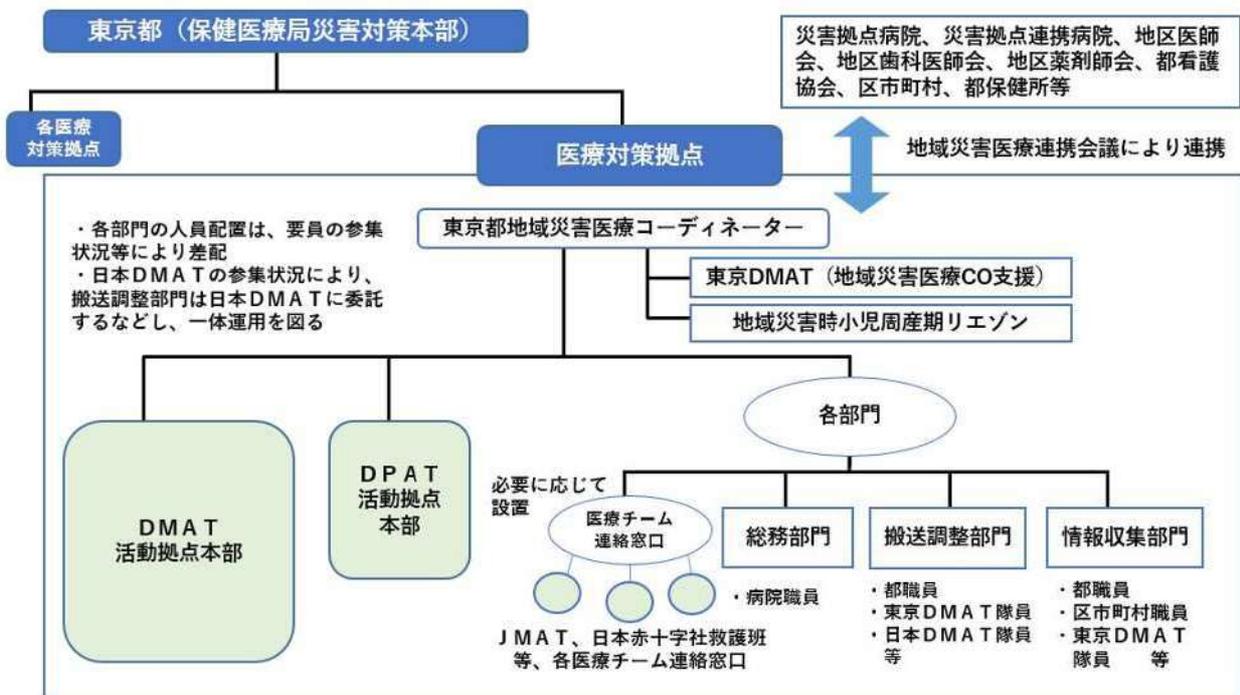
	二次保健 医療圏	構成区市町村	設置医療機関 []は略記号 (基幹災害拠点病院 、地域災害拠点中核病院)
1	区中央部	千代田区、中央区、港区、 文京区、台東区	[日]日本医科大学付属病院 (文京区千駄木 1-1-5)
2	区南部	品川区、大田区	[大]東邦大学医療センター大森病院 (大田区大森西 6-11-1)
3	区西南部	目黒区、世田谷区、 渋谷区	[広] 東京都立広尾病院 (渋谷区恵比寿 2-34-10)
4	区西部	新宿区、中野区、杉並区	[東]東京医科大学病院 (新宿区西新宿 6-7-1)
5	区西北部	豊島区、北区、板橋区、 練馬区	[帝]帝京大学医学部附属病院 (板橋区加賀 2-11-1)
6	区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	[女]東京女子医科大学附属足立医療センター (足立区江北 4-33-1)
7	区東部	墨田区、江東区、 江戸川区	[墨]東京都立墨東病院 (墨田区江東橋 4-23-15)
8	西多摩	青梅市、福生市、羽村市、 あきる野市、西多摩郡	[青]市立青梅総合医療センター (青梅市東青梅 4-16-5)
9	南多摩	八王子市、町田市、 日野市、多摩市、稲城市	[八]東京医科大学八王子医療センター (八王子市館町 1163)
10	北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、 国立市、東大和市、武蔵村山市	[災] 国立病院機構災害医療センター (立川市緑町 3256)
11	北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、 調布市、小金井市、狛江市	[多]東京都立多摩・小児総合医療センター (府中市武蔵台 2-8-29)
12	北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、 東久留米市、西東京市	[昭]公立昭和病院 (小平市花小金井 8-1-1)
13	島しょ	東京都災害対策本部地方隊（各支庁※）が対応 ※ 大島支庁、三宅支庁、八丈支庁、小笠原支庁の 4 支庁	

国は、令和4年7月22日付「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」において、複数の市町村をまとめた地域における保健医療福祉調整の拠点として、保健所を想定しています。

都においては、保健及び福祉に関する調整は、東京都災害対策本部と区市町村災害対策本部が直接連携して行いますが、二次保健医療圏の医療救護に関する調整は、医療対策拠点で行うこととしています。

医療対策拠点は、保健医療局の災害対策本部と連携して活動することに加えて、地域災害医療コーディネーターが中心となり、各圏域で地域災害医療連携会議を実施することとしており、連携会議には区市町村（保健所含む）、都保健所が構成員に含まれているため、連携会議を通じて圏域の各主体が情報を共有できるため、地域の保健・福祉のニーズを踏まえた調整を行います。

[図10：地域における保健医療福祉調整の体制]



※ 上記の構成を基本として、各医療対策拠点で柔軟に組織を構成します。

地域災害医療コーディネーターの補佐役として、医療チームの代表者や行政職員等を追加することや、参集した都職員のほか、区市町村職員を各部門に配置することも、円滑な連携に有効です。

2 情報収集及び医療救護活動の統括・調整(関連P88・P92)

都は、災害医療や地域の医療事情に精通している医師を、地域災害医療コーディネーターに指定しています。地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点において、圏域内の医療救護活動を統括・調整します。

[表 2 3 : 地域災害医療コーディネーターの活動期間]

フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
【医療対策拠点に参集】 ・医療対策拠点の設置運営 ・圏域内の医療情報の集約一元化 ・医療チームの配分調整 ・傷病者を受け入れる病院の確保 ・各災害医療コーディネーターとの連絡調整 など			【情報連絡体制に移行】 ・地域災害医療連携会議の定期的な開催 ・区市町村災害医療コーディネーターに対する専門的助言		

(1) 圏域内の情報収集に関すること

医療対策拠点は、圏域内の人的・物的被害の状況、病院の被害状況、都や区市町村等から提供される医療情報を集約します。

(2) 医療チームの配分調整に関すること

医療対策拠点は、都から派遣された都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班、都内DMA T、都内の協力医療チーム及び全国から参集する応援医療チームを、圏域内の区市町村や災害拠点病院に配分調整します。

(3) 傷病者を受け入れる病院の確保等に関すること

医療対策拠点は、圏域内の区市町村や災害拠点病院から要請を受けて、傷病者を受け入れる病院を確保します。病院の確保に当たって、医療対策拠点が要請できる範囲は、他の医療対策拠点、圏域内の災害拠点病院及び区市町村になります。

また、圏域内の区市町村や災害拠点病院からの病院機能維持のためのライフライン（水・燃料）支援要請を受けて、都に支援の調整を行います。

(4) 災害医療コーディネーター等との連絡調整に関すること

地域災害医療コーディネーターは、圏域内の医療救護活動方針、他圏域からの傷病者の受入れ、他圏域への医療チームの派遣等について、都災害医療コーディネーター又は他の地域災害医療コーディネーターと調整します。

また、地域災害医療コーディネーターは、圏域内の区市町村災害医療コーディネーターに対して、災害医療に関する専門的な助言を行います。

(5) その他医療救護に関すること

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点に参集した日本DMA T（原則として統括DMA T^{※1}）と連携して、DMA T活動拠点本部^{※2}の設置運営、圏域内の病院支援活動及び地域医療搬送活動等を行う日本DMA Tを統括します。

※1 各DMA T本部の責任者として活動する統括DMA T有資格者をいう。

※2 参集した日本DMA Tの指揮及び調整や日本DMA T活動方針の策定等を行う本部をいう。

第5節 区市町村の災害医療体制

区市町村は、大規模な災害が発生した（又は発生するおそれがある）場合に、区市町村災害対策本部を設置します。

都内（島しょ部を除く）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、当該区市町村内の震度に関わらず、医療に関する調整が可能な体制を確保することが望めます。

※本節は、区市町村の標準的な取扱いについて記載していますが、各区市町村が定める地域防災計画が優先されます。

1 情報収集及び医療救護活動の統括・調整(関連P101・P145)

区市町村は、区市町村災害医療コーディネーターからの医学的な助言を踏まえて、医療救護活動を統括・調整します。

用語	説明
区市町村災害医療コーディネーター※	区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

※ 各区市町村が指定する災害医療コーディネーターの総称（固有名詞）とする。

(1) 区市町村全域の情報収集に関すること

区市町村は、区市町村内の人的・物的被害、病院被害※、医療救護所の設置運営状況、医療機関の診療状況、地区医療救護班などの医療チームの活動状況、その他医療救護に必要な情報を集約します。

※病院被害を把握できないときは、必要に応じて、現地確認を行います。

(2) 医療救護所の設置・運営に関すること

区市町村は、医療救護所（緊急医療救護所及び避難所医療救護所）を設置・運営します。

(3) 医療救護活動拠点の設置・運営に関すること

医療救護所を開設した区市町村は、原則として、区市保健所や保健センター等に医療救護活動拠点を設置します。

医療救護活動拠点では、区市町村災害医療コーディネーターが中心となって、医療救護班などの医療チームと情報交換を行い、医療救護所や医療機関で行われる医療救護活動に不均衡が生じないように医療ニーズや活動方針を確認します。

用語	説明
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点

(4) 地区医療救護班等の編成及び派遣に関すること

区市町村は、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会などの関係機関に対して、地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班等の編成・派遣を要請します。

(5) 医療チームの派遣を要請すること

病院（災害拠点病院を除く）や医療救護所などで活動する医療チームが不足している（又は不足が見込まれる）とき、区市町村は、管轄する医療対策拠点に対して、医療チームの派遣を要請します。

(6) 傷病者を受け入れる病院の確保等に関すること

区市町村は、病院、診療所及び医療救護所からの要請を受けて、傷病者を受け入れる病院を確保します。病院の確保を要請できる範囲は、区市町村内の病院、圏域内の災害拠点病院及び管轄する医療対策拠点になります。

また、区市町村内の病院からの病院機能維持のためのライフライン（水・燃料）支援要請を受けて、区市町村による支援が難しい場合には、管轄する医療対策拠点へ支援のための調整を行います。

(7) 医薬品・医療資器材の確保に関すること

区市町村は、地区薬剤師会と連携して災害薬事センターを設置し、備蓄医薬品の活用や卸売販売業者から医薬品等の調達を行います。

(8) その他医療救護に関すること

その他医療救護に関することは、区市町村の地域防災計画の定めによります。

2 区市町村災害医療コーディネーターの機能

区市町村は、災害医療や地域の医療事情（区市町村の医療環境や地理など）に精通している医師を区市町村災害医療コーディネーターに指定します。

区市町村災害医療コーディネーターは、大規模災害発生時において、区市町村長の要請を受けて医療救護活動拠点などに参集し、次の職務に関して、医学的な見地から助言を行います。

[表 2 4 : 区市町村災害医療コーディネーターの活動期間]

フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
→					
【区市町村災害対策本部に参集】 <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の医療救護活動方針の策定 ・医療チームの配分調整 ・傷病者を受け入れる病院の確保 ・地域災害医療コーディネーターとの連絡調整 					

(1) 区市町村の医療救護活動方針の策定に関すること

区市町村災害医療コーディネーターは、区市町村内の被害状況、医療救護所の医療ニーズ、医療チームの活動状況などを踏まえ、区市町村が定める医療救護活動方針に対して、医学的な助言を行います。

(2) 医療チームの配分調整に関すること

区市町村災害医療コーディネーターは、区市町村内の病院や医療救護所の人的・物的資源に不均衡が生じないように、医療チームの配分調整について、医学的な助言を行います。

(3) 傷病者を受け入れる病院の確保に関すること

区市町村災害医療コーディネーターは、傷病者を受け入れる病院の確保に向けて、区市町村内の病院、圏域内の災害拠点病院及び管轄する医療対策拠点と調整します。

(4) 地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること

区市町村災害医療コーディネーターは、医療救護活動方針等について、地域災害医療コーディネーターと調整します。

(5) その他医療救護に関すること

その他医療救護に関して、区市町村に対する医学的な助言を行います。

3 地区医療救護班等の活動等(関連P16・P103・P147)

(1) 地区医療救護班の編成・派遣

区市町村は、地区医師会に対して、地区医療救護班の編成・派遣を要請します。地区医療救護班は、医療救護所を中心に区市町村が定める医療救護活動を行います。

この医療救護活動には、トリアージ及び傷病者に対する応急処置、助産救護、死亡の確認（状況に応じて、遺体の検案に協力）などがあります。

(2) 地区歯科医療救護班の活動

区市町村は、地区歯科医師会に対して、地区歯科医療救護班の編成・派遣を要請します。地区歯科医療救護班は、医療救護所を中心に区市町村が定める歯科医療救護活動を行います。

この歯科医療救護活動には、歯科医療を要する傷病者に対する応急処置又は歯科医療の提供、トリアージの協力、検視・検案に際しての法歯学上の協力などがあります。

(3) 地区薬剤師班の活動

区市町村は、地区薬剤師会に対して、地区薬剤師班の編成・派遣を要請します。地区薬剤師班は、災害薬事センターなどで、区市町村が定める救護活動を行います。

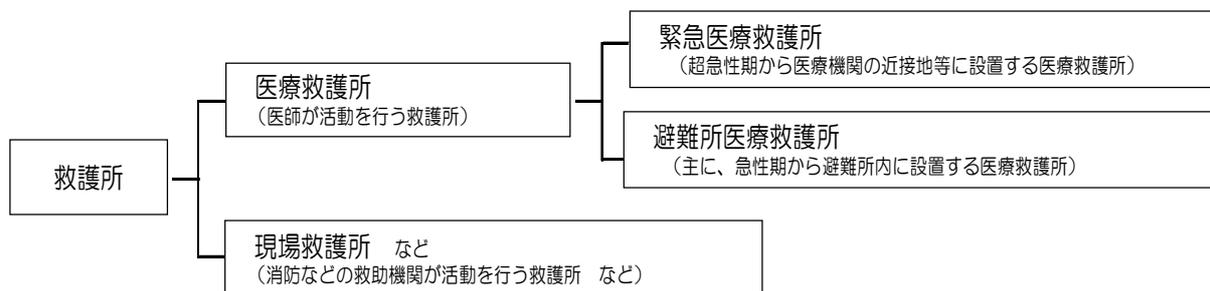
この救護活動には、医療救護所における調剤及び服薬指導、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理、トリアージの協力などがあります。

4 医療救護所(関連P105・P148)

災害時には、災害現場の負傷者や被災地内の傷病者に対して救護活動を行うため、救護所を設置します。救護所には、医師が医療救護活動を行う医療救護所や東京消防庁などの救助機関が活動を行う現場救護所などがあります。

区市町村は、各区市町村地域防災計画に基づいて医療救護所を設置・運営することになりますが、本ガイドラインでは、発災後に速やかに医療機関の近くに設置する緊急医療救護所と、主に急性期以降に避難所内に設置する避難所医療救護所について記載しています。

[図 1 1 : 主な救護所の種別※]



※ ここで記載している救護所の種別は、法令等により定められたものではなく、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の救護所種別(避難所救護所、医療機関前救護所、現場救護所及び拠点救護所)に基づいて、本ガイドラインが定めた区分になります。

[表 2 5 : 医療救護所の設営時期]

	フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
想定される医療ニーズ	外傷治療・救命救急の医療ニーズ					
緊急医療救護所	速やかに設置し、トリアージ・応急処置等		(状況に応じて閉鎖)			
避難所医療救護所	(発災後3時間～) 避難所設置					
	(必要に応じてトリアージ・応急処置等)		慢性疾患治療及び被災者等の健康管理(巡回診療を含む)			

(1) 緊急医療救護所の設置

区市町村は、発災直後からおおむね超急性期まで、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合には病院敷地内を含む）に緊急医療救護所を設置します。

なお、EMISの「医療機関前救護所」に相当するものとします。

(2) 避難所医療救護所の設置

区市町村は、おおむね超急性期までは、病院がない地域を中心に避難所医療救護所を設置し、また、おおむね急性期から慢性期までは、原則として500人以上の避難所又は二次避難所（福祉避難所）※などに、避難所医療救護所を設置します。

なお、EMISの「避難所救護所」に相当するものとします。

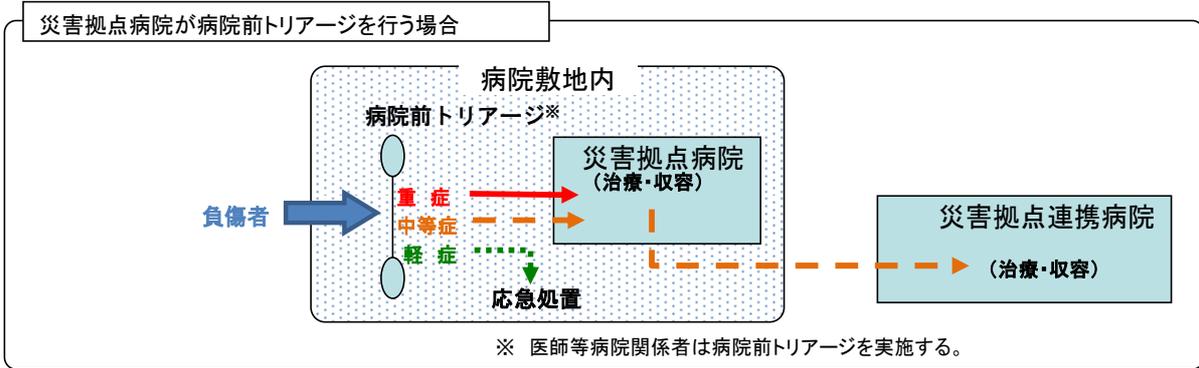
※ 一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所

[表 2 6 : 緊急医療救護所と避難所医療救護所の比較]

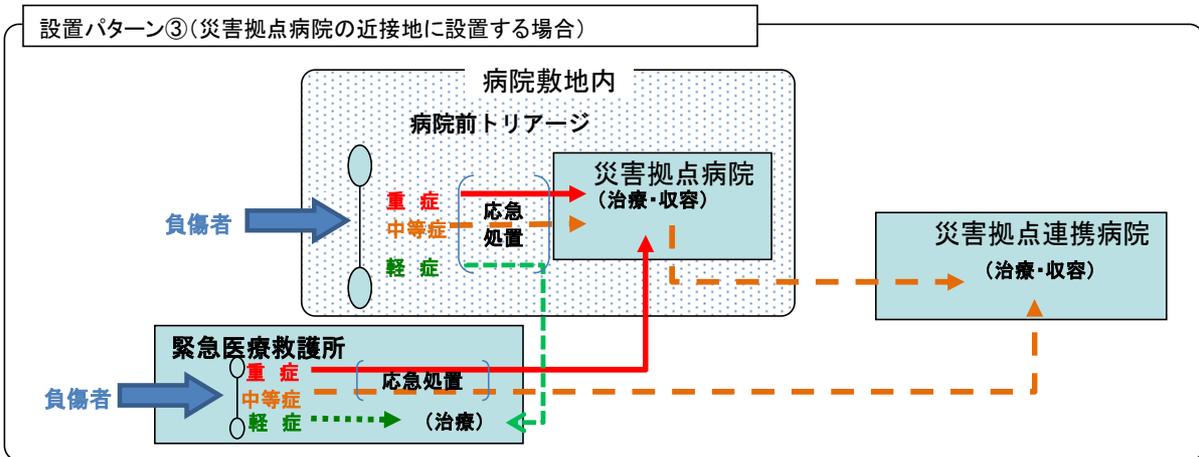
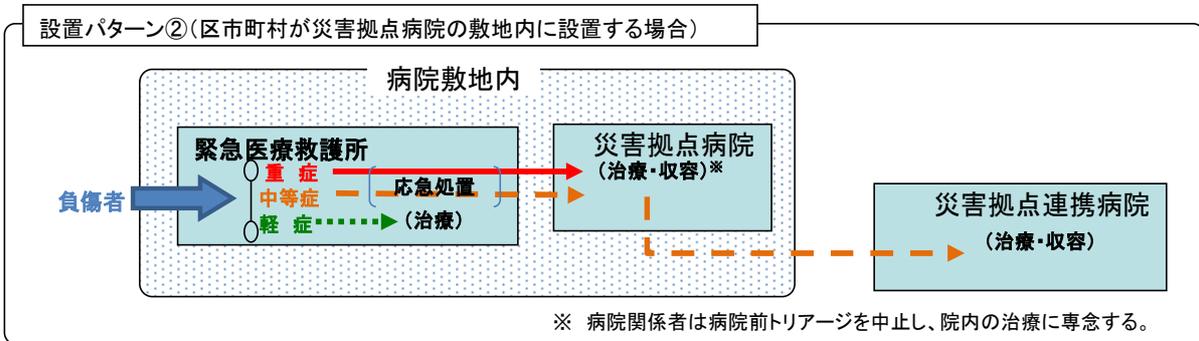
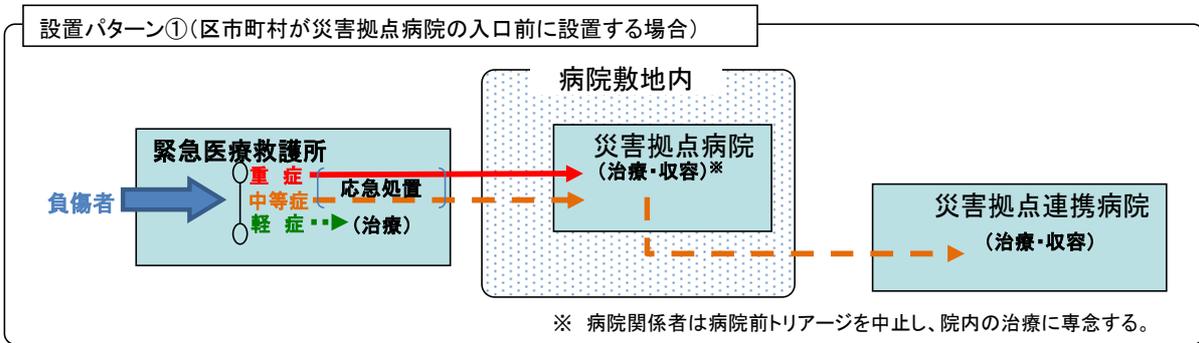
	医 療 救 護 所	
	緊急医療救護所	避難所医療救護所
	区市町村が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等に設置する医療救護所	区市町村が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供 ・ 発災直後は、多数傷病者に対する優先順位が必要 ↓ ・ 病院前トリアージを実施して、中等症者等に対する災害拠点病院などの診療機能を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民に対する医療機能の提供 ・ 地域医療が回復するまで医療機能の確保が必要 ↓ ・ 病院がない地域における臨時的な医療機能の提供 ・ 避難生活の長期化による被災者の健康管理など
2 場所	○ 災害拠点病院などの近接地等(病院敷地内を含む)	○ 原則として500人以上の避難所、二次避難所
3 機能	<p>[おおむね超急性期まで]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トリアージ ○ 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 ○ (必要に応じて)中等症者・重症者に対する搬送までの応急処置 	<p>[おおむね超急性期まで]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院がない地域に設置する避難所医療救護所 ○ トリアージ ○ 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 ○ 受入可能な医療機関までの搬送 ○ 中等症者・重症者に対する応急処置 ○ 避難者等に対する健康相談 ○ 助産救護
4 期間	○ 原則として、超急性期まで開設 (近接病院等の状況から閉鎖を判断)	○ 原則として、急性期から慢性期まで開設 (地域の医療機能や避難所の状況から閉鎖を判断)

《緊急医療救護所の考え方 —災害拠点病院の場合— 》

1 緊急医療救護所の設置前(発災直後)



2 緊急医療救護所の設置後



《参考》 緊急医療救護所を設置する必要性について

以前の東京都地域防災計画は、災害現場の負傷者や被災地内の傷病者を医療救護所に一次的に集めることとし、医療救護所では対応できない傷病者を後方医療施設（被災を免れた全ての医療機関）に搬送することとしていました。

しかし、平成23年に発生した東日本大震災では、傷病者が医療機関に集中する傾向が強かったことから、都は、平成24年に東京都地域防災計画を修正しました。

避難所医療救護所では、平時から医療活動が行われていないため、重症者等に対応できません。

1 発災直後には医療救護所がないこと

避難所は、平時から開設されている医療施設ではないため、医療従事者の参集や医療救護所の開設準備に時間を要します。

このため、傷病者が避難所に集まっても、医師の応急処置等を受けられないことがあります。

一方、病院は、平時から開設されている医療施設です。緊急医療救護所の開設前であっても、傷病者は病院で診療を受けることができます。

2 避難所医療救護所には十分な設備がなく、対応できる傷病者が限られること

避難所医療救護所の設備や医薬品・医療資器材は、一般病院と比較して限られたものになります。災害現場からの負傷者を避難所医療救護所に集めても、対応できる傷病者は限られます。

3 避難所医療救護所で受け入れた重症者等は、病院に搬送しなければならないこと

避難所医療救護所に対応できない重症者等を近隣の災害拠点病院に搬送するためには、重症者等の搬送車両を配置しなければなりません。



被災地内の傷病者は、できるだけ対応可能な病院に集めていく。

1 傷病者が集中する病院の前に、緊急医療救護所を設置すること

公立小中学校等に設置が予定されている避難所医療救護所に比べて、被災地内の医療機関は限られ、傷病者が医療機関に集中することが想定されます。

このため、発災直後から超急性期までは、区市町村が、病院の近くに緊急医療救護所を最優先に設置して、重症者や中等症者等の収容・治療を担う病院の医療機能を守ることが必要です。

2 病院の役割分担を定めること

病院は、救命救急センターを有する病院、救急告示医療機関、精神医療を担う病院など、様々な特性を有しています。このため、災害時であっても、重症者等に対応できる病院は限られます。

都は、全ての病院を「災害拠点病院」、「災害拠点連携病院」、「災害医療支援病院」に分類しています。今後は、各病院の特性に応じた具体的な役割分担を定めていくことが必要です。

5 医療救護活動拠点

(1) 医療救護活動拠点の設置

医療救護所を開設する区市町村は、区市保健所や保健センターなどに医療救護活動拠点を設置します。

(2) 医療救護活動拠点の機能

医療救護活動拠点では、毎朝・毎夕など定期的にミーティングを開催します。

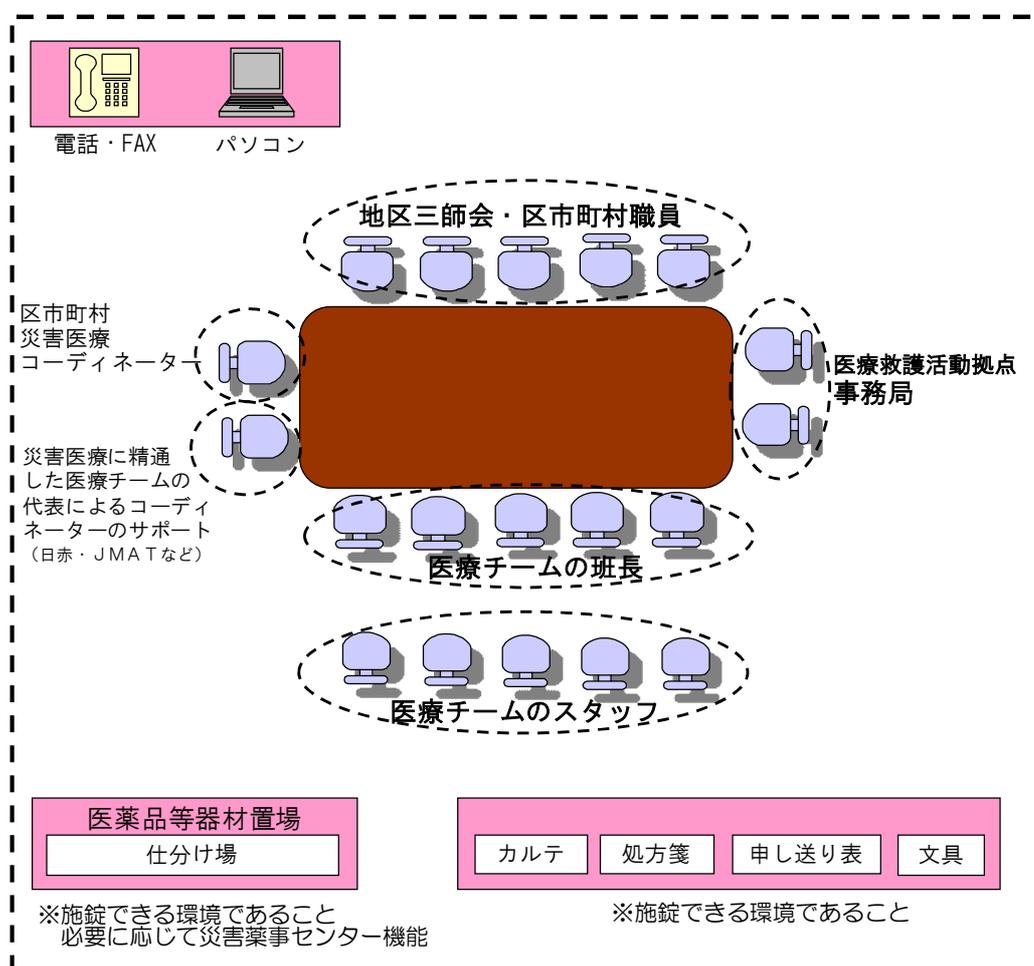
このミーティングでは、区市町村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護救護活動方針の確認や情報交換等を行います。

特に、各医療救護所の運営に不均衡が生じないように、医療救護班等が不足している医療救護所がないか、医療救護所の人的・物的支援に不均衡がないか、医療救護活動が継続的かつ計画的に行われているか、などについて確認します。

(3) 医療救護活動拠点の閉鎖

区市町村は、医療救護所の設置数や医療救護活動の状況から、医療救護活動拠点の閉鎖時期を決定します。

[参考:医療救護活動拠点のレイアウト (例)]



第6節 医薬品・医療資器材

1 医薬品・医療資器材等の調達方法(関連P130)

(1) 病院、診療所、歯科診療所、薬局

病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として、医薬品、医療機器、衛生材料及び歯科用医薬品を平時と同様に卸売販売業者から購入します。

卸売販売業による医薬品等の供給機能は段階的に復旧しますが、流通が回復するまで（おおむね超急性期までの72時間）は、医療機関の備蓄品等で対応します。

(2) 区市町村

区市町村は、災害薬事センターを設置して卸売販売業者に医薬品等を発注し、医療救護所や避難所に供給します。

また、流通が回復するまでは、区市町村の備蓄品等で対応します。

[表 27：医薬品・医療資器材等の供給]

機 関 名	活 動 内 容
東京都 保健医療局	<ul style="list-style-type: none">○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。○ 必要に応じて医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供
区市町村	<ul style="list-style-type: none">○ 発災後速やかに災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置○ 災害時には区市町村が備蓄しているものを使用○ 備蓄医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請
都薬剤師会 地区薬剤師会	<ul style="list-style-type: none">○ 区市町村災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。○ 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実

2 東京都の対応(関連P128)

(根拠:東京都地域防災計画など)

都は、卸売販売業者及び災害時協力締結団体^{*}や日本赤十字社東京都支部などと連携し、災害時の医薬品等の供給体制を構築しています。

なお、医薬品・医療資器材と一部の血液製剤の調達方法は異なりますので、ご注意ください。

^{*} 東京都薬剤師会、東京医薬品卸業協会、日本医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、日本衛生材料工業連合会及び大東京歯科用品商協同組合

1.医薬品・医療資器材

(1) 医薬品集積センターの設置

都は、必要に応じて、医薬品集積センターを設置し、被災地外の関係団体や他道府県市などからの医薬品等を集積し、区市町村が設置する災害薬事センターに配送します。

(2) 卸売販売業の復旧支援

都は、医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう支援します。

(3) 区市町村への支援

甚大な被害を受けたこと等により、区市町村が自ら医薬品等を調達できない場合、都は、区市町村から要請を受けて、医薬品等を調達します。

また、調達を円滑に行うため、災害時協力協定締結団体から被災状況や医薬品等の充足状況などの報告を受けます。

(4) 医薬品・医療資器材等の備蓄

都は、区市町村から要請があった場合に医薬品等を供給できるように、医療資器材等の一部を備蓄しています。

2.血液製剤(輸血用血液製剤)

都は、区市町村から血液製剤(輸血用血液製剤)の供給要請があった場合、又は血液製剤(輸血用血液製剤)の供給について必要と認めた場合は、日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)及び献血供給事業団に供給を要請します。

血液製剤(輸血用血液製剤)が不足する場合、都は他道府県を通じて他道府県血液センター(他道府県支部)に応援を依頼し、都外からの供給によりその確保を図ります。

【参考】血液製剤とは、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする医薬品のことです。人の血液の全部(全血)又は人の血液から赤血球、血小板、血漿といった成分を分離・調剤した「輸血用血液製剤」と、人の血液の血漿から治療に必要な血漿タンパク質を種類ごとに分離精製した「血漿分画製剤」があります。

3 区市町村の対応(関連P129)

(根拠:東京都地域防災計画など)

区市町村は、災害時に必要な医薬品等を備蓄するとともに、地区薬剤師会と連携し、災害薬事センターの設置場所や運営方法、卸売販売業者からの調達方法などをあらかじめ協議しておきます。

詳しくは、『災害時薬剤師班活動ガイドライン』によります。

(1) 医薬品等の備蓄

区市町村は、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会と協議のうえ、医療救護所や避難所などで使用する医薬品等の備蓄に努めます。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とします。

(2) 災害薬事センター(旧称:医薬品ストックセンター)の設置

区市町村は、地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所などへの医薬品等の供給拠点となる災害薬事センター(旧称:医薬品ストックセンター)を、原則として、医療救護活動拠点と同一建物内(又は近接する場所)に設置します。

また、地区薬剤師会から災害薬事コーディネーター(旧称:医薬品ストックセンター長)を選任します。

(3) 災害薬事センターの機能

災害薬事センターは、薬事に関する「人」(=薬剤師、薬局、卸売販売業者等)と「物」(=医薬品、医療資器材等)を調整する拠点としての役割を担います。

また、災害薬事センターで収集した情報は、災害薬事コーディネーターを通して区市町村災害医療コーディネーターへ提供します。

その他、運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について定めておきます。

(4) 災害薬事コーディネーターの機能

災害薬事センターのセンター長は、災害薬事コーディネーターとして、薬事の観点から区市町村災害医療コーディネーターをサポートし、地域の医療救護活動が円滑に行われるように、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整します。

[参考:災害薬事コーディネーターの業務]

- 1 医療救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理など
- 2 薬剤師班の差配、支援要請など
- 3 病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品の過不足状況の把握、薬事関係者の調整など

第7節 医療機関

1 医療機関(全般)(関連P111)

災害時には、多数の傷病者等が医療機関に集中することが想定されます。このとき、傷病者に対して中心的な役割を担うのは、被災地内の医療機関です。

(1) 医療機関等の分類

都は、被災地の限られた医療資源を有効に活用するため、全ての病院を、災害拠点病院、災害拠点連携病院及び災害医療支援病院に分類しています。傷病者を受け入れる医療機関の分類は、下記のとおりです。

[表 7 (再掲) : 災害時における病院の役割分担]

種 別	役 割 分 担
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

[表 1 3 (再掲) : 診療所・歯科診療所・薬局の種別と役割分担]

種 別	役 割 分 担
専門的医療を行う診療所	原則として、診療を継続する診療所 (救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所)
診療所 歯科診療所 薬 局	区市町村地域防災計画に定める医療救護活動又は診療を継続する診療所等 (上記以外の診療所、歯科診療所、薬局)

(2) 平常時からの備え

ア 災害対策委員会の設置

院長等を責任者とする災害対策委員会を設置し、災害時の医療救護体制の在り方、施設設備等の安全点検、防災訓練の実施などについて事前に検討します。

イ 緊急時の連絡網の整備

災害発生直後から迅速に対応できるように、職員や関係機関との緊急連絡網を整備し、安否確認の方法や関係機関に要請すべき事項を取りまとめて、職員に周知します。

ウ 事業継続計画(BCP)や災害対応マニュアルの策定

病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療等を継続できるように事業継続計画(BCP)や災害対応マニュアルを策定し、職員の参集体制、災害発生時の初動体制、外来・入院患者への対応、新たな傷病者の受入場所の確保や病床の臨時拡大の方法、地域の関係機関との連携などについて、あらかじめ定めておきます。

【参考:事業継続計画(BCP)】

事業継続計画(BCP)とは、災害時においても重要業務を中断しないように事前に定めた計画をいいます。

事業継続計画(BCP)において想定する主な業務には、①優先度の高い通常業務、②災害時応急対策業務、③応急復旧業務、④優先度の高い復旧業務、⑤予防業務があります。

都では、以下のとおりガイドラインを定めていますので、ご活用ください。

(1)医療機関の事業継続計画(BCP)策定ガイドライン

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/saigai/zigyoukeizokukeikaku.html>

(2)災害時の薬局業務運営の手引き ～薬局BCP・地域連携の指針～

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/saigai/yakkyokubcp.html>

エ 医薬品・医療資器材の管理

卸売販売業者が復旧し、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な医薬品等(おおむね3日分程度)をあらかじめ備蓄します。

オ 施設・設備等の点検

医療機能の維持に欠かせない電気、水道などの施設・設備等の点検を毎年度定期的に実施します。

カ 防災訓練の実施

被災地内の医療機関には、在院患者の安全確保や新たな傷病者の受入れなどが求められます。このため、各医療機関は、次の(ア)及び(イ)を目的として、計画的に防災訓練を実施します。

(ア) 事業継続計画(BCP)や災害対応マニュアルの検討・見直し

(イ) 災害時の対応方法の周知

【参考:病院における防災訓練マニュアル等】

○ 病院における防災訓練マニュアル(平成8年8月発行)

○ 病院の施設・設備自己点検チェックリスト(平成12年3月発行)

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/saigai/bousaikunnrenn.html>

2 災害拠点病院(関連P116)

(根拠:東京都災害拠点病院設置運営要綱)

都内で災害が発生し、通常の医療体制では、傷病者に対する医療の提供が困難な場合、災害拠点病院は、重症者等の受入体制の強化、都医療救護班や都内DMATの編成・派遣など、災害拠点病院として必要な医療救護活動を行います。

(1) 災害拠点病院の指定

都は、首都直下地震等が発生した場合の被害想定や二次保健医療圏の医療事情を踏まえて、都が定める指定基準を満たした病院から災害拠点病院を指定しています。

(2) 災害拠点病院の分類

都は、災害拠点病院を、基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院に三分類しています。

ア 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院とは、災害拠点病院に対する訓練研修機能等を有する病院として、原則として都道府県に1か所指定される病院をいいます。

都は、人口規模が大きいことから、都立広尾病院と国立病院機構災害医療センターの2か所を指定しています。

イ 地域災害拠点中核病院

地域災害拠点中核病院とは、二次保健医療圏（基幹災害拠点病院を有する医療圏及び島しょ保健医療圏を除く。）に1か所指定される病院をいいます。

ウ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院とは、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院を除く全ての災害拠点病院をいいます。

(3) 災害拠点病院の機能

ア 主に重症者を受け入れること

災害拠点病院は、原則として、近隣の医療機関や医療救護所等では対応できない重症者等の収容・治療を行います。このため、病院前に緊急医療救護所を設置して、病院機能を確保します。

イ 都医療救護班及び都内DMATの編成・派遣

災害拠点病院は、都の要請を受けて、都医療救護班及び都内DMATを編成・派遣します。

ウ 医療対策拠点の設置

都は、基幹災害拠点病院と地域災害拠点中核病院に、医療対策拠点を設置します。

(4) 院内体制の整備

災害拠点病院は、前記「1 医療機関（全般）」の「(2) 平常時からの備え」のほか、下記について事前に検討します。

ア 重症者等の受入場所の確保

災害拠点病院は、多数の傷病者を受け入れることができるように、施設内の構造などを踏まえ、トリアージエリア、重症者等の受入場所、患者動線、遺体安置所などをあらかじめ確保します。

さらに、臨時の受入場所として、廊下、会議室、食堂などのスペースを最大限に活用できるように、あらかじめ災害時の対応を定めておきます。

イ 医療チームの受入方法の確立

災害拠点病院には、病院支援や地域医療搬送などを担う医療救護班や日本DMATなどの医療チームが参集します。このため、医療チームの受入方法について、あらかじめ定めておきます。

3 災害拠点連携病院(関連P121)

(根拠:東京都災害拠点連携病院設置運営要綱)

都内で災害が発生し、通常の医療体制では傷病者に対する医療の提供が困難な場合、災害拠点連携病院は、主に中等症者を受け入れます。

(1) 災害拠点連携病院の指定

都は、救急告示を受けている病院、その他同等の機能を有すると知事が認めた病院から災害拠点連携病院を指定します。

(2) 災害拠点連携病院の機能

災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行います。

(3) 傷病者等の受入場所の確保

災害拠点連携病院は、前記「1 医療機関(全般)」の「(2) 平常時からの備え」のほか、多数の傷病者を受け入れることができるように、施設内の構造などを踏まえ、トリアージエリア、中等症者等の受入場所、患者動線、遺体安置所などをあらかじめ確保します。

さらに、臨時の受入場所として、廊下、会議室、食堂などのスペースを最大限に活用できるように、あらかじめ災害時の対応を定めておきます。

4 災害医療支援病院(関連P124)

災害医療支援病院は、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院であり、次の(1)及び(2)に分類されます。

(1) 専門医療を担う病院

災害時において、医療機能の維持が求められる周産期医療、小児救急、精神医療、透析医療、その他専門医療への対応を行う病院は、既存のネットワーク等の連携体制を活用して、災害時に不足する医療機能の確保に努めます。

(2) 主に慢性疾患を担う病院

「(1) 専門医療を担う病院」以外の全ての災害医療支援病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行います。

5 診療所・歯科診療所・薬局(関連P127)

診療所、歯科診療所及び薬局の具体的な役割は、次の(1)及び(2)に分類されます。その他、詳細については、区市町村が定める地域防災計画によります。

(1) 専門的医療を行う診療所

救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として診療を継続します。

(2) 一般診療所・歯科診療所及び薬局

「(1) 専門的医療を行う診療所」以外の診療所、歯科診療所及び薬局の取り扱いについては、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動や診療継続に努めます。

第8節 搬送体制(関連P133)

都は、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言を受けて、傷病者の受入れが可能な医療機関を確保し、傷病者を搬送します。

また、都外に搬送する必要がある場合には、都が、他自治体との協定等に基づき、他県又は市（以下「他県等」という。）に対して傷病者等の受入れを要請します。

[表 28 : 医療搬送の定義]

用語	定義
地域医療搬送	<ul style="list-style-type: none">・地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市区町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む）であって、広域医療搬送以外のものをいう。・災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関からSCUへの搬送及び被災地域外のSCUから医療機関への搬送を含む。
広域医療搬送	<ul style="list-style-type: none">・広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。・広域医療搬送は、被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に航空搬送拠点を設置して行う。

【日本DMAT活動要領による】

(1) 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置

都は、大規模災害時等において傷病者の航空搬送を行うための拠点を確保し、同拠点内に臨時医療施設（Staging Care Unit。以下「SCU」という。）を設置します。

SCUとは、主に航空機搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための臨時医療施設として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠점에設置されるものです。

都は、内閣府が定めるSCU設置候補地（東京国際空港（羽田空港）、有明の丘広域防災拠点及び立川駐屯地の3か所）に設置することを予定しています。

(2) 搬送体制の整備等

都は、自動車、ヘリコプター、船舶など複数の搬送手段を確保するとともに、ヘリコプター緊急離着陸場^{*}の確保を図ることとします。

また、相互応援協定等に基づき、国や関係縣市等との広域医療搬送体制の整備に努めています。

^{*}東京都地域防災計画[別冊資料]に、「災害時臨時離着陸場候補地一覧」を掲載しています。

第 2 章

各論 I：発災直後～超急性期・急性期 ～ 救命救急のニーズに対応する ～

- 本章のポイント ●

発災直後から超急性期・急性期までは、外傷治療及び救命救急ニーズに対応する必要があります。

本章は、発災直後の限られた医療資源を最大限に活用できるように、各機関の標準的な活動方針について記載しています。

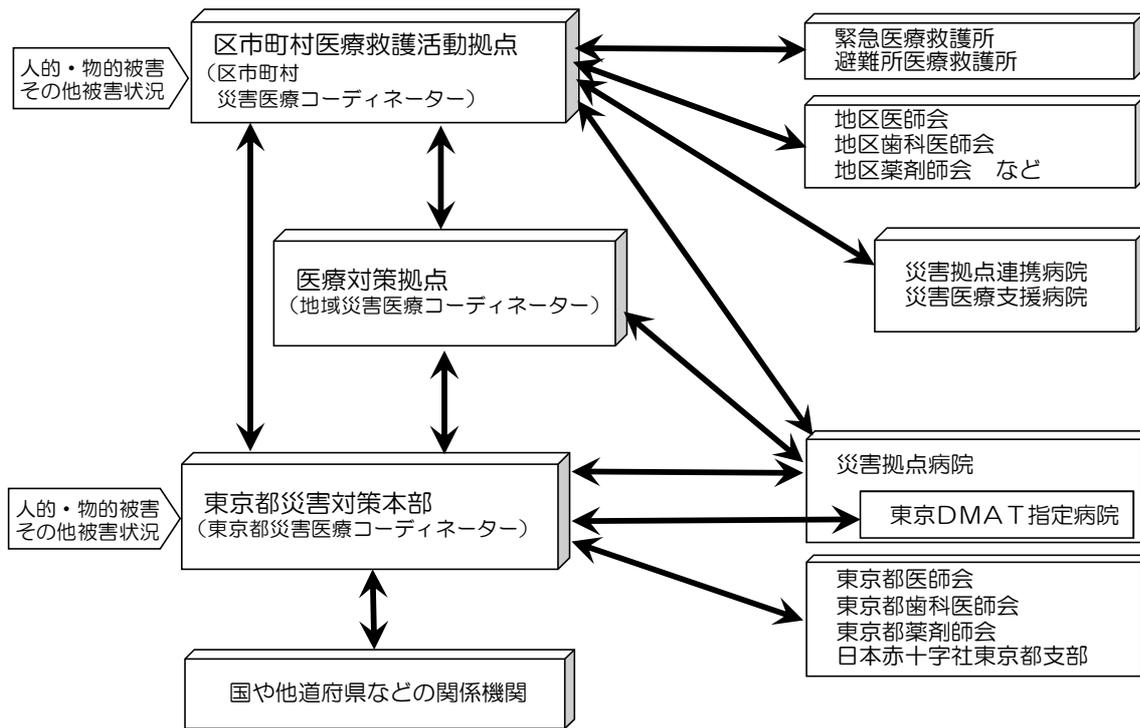
各機関が連絡できる範囲が限定されていること、都や区市町村が定める統一的な活動方針を踏まえて各機関が連携して医療救護活動を行うことなど、平常時と異なる対応があることをご確認ください。

第1節 情報連絡体制

都内において震度6弱以上の地震が発生した場合など大規模な災害が発生しているとき、都は、本ガイドラインに定める医療救護に関する情報を収集します。

各地域の被害状況は、主に、都や区市町村の災害対策本部が把握しますが、「医療救護に関する情報(医療機関や医療救護所の状況、医療チームの活動状況など)」については、都、医療対策拠点、区市町村その他関係機関が連携して情報収集に努めます。

[図12：急性期までの情報連絡体制]



【注：本ガイドラインにおける情報】

発災直後は、人的・物的被害の状況について正確な情報を集約し、外傷治療・救命救急の医療ニーズを的確に把握することが重要です。都は、よりきめ細かな医療ニーズを把握するため、災害医療コーディネーターを中心として医療救護活動に必要な情報を集約します。

(本ガイドラインでは医療救護に関する情報の取扱いについて示します。)

表：災害時の情報（保健医療局関係）

○透析医療 在宅難病、 精神医療、血液製剤など	○避難所、高齢者施設、 障害者施設、児童施設など
○医療機関や医療救護所の状況 ○医療チームの活動状況など	○医薬品、感染症、遺体 食品衛生、水、動物など

医療救護に関する情報

【参考:通信手段について】

災害時においては、様々な通信手段を活用することにより、関係機関と情報共有することが求められますが、本ガイドラインでは、「電話等」及び「電子メール・FAX等」を下記のとおり想定しています。さらに、こうした基本的な通信手段のほか、多数の関係者が同時に情報共有等を行う必要がある際などは、インターネットの接続状況によって、新型コロナ禍で普及した「WEB会議システム」も活用し、効果的・効率的な情報共有を行うことが必要です。

① 電話等

固定電話、携帯電話、防災行政無線、MCA無線、衛星携帯電話など遠隔地と会話できる通信手段。

※ MCA無線は、令和11年5月31日でサービス終了予定

② 電子メール・FAX等

電子メール、FAX、防災行政FAXなど遠隔地に資料を送信できる通信手段。

③ WEB会議システム

インターネット環境下で、WEB会議により、多数の関係者が同時に、映像、音声、資料共有などができる通信手段。

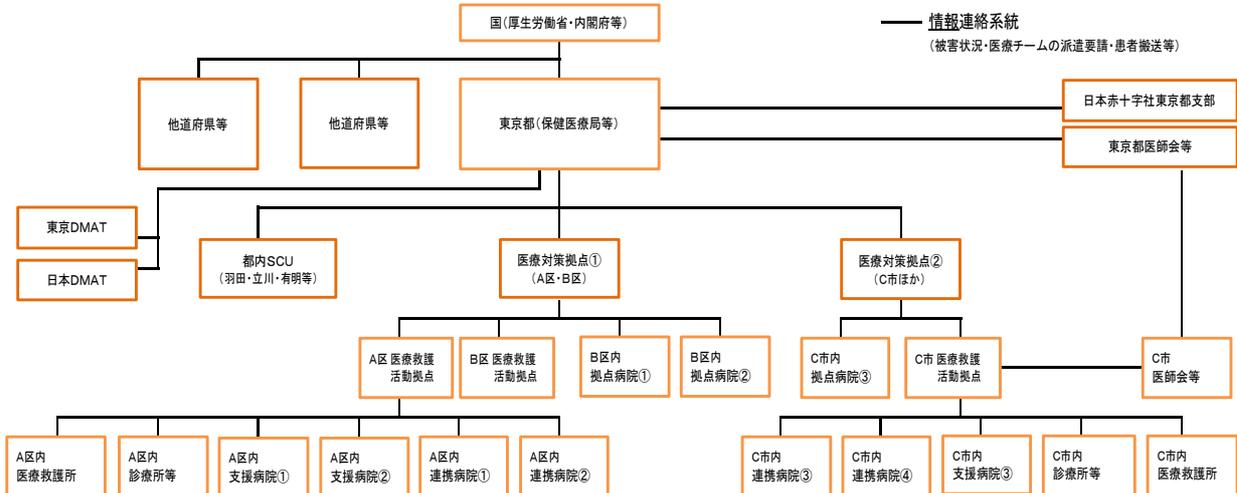
〔参考：衛星携帯電話等の発信方法〕

インマルサット ・イリジウム ・スラーヤ	⇒	インマルサット	00 発信番号	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXXX インマルサット番号	+	呼出キー
	⇒	イリジウム	00 発信番号	+	8816/8817 アクセス番号	+	XXXXXXXX イリジウム番号	+	呼出キー
	⇒	スラーヤ	00 発信番号	+	88216 アクセス番号	+	XXXXXXXX スラーヤ番号	+	呼出キー
	⇒	固定電話 携帯電話 ワイドスター	00 発信番号	+	81 国番号	+	XXXXXXXX 相手先番号 ※最初の0を除く	+	呼出キー
ワイドスター	⇒	インマルサット	009130 事業者識別番号 ※事前手続必要	+	010 国際電話	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXXX インマルサット番号
	⇒	イリジウム	009130 事業者識別番号 ※事前手続必要	+	010 国際電話	+	8816/8817 アクセス番号	+	XXXXXXXX イリジウム番号
	⇒	スラーヤ	009130 事業者識別番号 ※事前手続必要	+	010 国際電話	+	88216 アクセス番号	+	XXXXXXXX スラーヤ番号
	⇒	固定電話 携帯電話 ワイドスター	通常の発信方法						
固定電話	⇒	インマルサット	KDDI: 001 NTTコム: 0033 ソフトバンク: 0061 楽天: 0037 事業者識別番号 ※国際区分登録済は不要	+	010 国際電話	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXXX インマルサット番号
	⇒	イリジウム	KDDI: 001 NTTコム: 0033 ソフトバンク: 0061 楽天: 0037 事業者識別番号 ※国際区分登録済は不要	+	010 国際電話	+	8816/ 8817 アクセス番号	+	XXXXXXXX イリジウム番号
	⇒	スラーヤ	KDDI: 001 NTTコム: 0033 ソフトバンク: 0061 楽天: 0037 事業者識別番号 ※国際区分登録済は不要	+	010 国際電話	+	88216 アクセス番号	+	XXXXXXXX スラーヤ番号
携帯電話 NTTコム au Softbank 楽天	⇒	インマルサット		+	010 国際電話	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXXX インマルサット番号
	⇒	イリジウム		+	010 国際電話	+	8816/8817 アクセス番号	+	XXXXXXXX イリジウム番号
	⇒	スラーヤ		+	010 国際電話	+	88216 アクセス番号	+	XXXXXXXX スラーヤ番号

(1) 情報連絡系統の対象範囲(原則)

各機関の情報連絡系統（被害状況の報告、医療チームの派遣要請・決定、傷病者の受入・搬送調整）は、原則として、図11のとおり実線で結ばれている範囲内とします。

[図13：情報連絡系統の対象範囲（原則）]



《情報連絡系統の対象範囲(原則)》

1 医療対策拠点①の場合

東京都、他の医療対策拠点（医療対策拠点②）、都内SCU
圏域内の区市町村医療救護活動拠点（A区・B区医療救護活動拠点）及び災害拠点病院（B区内拠点病院①・②）

2 A区医療救護活動拠点の場合

圏域内の医療対策拠点（医療対策拠点①）、
圏域内の区市町村医療救護活動拠点（B区医療救護活動拠点）及び災害拠点病院（B区内拠点病院①・②）
A区内の災害拠点連携病院（A区内連携病院①・②）及び災害医療支援病院（A区内支援病院①・②）
A区内の診療所等及び医療救護所

3 B区内の災害拠点病院①の場合

圏域内の医療対策拠点（医療対策拠点①）
圏域内の区市町村医療救護活動拠点（A区・B区医療救護活動拠点）及び災害拠点病院（B区内拠点病院②）

例1) 拠点病院①から拠点病院②への連絡経路

拠点病院①→拠点病院②

例2) 拠点病院①からC市内の拠点病院③への連絡経路

拠点病院①→医療対策拠点①→医療対策拠点②→拠点病院③

（医療対策拠点の調整後は、拠点病院①と拠点病院③が直接連絡できる）

4 A区内の災害拠点連携病院①の場合（※A区内の支援病院・診療所等・医療救護所も同様）

A区医療救護活動拠点
A区内の災害拠点連携病院（A区内連携病院②）及び災害医療支援病院（A区内支援病院①・②）
A区内の診療所等及び医療救護所

例3) 連携病院①から連携病院②

連携病院①→連携病院②

例4) 連携病院①から拠点病院①への連絡経路

連携病院①→A区医療救護活動拠点→拠点病院①

例5) 連携病院①からC市内の拠点病院③へ連絡する場合

連携病院①→A区医療救護活動拠点→医療対策拠点①→医療対策拠点②→拠点病院③

（医療対策拠点の調整後は、連携病院①と拠点病院③が直接連絡できる）

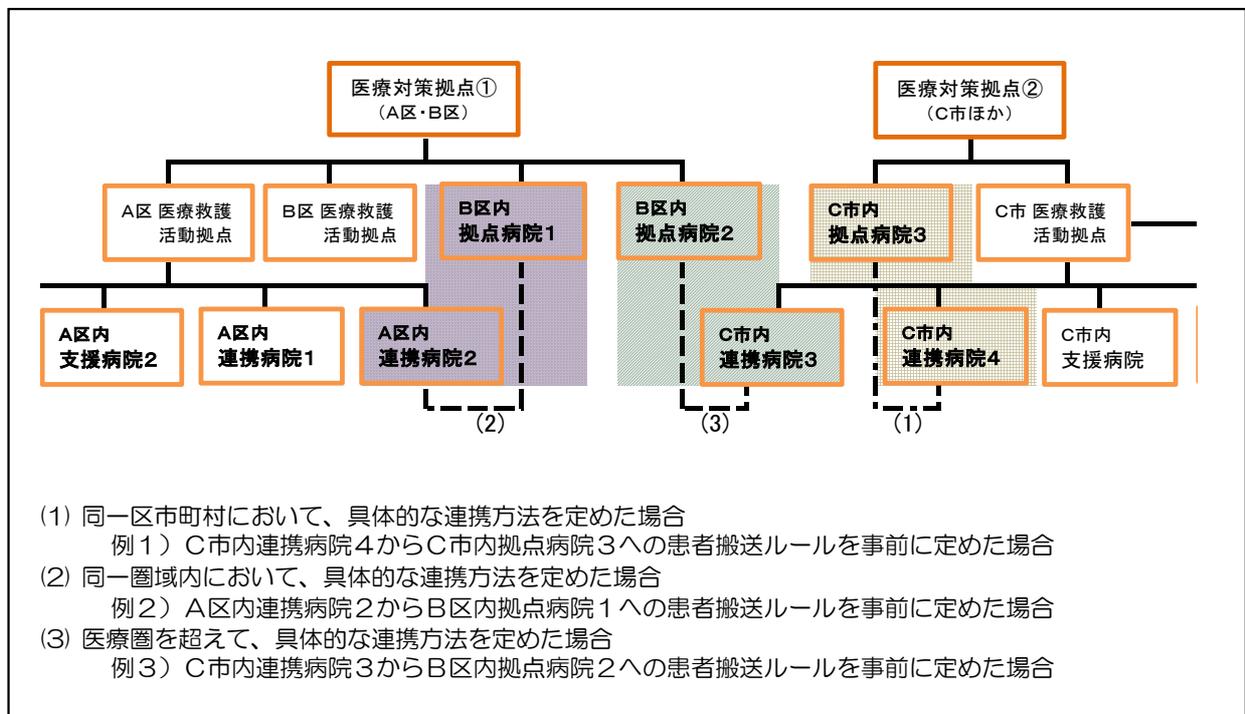
(2) 情報連絡系統の対象範囲(事前ルールがある場合)

各二次保健医療圏で行われる地域災害医療連携会議において、地域の実情を踏まえた情報連絡系統を事前に定めることができます。

ただし、前提条件は、下記のとおりです。

【事前ルールを定める場合の前提条件】

- 1 災害拠点病院に、所在地以外の区市町村からも重症者を受け入れる体制が確保されていること
- 2 医療対策拠点又は医療救護活動拠点に必要な情報が集約される仕組みがあること
- 3 その情報量は、医療対策拠点又は医療救護活動拠点の人員や設置スペースで対応できるものであること



第2節 東京都の医療救護活動

都は、都内で大規模な災害が発生した又は発生するおそれがある場合、東京都災害対策本部を設置します。

ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く）が発生した場合は、東京都災害対策本部を自動的に設置します。

都は、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、都内全域の医療救護活動を統括・調整します。

[表29：東京都から関係機関への情報連絡・要請系統]

東京都	→	東京都医師会・ 東京都歯科医師会・ 東京都薬剤師会・ 日本赤十字社東京都支部	(1) 東京都→東京都医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社東京都支部 ア 東京都災害対策本部、医療対策拠点及びSCUを設置したこと イ 都、各医療圏及びSCUの医療救護活動方針について情報提供すること ウ 都医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の編成・派遣を要請すること エ JMAT、日本赤十字社救護班等の医療チームの派遣を要請すること オ 日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置等について、調整員を派遣すること
	→	医療対策拠点	(2) 東京都→医療対策拠点 ア 医療対策拠点の設置を要請すること イ 東京都災害対策本部、他の医療圏の医療対策拠点、SCU及び日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)を設置したこと ウ 都内の人的被害、大規模事故の発生状況、道路状況等について情報提供すること エ 都、各医療圏及びSCUの医療救護活動方針について情報提供すること オ 医療チーム(都医療救護班や日本DMAT・日本赤十字社救護班など)を配分すること カ 病院からのライフライン支援要請(水・燃料など)の対応を決定すること キ 広域医療搬送方針、臨時離着陸場、フライトプランについて情報提供すること
	→	SCU (参集拠点を含む)	(3) 東京都→SCU(参集拠点を含む) ア 東京都災害対策本部、医療対策拠点を設置したこと イ 都内の人的被害、大規模事故の発生状況、道路状況等について情報提供すること ウ 都、各医療圏及びSCUの医療救護活動方針について情報提供すること エ 医療チーム(日本DMATなど)を配分すること オ 広域医療搬送方針、臨時離着陸場、フライトプランについて情報提供すること
	→	都内参集場所	(4) 東京都→都内参集場所 ア 日本DMATなどの医療チームに対して参集拠点を指定すること
	→	区市町村	(5) 東京都→区市町村 ア 東京都災害対策本部等を設置したこと イ 都、各医療圏及びSCUの医療救護活動方針についてEMISで公表すること
	→	災害拠点病院	(6) 東京都→災害拠点病院 ア 東京都災害対策本部等を設置したこと イ 都、各医療圏及びSCUの医療救護活動方針についてEMISで公表すること ウ 東京DMATの編成・派遣を要請すること(※東京DMAT指定病院に限る) エ 都医療救護班や都内DMATの編成・派遣を要請すること
	→	国 (DMAT事務局など)	(7) 東京都→国(厚生労働省DMAT事務局・内閣府など) ア 日本DMATの配分調整を要請すること イ 広域医療搬送に関する調整を要請すること
	→	他道府県	(8) 東京都→他道府県 ア 日本DMATの派遣を要請すること イ 傷病者の受入れを要請すること

[表 30 : 関係機関から東京都への情報連絡・要請系統]

東 京 都	←	東京都医師会・ 東京都歯科医師会・ 東京都薬剤師会・ 日本赤十字社東京都支部	東京都医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社東京都支部→東京都 ア 都医師会等の災害対策本部を設置したこと イ 都医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班を編成・派遣すること ウ JMAT、日本赤十字社救護班などの医療チームを派遣すること エ 日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置等について、調整員を派遣すること
	←	医療対策拠点	医療対策拠点→東京都 ア 地域災害医療コーディネーターの所在を報告すること イ 医療対策拠点等を設置したこと ウ (必要に応じて)圏域内の病院の被害状況等を報告すること エ 圏域内の医療救護活動方針について都と調整すること オ 医療チーム(都医療救護班や日本DMATなど)の派遣を要請すること カ 病院へのライフライン支援(水・燃料)を要請すること キ 日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置について調整すること ク その他、都と調整すること
	←	SCU (参集拠点を含む)	SCU(参集拠点を含む)→東京都 ア SCUの組織体制や医療チームの参集状況等について報告すること イ SCUの医療救護活動方針について都と調整すること ウ 医療チーム(主に日本DMAT)の派遣を要請すること エ 広域医療搬送の状況について報告すること
	←	都内参集場所	(陸路及び空路による)都内参集場所→都 医療チーム(主に応援日本DMAT)の参集状況を報告すること
	←	災害拠点病院	災害拠点病院→東京都 ア 自院の被害状況を報告すること(EMIS入力又はFAXによる) イ 東京DMATの編成・派遣の可否について回答すること(※東京DMAT指定病院に限る) ウ 都医療救護班や都内DMATの編成・派遣の可否について回答すること

1 情報連絡体制

都内において震度6弱以上の地震が発生した場合など大規模な災害が発生したとき、都は、都内全域の人的・物的被害、病院被害、大規模事故、ライフラインや主要道路の状況、その他本ガイドラインに定める医療救護に関する情報の収集を開始します。

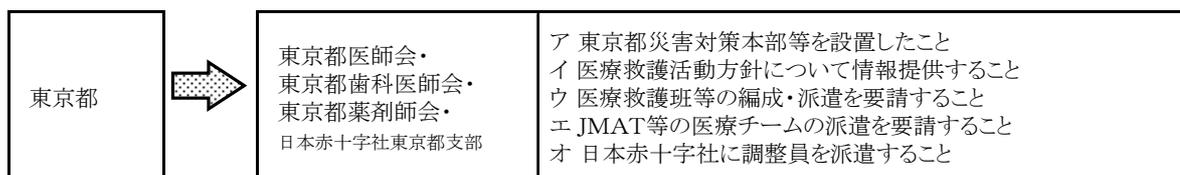
なお、EMISの災害モード切替基準は下記のとおりです。

[EMISの災害モード切替基準（都の場合）]

都は、大規模地震等の災害が発生するなど下記の基準に該当する場合に、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の運用を災害モードに切り替えます。

- (1) 東京都内及び隣接する県に、震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 東京都内で災害が発生し、又は発生することが予測され、東京都災害対策本部が設置されたとき。
- (3) 国の機関又は他の道府県から広域災害救急医療情報の入力依頼があったとき。
- (4) その他、都が必要と認めたとき。

(1) 東京都 → 東京都医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社東京都支部



ア 東京都災害対策本部等を設置したこと

(ア) 都は、東京都災害対策本部を設置したこと、EMISの運用を災害モードに切り替えたことについて、様式1「災害時連絡用紙」を電子メール・FAX等により送付します。

(イ) 都は、各医療対策拠点、SCUの設置状況について、様式1「災害時連絡用紙」を電子メール・FAX等により送付します。

イ 都、各医療圏及びSCUの医療救護活動方針について情報提供すること

(ア) 都は、都、各医療圏及び各SCUの医療救護活動方針について、様式1「災害時連絡用紙」を電子メール・FAX等により送付します。

(イ) 都は、国や他道府県等との調整事項について、情報提供します。

ウ 医療救護班等の編成・派遣を要請すること

「4 都医療救護班等の派遣」(P76)によります。

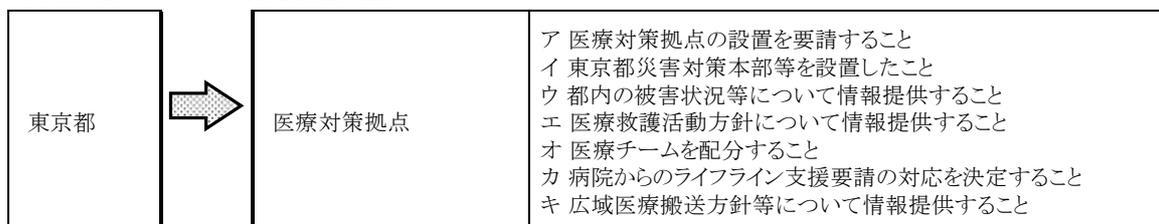
エ JMAT、日本赤十字社救護班等の医療チームの派遣を要請すること

「4 都医療救護班等の派遣」(P76)を準用します。

オ 日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置等について、調整員を派遣すること

都は、必要に応じて日本赤十字社の医療救護所（dERUを含む）の設置等において、円滑な連携体制を確保するため、日本赤十字社東京都支部へ調整員の派遣を考慮します。

(2) 東京都 → 医療対策拠点



ア 医療対策拠点の設置を要請すること

都は、地域災害医療コーディネーターの所在を確認します。また、震度5強以下の地震、その他の災害発生時に医療対策拠点の設置が必要な場合、医療対策拠点の設置を要請します。

イ 東京都災害対策本部等を設置したこと

- (ア) 都は、東京都災害対策本部を設置したこと、EMISの運用を災害モードに切り替えたことをEMIS掲示板に公表し、様式1「災害時連絡用紙」を電子メール・FAX等により送付します。
- (イ) 都は、各医療対策拠点、都内SCU及び日本赤十字社の医療救護所（dERU含む）の設置状況をEMIS掲示板に公表し、様式1「災害時連絡用紙」を電子メール・FAX等により送付します。

ウ 都内の被害状況等について情報提供すること

東京都災害情報システム（DIS）を使用しないときは、都は、都内の人的・物的被害、大規模事故の発生状況等について、様式1「災害時連絡用紙」等により情報提供します。

エ 医療救護活動方針について情報提供すること

- (ア) 都は、都、各医療圏及び各SCUの医療救護活動方針を取りまとめて、EMIS掲示板に公表します。
- なお、EMISを使用しないときは、様式1「災害時連絡用紙」等により情報提供します。
- (イ) 都は、国や他道府県等との調整事項について、様式1「災害時連絡用紙」等により情報提供します。

オ 医療チーム(都医療救護班や日本DMAT・日本赤十字社救護班など)を配分すること

都は、都医療救護班や日本DMAT・日本赤十字社救護班などの医療チームの配分を決定し、医療対策拠点に電話等又は電子メール・FAX等で報告します。

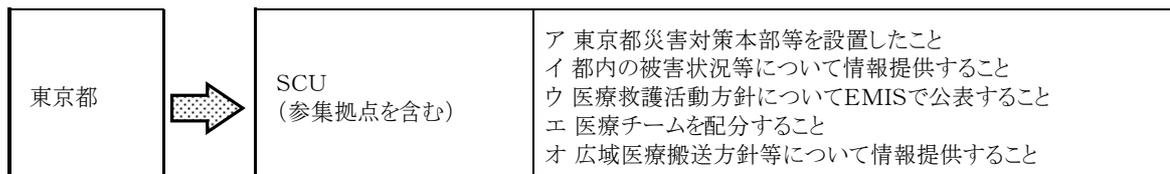
カ 病院からのライフライン支援要請(水・燃料など)の対応を決定すること

都は、病院の水や燃料など、ライフラインに関する支援要請への対応を決定し、医療対策拠点に電話等又は電子メール・FAX等で報告します。

キ 広域医療搬送方針等について情報提供すること

都は、広域医療搬送に関する都の方針、使用可能な臨時離着陸場、航空機のフライトプランなどについて、様式1「災害時連絡用紙」等により情報提供します。

(3) 東京都 → SCU(参集拠点を含む)



ア 東京都災害対策本部等を設置したこと

(ア) 都は、東京都災害対策本部を設置したこと、EMISの運用を災害モードに切り替えたことをEMIS掲示板に公表し電子メール・FAX等します。

(イ) 都は、各医療対策拠点、都内各SCUの設置状況について、EMIS掲示板に公表します。

イ 都内の被害状況等について情報提供すること

都は、都内の人的・物的被害、大規模事故の発生状況等について、電話等により情報提供します。

ウ 医療救護活動方針についてEMISで公表すること

都は、都、各医療圏及び各SCUの医療救護活動方針を取りまとめて、EMIS掲示板に公表します

エ 医療チーム(都医療救護班や日本DMATなど)の配分決定を行うこと

都は、日本DMATなどの医療チームの配分を決定し、SCUに電話等で報告します。

オ 広域医療搬送方針等について情報提供すること

都は、広域医療搬送に関する都の方針、使用可能な臨時離着陸場、航空機のフライトプランなどについて、電話等により情報提供します。

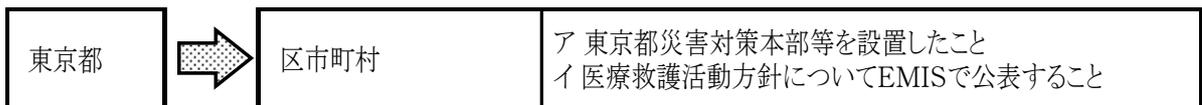
(4) 東京都 → 都内参集場所(P80 参照)



ア 他県DMATなどに対して参集拠点を指定すること

都は、他県DMATなどの医療チームに対して、最終的な参集場所である医療対策拠点を指定します。

(5) 東京都 → 区市町村



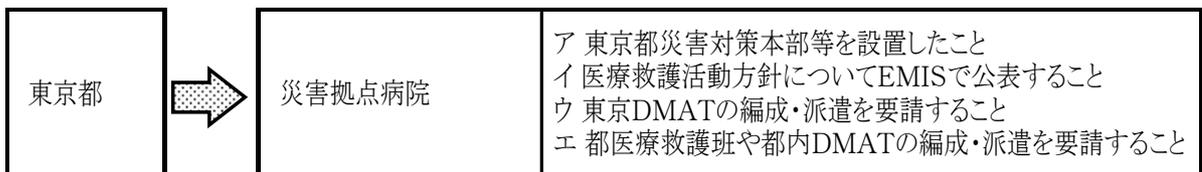
ア 東京都災害対策本部等を設置したこと

都は、東京都災害対策本部を設置したこと、EMISの運用を災害モードに切り替えたことをEMIS掲示板により公表します。

イ 医療救護活動方針についてEMISで公表すること

都は、都、各医療圏及び各SCUの医療救護活動方針を取りまとめて、EMIS掲示板に公表します。

(6) 東京都 → 災害拠点病院



ア 東京都災害対策本部等を設置したこと

イ 都の医療救護活動方針についてEMISで公表すること

前記「(5)東京都→区市町村」のア及びイに同じです。

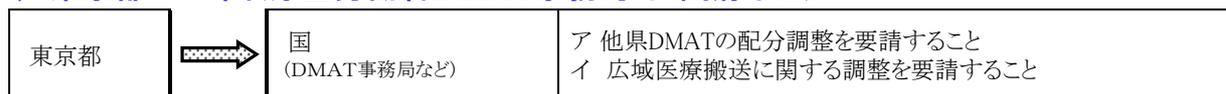
ウ 東京DMATの編成・派遣を要請すること(※東京DMAT指定病院に限る)

都は、東京DMAT指定病院に対し、東京DMATの編成・派遣を要請します。

エ 都医療救護班や都内DMATの編成・派遣を要請すること

都は、災害拠点病院に対し、都医療救護班や都内DMATの編成・派遣を要請します。

(7) 東京都 → 国(厚生労働省DMAT事務局・内閣府など)



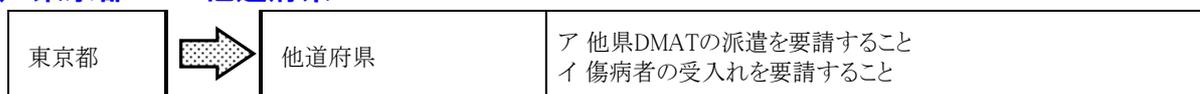
ア 他県DMATの配分調整を要請すること

首都直下地震等では、近隣県を含めて被災地になります。このため、厚生労働省DMAT事務局に対して、他県DMATを各被災県に配分調整するように要請します。

イ 広域医療搬送に関する調整を要請すること

都は、厚生労働省DMAT事務局や内閣府など国の関係機関と、広域医療搬送に必要な調整を行います。

(8) 東京都 → 他道府県



ア 他県DMATの派遣を要請すること

都は、厚生労働省DMAT事務局と調整の上、他の道府県に対して、他県DMATの派遣を要請します。要請に当たっては、日本DMAT活動要領に基づいて、参集場所や活動方針を提示します。

イ 傷病者の受入れを要請すること

都は、広域医療搬送が必要な傷病者の受入れを要請します。

2 医療救護活動の統括・調整(関連P23)

都は、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づき、都内全域の医療救護活動を統括・調整します。

(1) 東京都災害医療コーディネーターの参集

都内（島しょ地域を除く）において震度6弱以上の地震が発生したとき、その他都が必要と認めるとき※、東京都災害医療コーディネーターは、自らの所在を都に報告し、東京都災害対策本部（都庁又は代替機能を有する施設）に参集します。

自力参集を原則としますが、参集が困難な場合は、都が移動手段を確保します。

※ 震度5強以下の地震が発生した場合で被害が大きいとき、島しょ地域で大規模な災害が発生したときなど

(2) 医療救護活動方針の策定

都は、都内の被害状況や東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言を踏まえて、医療救護活動方針を策定します。

この医療救護活動方針は、フェーズや被害状況に応じて、適宜修正されます。

[表31：フェーズ別に想定される活動方針※]

※ 被害状況により活動方針は異なります。最新の活動方針を確認してください。

フェーズ	想定期間	想定される活動方針
0 発災直後	発災～6時間	① 医療救護活動を統括するための本部組織の設置 ② 都内の人的・物的被害や病院状況等の情報収集・共有 ③ 重点的に医療救護活動を行うべき地域の選定 ④ 東京DMATの災害医療コーディネーター支援や災害現場への派遣
1 超急性期	6時間～7.2時間	① 医療チームの編成・派遣の要請 ② 応援医療チームの受入体制の確立 ③ 医療チームの配分調整 ④ 病院収容力の臨時拡大や広域医療搬送の要請 ⑤ その他、フェーズ0の活動方針の継続・修正
2 急性期	7.2時間～1週間程度	① 避難所医療救護所などの医療ニーズの把握 ② 医療チームの計画的な配分調整 ③ 応援医療チームや支援物資の活用 ④ 亜急性期以降の救護計画の検討 ⑤ その他、フェーズ1までの活動方針の継続・修正

(3) 東京DMATの派遣

都は、災害現場での多数傷病者等に対する救命処置や災害医療コーディネーターの支援など東京DMATを投入する活動、投入先や投入順序を決定し、東京DMAT指定病院に対して出場を要請します。

(4) 都医療救護班等の配分決定

都は、都医師会などの関係機関に対して、都医療救護班等の編成・派遣を要請し、各地域の被害状況などを踏まえて、都医療救護班等の配分を決定します。

(5) 都内の協力医療チームの配分決定

都は、都内の災害拠点病院や医療関係団体に対して、都内DMATなどの協力医療チームの編成・派遣を要請します。

また、医療対策拠点からの派遣要請や各地域の被害状況などを踏まえて、協力医療チームの配分を決定します。

(6) 全国の応援医療チームの受け入れ

都は、厚生労働省DMAT事務局、他道府県、都医師会、日本赤十字社東京都支部などの関係機関と調整の上、他県DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班などの応援医療チームを受け入れます。

(7) 傷病者を受け入れる病院の確保

都は、比較的被害の少ない二次保健医療圏を統括・調整する地域災害医療コーディネーターや他道府県などの関係機関に対して、傷病者を受け入れる病院の確保を要請します。

(8) 広域医療搬送の調整

災害拠点病院が対応できない（キャパシティオーバーを含む。）とき、都は、東京都災害医療コーディネーターや地域災害医療コーディネーターと連携して、傷病者の広域医療搬送を調整します。

ア 他自治体との協定に基づく広域医療搬送

傷病者を都外に搬送する必要がある場合、都は、他自治体との協定^{*}に基づいて、他道府県又は市に対して、傷病者の受け入れを要請します。

^{*} 「1都9県との震災時等の相互応援に関する協定・実施細目」、「九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目」、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」、「21大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目」などの協定を締結しています（東京都地域防災計画（令和5年修正）〔別冊②協定等〕を参照）。

イ 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置

他道府県へ航空医療搬送が必要な場合、都は、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置します。

(9) 都道府県DMAT調整本部の指揮・調整

都は、日本DMAT活動要領に基づき、都道府県保健医療福祉調整本部において、DMAT都道府県調整本部を指揮・調整します。

また、東京都災害医療コーディネーターは、日本DMAT活動要領に定める、都道府県DMAT調整本部の本部長として、都に対して医学的な助言を行います。

ア 都内で活動する日本DMATの指揮及び調整

都は、都内12か所の医療対策拠点に対して、その地域の被害状況に応じて、日本DMATの配分方針を決定します。

なお、都内で活動する日本DMATの指揮及び調整は、医療対策拠点の地域災害医療コーディネーターが行い、統括DMAT等の資格を有する日本DMAT隊員が補佐します。

イ DMAT・SCU本部の設置、指揮及び調整

都は、SCUの設置場所に、DMAT・SCU指揮所を設置します。

DMAT・SCU指揮所の指揮者は、原則として、統括DMAT有資格者から都が指定する医師とします。(P135参照)

ウ 都内におけるDMAT活動方針の策定

都は、都の医療救護活動方針の一部として、日本DMATの活動方針を定め、EMIS掲示板に公表します。この活動方針を策定するに当たっては、必要に応じて、DMAT事務局と調整します。

エ 病院などの被害情報の収集

都は、EMISなどを活用して、病院などの被害情報を収集します。DMAT都道府県調整本部は、EMISによる情報収集に協力します。

オ その他、日本DMAT活動要領に定める業務

日本DMAT活動要領が定める業務（活動する日本DMAT、医療機関へのロジスティクス、医療搬送調整等）については、地域災害医療コーディネーターが、各医療対策拠点において、個別に指示します。

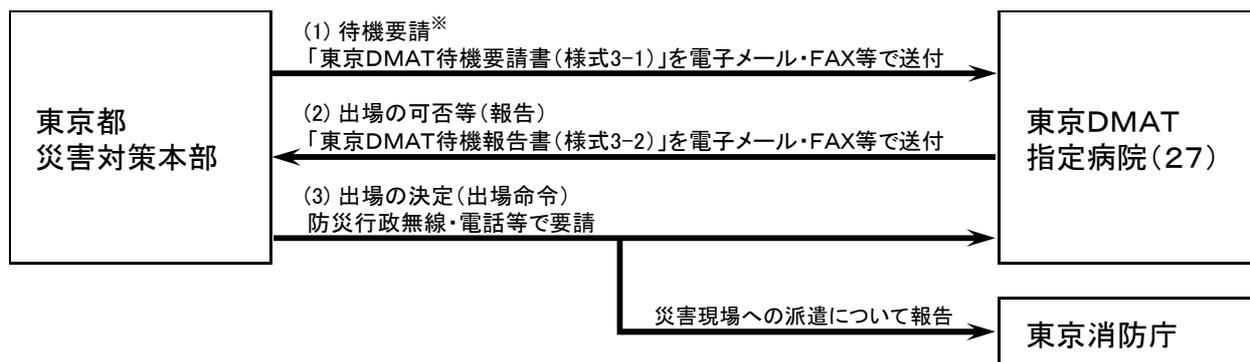
3 東京DMATの活動(関連P16・P25)

(根拠:災害医療派遣チーム(東京DMAT)運営要綱)

都は、災害現場などの医療の空白地帯での多数傷病者に対する救命処置や、東京都災害対策本部や医療対策拠点における災害医療コーディネーターの支援、被災した医療機関における本部支援や転院調整・搬送活動のため、東京DMATを派遣します。

※ ここでは、東京DMATの活動を取り扱います。日本DMATについては、P78を参照してください。

[図14:東京DMATの出場までの流れ]



※ 都内(島しょ地域を除く)において、震度6弱以上を記録した場合は、要請を待たずに待機します。

(1) 待機要請

都内(島しょ地域を除く[※])において大規模地震災害が発生した場合、都は、様式3-1「東京DMAT待機要請書」により、東京DMAT指定病院に対して、東京DMATの待機を要請します。ただし、都内において震度6弱以上の震度を記録した場合には、東京DMAT指定病院は、都からの要請を待たずに待機します。

※ 島しょ地域の取扱いについては、P96を参照してください。

(2) 出場の可否等(報告)

東京DMAT指定病院は、施設の被害状況や傷病者の受入状況などを踏まえ、出場の可否と出場可能なチーム数を確認し、様式3-2「東京DMAT待機報告書」により、都に報告します。

通信手段は、原則として電子メール・FAX等(防災行政FAX(70062)含む)とします。

(3) 出場の決定(出場命令)

ア 都は、災害現場での多数傷病者等に対する救命処置や災害医療コーディネーターの支援など東京DMATを投入する活動、投入先や投入順序について、都内の被害状況や出場可能なチーム数、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言などを踏まえて、東京消防庁、都立病院機構と協議の上、決定します。

イ 都は、東京DMAT指定病院に対して、東京DMATの出場を命じます。災害現場への出場の場合、東京消防庁にも報告し、東京消防庁は、東京DMAT連携隊を東京DMAT指定病院に派遣します。

(4) 編 成

東京DMAT指定病院は、災害現場への出場の際、1チーム当たり、医師1名、看護師等2名の計3名を基準として、東京DMATを編成します。ただし、必要に応じて業務調整員を含めることができます。

その他の活動に関する出場の際は、当該支援活動に必要な隊員を編成します。

(5) 出 場

東京DMATは、災害現場への出場の際、東京DMAT連携隊とともに出場します。その他の活動に関する出場の際は、東京DMAT指定病院で確保した車両により出場します。ただし、東京DMATが車両以外で出場することが効果的であると都が判断した場合は、関係機関と協議し、出場方法を速やかに決定します。

(6) 災害現場での活動

ア 東京DMATは、災害現場の現場救護所等において、東京消防庁の現場指揮本部長の指揮下で活動します。

イ 東京DMATは、現場指揮本部長から受けた活動範囲や活動内容の指示に基づき、東京DMAT連携隊など消防隊等により安全が確保され、かつ、特別な装備を着装する必要がない範囲で活動します。

ウ 現場救護所等では、東京DMAT連携隊の支援を受けて、救出救助された傷病者に対するトリアージや救命処置等を実施します。

また、東京DMATは、搬送の優先順位などについて、消防隊等に対して医学的な見地から助言を行います。

エ 東京DMATの活動期間は、出場からおおむね48時間以内とします。

(7) 災害現場において複数の東京DMATが活動する場合

同一の災害現場において、複数の東京DMATが活動する場合は、以下のとおりとします。

ア 原則として、災害現場に最先着した東京DMATが、現場指揮本部長に対して医学的な見地から助言を行います。

イ 原則として、その活動場所に最先着した東京DMATが、その現場責任者に対して医学的な見地から助言を行うとともに、後着の東京DMATと連携します。

(8) 対策本部等の支援活動

災害対策本部等の都の本部において、東京都災害医療コーディネーターの活動を補佐するなど、医学的助言に関することや医療対策拠点をはじめ関係機関との調整等に関する事など、本部活動の支援を行います。

(9) 地域災害医療コーディネーターの支援活動

医療対策拠点において、地域災害医療コーディネーターの活動を補佐します。

具体的には、応援医療チームの活動、医療情報の集約、傷病者を収容する医療機関の確保、東京都災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーター等との連絡調整に関する事などを行います。

(10) 医療機関に対する支援活動

出場先である医療機関管理者等の指示に基づき、医療機関の機能維持、入院患者等の転院調整などの支援活動を行います。

(11) その他

その他詳細については、「災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）運営要綱」、「都内大規模地震等災害発生時活動要領」及び「対策本部等支援活動要領」の定めによります。

4 都医療救護班等の派遣(関連P16・P28・P142)

(1) 要請手続き

都は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院などの関係機関に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班の編成・派遣を要請します。

また、都は、都医療救護班等の編成可能数や被害状況に応じて配分調整を行い、都医療救護班等に対して参集場所を指定します。

都医療救護班等は、原則として、移動手段を自ら確保して、速やかに出動しますが、移動手段の確保が困難な場合は、都に要請します。

なお、都歯科医師会に対する都歯科医療救護班の派遣要請、「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」に、都薬剤師会に対する都薬剤師班の派遣要請は、「災害時薬剤師班活動ガイドライン」に、それぞれ定める場合を除き、この要請手続を準用します。

[図 1 5 : 都医療救護班等の要請手続き]



〔都医療救護班等の派遣要請手順〕

① 派遣要請(医療対策拠点 ⇒ 東京都)

医療対策拠点は、圏域内の医療ニーズや区市町村又は災害拠点病院からの派遣要請を取りまとめ、圏域内で活動中の都医療救護班等を配分調整します。

また、圏域内の医療救護班が不足しているときは、都医療救護班等の派遣を都に要請します。

② 編成・派遣要請(東京都 ⇒ 都医師会等)

都は、医療対策拠点から派遣要請を受けたとき又は都が必要と判断したときは、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日本赤十字社東京都支部及び災害拠点病院に対して、電話等により、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班の編成・派遣を要請します。

③ 編成・派遣決定(都医師会等 ⇒ 都)

要請を受けた都医師会などの関係機関は、都医療救護班等の編成・派遣を決定し、編成可能数や派遣チームについて、電話等により回答します。

④ 配分決定(都 ⇒ 医療対策拠点)

都は、都医療救護班等の配分を決定し、医療対策拠点に、電話等により回答します。

(2) 都医療救護班の活動

都医療救護班は、参集場所において、地域災害医療コーディネーター、区市町村災害医療コーディネーター、派遣先の病院長等が決定した活動方針を確認し、主に、トリアージ、軽症者に対する治療、中等症者及び重症者への応急処置を行います。

また、医療救護活動拠点や医療対策拠点などで、区市町村災害医療コーディネーターや地域災害医療コーディネーターを補佐します。

なお、都医療救護班による検視・検案活動については、「災害時における遺体の取扱いに関する共通指針（検視・検案等活動マニュアル）」によります。

(3) 都歯科医療救護班の活動

都歯科医療救護班は、参集場所において、地域災害医療コーディネーター、区市町村災害医療コーディネーターなどが決定した活動方針を確認し、主に医療救護所で、歯科医療を要する傷病者に対する応急処置やトリアージの協力などを行います。

なお、都歯科医療救護班による検視・検案に際しての法歯学上の協力^{*}については、「災害時の歯科医療救護活動における身元確認班（歯科医師班）研修テキスト」によります。

^{*} 身元不明の遺体が多数発生した場合、警視庁からの協力要請に基づき、身元確認班（歯科医師班）を編成し、区市町村が設置する遺体収容所において、警視庁の検視責任者の指示により身元確認作業を行います。

(4) 都薬剤師班の活動

都薬剤師班は、参集場所において、地域災害医療コーディネーター、区市町村災害医療コーディネーターなどが決定した活動方針を確認し、主に医療救護所における調剤・服薬指導、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理、トリアージの協力などを行います。

なお、薬剤師班の活動については、「災害時薬剤師班活動ガイドライン」によります。

(5) 東京都災害時医療救護従事者証の携行

都医療救護班等は、原則として、各機関の災害対策用被服などを着用するとともに、都が事前に発行している東京都災害時医療救護従事者証を携行します。

5 日本DMATの活動(関連P17-P18)

(根拠: 日本DMAT活動要領など)

(1) 日本DMATの待機

厚生労働省が定める日本DMAT活動要領には、日本DMATの自動待機基準が定められています。日本DMATは、原則として、東京都区部（23区）で震度5強以上の地震が発生した場合、又は市町村部（多摩地域）で震度6弱以上の地震が発生した場合に、被災の状況に関わらず、都や厚生労働省等からの要請を待たずに、派遣のための待機を行います。

なお、島しょ地域における対応は、第3節「4 山間部・島しょ地域」（P96）によります。

【注：支援が必要な災害拠点病院の場合】

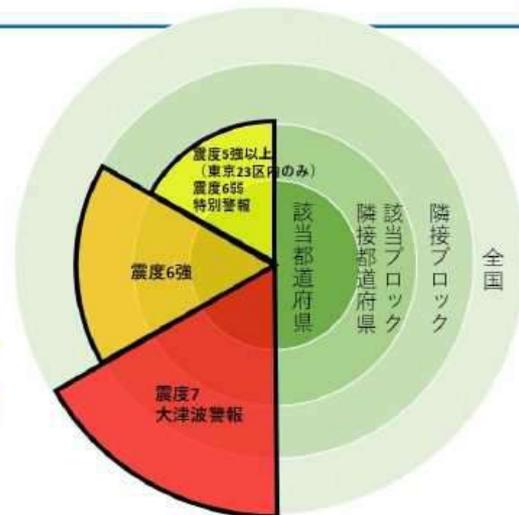
日本DMATなどの医療チームを受け入れる体制を速やかに確立することとし、都から要請があるまでは、編成・待機を行いません。

【参考資料】DMAT自動待機基準について

・次の場合には、該当するDMAT指定医療機関は、被災の状況にかかわらず、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。下記の基準について、以下「DMAT自動待機基準」という。

- ① 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合、その他の地域で震度6弱の地震が発生した場合、特別警報が発出された場合
→ 該当する都道府県並びに該当する都道府県に隣接する都道府県及び該当する都道府県が属する地方ブロック管内のDMAT指定医療機関
- ② 震度6強の地震が発生した場合
→ 該当する都道府県並びに該当する都道府県に隣接する都道府県、該当する都道府県が属する地方ブロック及び該当する都道府県が属する地方ブロックに隣接する地方ブロック管内のDMAT指定医療機関
- ③ 震度7の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合
→ 全国のDMAT指定医療機関

自動待機基準	該当都道府県	該当都道府県 隣接都道府県 該当ブロック	該当都道府県 隣接都道府県 該当ブロック 隣接ブロック	全国
震度5強以上 (東京23区内)	東京都	関東ブロック		
震度6弱 (その他地域)				
特別警報				
震度6強				
震度7				
大津波警報				



隣接ブロックとは次のとおりとする。北海道ブロックの隣接ブロック：東北、東北ブロックの隣接ブロック：北海道及び関東、関東ブロックの隣接ブロック：東北及び中部、中部ブロックの隣接ブロック：関東及び近畿、近畿ブロックの隣接ブロック：中部、中国及び四国、中国ブロックの隣接ブロック：近畿、四国及び九州・沖縄、四国ブロックの隣接ブロック：近畿、中国及び九州・沖縄、九州・沖縄ブロックの隣接ブロック：中国及び四国。

※ 日本DMAT活動要領から抜粋

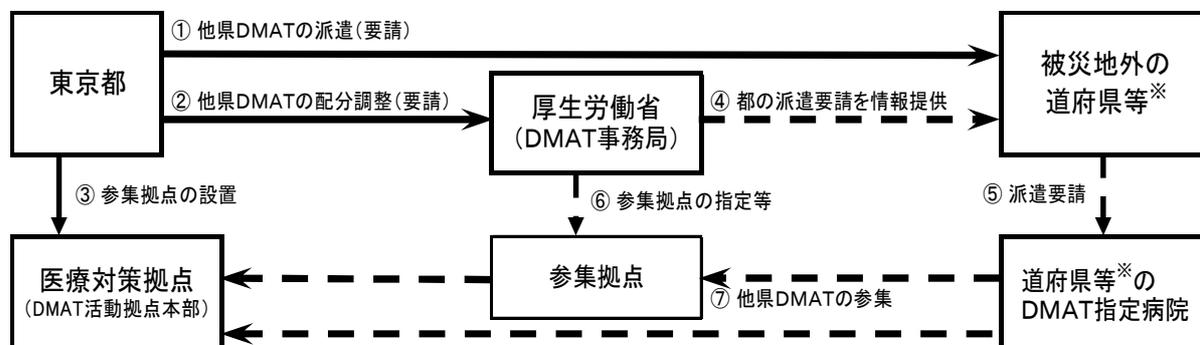
(2) 都内DMATの派遣要請

都は、災害拠点病院に対して、都内DMATの派遣を要請します。要請手続きは、「4 都医療救護班等の派遣」（P76）を準用します。

(3) 他県DMATの派遣要請

都は、厚生労働省DMAT事務局と調整し、EMISを活用して、全国の道府県に対して他県DMATの派遣を要請します。

[図16：他県DMATの派遣要請]



※ 道府県等とは、被災地外の道府県のほか、文部科学省及び国立病院機構をいう。

[他県DMATの派遣要請手順]

① 他県DMATの派遣(要請)

都は、厚生労働省DMAT事務局と調整し、他の道府県や国立病院機構などの関係機関に対して、他県DMATの派遣を要請します。

要請に当たっては、下記の項目について要請先の道府県に情報提供します。

- ・必要チーム数
- ・参集場所（施設名・住所・電話等番号・担当者名）
- ・その他（活動予定時間、活動予定場所、活動内容など）

② 他県DMATの配分調整(要請)

都は、厚生労働省DMAT事務局に対して、全国から参集する他県DMATの都県単位の配分調整（東京都に必要な班数）を要請します。

③ 医療対策拠点(DMAT活動拠点本部)の設置

都は、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言や都内全域の被害状況、他県DMATの移動手段及び移動経路などを踏まえて、都内の医療対策拠点にDMAT活動拠点本部を設置し、EMISなどにより公表します。

④ 都の派遣要請を情報提供

厚生労働省DMAT事務局は、都から派遣要請があったことを被災地外の道府県、文部科学省及び国立病院機構に対して情報提供します。

⑤ 派遣要請

要請を受けた被災地外の道府県等は、管轄のDMAT指定病院に対して、他県DMATの派遣を要請します。

⑥ 参集拠点の指定

厚生労働省DMAT事務局は、参集拠点の統括DMAT等に対して、各他県DMATの参集拠点を指定します。

⑥ 他県DMATの参集

他県DMATは、隣接県の他県DMATを除き、参集拠点を經由して、都が指定する医療対策拠点まで移動します。

(4) 陸路による参集

陸路により参集する他県DMATは、原則として、医療対策拠点（DMAT活動拠点本部）に参集します。

ア 参集拠点を指定できない場合（自動参集一区部）

大規模地震により東京都区部（23区）に甚大な被害が発生した場合、高速道路のサービスエリア等に参集拠点が設置されるまでは、下表により、医療対策拠点に直接参集します。

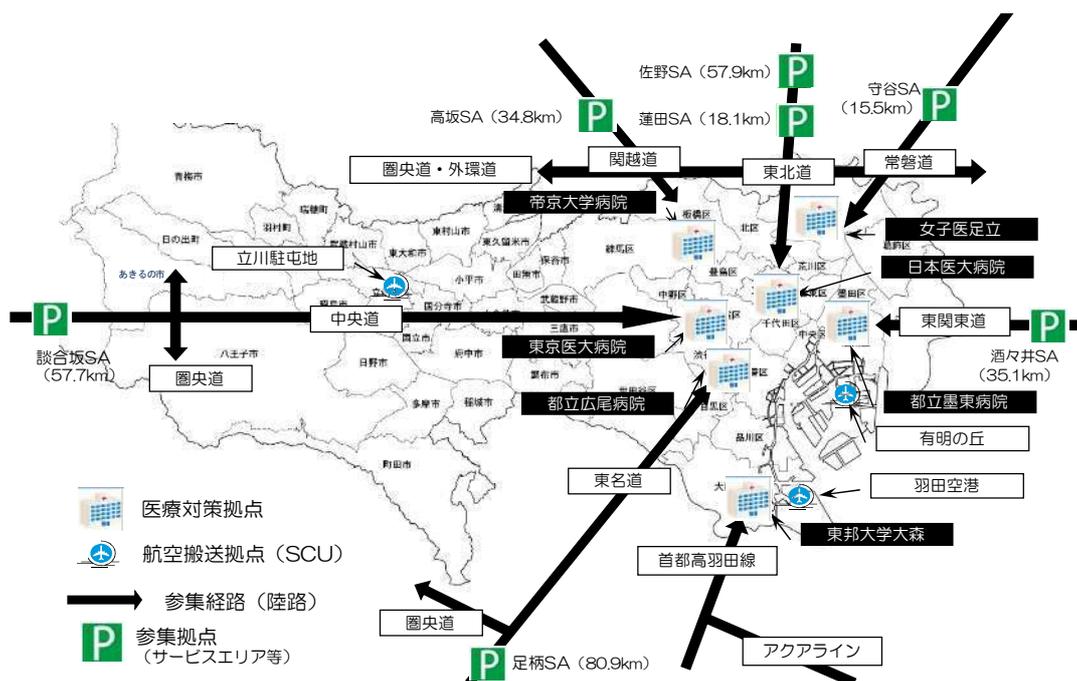
[表32：参集経路別の参集拠点（区部参集の場合）]

	想定される主な参集経路 ^{※1}	医療対策拠点
1	東北自動車道→首都高川口線→中央環状線（C2） 滝野川R ^{※2} ・国道4号（日光街道）	日本医科大学付属病院 （文京区千駄木1-1-5）
2	首都高羽田線羽田R ^{※2} ・首都高湾岸線・ 国道15号（第一京浜）・国道1号（第二京浜）	東邦大学医療センター大森病院 （大田区大森西6-11-1）
3	東名高速道路→首都高3号渋谷線渋谷R ^{※2} ・ 国道246号	東京都立広尾病院 （渋谷区恵比寿2-34-10）
4	中央自動車道→首都高4号新宿線新宿R ^{※2} ・ 国道20号（甲州街道）	東京医科大学病院 （新宿区西新宿6-7-1）
5	関越自動車道→首都高5号池袋線板橋本町R ^{※2} ・ 国道17号（中山道）	帝京大学医学部附属病院 （板橋区加賀2-11-1）
6	常磐自動車道→首都高6号三郷線加平R ^{※2} ・ 国道4号（日光街道）・国道6号（水戸街道）	東京女子医科大学附属足立医療センター （足立区江北4-33-1）
7	京葉道路錦糸町R ^{※2} ・東関東自動車道・ 国道14号（千葉街道）	東京都立墨東病院 （墨田区江東橋4-23-15）

※1災害時には、主要道路の通行の可否を必ず確認してください。

※2各参集拠点の最寄ランプ（首都高速出口）です。

[図17-1：参集経路別の参集場所（区部参集の場合）]



※ 国土交通省が検討している「八方向作戦」に準拠

イ 参集拠点を指定できない場合(自動参集—多摩地域)

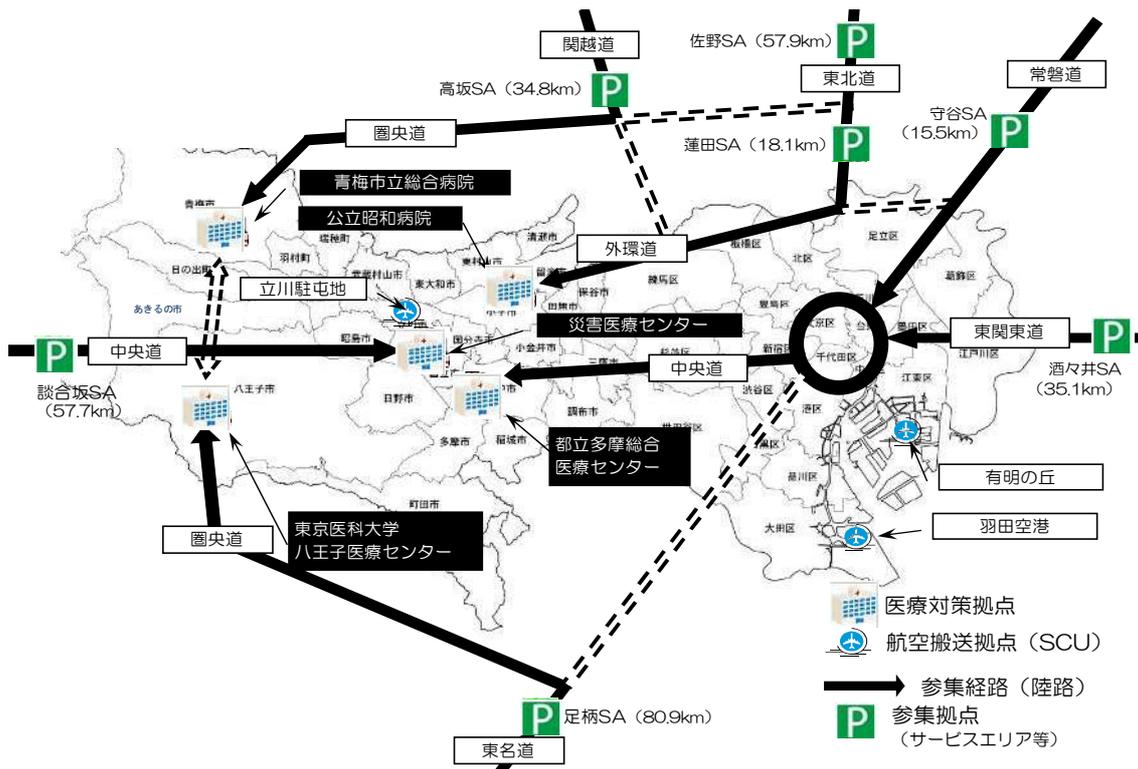
大規模地震により東京都多摩地域に甚大な被害が発生した場合、高速道路のサービスエリア等に参集拠点が設置されるまでは、下表により、医療対策拠点到直接参集します。

[表 3 3 : 参集経路別の参集拠点 (多摩地域参集の場合)]

	想定される主な参集経路 ^{※1}	医療対策拠点
1	関越自動車道→圏央道→青梅 I C	市立青梅総合医療センター (青梅市東青梅 4-16-5)
2	東名高速道路→圏央道→高尾山 I C	東京医科大学八王子医療センター (八王子市館町 1163)
3	中央自動車道(上り)→国立府中 I C	災害医療センター (立川市緑町 3256)
4	首都高速→中央自動車道(下り)→国立府中 I C	東京都立多摩総合医療センター (府中市武蔵台 2-8-29)
5	東北自動車道→外環道→大泉 I C	公立昭和病院 (小平市花小金井 8-1-1)

※災害時には、主要道路の通行の可否を必ず確認してください。

[図 1 7 - 2 : 参集経路別の参集拠点 (多摩地域参集の場合)]



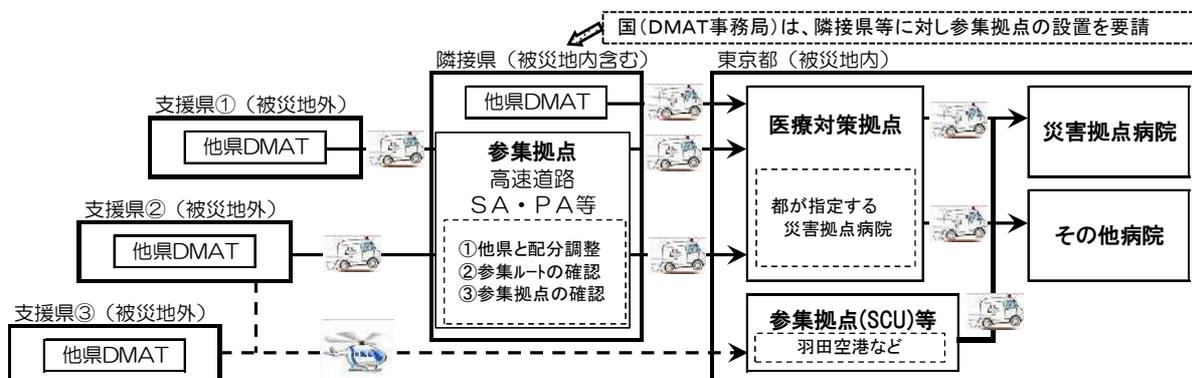
ウ 参集拠間で都内の医療対策拠点を指示できる場合(指定参集)

高速道路のサービスエリア等に参集拠点が設置されている場合、都は、厚生労働省DMAT事務局を通じて、他県DMATに対して、最終的な参集場所(医療対策拠点)を公表します。

(5) 空路による参集(航空機参集)

都は、東京国際空港（羽田空港）、有明の丘広域防災拠点、立川駐屯地などを候補地として、空路による参集拠点を指定します。

[図 1 8 : 指定参集・航空機参集の流れ]



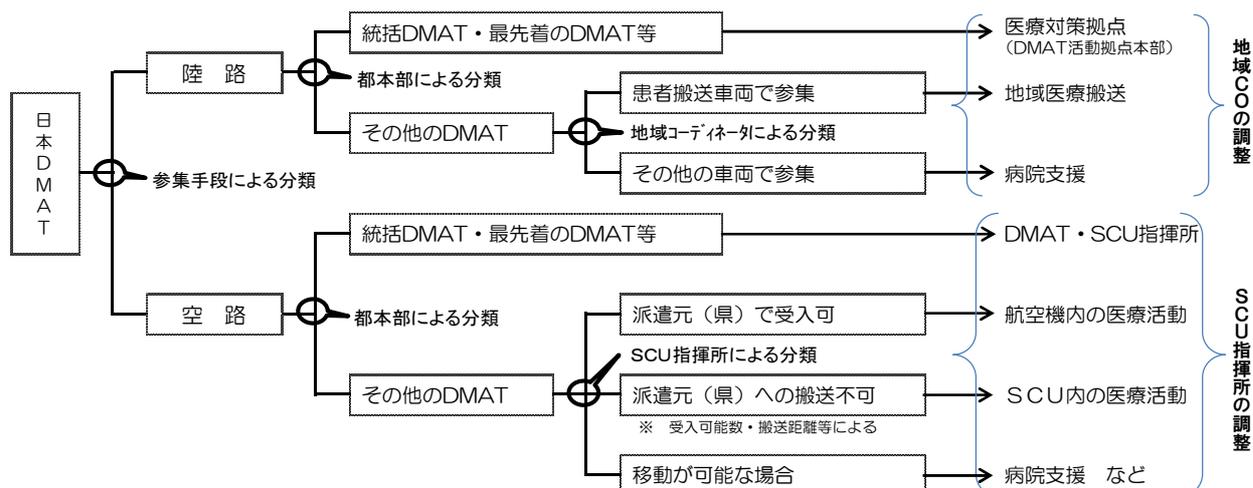
区分	想定される支援県・ブロック	想定される主な参集方法
0.隣接県*	千葉・埼玉・神奈川	自動参集
1.支援県①	茨城・栃木・群馬(隣接県を除く関東ブロック)	自動参集 又は 指定参集
2.支援県②	東北・中部・近畿・中国・四国の各ブロック	指定参集 又は 航空機参集
3.支援県③	北海道・九州沖縄の各ブロック	主に、航空機参集

* 隣接県が被災地になる場合は、支援県に含みません

(6) 活動方針[都の基本方針]

都内で活動する日本DMATは、主に、本部活動支援、地域医療搬送、病院支援などを行います。

[図 1 9 : 参集方法別の活動方針(案*)] *状況により異なります



ア 本部活動支援

医療対策拠点に最先着した日本DMATは、地域災害医療コーディネーターの指示により、本部活動（DMAT活動拠点本部^{*}の設置・運営を含む。）を行います。

また、統括DMAT^{*}の有資格者が参集した場合には、地域災害医療コーディネーターの確認を受けて、最先着した日本DMATと交替します。

^{*} DMAT活動拠点本部、統括DMATについては、P31・P95を参照

イ 地域医療搬送

傷病者を搬送できる車両で参集した日本DMATは、地域災害医療コーディネーターの指示により、主に地域医療搬送を担当します。

【重要：日本DMATによる地域医療搬送手段の確保】

都は、全ての病院を、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院に分類して、被災地内の医療資源を有効に活用できるように計画しています。

首都直下地震では、多数の傷病者を重症度に応じて搬送することが重要になりますが、道路の渋滞などにより、転院搬送が困難なケースも想定されます。

この課題に対して、都は、日本DMATが搬送車両で参集するように求めるなど、地域医療搬送手段を確保していきます。

ウ 病院支援

傷病者の搬送車両を有しない日本DMATは、地域災害医療コーディネーターの指示により災害拠点病院などに派遣され、病院管理者の指揮下で、病院支援を行います。

また、空路により参集した日本DMATが、最寄りの災害拠点病院などに移動できる^{*}ときは、病院支援などを行うことがあります。

^{*} 移動できるとは、例えば、立川駐屯地に参集した日本DMATが災害医療センターに徒歩で参集すること、東京国際空港（羽田空港）まで傷病者搬送した場合の帰路の車両に同乗することなどが考えられます。

エ SCU支援

SCUに最先着した日本DMATは、都が指定する医師（原則として、都内の統括DMAT有資格者）の指示により、本部活動（DMAT・SCU指揮所の設置・運営を含みます）を行います。

その他の日本DMATは、SCUで受け入れた患者の広域医療搬送（航空機内の医療活動）やSCU内の医療活動等を行います。

オ 災害現場活動

都内の災害現場活動は、原則として、東京DMATが行います。

(7) 活動時間等

日本DMATの初動のチームの活動時間は、移動時間を除きおおむね48時間以内を原則としますが、災害の規模に応じて、長期間（1週間など）に及ぶ場合には、DMAT2次隊、3次隊等の追加派遣での対応を考慮し、2次隊、3次隊等の活動期間は、48時間に限定せず、柔軟に対応します。

6 都内の医療チームの活動(関連P30)

上記の都内DMATや、東京DPAT登録機関へ要請を行う東京DPAT、協定締結施設へ要請を行う災害支援ナースを除き、協力医療チームの派遣要請や活動内容は、「4都医療救護班等の派遣」を準用します。

(1) 日本医師会災害医療チーム(JMAT)

都は、都医師会に対して、JMATによる協力を要請します。

(2) その他の協力医療チーム

都は、都内の医療関係団体に対して、医療チームによる協力を要請します。

7 全国の応援医療チームの活動(関連P31・P85)

他県DMATを除く全国の応援医療チームの派遣要請や活動内容は、「4都医療救護班等の派遣」を準用します。参集場所や活動内容は、要請先と協議の上決定します。

(1) 日本医師会災害医療チーム(JMAT)

都は、都医師会に対して、全国から参集するJMATによる協力を要請します。

(2) 日本赤十字社救護班の受入れ

都は、日本赤十字社東京都支部に対して、日本赤十字社救護班による協力を要請します。

(3) その他の医療救護チーム

都は、他道府県や全日本病院協会などの医療関係団体に対して、医療救護班その他応援医療チームによる協力を要請します。

第3節 二次保健医療圏の医療救護活動

都は、各二次保健医療圏に医療対策拠点を設置します。医療対策拠点では、地域災害医療コーディネーターが、圏域内の医療救護活動を統括・調整します。

[表 3 4 : 医療対策拠点から関係機関への情報連絡・要請系統]

医療対策拠点	→	東京都	(1) 医療対策拠点→東京都 ア 地域災害医療コーディネーターの所在を報告すること イ 医療対策拠点等を設置したこと ウ (必要に応じて)圏域内の病院の被害状況等を報告すること エ 圏域内の医療救護活動方針について都と調整すること オ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請すること カ 病院へのライフライン支援(水・燃料)を要請すること キ 日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置について調整すること ク その他、都と調整すること
	→	他の医療対策拠点	(2) 医療対策拠点→他の医療対策拠点 ア 医療救護活動方針について、隣接医療圏と調整すること イ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること
	→	SCU (参集拠点を含む)	(3) 医療対策拠点→SCU(参集拠点を含む) ア (必要に応じて)病院の被害状況について情報提供すること イ 広域医療搬送する傷病者の受入れについて調整すること
	→	圏域内の区市町村	(4) 医療対策拠点→圏域内の区市町村 ア 医療対策拠点等を設置したこと イ (必要に応じて)病院の被害状況の確認(現地調査を含む)を要請すること ウ 圏域内の医療救護活動方針について情報提供すること エ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を決定すること オ 病院からのライフライン支援要請への対応を提示すること カ 傷病者を受け入れる病院を提示すること キ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること
	→	圏域内の災害拠点病院	(5) 医療対策拠点→圏域内の災害拠点病院 ア 医療対策拠点等を設置したこと イ 圏域内の医療救護活動方針について情報提供すること ウ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を決定すること エ ライフライン支援要請への対応を提示すること オ 傷病者を受け入れる病院を提示すること カ 傷病者の受入れを要請すること

[表 3 5 : 関係機関から医療対策拠点への情報連絡・要請系統]

医療対策拠点	←	東京都	東京都→医療対策拠点 ア 医療対策拠点の設置を要請すること イ 東京都災害対策本部、他の医療圏の医療対策拠点・SCU及び日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)等を設置したこと ウ 都内の人的被害、大規模事故の被害状況、道路状況等について情報提供すること エ 都、各医療圏及びSCUの医療救護活動方針について情報提供すること オ 医療チーム(都医療救護班等)を配分すること カ 病院からのライフライン支援要請(水・燃料など)への対応を決定すること キ 広域医療搬送方針、臨時離着陸場、フライトプランについて情報提供すること
	←	SCU (参集拠点を含む)	SCU(参集拠点を含む)→医療対策拠点 ア (必要に応じて)病院の被害状況の確認を求めること イ 広域医療搬送する傷病者の受入れについて調整すること
	←	区市町村	区市町村→医療対策拠点 ア 区市町村災害対策本部や医療救護活動拠点を設置したこと イ 病院の被害状況について情報提供すること ウ 区市町村の医療救護活動方針について情報提供すること エ 医療救護所の設置・運営状況を報告すること オ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請すること カ 病院へのライフライン支援(水・燃料)を要請すること キ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること ク 傷病者を受け入れる病院を提示すること
	←	災害拠点病院	災害拠点病院→医療対策拠点 ア 自院の被害状況を報告すること(EMIS入力又はFAXによる) イ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請すること ウ 自院のライフラインへの支援を要請すること エ 自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること オ 他病院の傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること

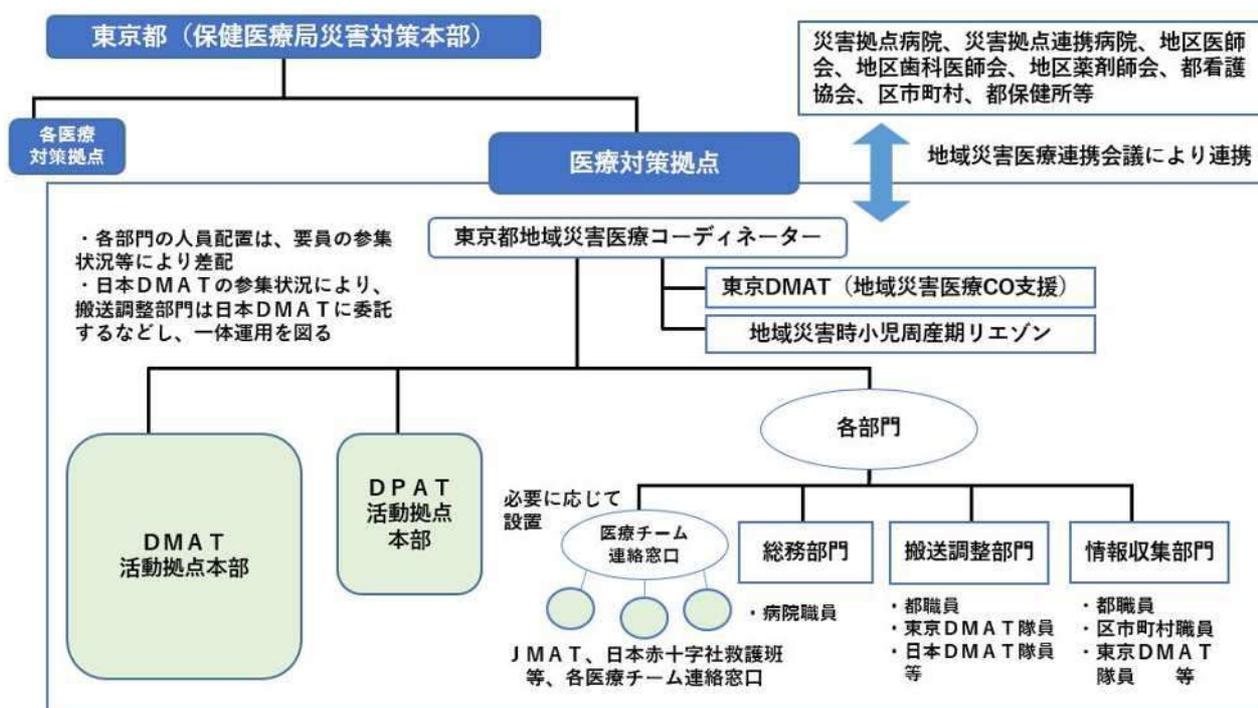
1 医療対策拠点の設置(関連P33)

圏域内で震度6弱以上の地震が発生した又は都から設置の指示があった場合、地域災害医療コーディネーター及び医療対策拠点の職員は、原則として、直ちに地域災害拠点中核病院等（以下、「中核病院等」という。）に参集し、医療対策拠点を設置します。また、地域災害医療コーディネーターが不在の場合は、あらかじめ指定された代理者又は都が指定する者が、医療対策拠点を設置します。

(1) 組織体制(例)

地域災害医療コーディネーターは、東京DMAT隊員、地域災害時小児周産期リエゾン、都職員、区市町村職員、中核病院等職員のほか、日本DMATなどの医療チームとともに医療対策拠点を運営し、圏域内の医療救護活動を統括・調整します。

[表36：医療対策拠点の組織体制]



- ※ 総務部門・・・中核病院との連絡調整、医療対策拠点の設置運営サポート
- 搬送調整部門・・・地域医療搬送や広域医療搬送の要請、搬送手段調整、搬送先医療機関の確保
- 情報収集部門・・・都及び区市町村との連絡調整、人的被害、医療機関被害状況、道路状況等の把握
- ※ 上記の構成を基本として、各医療対策拠点で柔軟に組織を構成します。

地域災害医療コーディネーターの補佐役として、医療チームの代表者や行政職員等を追加することや、参集した都職員のほか、区市町村職員を各部門に配置することも、円滑な連携に有効です。

(2) 通信手段等の確認

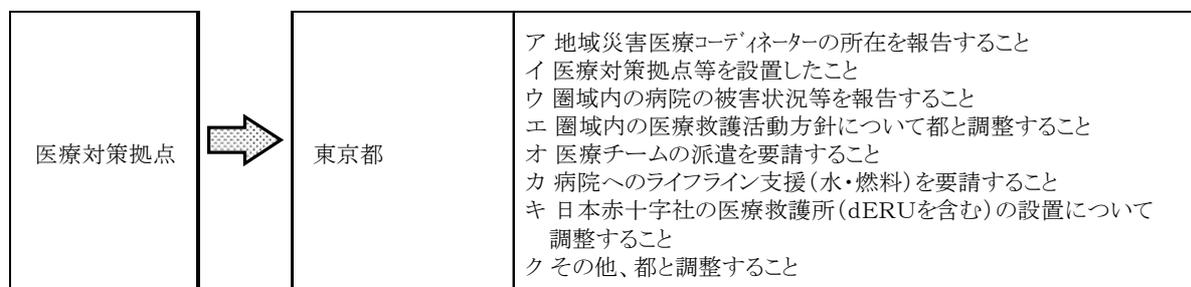
中核病院等の職員は、電気（室内の照明を含む）、通信機器（電話等、電子メール・FAX等）などの使用の可否を確認します。

また、都や圏域内の区市町村及び災害拠点病院に対して、医療対策拠点を設置したことを報告します。この際、電話等及び様式1「災害時連絡用紙」を電子メール・FAX等することで、通信手段を確認します。

2 情報連絡体制(関連P33)

医療対策拠点は、EMISにより圏域内の病院状況を確認するほか、都や管轄する区市町村と連携して、医療救護に必要な情報を集約します。

(1) 医療対策拠点 → 都



ア 地域災害医療コーディネーターの所在を報告すること

地域災害医療コーディネーターは、自らの所在場所や参集の可否について都に電話等連絡します。

イ 医療対策拠点等を設置したこと

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点を設置したことを都に電話等で連絡し、様式1「災害時連絡用紙」を電子メール・FAX等で送付します。また、EMISに医療対策拠点の本部登録を行う。また、様式6「医療チーム等参集受付簿」により、医療チームや職員の参集状況について、定期的に都に報告*します。

*EMISに参集状況や活動状況を入力した場合を除きます。

ウ 圏域内の病院の被害情報等を報告すること

医療対策拠点は、病院の被害情報をEMISにより確認します。また、通信障害等によりEMISの使用が難しい場合は、様式2「医療機関状況報告書」により電子メール・FAX等により送付します。病院に甚大な被害が生じている場合や病院避難の必要がある場合など、状況に応じて、都に報告します。

エ 圏域内の医療救護活動方針について都と調整すること

地域災害医療コーディネーターは、圏域内の医療救護活動方針について、東京都災害医療コーディネーターと調整し、都に様式1を電子メール・FAX等により送付します。

オ 医療チームの派遣を要請すること

医療対策拠点は、都に対して、都医療救護班や日本DMATなどの医療チームの派遣を電話等で要請し、様式4「医療チーム等派遣報告書」を送付します。

カ 病院へのライフライン支援(水・燃料)を要請すること

医療対策拠点は、都に対して、病院の水や燃料など、ライフラインに関する支援を電話等で要請し、給水については様式8「応急給水要請書兼応急給水作業指示書」、燃料については様式9「燃料調整シート」を送付します。

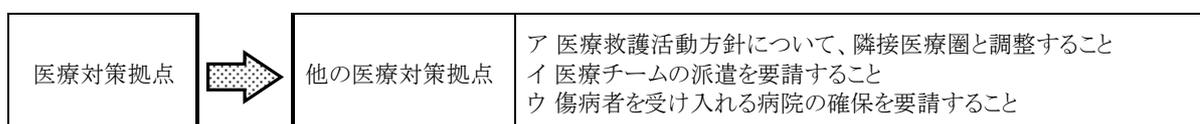
キ 日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置について調整すること

医療対策拠点は、圏域内の被害状況等を鑑みて、日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置について、都と調整します。

ク その他、都と調整すること

医療対策拠点は、上記のほか、本ガイドラインの定めがない事項について、都と調整します。

(2) 医療対策拠点→他の医療対策拠点



ア 医療救護活動方針について、隣接医療圏と調整すること

地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて、隣接医療圏の地域災害医療コーディネーターと医療救護活動方針について調整します。

イ 医療チームの派遣を要請すること

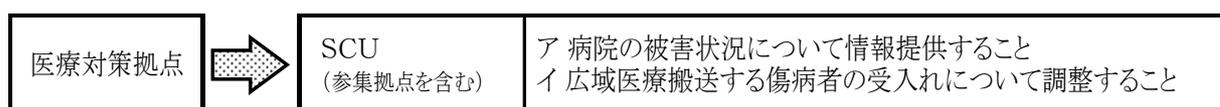
医療対策拠点は、他の医療対策拠点に対して、日本DMATなどの医療チームの派遣を要請できます。

ウ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること

医療対策拠点は、他の医療対策拠点に傷病者を受け入れる病院の確保を電話等で要請し、様式7「医療搬送要請書」を送付します。

なお、要請を受けた医療対策拠点は、地域災害医療コーディネーターの方針に基づいて、傷病者の受入れの可否を電話等で回答します。

(3) 医療対策拠点→SCU



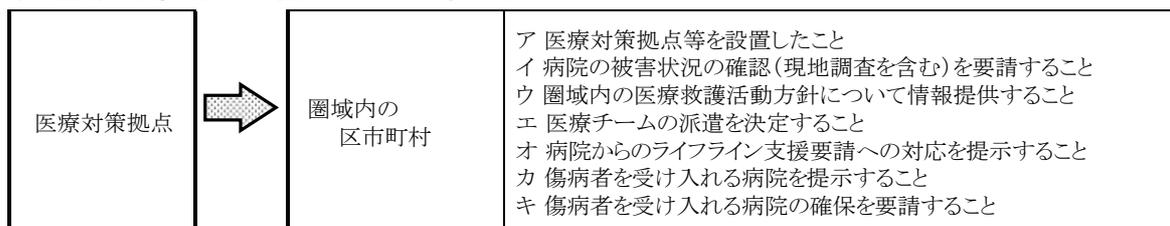
ア 病院の被害状況について情報提供すること

医療対策拠点は、圏域内の病院の被害状況について、必要に応じて、SCUに情報提供します。

イ 広域医療搬送する傷病者の受入れについて調整すること

医療対策拠点は、SCU指揮所と広域医療搬送する傷病者の受入れについて調整します。

(4) 医療対策拠点→圏域内の区市町村



ア 医療対策拠点等を設置したこと

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点を設置したことを電話等で連絡し、様式1「災害時連絡用紙」を送付します。

イ 病院の被害状況の確認(現地調査を含む)を要請すること

EMISにより被害状況を確認できない病院があるとき、医療対策拠点は、区市町村に対して、現状の確認を要請することができます。この要請には、区市町村による現地確認を含みます。

ウ 圏域内の医療救護活動方針等について情報提供すること

医療対策拠点は、圏域内の医療救護活動方針を区市町村に情報提供します。

エ 医療チームの派遣を決定すること

医療対策拠点は、都医療救護班や日本DMATなどの医療チームの派遣を決定し、電話等で回答します。

オ 病院からのライフライン支援要請(水・燃料など)への対応を提示すること

医療対策拠点は、病院の水や燃料など、ライフラインに関する支援要請への対応を、電話等で回答します。

カ 傷病者を受け入れる病院を提示すること

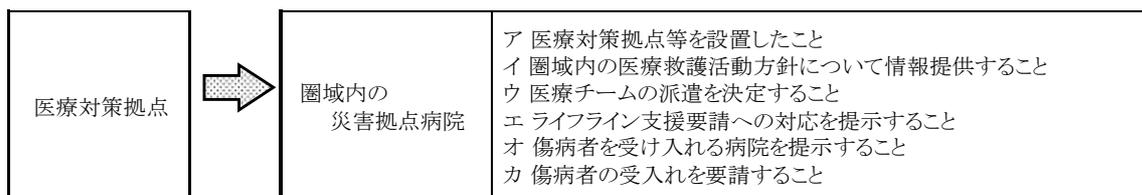
医療対策拠点は、区市町村から要請を受けて、傷病者を受け入れる病院を確保し、様式7「医療搬送要請書」を区市町村に送付します。

なお、傷病者を受け入れる病院が決定された場合、区市町村(又は要請元の病院)は、受入病院と個別に調整します。

キ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること

医療対策拠点は、圏域内の区市町村に対して、傷病者を受け入れる病院を確保するよう要請します。

(5) 医療対策拠点→災害拠点病院



上記、アからエについては、「(4) 医療対策拠点→圏域内の区市町村」を準用します。

オ 傷病者を受け入れる病院を提示すること

医療対策拠点は、災害拠点病院から要請を受けて、傷病者を受け入れる病院を確保し、災害拠点病院に電話等で回答します。

カ 傷病者の受入れを要請すること

医療対策拠点（又はDMA T活動拠点本部）は、災害拠点病院に対して、傷病者の受入れを要請します。

3 医療救護活動の統括・調整(関連P33)

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点において圏域内の医療救護活動を統括・調整します。

(1) 圏域内の被害状況を集約すること

ア 圏域内の人的被害や大規模事故の被害状況、道路状況等について把握すること

医療対策拠点は、都内の人的・物的被害等について、東京都災害情報システム(D I S)により確認します。

なお、東京都災害情報システム(D I S)を使用しない場合は、都から情報提供を受けます。

[情報提供を受ける主な項目]

死者(人)、行方不明者(人)、重症者(人)、軽症者(人)、症状不明者(人)
建物被害、火災被害、土木被害、ライフライン被害、その他被害、
高速道路の崩落、電車の脱線、大規模建造物の倒壊、主要道路の通行可否、
気象情報、地震被害予測システムによる被害予測 など

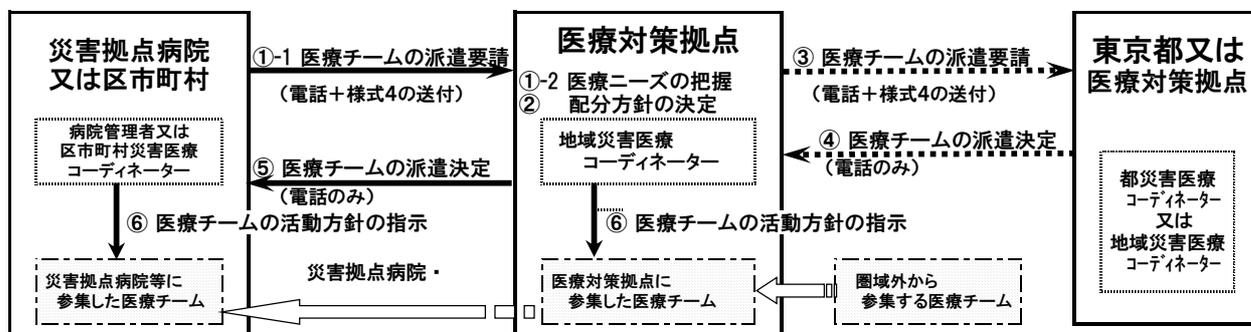
イ 圏域内の病院の被害状況について把握すること

医療対策拠点は、病院の被害情報を、E M I S又は様式2「医療機関状況報告書」により確認します。

(2) 医療チームを派遣すること

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点から派遣要請を受けたとき又は圏域内の医療ニーズを踏まえて必要と判断したときは、医療チームを災害拠点病院又は区市町村に派遣します。

[図20：医療チームの派遣要請手続き]



〔医療チームの派遣要請手順〕

①-1 医療チームの派遣要請

医療対策拠点は、圏域内の災害拠点病院又は区市町村から、電話等及び様式4「医療チーム派遣要請書」により、医療チームの派遣要請を受けます。

①-2 医療ニーズの把握

医療対策拠点は、EMISや区市町村からの情報等から、圏域内の医療ニーズを把握します。

② 医療チームの配分方針の決定

地域災害医療コーディネーターは、医療チームの派遣要請や医療ニーズから総合的に判断して、医療チームの配分方針を決定します。

③ 医療チームの派遣要請

圏域内の医療チームが不足している又は不足が見込まれる場合は、都又は他の医療対策拠点に対して、医療チームの派遣を電話等で要請し、様式4を送付します。

④ 医療チームの派遣決定

都は、都内の被害状況や医療ニーズ等を踏まえて医療チームの派遣を決定し、電話等で回答します。

⑤ 医療チームの派遣決定

医療対策拠点は、地域災害医療コーディネーターが②で定めた配分方針を踏まえて医療チームの派遣を決定し、電話等で回答します。

⑥ 医療チームの活動方針の指示

地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院の管理者又は区市町村災害医療コーディネーターは、参集した医療チームに対して、活動場所や主な活動方針（病院支援や地域医療搬送など）、その他留意事項を指示します。

なお、地域災害医療コーディネーターは、参集した統括DMATに対して、日本DMATに関する業務の代行を指示することができます。

(3) 傷病者を受け入れる病院の確保

ア 主に重症者を受け入れる病院の確保

医療対策拠点は、EMISなどを活用して、圏域内の災害拠点病院から、主に重症者を受け入れる病院を確保します。

イ 主に中等症者を受け入れる病院の確保

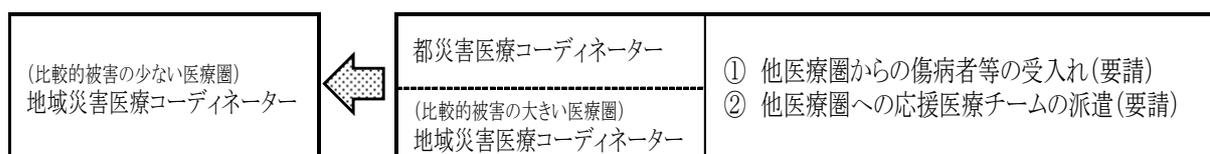
中等症者その他傷病者を受け入れる病院の確保が必要なときは、圏域内の区市町村に対して、傷病者を受け入れる病院の確保を要請します。

ウ 圏域内の病院で対応できないとき

圏域内の病院で対応できないときは、他の地域災害医療コーディネーターと調整して、傷病者の受入れを要請します。

(4) 災害医療コーディネーターとの連絡調整

比較的被害の少ない二次保健医療圏を管轄する地域災害医療コーディネーターは、他医療圏からの傷病者の受入れや他医療圏への医療チームの派遣等に努めます。



ア 他医療圏からの傷病者の受入れ

比較的被害の少ない二次保健医療圏を管轄する地域災害医療コーディネーターは、東京都災害医療コーディネーター又は他の地域災害医療コーディネーターから要請を受けて、傷病者を受け入れます。なお、地域の被害状況や道路状況等を踏まえ、圏域内の災害拠点病院から一次的な受入拠点を定めるなど、迅速な傷病者の受入れに努めます。

イ 他医療圏への医療チームの派遣等

比較的被害の少ない二次保健医療圏を管轄する地域災害医療コーディネーターは、東京都災害医療コーディネーターや他の地域災害医療コーディネーターと調整して、医療圏内に参集している日本DMATなどの医療チームを派遣します。

ウ 区市町村災害医療コーディネーターに対する専門的な助言

地域災害医療コーディネーターは、区市町村では対応困難な事例又は災害医療に関する専門的事項について、管轄の区市町村災害医療コーディネーターに対して専門的な助言を行います。

(5) 地域災害医療連携会議の開催

地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて、地域災害医療連携会議[※]を開催します。

※ 地域災害医療連携会議とは、地域災害医療コーディネーターが、病院、医師会、区市町村などの関係機関を招集して、情報共有や具体的な方策の検討を行う会議をいいます。

日本DMAT活動要領が定める地域災害医療対策会議に相当します。

(6) DMAT活動拠点本部の設置・運営

地域災害医療コーディネーターは、日本DMAT活動要領に定めるDMAT活動拠点本部の統括者として、医療対策拠点に参集した日本DMATの指揮・調整、日本DMAT活動方針の策定などを行います。

ア 参集した日本DMATの指揮及び調整

DMAT活動拠点本部は、地域災害医療コーディネーターが定める活動方針に基づいて、参集した日本DMATに対して、具体的な活動方針を示します。

イ 圏域内の日本DMAT活動方針の策定

地域災害医療コーディネーターは、統括DMAT等と協議して、圏域内の日本DMAT活動方針を定めます。

ウ 圏域内の病院支援指揮所及び現場活動指揮所の指揮

DMAT活動拠点本部は、圏域内の病院に設置される病院支援指揮所と個別に調整します。ただし、現場活動指揮所との調整は、地域災害医療コーディネーターが行います。

エ 圏域内の病院等の被害情報等の収集

DMAT活動拠点本部は、圏域内の病院状況をEMISにより把握し、医療対策拠点に情報提供します。また、病院の被害状況を把握できないときは、必要に応じて日本DMAT等を派遣し、被害状況や医療ニーズの把握に努めます。

オ その他

その他、DMAT活動拠点本部による活動は、地域災害医療コーディネーターが定めます。

4 山間部・島しょ地域

(1) 山間部における医療救護活動

山間部は、地震などにより、道路の寸断や通信線の断線が発生し、多くの集落が孤立する恐れがあります。孤立地区では、原則として、医療チームが参集するまで、市町村を中心とした医療救護活動を行います。

都は、迅速に情報を収集し、市町村などの関係機関と連携しながら、速やかに医療チームを派遣します。

(2) 島しょ地域における医療救護活動

島しょ地域は、医療機関が少なく、医師や看護師などの医療従事者が限られているという地域特性があります。このため、島外からの医療チームが参集するまでは、島内の医療従事者が医療救護活動を行います。

都は、迅速に情報を収集し、島しょ町村からの要請を受け、速やかに医療チームを派遣します。

東京都災害医療コーディネーターは、東京都島しょ保健所のサポートのもと、島しょ地域の状況を把握し、都に対して医学的助言を行います。

ア 東京DMATの派遣

都は、必要に応じて、東京DMAT指定病院に対して東京DMATの待機を要請し、出場の可否を確認します。

その他詳細については、「災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）運営要綱」及び「都内大規模地震災害発生時活動要領」及び「対策本部等支援活動要領」の定めによります。

イ 都医療救護班等の派遣

都は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院などの関係機関に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班の編成・派遣を要請します。

ウ 医療救護に関する情報の収集

都は、EMIS等により、島内医療機関や医療救護所などの状況を把握します。



第4節 区市町村の医療救護活動

区市町村は、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、区市町村内の医療救護活動を統括・調整します。

※ 本節は、区市町村の標準的な取扱いについて記載していますが、各区市町村が定める地域防災計画が優先されます。

[表 3 7 : 区市町村から関係機関への情報連絡・要請系統]

区市町村	➔	医療対策拠点	(1) 区市町村→医療対策拠点 ア 区市町村災害対策本部や医療救護活動拠点を設置したこと イ 区市町村内の被害状況や病院の被害状況について情報提供すること ウ 区市町村の医療救護活動方針について情報提供すること エ 医療救護所の設置・運営状況を報告すること オ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請すること カ 病院へのライフライン支援(水・燃料)を要請すること キ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること ク 傷病者を受け入れる病院を提示すること
	➔	災害拠点病院	(2) 区市町村→災害拠点病院 ア 被害状況の報告を求めること イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること ウ 傷病者の受け入れを要請すること
	➔	災害拠点連携病院	(3) 区市町村→災害拠点連携病院 ア 被害状況の報告を求めること イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること ウ 医療チームの派遣を決定すること エ ライフライン支援要請への対応を提示すること オ 傷病者の受け入れを要請すること カ 傷病者を受け入れる病院を提示すること
	➔	災害医療支援病院	(4) 区市町村→災害医療支援病院 ア 被害状況の報告を求めること イ 医療チームの派遣を決定すること ウ ライフライン支援要請への対応を提示すること エ 傷病者の受け入れを要請すること オ 傷病者を受け入れる病院を提示すること

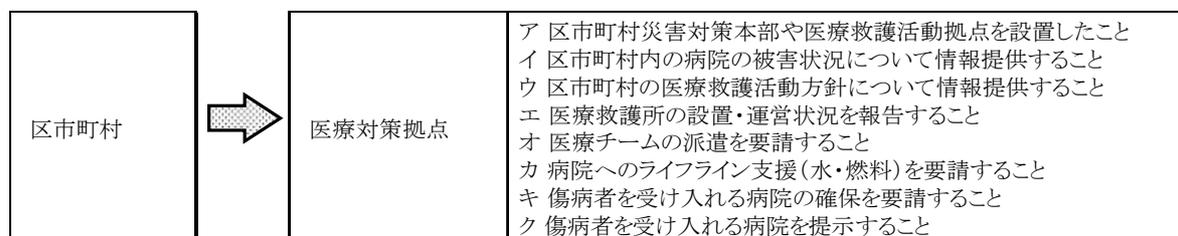
[表 3 8 : 各関係機関から区市町村への情報連絡系統]

区市町村	←	医療対策拠点	医療対策拠点→圏域内の区市町村 ア 医療対策拠点等を設置したこと イ (必要に応じて)病院の被害状況の確認(現地調査を含む)を要請すること ウ 圏域内の医療救護活動方針について情報提供すること エ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を決定すること オ ライフライン支援要請への対応を提示すること カ 傷病者を受け入れる病院を提示すること キ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること
	←	災害拠点病院	災害拠点病院→区市町村 ア 自院の被害状況を報告すること(EMIS入力又はFAXによる) イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること ウ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること エ 区市町村からの傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること
	←	災害拠点連携病院	災害拠点連携病院→区市町村 ア 自院の被害状況を報告すること(EMIS入力又はFAXによる) イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること ウ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請すること エ 自院へのライフライン支援(水・燃料)を要請すること オ 自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること カ 区市町村からの傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること
	←	災害医療支援病院	災害医療支援病院→区市町村 ア 自院の被害状況を報告すること(EMIS入力又はFAXによる) イ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請すること ウ 自院へのライフライン支援(水・燃料)を要請すること エ 自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること オ 区市町村からの傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること
	←	診療所・歯科診療所・薬局	診療所・歯科診療所・薬局→区市町村 自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること

1 区市町村内の情報収集(関連P37・P130)

区市町村は、E M I Sや電子メール・F A X等により病院の被害状況を確認するほか、医療対策拠点や関係機関と連携して、医療救護に必要な情報を集約します。

(1) 区市町村→医療対策拠点



ア 区市町村災害対策本部や医療救護活動拠点を設置したこと

(ア) 区市町村は、区市町村災害対策本部を設置したことをD I Sに入力し、医療対策拠点に電話等により報告します。

(イ) 区市町村は、医療救護活動拠点を設置したことを医療対策拠点に電話等で連絡し、様式1「災害時連絡用紙」を送付します。

イ 病院の被害状況について情報提供すること

区市町村は、E M I S又は様式2「医療機関状況報告書」により病院の被害状況を把握します。通信障害等によりE M I Sに入力できない病院があるとき、又は現地確認を行ったときは、その情報をE M I Sに代行入力します。

ただし、医療対策拠点から報告を求められた場合は、病院の被害状況について様式2「医療機関状況報告書」を電子メール・F A X等により送付します。

ウ 区市町村の医療救護活動方針について情報提供すること

区市町村は、区市町村内の医療救護活動方針を医療対策拠点に情報提供します。

エ 医療救護所の設置運営状況を報告すること

区市町村は、医療救護所の設置運営状況を、定期的(1日1回程度)にE M I Sに入力します。

オ 医療チームの派遣を要請すること

区市町村は、医療対策拠点に対して、医療チームの派遣を電話等で要請し、様式4「医療チーム派遣要請書」を送付します。要請に当たっては、医療チームの種別及び必要チーム数、参集場所、活動予定時間などを提示します。

カ 病院へのライフライン支援(水・燃料)を要請すること

区市町村は、医療対策拠点に対して、病院の水や燃料など、ライフラインに関する支援を電話等で要請し、給水については様式8「応急給水要請書兼応急給水作業指示書」、燃料については様式9「燃料調整シート」を送付します。

キ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること

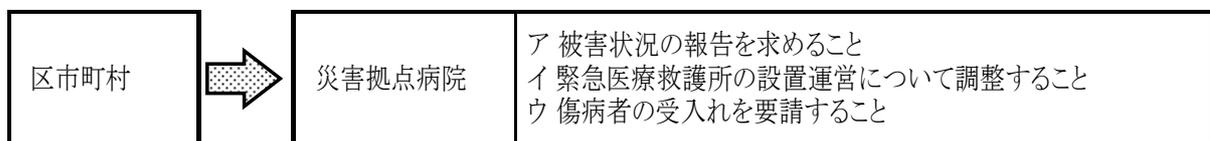
区市町村は、医療対策拠点に対して、区市町村内の病院等（災害拠点病院を除く。）で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を電話等で要請し、様式7「医療搬送要請書」を送付します。

なお、傷病者を受け入れる病院が決定された場合、区市町村（又は要請元の病院）は、受入病院と個別に調整します。

ク 傷病者を受け入れる病院を提示すること

区市町村は、医療対策拠点又は圏域内の災害拠点病院から要請を受けて、傷病者を受け入れる病院を確保し、電話等で回答します。

(2) 区市町村→災害拠点病院



ア 被害状況の報告を求めること

区市町村は、EMISを入力していないなど被害状況の報告がない災害拠点病院に対して、EMISの入力又は様式2「医療機関状況報告書」による報告を求めます。連絡がとれないときは、必要に応じて、現地確認を行います。

なお、区市町村が様式2-1「医療機関状況報告書」又は現地確認により被害状況を確認したときは、その状況をEMISに代行入力します。

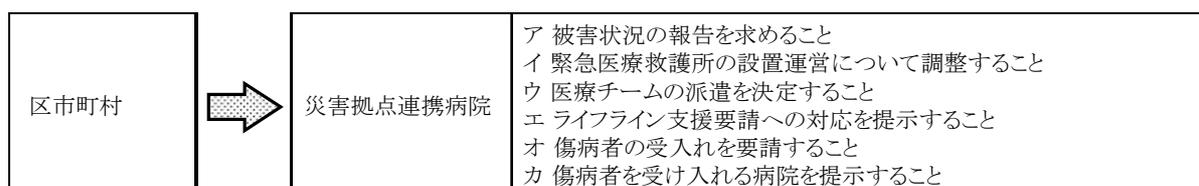
イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること

区市町村は、緊急医療救護所の設置について、災害拠点病院と調整します。

ウ 傷病者の受入れを要請すること

区市町村は、圏域内の災害拠点病院に対して、区市町村内の病院（災害拠点病院を除く）で対応できない傷病者の受入れを要請します。

(3) 区市町村→災害拠点連携病院



ア 被害状況の報告を求めること

前記(2)ア（災害拠点病院の例）を準用します。

イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること

前記(2)イ（災害拠点病院の例）を準用します。

ウ 医療チームの派遣を決定すること

区市町村は、都医療救護班や日本DMATなどの医療チームの派遣を決定し、電話等で回答します。

エ 医療チームの派遣を決定すること

区市町村は、病院の水や燃料など、ライフラインに関する支援要請への対応を、電話等で回答します。

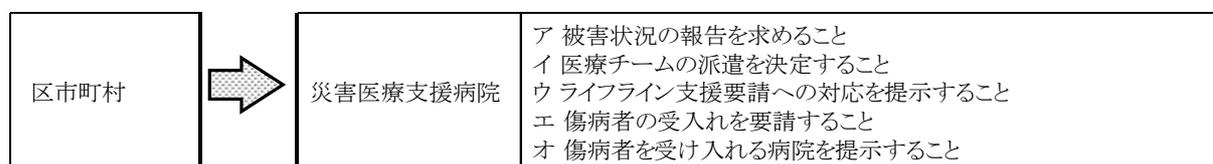
オ 傷病者の受入れを要請すること

前記(2)ウ（災害拠点病院の例）を準用します。

カ 傷病者を受け入れる病院を提示すること

区市町村は、災害拠点連携病院から要請を受けて、区市町村内の病院、圏域内の災害拠点病院又は医療対策拠点と調整し、要請元の災害拠点連携病院に対して、電話等で回答します。

(4) 区市町村→災害医療支援病院



アからオの各項目については、「(3) 区市町村→災害拠点連携病院」を準用します。

(5) 区市町村 ⇔ 診療所・歯科診療所・薬局等

区市町村は、診療所等から医療搬送の要請を受けて、区市町村内の病院、圏域内の災害拠点病院又は医療対策拠点と調整し、要請元の診療所等に対して、電話等で回答します。

その他の事項は、区市町村が定めるところによります。

2 医療救護活動の統括・調整(関連P37・P130)

区市町村は、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づき、区市町村全域の医療救護活動を統括・調整します。

(1) 地区医療救護班等の編成・派遣

区市町村は、区市町村地域防災計画等に基づいて、地区医師会、地区歯科医師会、及び地区薬剤師会などの関係機関に対して、地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班の編成・派遣を要請します。

(2) 医療救護所の設置・運営

区市町村は、緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置し、その設置状況や運営状況をDIS及びEMISに入力します。

(3) 医療救護活動拠点の設置・運営

区市町村は、医療救護活動拠点を設置して医療情報を集約し、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言を受けて、医療救護活動方針を策定します。

(4) 医療チームの再配分

区市町村は、病院（災害拠点病院を除く）から医療チームの派遣要請を受けて、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言を踏まえながら、区市町村内で活動中の医療チームを再配分します。

(5) 医療チームの派遣要請

区市町村は、医療チームが不足している又は不足が見込まれるときは、医療対策拠点に対して医療チームの派遣を電話等で要請し、様式4「医療チーム派遣要請書」を送付します。

(6) 傷病者を受け入れる病院の確保

区市町村は、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言を受けて、医療機関や医療救護所で対応できない傷病者を受け入れる病院を確保します。

ア 重症者の場合

区市町村は、EMISや圏域内の医療救護活動方針などを確認して、圏域内の災害拠点病院に対して、重症者の受入れを電話等で要請します。

イ 中等症者・その他の傷病者の場合

区市町村は、EMISや圏域内の医療救護活動方針などを確認して、区市町村内の災害拠点連携病院・災害医療支援病院に対して、中等症者その他の傷病者の受入れを電話等で要請します。

ウ 医療対策拠点に対して要請する場合

上記ア及びイによる受入病院の確保が困難な場合、区市町村は、医療対策拠点に対して、傷病者を受け入れる病院の確保を電話等で要請し、様式7「医療搬送要請書」を送付します。

(7) 地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること

区市町村災害医療コーディネーターは、対応困難な事例又は災害医療に関する専門的事項について、管轄の地域災害医療コーディネーターに対して助言を求めることができます。

3 地区医療救護班等(関連P40・P147)

地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び薬剤師班は、主に区市町村が設置する緊急医療救護所又は避難所医療救護所において、医療救護活動を行います。

(1) 災害対策本部の設置

地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会は、おおむね震度6弱以上の地震が発生した場合に、速やかに災害対策本部を設置し、区市町村と連携して、最新の被害状況の把握に努め、地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班の派遣要請に対応できるように、体制を整えます。

(2) 医療救護班等の派遣要請

ア 地区医療救護班等の編成

区市町村は、区市町村地域防災計画等に基づいて、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会などの関係機関に対して、地区医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の編成を要請します。

区市町村から要請を受けた地区医師会などの関係機関は、交代要員や必要な班数を確保します。

イ 地区医療救護班等の派遣・出場

派遣要請を受けた地区医師会などの関係機関は、あらかじめ定められた緊急連絡網などにより、会員へ指示伝達を行い、地区医療救護班等を参集場所に派遣します。

出動の指示伝達を受けた会員は、指示された場所に参集することとし、被災等により参集できない場合には、可能な限り、その旨を地区医師会等に連絡するようにします。

地区医師会等は、出動可能な班編成を確認し、活動場所ごとに医療救護活動の指揮者を定めて、それを当該区市町村に連絡するものとします。

ウ 地区医療救護班等の配分調整

区市町村は、地区医療救護班等の編成状況、医薬品・医療資器材の確保状況、傷病者の発生動向や医療ニーズを把握して、医療救護所の機能に不均衡が生じないように、医療救護班などの医療チームを配分調整します。

エ 資器材等の携行

出動する会員は、原則として、各団体又は区市町村が定める被服、ヘルメット、帽子、手袋及び底厚の靴を着用し、懐中電灯や身分証明書等を持参します。

オ 移動手段の確保

地区医療救護班等は、原則として、移動手段を自ら確保しますが、移動手段の確保が困難な場合は、区市町村に要請します。

(3) 地区医療救護班

地区医療救護班は、医療救護所を中心に、トリアージ、軽症者に対する治療、中等症者及び重症者への応急処置など、区市町村が定める医療救護活動を行います。

(4) 地区歯科医療救護班

地区歯科医療救護班は、医療救護所を中心に、歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、トリアージの協力などを行います。

(5) 地区薬剤師班

地区薬剤師班は、主に医療救護所における調剤・服薬指導、トリアージの協力、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理などを行います。

なお、薬剤師班の活動については、「災害時薬剤師班活動ガイドライン」によります。

(6) その他協定団体等

地区看護協会、地区柔道整復師会などの協力団体は、区市町村地域防災計画等に定める救護活動等に協力します。

(7) 医療救護活動にあたっての留意事項

ア カルテの作成

災害時における異なる医療チーム間での共通のカルテ様式として、「災害時診療記録 2018」の様式を活用します。チームの交代等があった際にも、円滑に被災者の診療情報のやり取りが可能となります。

また、連携するアプリである「J-SPEED」に必要な情報を入力することで、集計された診療日報の作成・遠隔での共有が即座に可能となり、各本部におけるデータに基づく医療調整活動に役立ちます。

イ 次期医療救護班等への引継ぎ等

医療救護所や医療救護活動拠点等において、活動記録書を作成し、次期医療救護班等に引継ぎます。

ウ 他の医療チームとの連携

地区医療救護班等は、医療救護所の責任者の下、他の医療チーム等との連携を図りながら、医療救護活動を行います。

4 医療救護所(関連P41・P148)

区市町村は、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に、発災直後から緊急医療救護所を設置します。

また、病院がない地域には、避難所医療救護所を設置します。

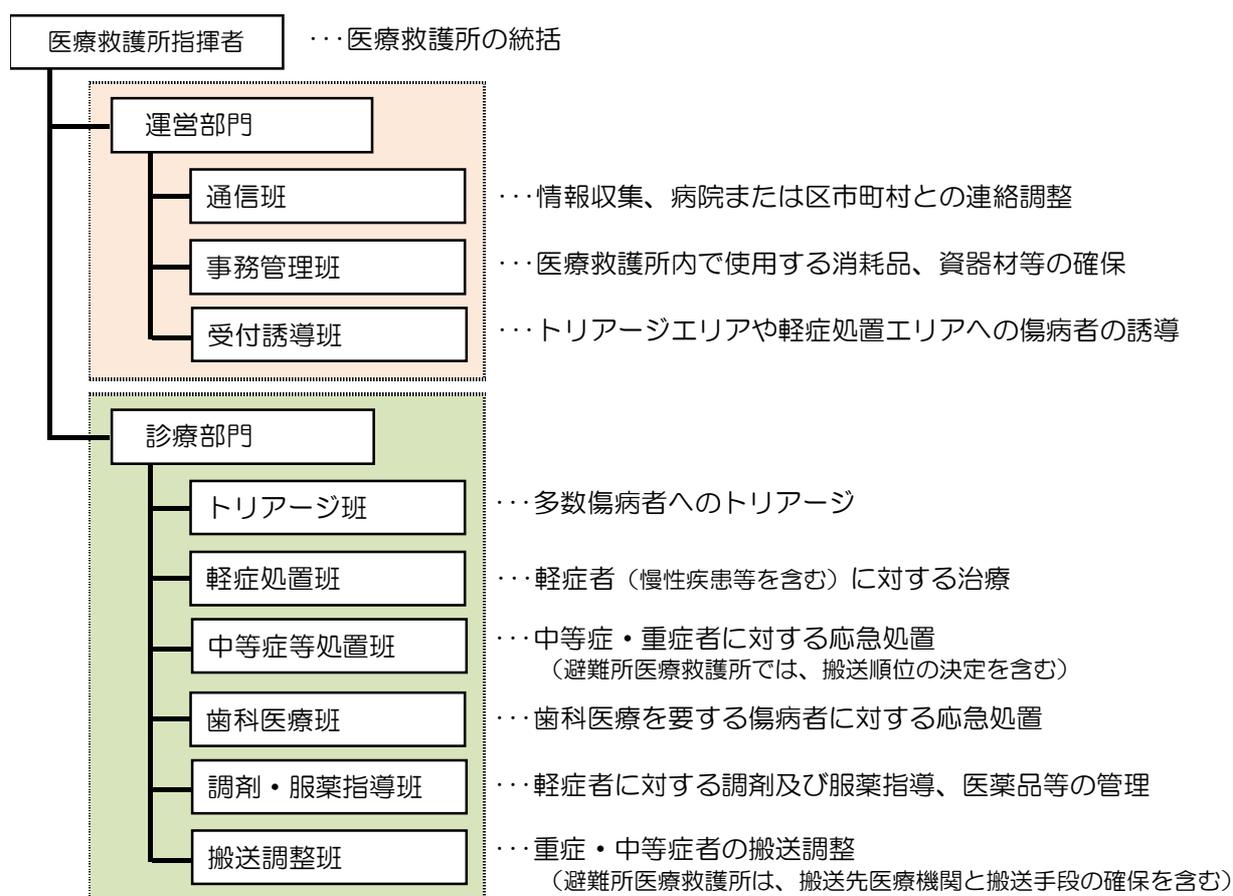
(1) 標準的な体制

緊急医療救護所又は避難所医療救護所を設置するためには、人員の確保、医療救護所の設営、組織づくり（チームビルディング）が必要です。

医療救護所の体制は、区市町村が状況に応じて決定しますが、標準的な体制と役割は、下記のとおりです。

なお、医療救護所の運営には、1班以上の医療救護班が必要です。医療チームが限られている場合には、各班の兼任など、医療救護所の指揮者が担当を定めます。

[図 2 1：緊急医療救護所・避難所医療救護所の標準的な体制（急性期まで）]



(2) 医療救護所の指揮者等の選任

区市町村は、原則として、近接する病院の事情を最も知っている医師（近接病院に勤務する医師）、又は地域の医療事情を最も知っている地区医師会の医師から、医療救護所の指揮者を選任します。

また、医療救護所での活動が長時間に及ぶことが想定される場合には、代理者等を選任します。

(3) 運営部門

運営部門は、主に、通信班、事務管理班及び受付誘導班に分かれます。

ア 通信班

通信班は、情報収集、病院又は区市町村との連絡調整などを行います。

特に、区市町村から、近隣地域の被害状況、周辺医療機関の状況、医療チームの確保状況などを確認します。

イ 事務管理班

事務管理班は、医療救護所で使用する消耗品や医療資器材等を確保します。

（ただし、医薬品等の管理については、薬剤師班が行います。）

ウ 受付誘導班

受付誘導班は、参集した医療チームを医療救護所の指揮者に案内すること、傷病者をトリアージエリアや軽症処置エリアに誘導すること、その他来所者の移動の安全管理などを行います。

(4) 診療部門

診療部門は、主に、トリアージ班、軽症処置班、中等症等処置班、歯科医療班、調剤・服薬指導班及び搬送調整班に分かれます。

ア トリアージ班

医療救護所には、重症者、中等症者、軽症者などの傷病者が混在しています。

このため、トリアージ班は、医療救護所の多数傷病者に対して、原則として、医師を中心に、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者が協力してトリアージ※を実施します。

医療従事者は、トリアージ・タグを記入し、1枚目（災害現場用）を切り離して、医療救護所の受付票とします。

なお、1回目のトリアージがなされた後であっても、時間の経過や傷病者等の状況を確認し、必要に応じて2回目以降のトリアージを実施します。

※ トリアージの方法については、巻末資料（P196）や「トリアージハンドブック（東京都保健医療局発行）」を参照してください。

イ 軽症処置班

軽症処置班は、トリアージされた軽症者（負傷者だけでなく慢性疾患等を有する傷病者を含みます）に対する治療を行います。

なお、近接する病院の受診を希望する傷病者には、受診を控えるよう協力を求めます。

ウ 中等症等処置班

中等症等処置班は、中等症者や重症者に対して応急処置を行います。

また、病院から離れていて、搬送に時間を要するときは、重症者（最優先治療群）、次に中等症者（待機的治療群）の順に応急処置を行い、搬送順位を決定します。

なお、搬送までの待機中に中等症者と判定された傷病者の症状が悪化する場合があるので、バイタルサインや身体所見の変化に細心の注意が必要です。

エ 歯科医療班

歯科医療班は、医療救護所の来所者に対して歯科医療・衛生指導を行い、特に歯科医療を要する傷病者がいるときは、応急処置を行います。

オ 調剤・服薬指導班

調剤・服薬指導班は、薬剤師班を中心に、医療救護所内に設置された調剤場所で、災害用処方箋に基づいた調剤・服薬指導や医薬品等の管理、軽症者へのOTC医薬品の供給などを行います。

カ 搬送調整班

搬送調整班は、医療救護所で応急処置を受けた重症者や中等症者を近くの医療機関に搬送します。

また、病院から離れた医療救護所の場合は、搬送先医療機関と搬送手段の確保を行います。

(5) 情報連絡体制

医療救護所の情報連絡体制及び報告内容（被害情報や活動状況など）については、区市町村の定めによります。

区市町村は、医療救護所の医療ニーズや運営状況を把握して、各所の運営に不均衡が生じないように情報収集を行います。

また、従事する医療チームの交代時にも、円滑に医療救護所が運営されるよう、活動報告書の作成など、引継ぎの際のルールを明確にしておく必要があります。

ア 医療救護所の設置・運営

区市町村は、医療救護所を設置したことをEMISに入力します。また、医療救護所の運営状況を、1日1回程度の頻度で入力します。

なお、緊急医療救護所はEMISの医療機関前救護所に、避難所医療救護所はEMISの避難所救護所に、それぞれ入力します。

イ 医療救護所の医療ニーズ

医療救護所の指揮者は、医療救護所内の医療ニーズについて、区市町村災害医療コーディネーターに報告します。

(6) 周辺住民に対する周知

区市町村は、避難所医療救護所を設置したことを、周辺住民に周知します。

(7) 医薬品等

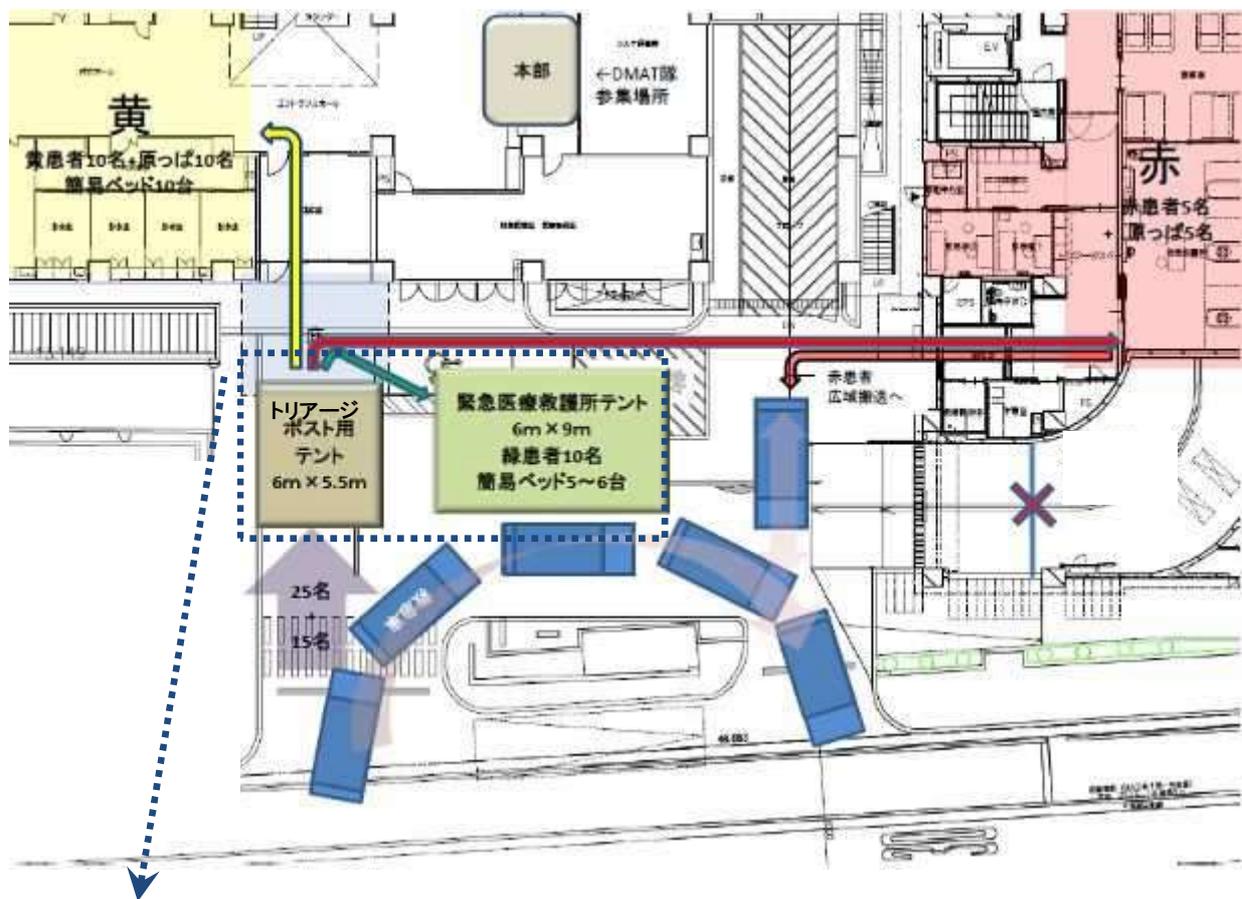
医療救護所の指揮者は、調剤・服薬指導班と連携して、医療救護所で必要な医薬品や医療資器材などを確認し、不足が見込まれる場合には、区市町村の災害薬事センターに補給を要請します。

(8) 閉鎖時期

区市町村は、被災地内の医療機能や避難所の状況などから、区市町村災害医療コーディネーターと協議の上、医療救護所の閉鎖を判断します。

各医療チームが作成したトリアージタグやカルテとして作成した災害時診療記録は、多くの個人情報を含みます。医療救護所の施設運営者が、一括して保管するなど、あらかじめ取扱いを明確にしておく必要があります。

[参考:緊急医療救護所の設置例 -東京都総合防災訓練から-]



東京都・区合同総合防災訓練（平成26年度）では、災害拠点病院の前に緊急医療救護所を設置しました。

この訓練では、病院前に集まった傷病者に対して、トリアージポスト用テントでトリアージを行いました。

また、重症者と中等症者を、それぞれの処置エリアに担架搬送するとともに、軽症者を緊急医療救護所テントに誘導して、軽症治療を行いました。

【参考：新興感染症等流行下での緊急医療救護所の設置例 -東京都総合防災訓練から-】



東京都・品川区合同総合防災訓練では、(令和4年度)では、災害拠点病院に見立てたエリアの前に緊急医療救護所を設置し、訓練を実施しました。

この訓練においては、新興感染症対策を取り入れた緊急医療救護所運営を行いました。救護所スタッフはエリアごとに必要な感染防止資器材を装備し、トリアージをした後の傷病者に検温を実施することで発熱者と非発熱者の動線を分け、軽症処置エリアはパーテーションにより発熱エリアと非発熱エリアに区別を行いました。

【エリアごとに必要となる資器材】

エリア名	実災害時に必要と想定される装備
医療処置エリア (軽症・非発熱エリア)	マスク、手袋、ガウン
医療処置エリア (軽症・発熱エリア、中等症、重症)、トリアージエリア	フェイスシールド、マスク (N95)、手袋、ガウン、帽子
患者対応が想定されるエリア：緊急医療救護所本部、調剤・服薬指導エリア	フェイスシールド、マスク、手袋

【エリア別患者動線管理対応事項】

エリア名	対応事項
緊急医療救護所本部	緊急医療救護所に来所した患者がトリアージエリアに移動する際、トリアージエリアへ誘導する。
トリアージエリア	トリアージエリアにてトリアージ後、処置エリアへ患者を誘導、搬送する。※トリアージエリアで検温は実施しない。
処置エリア (軽症・中等症・重症)	各処置エリア入口にて検温し、発熱の有無を確認し、発熱者と非発熱者の動線を分けた上で処置を実施する。

第5節 医療機関(共通事項)

1 医療機関の対応手順

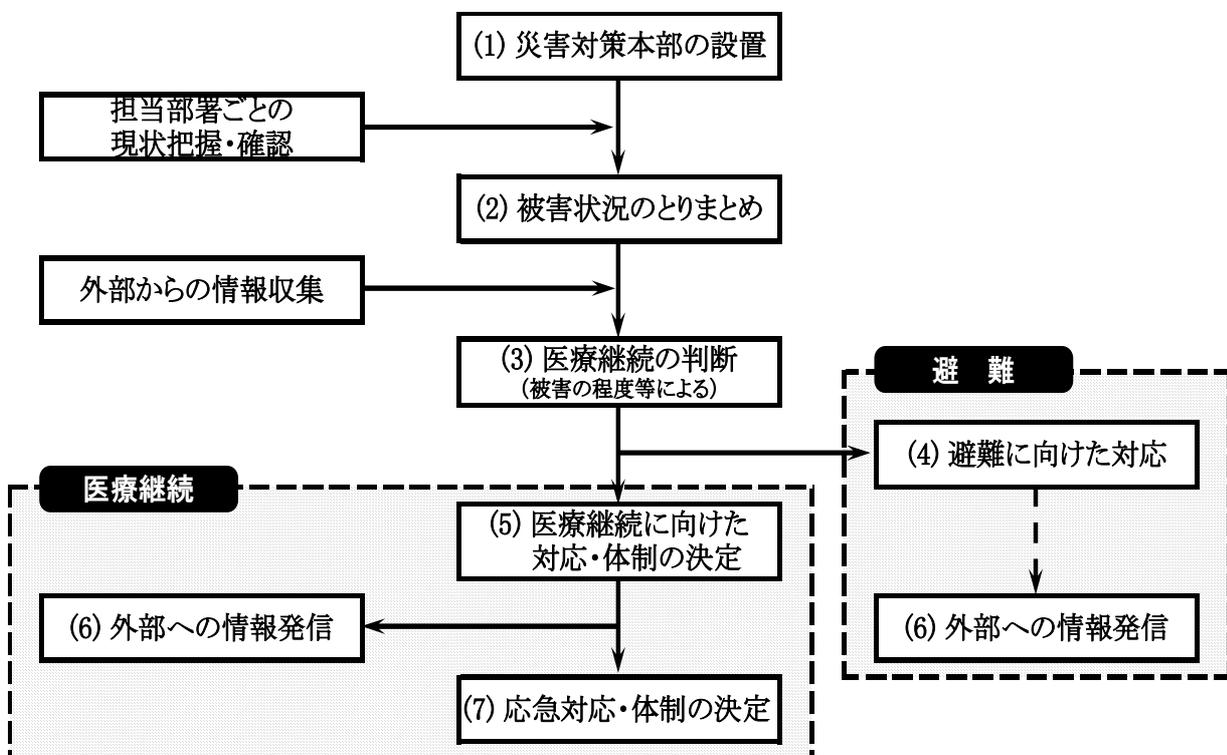
(参照: 病院における防災訓練マニュアル-東京都保健医療局-等)

災害時には、多数の傷病者が医療機関に集中することが想定されます。

都は、被災地の限られた医療資源を有効に活用するため、全ての病院を、災害拠点病院、災害拠点連携病院及び災害医療支援病院に分類*していますが、本節では、医療機関に求められる共通事項として、災害時の対応手順について、まとめています。

* 病院の種別は、P 1 4 「2 医療機関・医療救護所の種別」を確認してください。

[図 2 2 : 医療機関の対応手順]



(1) 災害対策本部の設置

医療機関の管理者は、速やかに災害対策本部を設置します。

また、管理者が不在の場合は、当直医師等が、事前の定めにより職務を代行します。

本部の設置場所には、①緊急連絡先一覧表、②備品・什器類、③医療救護活動に必要な関係書類、④周辺地図、⑤各医療機関が策定した災害対応マニュアルや事業継続計画（BCP）、都や区市町村の地域防災計画、本ガイドラインなどを用意しておきます。

(2) 被害状況のとりまとめ

ア 患者等の安全確認

医療機関は、情報収集部門（又は担当者）を設置し、在院している職員で分担して、入院患者や手術中の患者の安否状況について確認します。

また、院内で負傷者が発生しているときは、必要な治療等を行うとともに、被害状況等を適切に説明するなど、院内の患者に安心感を与え、落ち着かせるようにします。

イ 職員・家族等の安全確認

勤務時間中に災害が発生した場合には、在院している職員の状況や職員の家族の被害状況などを確認し、勤務可能な人員を職種別（医師、看護師、事務等）に把握します。

ウ 周辺地域の被害状況の確認

周辺地域の人的被害状況（負傷者の発生状況など）、物的被害状況（周囲の火災の状況や延焼の危険性など）、周辺道路の通行の可否などを把握します。

エ 医療機能の把握

空床状況（空床数、仮設ベッド数）や医療機能を把握し、EMISに入力します。EMISに入力できないときは、様式2「医療機関状況報告書」を区市町村に送付します。

(3) 医療継続の判断

医療機関の管理者は、災害対策本部で収集した被害状況を踏まえて、医療の継続又は避難の判断を行います。

(4) 避難に向けた対応

万一、火災の発生や建物の倒壊（又は倒壊のおそれがある場合）などにより、患者等を避難させる必要があるときは、あらかじめ定めている避難計画に基づき、安全な場所に避難誘導します。

(5) 医療継続に向けた対応・体制の決定

ア 職員の参集指示

災害拠点病院や災害拠点連携病院など地震発生直後から多数の傷病者の受入れ等が想定される病院については、勤務時間外における職員の自動参集基準の設定や職員の安否・参集可否の確認のためのシステムの導入などを行い、各病院の状況に応じた迅速な参集について、あらかじめ対策を講じておくことが有効です。

基準やシステムの導入がない場合も、休日・夜間に災害が発生したときは、緊急連絡網により職員やその家族の状況を確認し、勤務可能な職員に対して、速やかに参集するよう指示する必要があります。

イ 診療体制の確保

診療時間中に災害が発生した場合は、外来患者の安全確認を行ったうえで、緊急を要する傷病者への対応を除き休診にして、診療体制の確保に努めます。

また、医師の判断により、緊急を要しない手術や検査の延期や比較的症状の安定している患者の一時退院などを行います。

ウ 医療体制の継続

医師、看護師、事務等の医療機関職員の疲労に配慮しながら、ローテーション勤務とし、食事、寝具及び休息室の確保についても留意します。

エ 医療チームの派遣要請

多数の傷病者が集中しているなど、自院の職員だけでは対応できないときは、区市町村に対して（ただし、災害拠点病院は医療対策拠点に対して）、医療チームの派遣を要請します。

(6) 外部への情報発信

マスコミなどから取材があった場合は、必要な情報提供を行います。その際、担当窓口を一元化するなど医療救護活動との適切な役割分担に配慮します。

また、災害により負傷した入院患者、他の医療機関へ搬送した患者及び死亡者の氏名について、必要に応じて、適切な場所に掲示します。

(7) 応急対応・体制の決定

医療機関の管理者は、病院が事前に定めている災害対応マニュアルや事業継続計画（BCP）を活用しながら、病院の被害状況に応じた応急対応や院内の体制を決定します。

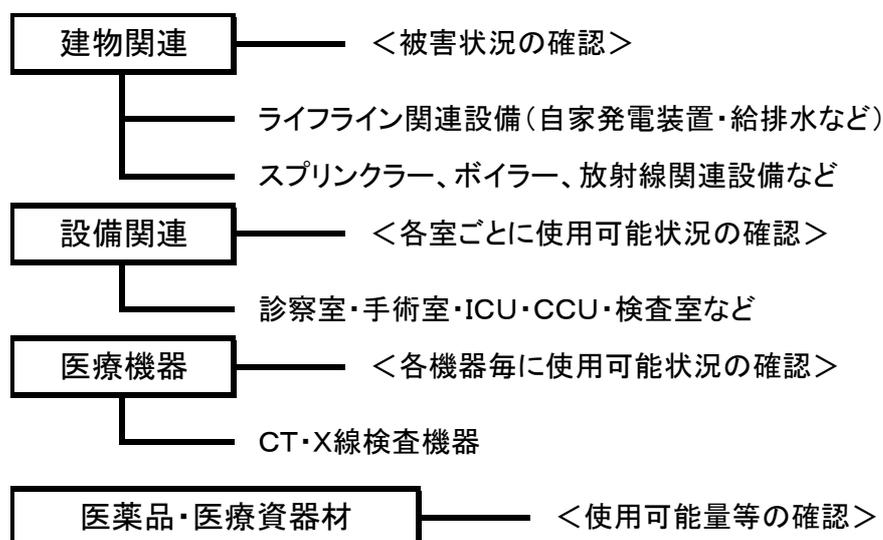
2 施設の維持・医薬品等の確保など

(1) 施設等の安全性の確認

建物、自家発電装置、給排水設備、スプリンクラー、ボイラー、放射線関連設備等の被害状況を把握し、安全性を確認します。故障が発生している場合には、直ちにメンテナンス業者などに連絡をとるなど、速やかな復旧に努めます。

また、診察室、手術室、ICU、CCU、検査室などの部屋ごとに被害状況や使用の可否を確認するとともに、CT、X線検査機器などの医療機器や医薬品及び医療資器材などの状況を確認します。

[図 2 3 : 施設・設備の安全点検]



(2) ライフラインの維持

医療機能を維持するために必要な電気、水、燃料、通信手段、医薬品等の被害状況を把握し、ライフラインの供給停止あるいは著しい供給低下がある場合には、非常用自家発電装置、備蓄用燃料、食料等を活用し、当面の対応を行います。

(災害拠点病院)

水の確保、燃料、食料、飲料水、医薬品等の備蓄については、3日分が指定の要件となっています。

(災害拠点連携病院)

食料、飲料水、医薬品等の備蓄については3日分が指定要件、水及び燃料の確保は3日分が望ましいとされています。

(災害医療支援病院)

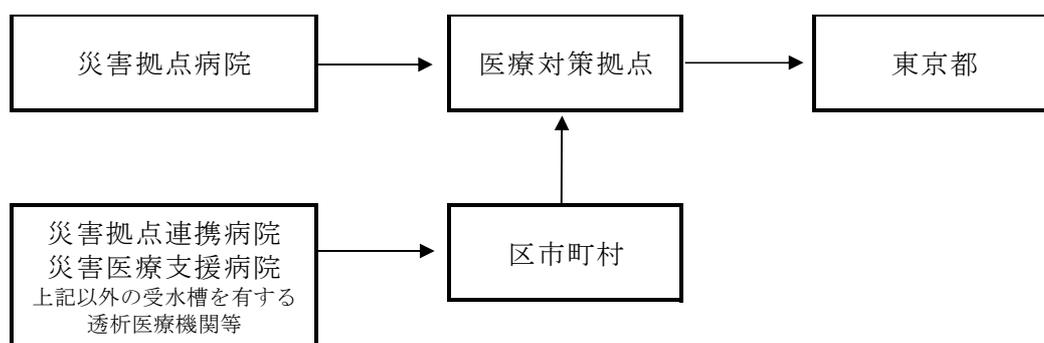
病院の実情に応じて、備蓄等による確保を行う必要があります。

※ 災害時には多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることも考慮する必要があります。

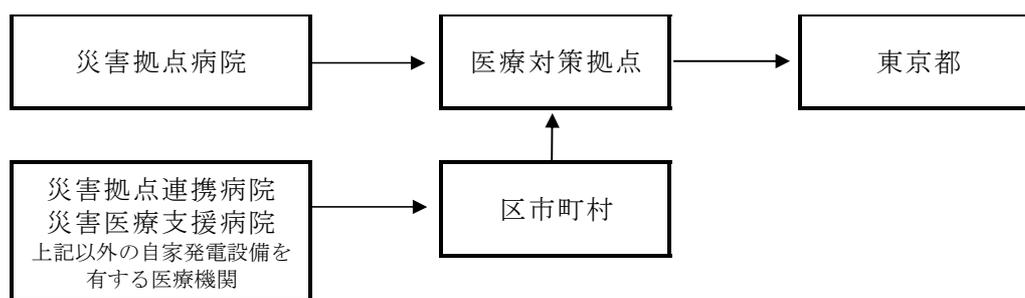
病院機能維持のためにとくに重要なライフラインである水や燃料が不足した場合は、災害拠点病院は医療対策拠点に、災害拠点連携病院及び災害医療支援病院は区市町村に支援要請を行います。

要請先に電話等で要請し、給水については様式8「応急給水要請書兼応急給水作業指示書」、燃料については様式9「燃料調整シート」を送付します。

[図24-1：応急給水要請フロー]



[図24-2：燃料供給要請フロー]



※区市町村と協定締結している場合あり

(3) 医薬品等の確保

病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として、医薬品、医療機器、衛生材料、歯科用医薬品を平時と同様に卸売販売業者から購入します。ただし、卸売販売業が復旧し流通を通じて適切に供給されるまで（おおむね3日間程度）に必要な医薬品等は、備蓄品を活用します。

卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合は、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給します。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応することとします。

第6節 災害拠点病院(関連P51)

ポイント1:災害拠点病院は、直ちに被害状況を報告してください。

(1) 広域災害救急医療情報システム(EMIS)の入力

災害拠点病院は、院内の被害状況を十分に確認できない場合であっても、直ちに、EMISに一部情報を入力*します。

また、速やかに院内の被害状況を把握して、EMISに緊急時入力・詳細入力の順に入力し、超急性期（発災後72時間）までは、病院の状況が変わるごとに更新します。

*これにより、回線異常の有無を確認できます。

(2) EMISが使用できないとき

災害拠点病院は、都、管轄の医療対策拠点及び所在地の区市町村に対して、様式2*「医療機関状況報告書」を電子メール・FAX等（防災行政FAX等や衛星回線の活用を含む）により送付します。（*速やかに、様式2-1（緊急時入力分）を送付し、その後様式2-2（詳細入力分）を送付します。）

ポイント2:災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行います。

(1) 重症者・中等症者への対応

病院の収容力が超過又はそのおそれがあるときは、原則として、重症者の収容・治療を優先します。

また、対応できない重症者等が搬送されてきた場合は、応急処置を実施した上で、近隣の災害拠点病院等又は医療対策拠点と調整します。

(2) 軽症者への対応

病院前トリアージにより保留群（軽症）と判断された患者は、原則として院内に入れることなく、近隣の緊急医療救護所や避難所医療救護所に誘導します。

(3) 周産期医療等への対応

周産期医療、小児救急医療、精神医療、透析医療等については、原則として、診療を継続します。

[表 3 9 : 災害拠点病院から関係機関への情報連絡・要請系統]

災害拠点病院	➡	東京都	<p>(1) 災害拠点病院→東京都</p> <p>ア 自院の被害状況を報告すること(EMIS入力又はFAXによる)</p> <p>イ 東京DMATの編成・派遣の可否について回答すること(※東京DMAT指定病院に限る)</p> <p>ウ 都医療救護班や都内DMATの編成・派遣の可否について回答すること</p>
	➡	医療対策拠点	<p>(2) 災害拠点病院→医療対策拠点</p> <p>ア 自院の被害状況を報告すること(EMIS入力又はFAXによる)</p> <p>イ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請すること</p> <p>ウ 自院のライフラインへの支援を要請すること</p> <p>エ 自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること</p> <p>オ 他病院の傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること</p>
	➡	区市町村	<p>(3) 災害拠点病院→区市町村</p> <p>ア 自院の被害状況を報告すること(EMIS入力又はFAXによる)</p> <p>イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること</p> <p>ウ ライフライン支援要請への対応を提示すること</p> <p>エ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること</p> <p>オ 区市町村からの要請に対して、受入可否を回答すること</p>
	➡	他の災害拠点病院	<p>(4) 災害拠点病院→他の災害拠点病院</p> <p>ア 自院の被害状況をEMISにより情報提供すること</p> <p>イ 自院で対応できない傷病者の受入れを要請すること</p>

[表 4 0 : 関係機関から災害拠点病院への情報連絡・要請系統]

災害拠点病院	←	東京都	<p>東京都→災害拠点病院</p> <p>ア 東京都災害対策本部等を設置したこと</p> <p>イ 都、各医療圏及びSCUの医療救護活動方針についてEMISで公表すること</p> <p>ウ 東京DMATの編成・派遣を要請すること(※東京DMAT指定病院に限る)</p> <p>エ 都医療救護班や都内DMATの編成・派遣を要請すること</p>
	←	医療対策拠点	<p>医療対策拠点→圏域内の災害拠点病院</p> <p>ア 医療対策拠点等を設置したこと</p> <p>イ 圏域内の医療救護活動方針について情報提供すること</p> <p>ウ 医療チーム(都医療救護班や日本DMAT等)の派遣を決定すること</p> <p>エ 傷病者の受入れを要請すること</p> <p>オ (受入れが困難な災害拠点病院に対して)傷病者を受け入れる病院を提示すること</p>
	←	区市町村	<p>区市町村→災害拠点病院</p> <p>ア 被害状況の報告を求めること</p> <p>イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること</p> <p>ウ 傷病者の受入れを要請すること</p>
	←	他の災害拠点病院	<p>他の災害拠点病院→災害拠点病院</p> <p>ア 他院の被害状況をEMISにより情報共有すること</p> <p>イ 圏域内の災害拠点病院から要請のあった傷病者の受入可否について回答すること</p>

1 情報連絡体制

災害時には、EMISや防災行政無線により、関係機関に対して状況報告を行います。（なお、災害拠点病院のうち東京DMAT指定病院は、東京DMATの出場の可否等を報告します。）

(1) 災害拠点病院→東京都



ア 自院の被害状況を報告すること

自院の被害状況をEMISに入力します（ポイント1のとおり）。

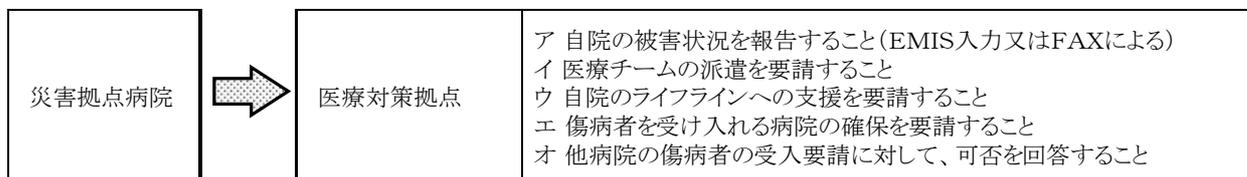
イ 東京DMATの編成・派遣の可否について回答すること(※東京DMAT指定病院に限る)

本章第2節「3 東京DMATの活動」(P73)によります。

ウ 都医療救護班や都内DMATの編成・派遣の可否について回答すること

本章第2節「4 都医療救護班等の派遣」(P76)及び「5 日本DMATの活動」(P78)によります。

(2) 災害拠点病院→医療対策拠点



ア 自院の被害状況を報告すること

「(1) 災害拠点病院→東京都」のアのとおりです。

イ 医療チームの派遣を要請すること

災害拠点病院は、医療対策拠点に対して医療チームの派遣を電話等で要請し、様式4「医療チーム派遣要請書」を送付します。

ウ 自院のライフラインへの支援を要請すること

災害拠点病院は、医療対策拠点に対して、病院の水や燃料など、ライフラインに関する支援を電話等で要請し、給水については様式8「応急給水要請書兼応急給水作業指示書」、燃料については様式9「燃料調整シート」を送付します。

エ 傷病者を受け入れる病院を確保すること

災害拠点病院は、医療対策拠点に対して、自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を電話等で要請し、様式7「医療搬送要請書」を送付します。ただし、同一圏域内にある災害拠点病院に対して、直接要請することもできます。(災害拠点病院に要請する場合は、様式7の送付は不要です。)

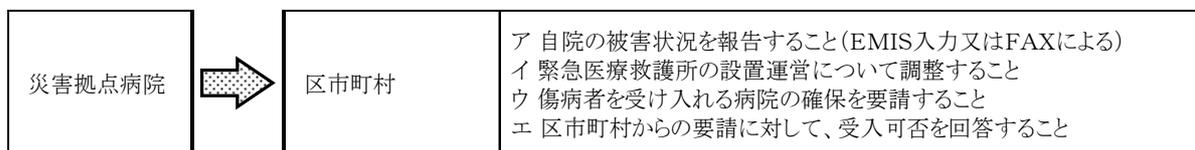
なお、受入病院が決定された後は、医療対策拠点を經由することなく、受入要請先の病院と個別に調整します。

オ 他病院の傷病者の受入要請に対して、受入れの可否を回答すること

災害拠点病院は、医療対策拠点から要請された傷病者の受入れの可否について、電話等により、回答します。

また、回答後は、医療対策拠点を經由することなく、要請元の病院と個別に調整します。

(3) 災害拠点病院→区市町村



ア 自院の被害状況を報告すること

「(1) 災害拠点病院→東京都」のアのとおりです。

イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること

災害拠点病院は、緊急医療救護所の設置について、区市町村と調整します。

ウ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること

災害拠点病院は、同一圏域内の区市町村に対して、中等症者や容態の安定した重症者を受け入れる病院の確保を電話等で要請し、様式7「医療搬送要請書」を送付します。

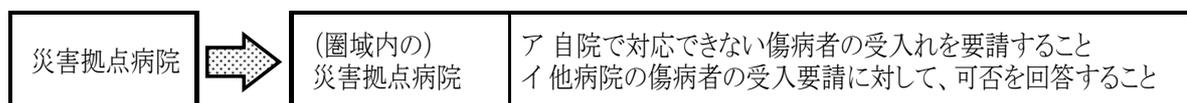
なお、受入病院が決定された後は、区市町村を經由することなく、受入要請先の病院と個別に調整します。

エ 区市町村からの要請に対して、受入可否を回答すること

災害拠点病院は、区市町村から要請された傷病者の受入れの可否について、電話等により、回答します。

また、回答後は、区市町村を經由することなく、要請元の病院と個別に調整します。

(4) 災害拠点病院→(圏域内の)災害拠点病院



ア 自院で対応できない傷病者の受入れを要請すること

災害拠点病院は、圏域内の他の災害拠点病院に対して、自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請できます。原則として、電話等により要請し、様式7の送付を省略します。

イ 他病院の傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること

災害拠点病院は、要請元の災害拠点病院に対して、傷病者の受入れの可否を電話等で回答します。

2 災害医療体制への移行

(1) 災害対策本部等の設置

病院管理者は、事業継続計画（BCP）や災害対応マニュアルに基づいて、災害対策本部を設置し、被害情報の収集や院内の活動方針を決定します。

なお、災害拠点病院は、病院長の判断に基づいて、DMAT病院支援指揮所[※]を設置することができます。

[※] DMAT病院支援指揮所は、DMAT活動拠点本部の指揮の下において、当該DMAT活動拠点本部の業務の一部を行います。

(2) 重症者の受入体制の確保

病院管理者は、緊急を要する傷病者への対応を除き休診にして、多数の重症者を受け入れる体制を確保します。

(3) 病院前トリアージの実施

病院と区市町村において事前協議がある場合を除き、原則として、区市町村が病院の近接地等（病院開設者が認める場合には病院敷地内を含む）に緊急医療救護所を設置して、病院前トリアージを行います。

(4) 東京DMATの待機（※東京DMAT指定病院に限る）

東京DMAT指定病院は、施設の被害状況や傷病者の受入状況を踏まえて、東京DMATの出場の可否と出場可能なチーム数を確認し、様式3-2「東京DMAT待機報告書」を都に送付します。

(5) 都医療救護班や都内DMATの編成

災害拠点病院は、都から編成を要請されたときは、施設の被害状況や傷病者の受入状況を踏まえて都医療救護班や都内DMATの出場の可否を判断し、様式5「医療チーム編成報告書」を都に送付します。なお、都内DMATを編成し、EMISに入力した場合は、様式5の送付を省略できます。

第7節 災害拠点連携病院(関連P53)

ポイント1:災害拠点連携病院は、直ちに被害状況を報告してください。

(1) 広域災害救急医療情報システム(EMIS)の入力

災害拠点連携病院は、院内の被害状況を十分に確認できない場合であっても、直ちに、EMISに一部情報を入力*します。

また、速やかに院内の被害状況を把握して、EMISに緊急時入力・詳細入力の順に入力し、超急性期（発災後72時間）までは、病院の状況が変わるごとに更新します。 *これにより、回線異常の有無を確認できます。

(2) EMISを使用できないとき

災害拠点連携病院は、管轄の区市町村に対して、様式2「医療機関状況報告書」を電子メール・FAX等により送付します。

(*速やかに、様式2-1（緊急時入力分）を送付し、その後様式2-2（詳細入力分）を送付します。)

ポイント2:災害拠点連携病院は、

主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行います。

(1) 重症者・中等症者への対応

病院の収容力が超過又はそのおそれがあるときは、原則として、中等症者や対応可能な重症者の収容・治療を優先します。

また、対応できない重症者等が搬送されてきた場合は、応急処置を実施した上で、近隣の災害拠点病院への転院搬送について、区市町村と調整します。

(2) 軽症者への対応

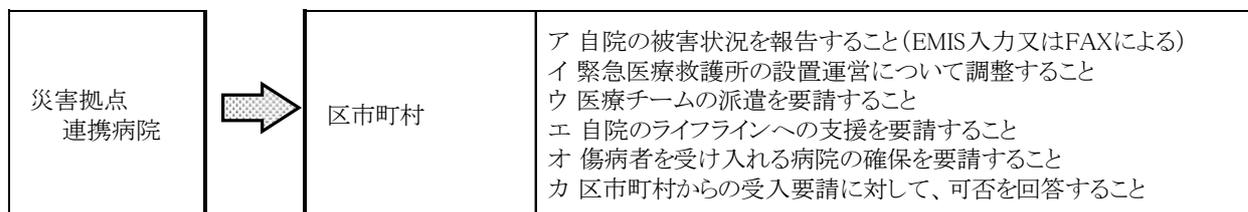
病院前トリアージにより保留群（軽症）と判断された患者は、原則として院内に入れることなく、近隣の緊急医療救護所に誘導します。

(3) 周産期医療等への対応

周産期医療、小児救急医療、精神医療、透析医療等については、原則として、診療の継続に努めます。

1 情報連絡体制

(1) 災害拠点連携病院→区市町村



ア 自院の被害状況を報告すること

ポイント1（P121）に記載のとおりです。

イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること

災害拠点連携病院は、緊急医療救護所の設置運営について、区市町村と調整します。

ウ 医療チームの派遣を要請すること

災害拠点連携病院は、区市町村に対して医療チームの派遣を電話等で要請し、様式4「医療チーム派遣要請書」を送付します。

エ 自院のライフラインへの支援を要請すること

災害拠点連携病院は、区市町村に対して、病院の水や燃料など、ライフラインに関する支援を電話等で要請し、給水については様式8「応急給水要請書兼応急給水作業指示書」、燃料については様式9「燃料調整シート」を送付します。

オ 傷病者を受け入れる病院を確保すること

災害拠点連携病院は、区市町村に対して、自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請し、様式7「医療搬送要請書」を送付します。ただし、同一区市町村内にある病院（ただし、災害拠点病院を除く）に対して、直接要請することもできます。

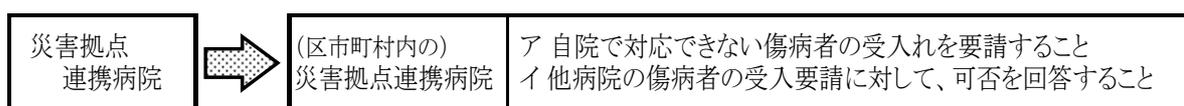
なお、受入病院が決定された後は、区市町村を経由することなく、受入要請先の病院と個別に調整します。

カ 区市町村からの受入要請に対して、受入れの可否を回答すること

災害拠点連携病院は、区市町村から要請された傷病者の受入れの可否について、電話等で回答します。

また、回答後は、区市町村を経由することなく、要請元の病院と個別に調整します。

(2) 災害拠点連携病院→(区市町村内の)災害拠点連携病院



ア 自院で対応できない傷病者の受入れを要請すること

災害拠点連携病院は、同一区市町村内の災害拠点連携病院に対し、自院で対応できない傷病者の受入れを電話等で要請できます。(様式7の送付を省略します。)

イ 他病院の傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること

災害拠点連携病院は、要請元の災害拠点連携病院に対して、傷病者の受入れの可否を電話等で回答します。

2 災害医療体制への移行

(1) 災害対策本部の設置

病院管理者は、事業継続計画（BCP）や災害対応マニュアルに基づいて、災害対策本部を設置し、被害情報の収集や院内の活動方針を決定します。

(2) 中等症者等の受入体制の確立

病院管理者は、緊急を要する傷病者への対応を除き休診にして、多数の中等症者や容態の安定した重症者を受け入れる体制を確保します。

(3) 病院前トリアージの実施

病院と区市町村において事前協議がある場合を除き、原則として、区市町村が病院の近接地等（病院開設者が認める場合には病院敷地内を含む）に緊急医療救護所を設置して、病院前トリアージを行います。

第8節 災害医療支援病院(関連P54)

ポイント:災害医療支援病院は、直ちに被害状況を報告してください。

(1) 広域災害救急医療情報システム(EMIS)の入力

災害医療支援病院は、院内の被害状況を十分に確認できない場合であっても、直ちに、EMISに一部情報を入力*します。

また、速やかに院内の被害状況を把握して、EMISに緊急時入力・詳細入力の順に入力し、超急性期（発災後72時間）までは、病院の状況が変わるごとに更新します。 *これにより、回線異常の有無を確認できます。

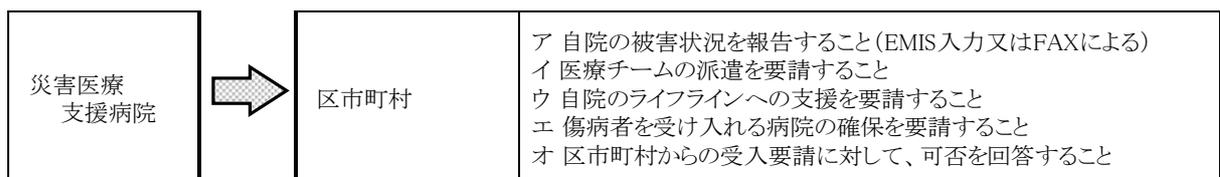
(2) EMISを使用できないとき

災害医療支援病院は、管轄の区市町村に対して、様式2「医療機関状況報告書」を電子メール・FAX等により送付します。

(※速やかに、様式2-1（緊急時入力分）を送付し、その後様式2-2（詳細入力分）を送付します。)

1 情報連絡体制

(1) 災害医療支援病院→区市町村



ア 自院の被害状況を報告すること

上記ポイントのとおりです。

イ 医療チームの派遣を要請すること

災害医療支援病院は、区市町村に対して医療チームの派遣を電話等により要請し、様式4「医療チーム派遣要請書」を送付します。

ウ 自院のライフラインへの支援を要請すること

災害医療支援病院は、区市町村に対して、病院の水や燃料など、ライフラインに関する支援を電話等で要請し、給水については様式8「応急給水要請書兼応急給水作業指示書」、燃料については様式9「燃料調整シート」を送付します。

エ 傷病者を受け入れる病院を確保すること

災害医療支援病院は、区市町村に対して、自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請し、様式7-1「医療搬送要請書」を送付します。ただし、同一区市町村内にある災害拠点連携病院又は災害医療支援病院に対して、直接要請することもできます。

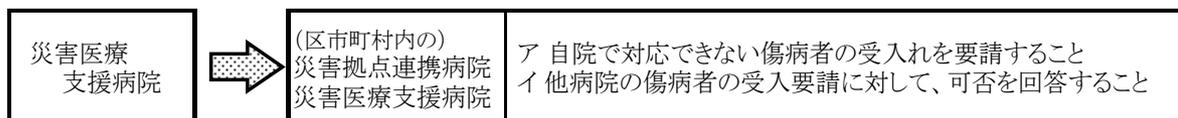
なお、傷病者を受け入れる病院が決定された後は、区市町村を経由することなく、受入要請先の病院と個別に調整します。

オ 区市町村からの受入要請に対して、受入れの可否を回答すること

災害医療支援病院は、区市町村から要請された傷病者の受入れの可否について、電話等で回答します。

また、回答後は、区市町村を経由することなく、要請元の病院と個別に調整します。

(2) 災害医療支援病院→(区市町村内の)災害拠点連携病院・災害医療支援病院



ア 自院で対応できない傷病者の受入れを要請すること

災害医療支援病院は、同一区市町村内の災害拠点連携病院又は災害医療支援病院に対して、自院で対応できない傷病者の受入れを要請できます。(様式7の送付を省略します。)

イ 他病院の傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること

災害医療支援病院は、要請元の災害拠点連携病院又は災害医療支援病院に対して、傷病者の受入れの可否について電話等で回答します。

2 災害医療体制への移行

(1) 災害対策本部の設置

病院管理者は、事業継続計画（BCP）や災害対応マニュアルに基づいて、災害対策本部を設置し、被害情報の収集や院内の活動方針を決定します。

(2) 診療継続又は区市町村が定める医療救護活動の実施

災害医療支援病院は、各病院の特性に応じて対応が異なります。

ア 診療を継続する病院

周産期医療、小児救急医療、精神医療、透析医療、その他専門医療への対応を行う病院は、原則として、既存のネットワークなどの連携体制を活用して、災害時に不足が見込まれる医療機能を継続します。

イ 主に慢性疾患を担う病院

前記「ア 診療を継続する病院」以外の全ての災害医療支援病院は、原則として、慢性疾患への対応や区市町村が定める活動方針に協力します。

第9節 診療所・歯科診療所(関連P54)

(※ 薬局の対応は、「災害時薬剤師班活動ガイドライン」によります)

1 情報連絡体制

(1) 診療所・歯科診療所→区市町村

診療所・歯科診療所は、区市町村に対して、自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を電話等で要請し、様式7「医療搬送要請書」を送付します。

なお、傷病者を受け入れる病院が決定された後は、区市町村を経由することなく、要請先の病院と個別に調整します。

(2) 診療所・歯科診療所→(区市町村内の)災害拠点連携病院・災害医療支援病院

診療所・歯科診療所は、同一区市町村内の他の災害拠点連携病院又は災害医療支援病院^{*}に対して、自院で対応できない傷病者の受入れを要請できます。

^{*}災害拠点病院に搬送が必要な場合は、区市町村に要請してください。

2 災害医療体制への移行

(1) 診療継続する診療所

救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として、診療を継続します。

(2) (1)以外の診療所・歯科診療所

前記(1)以外の診療所及び歯科診療所は、区市町村が定める医療救護活動方針に協力します。

第10節 医薬品・医療資器材

1 東京都の医薬品・医療資器材(関連P47)

(1) 医薬品集積センターの設置

都は、被災地外の区市町村及び都薬剤師会と協議し、必要に応じて、「医薬品集積センター」を設置します。

医薬品集積センターは、被災地外の関係団体からの医薬品等を集積し、必要な仕分けを行い、災害薬事センターに配送します。

また、他道府縣市等からの医薬品等の集配機能も担います。ただし、医薬品等の調達は、卸売販売業者を主体とするため、集積センターの業務は補完的な位置づけとします。

(2) 卸売販売業復旧の支援

都は、医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、関係機関の協力を得ながら支援します。

(3) 区市町村への支援

都は、区市町村から要請を受けたときは、区市町村に代わって医薬品等を調達します。

また、調達を円滑に行うため、災害時協力協定締結団体に対して、職員派遣を依頼します。

(4) 支援物資の取扱い

災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用はその補完的な位置づけとします。

都は、支援物資を効率的に活用するために、以下の基本方針を定めています。

【参考：医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針】

- ① 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
- ② 都は、必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
- ③ 都が要請した物資以外で製薬団体等からの支援の申し出があった物資は、事前に都に連絡があり、都が必要とする物だけを受け入れる。
- ④ 都は、発災後、医薬品集積センターを設置し、②及び③によって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で、災害薬事センターへ提供する。

2 区市町村の対応(関連P48)

(1) 災害薬事センターの設置

区市町村は、地区薬剤師会と連携して、医療救護所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を、発災後速やかに設置します。

設置場所は、医療チームへの医薬品の供給や薬剤師班の受け入れなどを円滑に行うため、医療救護活動拠点内又は近くの場所とします。

(2) 災害薬事センターを複数設置するとき

災害薬事センターを複数設置するときには、中核となる災害薬事センターのセンター長（＝災害薬事コーディネーター）を、地区薬剤師会から選任します。

この中核となる災害薬事センターのセンター長は、その他の災害薬事センターを統括します。

なお、その他のセンター長は、地区薬剤師会と区市町村が協議の上、決定します。

(3) 災害薬事センターの主な業務

災害薬事センターの各センター長は、区市町村災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力します。

災害薬事センターでは、医療救護班や巡回医療チーム等への医薬品の供給、薬剤師班の受け入れを行うほか、医薬品等の発注・供給管理、薬剤師班活動の調整、薬事関係者の情報収集・調整を行います。

3 医薬品の調達(関連P46)

(1) 病院、診療所、歯科診療所及び薬局

病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、平時と同様に、卸売販売業者に対して発注します。卸売販売業が復旧し流通を通じて適切に供給されるまで（おおむね3日間程度）に必要となる医薬品等は、備蓄品を活用します。

卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合は、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給します。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応することとします。

(2) 医療救護所及び避難所

医療救護所や避難所で必要な医薬品等は、区市町村が、卸売販売業者に対して発注します。ただし、卸売販売業が復旧するまでは、区市町村が、地区薬剤師会や薬局に供出を依頼します。

ア 医療救護所

区市町村は、災害薬事センターにおいて、医療救護所で必要な医薬品の請求を取りまとめて、卸売販売業者に発注します。

卸売販売業者は、原則として、医療救護所に納品します。

イ 避難所

区市町村は、災害薬事センターにおいて、避難所で必要な医薬品の請求を取りまとめて、卸売販売業者に発注します。

発注を受けた卸売販売業者は、災害薬事センターに納品し、薬剤師班が避難所に配布します。

(3) 医薬品等の供給優先順位

医薬品が不足した場合、病院、診療所、歯科診療所、薬局及び医療救護所に対する卸売販売会社からの医薬品は、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給します。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応することとします。

(4) 医薬品を調達できない場合

区市町村が自ら医薬品を調達できない場合には、都に対して、医薬品の供給を要請します。

《区市町村が使用する医薬品等の調達手順》

① 区市町村の備蓄品を使用する

災害発生時には区市町村の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、災害薬事コーディネーターと協議の上、地区薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。



② 都の備蓄品を使用する

区市町村の備蓄が不足する場合に、区市町村は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区市町村へ配送する。
(状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う。)



区市町村での調達が不可能な場合

③ 区市町村が卸から調達する

区市町村は卸売販売業者へ医薬品等を発注する(発注は災害薬事センターがとりまとめて行う。)

③ 都が卸から調達する

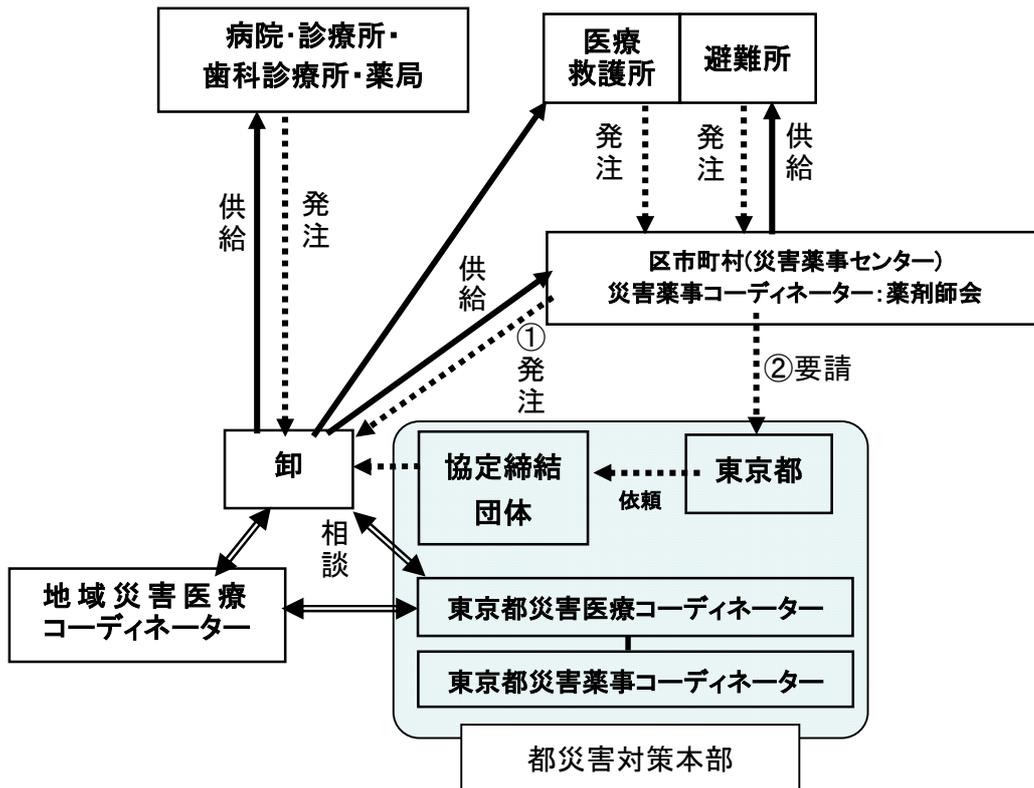
区市町村は都に対し調達を要請する。
都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。



④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、区市町村へ納品する。
(原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する。)

[図 2 5 : 卸売販売業者からの医薬品調達の流れ]



4 血液製剤(輸血用血液製剤)の調達(関連P47)

(1)都

区市町村から血液製剤(輸血用血液製剤)の供給要請があった場合、又は血液製剤(輸血用血液製剤)の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給衣業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)及び献血供給事業団に供給を要請します。

血液製剤(輸血用血液製剤)が不足する場合、都は他道府県を通じて他道府県血液センター(他道府県支部)に応援を依頼し、都外からの供給によりその確保を図ります。

(2)日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)

災害発生後、速やかに東京都赤十字血液センター及び事業所等の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)を中心に血液製剤確保体制をとります。

日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)は、被害の軽微な地域に採血班を出動させ、一般都民からの献血を受けます。

医療機関等への血液製剤(輸血用血液製剤)の供給は、日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)が、都及び献血供給事業団と密接な連携の下に行います。

※なお、医薬品・医療資器材と一部の血液製剤の調達方法は異なりますので、ご注意ください。

[表 4 1 : 血液製剤の供給]

機 関 名	活 動 内 容
日本赤十字社 東京都支部	○協定に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センターと献血供給事業団が連携して供給
献血供給事業 団	○協定に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター等と連携して供給

第11節 搬送体制(全体概要)(関連P55)

※ 搬送体制については、関係機関との調整が、引き続き必要です。

都及び区市町村は、被災地内の傷病者を的確に搬送できるように、重症度、傷病者数及び搬送距離に応じて、陸路、空路及び水路による搬送手段を確保します。

都は、東京都災害対策本部に集まる道路啓開情報並びに警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報をはじめとした道路交通情報を各医療対策拠点に情報提供します。

[表 4 2 : 傷病者等の搬送]

機 関 名	内 容
東京都	<ul style="list-style-type: none">○ 医療機関又は医療救護所から災害拠点病院等の病院までの搬送○ 東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保○ ドクターヘリにより、医療機関や広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）等への搬送を実施○ （要請があった場合）都が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送○ その他協定締結団体等による重症者等の広域搬送を実施○ 「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none">○ 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、最も近い災害拠点病院等に搬送○ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都と連携
警視庁 自衛隊 第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none">○ ヘリコプター等を活用し、医療機関や広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送
区市町村	<ul style="list-style-type: none">○ 被災現場から医療救護所まで搬送○ 医療機関又は医療救護所から災害拠点病院等の病院までの搬送○ （要請があった場合）区市町村が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送○ 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。

1 医療チームの移動手段の確保

医療チームは、原則として、自ら移動手段を確保しますが、その確保が困難な場合には、要請者に対して移動手段の調達を求めます。

要請者に対して移動手段確保の依頼があった場合、区市町村が派遣する医療救護班等の搬送は、区市町村が対応し、都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応します。

なお、都医療救護班等の搬送にあたっては、既に締結している関係機関との協定等に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用します。

2 傷病者の搬送

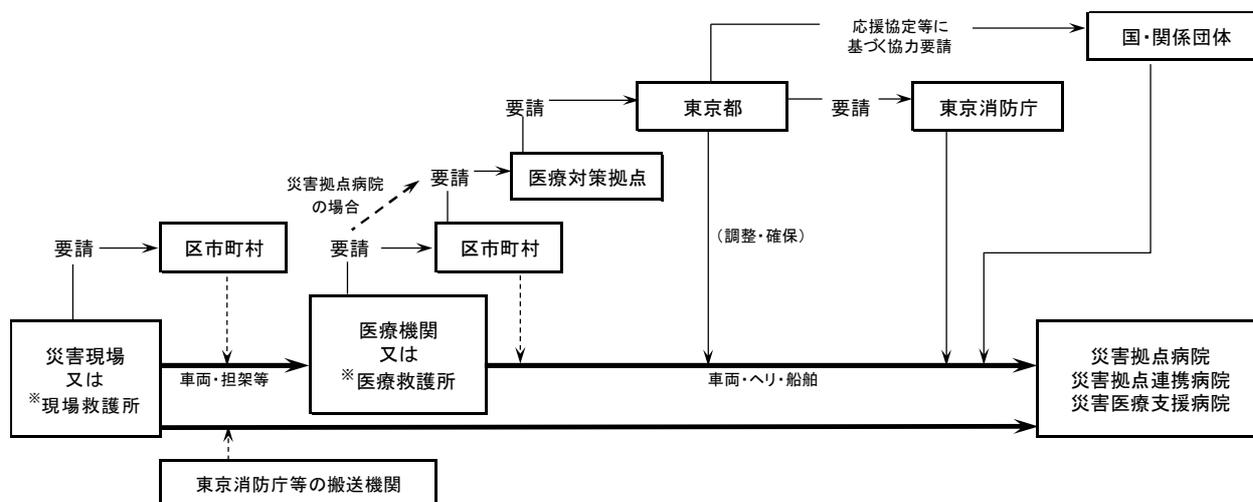
搬送は、原則として災害現場から医療救護所等までは区市町村が対応し、医療機関又は医療救護所から災害拠点病院等の病院までは、区市町村及び都が対応します。

区市町村及び都は、被災地域内の傷病者を搬送するため、重症度、傷病者数及び搬送距離などに応じて、陸路、空路及び水路による搬送手段を確保します。

また、都は、警察・消防・自衛隊その他関係団体と連携して、搬送手段を確保します。

搬送先医療機関の確保と合わせて調整する場合、日本DMATによる搬送の可否を含め、区市町村から医療対策拠点、東京都へと段階的に要請します。

[図 2 6 : 負傷者等の搬送]



※現場救護所及び医療救護所についてはP 4 1をご覧ください。

(1) 災害現場又は現場救護所

災害現場で救出救助された傷病者は、重症度や緊急度、搬送距離等に応じて、救急車、区市町村の庁有車、自家用車等（自助）、住民等による担架搬送（共助）等により搬送します。この場合、できるだけ医療機関への搬送を優先します。

また、東京消防庁などの搬送機関は、重症者を中心に、最も近い災害拠点病院等に搬送します。

(2) 医療機関又は医療救護所

収容した医療機関や医療救護所で対応できない症状の患者は、日本DMATなどの医療従事者による医療搬送が中心になります。また、安定化した患者を搬送する際には、日本DMATなどの医療従事者による医療搬送に加えて、病院救急車を活用することも有効です。搬送車両がない場合は、要請に応じて、区市町村又は都が調達します。

(3) 軽症者の対応

軽症者は、原則として、自力歩行により、近隣の医療機関又は医療救護所に移動します。ただし、自力歩行が困難なときは、住民やボランティア等に協力と求めて、担架搬送等を行います。

3 広域医療搬送

被災地内での受入れが困難なとき、又は被災地外での医療を必要とする場合には、傷病者数や重症度に応じて、空路により広域医療搬送を活用します。

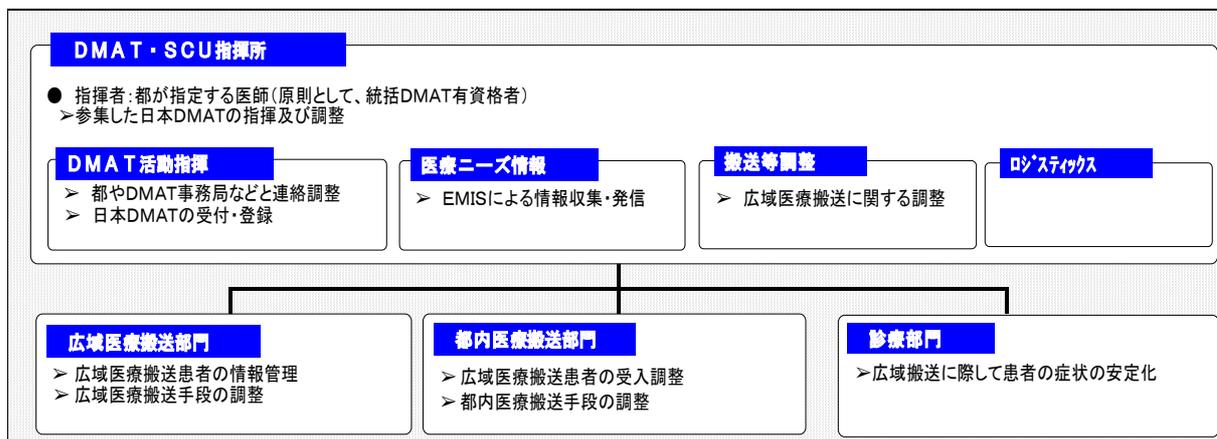
(1) SCUの設置

都は、DMAT・SCU指揮所^{*}を設置し、原則として、都内の統括DMAT有資格者から、DMAT・SCU指揮所のリーダーを指定します。

^{*}被災地域の都道府県は、必要に応じて、広域医療搬送に関わる日本DMATの活動を統括するDMAT・SCU指揮所を設置します。

DMAT・SCU指揮所は、①参集した日本DMATの指揮及び調整、②診療部門、医療搬送部門の設置及び運営、③広域医療搬送等に関する情報収集、④広域医療搬送患者の情報管理、⑤搬送手段の調整等を行います。

[図27：SCUの標準的な体制]



(2) SCUの情報連絡体制

DMAT・SCU指揮所は、広域医療搬送等に係る情報収集、広域医療搬送患者の情報管理、搬送手段の調整、地域における受入医療機関の調整等を行います。

主な情報連絡項目は次のとおりです。

[表 4 3 : 参集拠点・SCU⇔関係機関]

参集拠点 ・ SCU	東京都	SCU(参集拠点を含む)→東京都 ア SCUの組織体制や医療チームの参集状況等について報告すること イ SCUの医療救護活動方針について都と調整すること ウ 医療チーム(主に日本DMAT)の派遣を要請すること エ 広域医療搬送の状況について報告すること
	医療対策拠点	SCU(参集拠点を含む)→医療対策拠点 ア (必要に応じて)病院の被害状況の確認を求めること イ 広域医療搬送する傷病者の受入れについて調整すること
参集拠点 ・ SCU	東京都	東京都→SCU(参集拠点を含む) ア SCUの組織体制や医療チームの参集状況等について報告すること イ SCUの医療救護活動方針について都と調整すること ウ 医療チーム(主に日本DMAT)の派遣を要請すること エ 広域医療搬送の状況について報告すること
	医療対策拠点	医療対策拠点→SCU(参集拠点を含む) ア (必要に応じて)病院の被害状況について情報提供すること イ 広域医療搬送する傷病者の受入れについて調整すること

ア SCU(参集拠点を含む) → 東京都

(ア) SCUの組織体制や医療チームの状況等について報告すること

DMAT・SCU指揮所は、原則として、参集した日本DMATなどの医療チームを受け付けて、EMISに登録します。

(イ) SCU内の医療救護活動方針について都と調整すること

DMAT・SCU指揮所のリーダーは、SCU内の医療救護活動方針について、東京都災害医療コーディネーターと調整します。

(ウ) 医療チームの派遣を要請すること

SCUは、都により初期配置される指揮者や医療チームを除き、原則として、他道府県から航空機により参集する他県DMATが運営します。

参集した他県DMATの役割分担は、本章第2節「5 他県DMATの活動」の[図19：参集方法別の活動方針(案)](P83)を参考に、SCUの指揮者が定めます。ただし、SCU内で活動する医療チームが不足するときは、都に対して医療チームの派遣を電話等で要請します。

(エ) 広域医療搬送の状況について報告すること

広域医療搬送する患者の情報や搬送経路については、原則として、EMISによることとします。

イ SCU(参集拠点を含む) → 医療対策拠点

(ア) 必要に応じて、病院の被害状況の確認を求めること

SCUの活動方針は、近隣地域にある病院の被害状況により、修正しなければならないことも想定されます。病院の被害状況は、原則として、EMISにより確認しますが、必要に応じて、所在地を管轄する医療対策拠点に被害状況の確認を求めます。

(イ) 広域医療搬送する傷病者の受入れについて調整すること

SCUは、広域医療搬送する傷病者の受入れについて、各医療対策拠点と調整します。

ウ 東京都 → SCU(参集拠点を含む)

本章第2節「1 情報連絡体制(3)」(P67)を参照してください。

エ 医療対策拠点 → SCU(参集拠点を含む)

本章第3節「1 情報連絡体制(3)」(P89)を参照してください。

(3) 主なSCU候補地

都は、内閣府が定める候補地（東京国際空港（羽田空港）、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び立川駐屯地）を中心にSCUを設置しますが、具体的な設置場所は、被害の状況や施設管理者との調整により決定します。

[図28：航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）設置候補地]



(4) 各SCU候補地の特徴

ア 東京国際空港(羽田空港)

東京国際空港（羽田空港）は、固定翼による航空医療搬送の拠点候補地です。

SCUは、国際線貨物地区や旧整備場地区の建物等を活用して設置する予定です。



イ 有明の丘地区

有明の丘地区は、回転翼による航空医療搬送の拠点候補地です。

この地区には、東京臨海広域防災拠点として、災害時医療支援用地やヘリコプターの臨時離着陸場が確保されています。



ウ 立川駐屯地周辺

立川駐屯地周辺は、回転翼による航空医療搬送の拠点候補地です。

この地区には、東京都立川地域防災センターや国立病院機構災害医療センターをはじめとする防災関係機関の施設があります。

都は、これらの関係機関と調整して、SCUの設置場所を決めます。



【参考:大震災(震度6弱以上)発生時における交通規制】

大震災発生直後は、道路交通法に基づく第一次交通規制と災害対策基本法に基づく第二次交通規制があります。また、震度5強の地震発生時においても、道路交通法に基づく交通規制があります。

1 第一次交通規制(大震災発生直後から・道路交通法)

人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等を円滑に通すための交通規制です。

- ・環状七号線内側方向へ流入する車両の通行は禁止となります。
- ・環状八号線では都心方向へ流入する車両の通行は抑制されます。
- ・7路線が「緊急自動車専用路」となり、緊急自動車等以外の車両の通行が禁止されます。

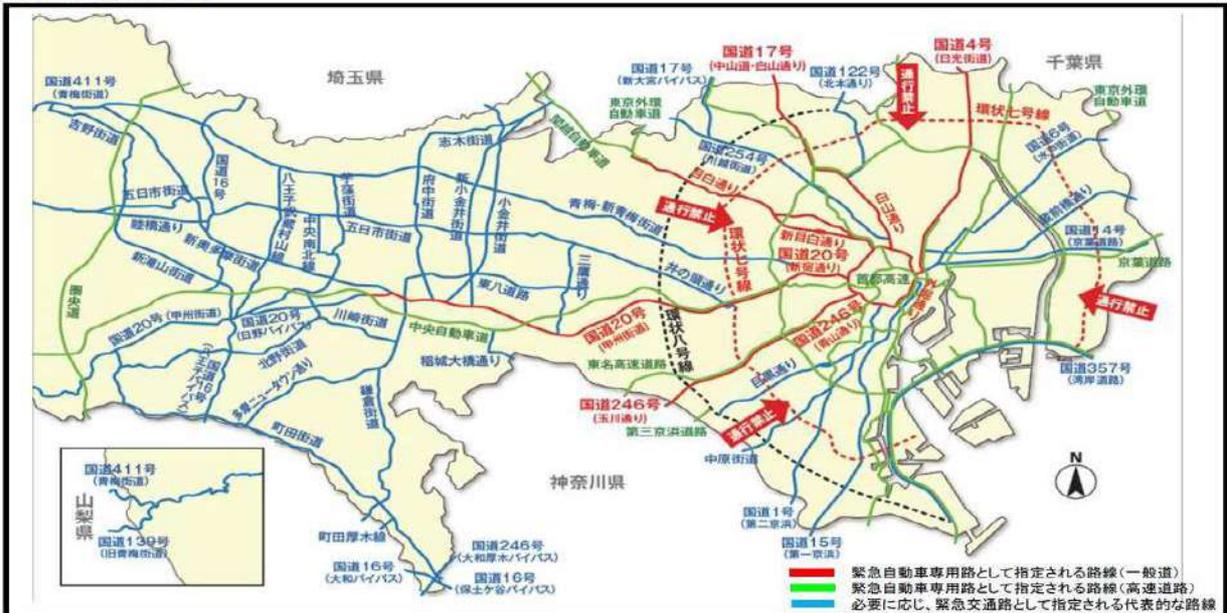
2 第二次交通規制(被害状況及び道路状況を勘案した上で実施・災害対策基本法)

復旧復興のための災害応急対策を円滑に行うための交通規制です。

第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路として指定します。

さらに、予定された路線(35路線)のうち、被害状況、道路交通状況、災害応急対策の進捗状況等を勘案し、必要な路線を「緊急交通路」に指定します。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。
- 2 環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道・白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り・新目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路等	

- 4 都内に極めて甚大な被害が生じている場合
被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じて、次のような路線を緊急交通路として指定します。(主な路線名)

国道1号	国道6号	国道14号	国道15号
新大宮バイパス	北本通り	国道264号	国道367号
中原街道	青荷-新青荷街道	井の原通り・五日市街道・船橋通り	日高通り
船橋橋通り	国道18号	国道20号	国道139号
大和厚木バイパス	稲城大橋通り他	東八通り	小金井街道
府中・志木街道	鎌倉街道	川崎街道	新奥多摩街道
平塚街道	町田街道	町田厚木線	八王子武蔵村山線
三鷹通り	中央南北線	多摩ニュータウン通り	新海山・海山・有野街道
北野街道	新小金井街道	都道266号(甲州街道)	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状七号線から都心方向への流入する車両の通行禁止規制を実施し、環状八号線から都心方向への車両の流入を抑制します。

警視庁

第 3 章

各論Ⅱ：亜急性期～慢性期・中長期

- 本章のポイント●

主に亜急性期以降は、慢性疾患への対応、被災者に対する健康管理や公衆衛生的な医療ニーズに対応する必要があります。

本章では、二次保健医療圏に設置される医療対策拠点が閉鎖されて、区市町村が主体となった医療救護活動について、基本的な事項を記載しています。

第1節 東京都の医療救護活動

1 亜急性期以降の医療救護活動(基本方針)

(1) 亜急性期における医療救護活動

亜急性期は、ライフラインが徐々に復旧し、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況になります。このため、都内の災害医療体制は、都内全域の広域的な調整から区市町村中心の体制へ移行し、医療救護班等の派遣調整も計画的に行われます。

(2) 慢性期における医療救護活動

慢性期は、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況ですが、避難生活が長期化しているため、慢性疾患治療や被災者等の健康管理を中心に医療救護活動を行います。

(3) 中長期以降における医療救護活動

中長期以降は、地域の医療機能がほぼ回復し、医療救護所もほぼ閉鎖されます。この時期の情報連絡体制は、地域医療等の状況を踏まえ、都が別に方針を示します。

2 都医療救護班等の活動(関連P16・P28・P76)

都は、医療救護所の医療ニーズや設置状況を把握して、引き続き都医療救護班等を編成し、区市町村から医療チームの派遣要請を受けたときは、計画的に医療チームを配分調整します。

(1) 都医療救護班

都医療救護班は、医療救護活動拠点等において区市町村が定める医療救護活動の方針等を確認し、避難所医療救護所を中心に、医療救護活動を行います。

(2) 都歯科医療救護班

都歯科医療救護班は、医療救護活動拠点等において区市町村が定める歯科医療救護活動の方針等を確認し、医療救護所を中心に、歯科医療救護活動を行います。

(3) 都薬剤師班

都薬剤師班は、医療救護活動拠点等において区市町村が定める救護活動の方針等を確認し、医療救護所及び医薬品の集積場所等を中心に、救護活動を行います。

(4) 都医療救護班等の派遣要請

都医療救護班等の派遣要請は、第2節の区市町村の医療救護活動に記載します。

3 医療対策拠点閉鎖後の対応

地域災害医療コーディネーターは、圏域内の区市町村と今後の医療救護体制などについて調整を行います。その上で、都は、各二次保健医療圏の被災状況や支援状況等を考慮し、地域災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、医療対策拠点を閉鎖します。

(1) 情報収集体制

亜急性期以降は、各二次保健医療圏に設置する医療対策拠点を閉鎖するため、区市町村災害対策本部と東京都災害対策本部が情報収集等を行います。

区市町村は、医療救護活動拠点において医療救護所等の医療ニーズや活動状況を把握して、関係機関と情報共有を図るとともに、定期的に都に報告します。都は、必要に応じて所管の地域災害医療コーディネーターに情報提供を行います。

(2) 医療チームの派遣

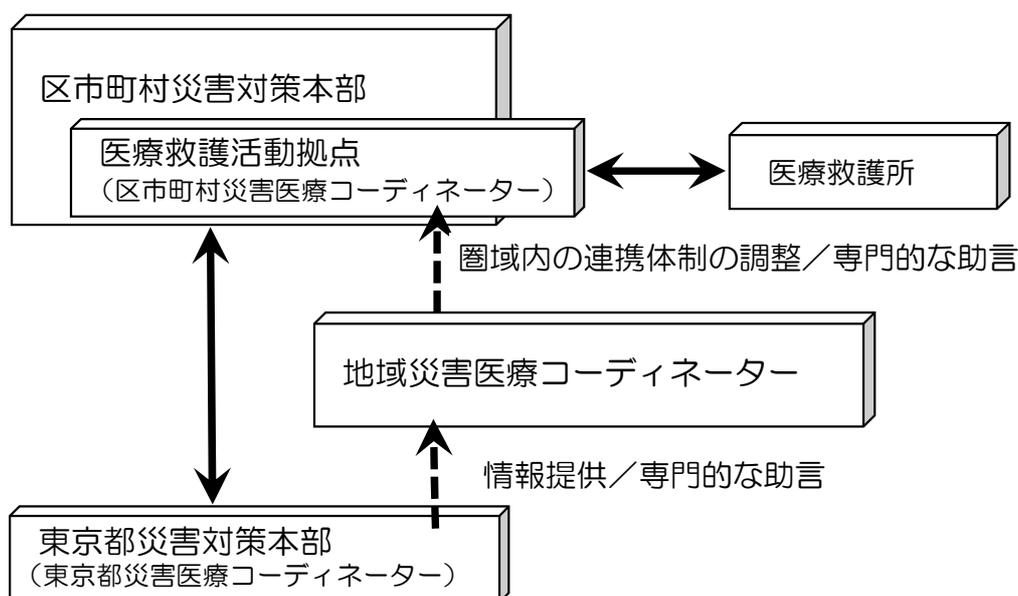
都は、区市町村から都医療救護班などの医療チームの派遣要請を受けて、計画的に医療チームを派遣します。

(3) 地域災害医療コーディネーターと各機関との連携について

医療対策拠点閉鎖後は、地域災害医療コーディネーターが中心となって地域災害医療連携会議を定期的開催し、医療対策拠点閉鎖後の対応や圏域内の活動方針について協議します。

また、地域災害医療コーディネーターは、圏域内の各機関や都の求めに応じ、医療対策拠点閉鎖後も必要な支援や助言を行います。

[図 29 : 亜急性期以降の情報連絡体制]



第2節 区市町村の医療救護活動

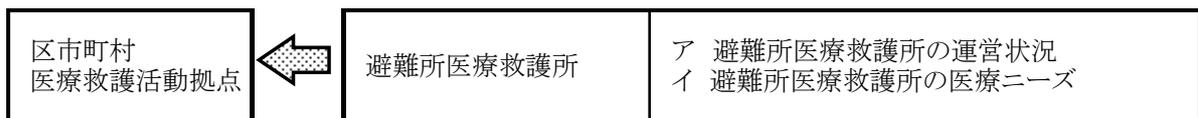
区市町村は、医療救護活動拠点を引き続き設置して、区市町村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行います。

※ 本節は、区市町村の標準的な取扱いについて記載していますが、各区市町村が定める地域防災計画が優先されます。

1 情報連絡体制

区市町村は、区市町村地域防災計画に基づいて、引き続き医療救護に必要な情報を集約します。この時期は、避難所の医療ニーズに加え、慢性疾患、被災者や支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズの把握が重要です。

(1) 避難所医療救護所→区市町村



区市町村は、避難所医療救護所の医療ニーズや運営状況を把握して、各所の運営に不均衡が生じないように調整します。

避難所医療救護所の指揮者は、運営状況や医療ニーズについて、区市町村災害医療コーディネーターに報告します。

(2) 区市町村→都

区市町村は、避難所医療救護所の状況について、定期的（1日1回程度）に、EMISに入力します。

2 医療救護活動の統括・調整(関連P36・P101)

亜急性期以降は、避難生活が長期化するため、医療ニーズも慢性疾患治療や被災者等の健康管理が中心になります。

区市町村は、避難所医療救護所や、医療救護班による避難所等への巡回診療により、被災地域の住民に対して医療を提供します。

(1) フェーズに応じた対応

ア 亜急性期

亜急性期以降は、状況に応じて、きめ細かい対応（例えば、午前は避難所医療救護所での診療、午後は周辺地区の巡回等に切り替えるなど）を図ります。

イ 慢性期・中長期

慢性期・中長期は、被災地内の医療機能が回復するため、避難所医療救護所を縮小し、通常 of 地域医療体制へ段階的に移行します。

(2) 医療救護所の設置・運営

区市町村は、必要に応じて、避難所医療救護所を引き続き設置します。

(3) 医療救護活動拠点の運営

区市町村は、医療救護活動拠点において、定期的にミーティングを開催し、区市町村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護活動の方針等について検討します。

(4) 地区医療救護班等の編成及び派遣

区市町村は、引き続き、区市町村地域防災計画等に基づき、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会に対して、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の編成・派遣を要請します。

亜急性期以降の医療救護活動は、長期的に行われるため、計画的に地区医療救護班等を派遣します。

(5) 医薬品・医療資器材

医療救護班等が使用する医薬品・医療資器材は、区市町村が調達します。

調達内容は、災害規模や状況等により異なりますが、亜急性期以降は、内科系、慢性疾患、歯科疾患、精神科などを中心に準備します。

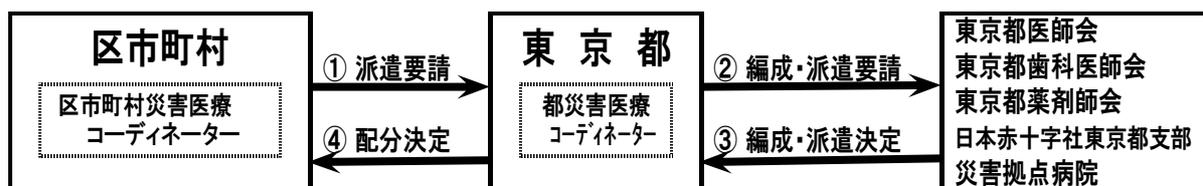
(6) 医療チームの派遣要請

亜急性期以降は、各二次保健医療圏に設置する医療対策拠点が閉鎖されます。

区市町村は、都に対して、必要に応じて、医療チームの派遣を要請します。

また、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言を踏まえながら、計画的に医療チームを、医療救護所等に派遣します。

[図 30 : 医療チームの要請手続き- 都医療救護班の場合 -]



【医療チームの要請手順】

① 派遣要請(区市町村 ⇒ 東京都)

区市町村は、主に医療救護所で活動中の医療チームを配分調整しますが、医療チームが不足しているときは、都に対して、都医療救護班等の派遣を要請します。

② 編成・派遣要請(東京都 ⇒ 都医師会)

都は、区市町村から派遣要請を受けたとき（又は都が必要と判断したとき）は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日本赤十字社東京都支部及び災害拠点病院に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び薬剤師班の編成・派遣を要請し、様式4「医療チーム派遣要請書」を送付します。

③ 編成・派遣決定(都医師会等 ⇒ 都)

派遣要請を受けた都医師会などの関係機関は、都医療救護班等の編成・派遣を決定し、様式4「医療チーム派遣要請書」及び様式5「医療チーム編成・参集報告書」を都に送付します。

④ 配分決定(都 ⇒ 医療対策拠点)

都は、関係機関からの編成・派遣決定を受けて、都医療救護班等の配分を決定し、要請元の区市町村に対して、様式4及び様式5により回答します。

3 地区医療救護班等の活動(関連P16・P40・P103)

地区医療救護班等は、避難所医療救護所や巡回診療を行う施設において、医療救護活動を行います。

各班に想定される活動は、以下のとおりですが、状況により異なりますので、医療救護活動拠点において、区市町村災害医療コーディネーターから、活動方針を確認します。

(1) 地区医療救護班

地区医師会は、地区医療救護班を編成し、避難所医療救護所を中心に、区市町村が定める医療救護活動を行います。

《主な活動内容》

- ア 避難所医療救護所又は巡回診療による医療の提供
- イ 被災者に対する健康相談等
- ウ 避難所の衛生管理や防疫対策への協力
- エ 復旧する医療機関への引継ぎ

(2) 地区歯科医療救護班

地区歯科医師会は、地区歯科医療救護班を編成し、避難所医療救護所を中心に、区市町村が定める歯科医療救護活動を行います。

特に、亜急性期以降は、区市町村、医療救護班等と連携し、被災住民の健康保持に不可欠な歯科治療及び歯科保健指導などを実施します。

《主な活動内容》

- ア 避難所医療救護所又は巡回診療による歯科医療の提供
- イ 被災者に対する歯科健康相談等
- ウ 避難所の衛生管理や防疫対策への協力
- エ 復旧する歯科医療機関への引継ぎ

(3) 地区薬剤師班

地区薬剤師会は、薬剤師班を編成し、避難所医療救護所や医薬品の集積場所等を中心に、区市町村が定める救護活動を行います。

《主な活動内容》

- ア 避難所医療救護所等における調剤及び服薬指導
- イ 避難所医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理
- ウ 避難所での一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
- エ 避難所の衛生管理や防疫対策への協力
- オ 復旧する薬局への引継ぎ

4 医療救護所(関連P41・P105)

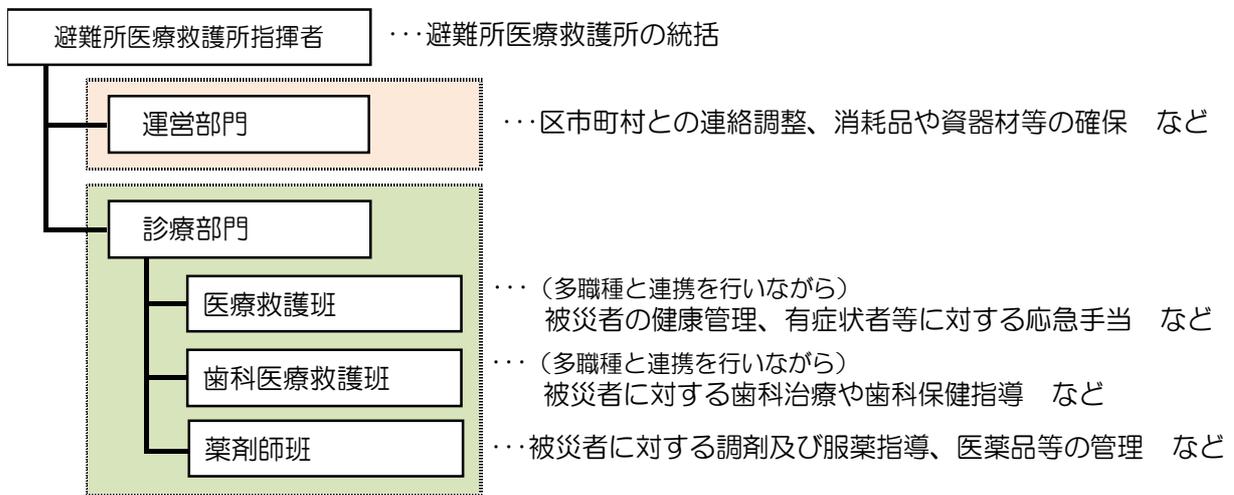
亜急性期以降は、ライフラインや地域の医療機能が徐々に回復します。また、慢性期以降は、地域の医療機関や薬局等も徐々に再開することが見込まれます。

このため、避難所医療救護所では、避難生活が長期化する被災者の健康管理等が中心になります。

(1) 標準的な体制

避難所医療救護所の体制は、区市町村が状況に応じて決定しますが、標準的な体制及び機能は、下記のとおりです。

[図 3 1 : 避難所医療救護所の標準的な体制 (亜急性期以降)]



(2) 避難所医療救護所の指揮者の選任

区市町村は、避難所医療救護所の運営が長期化することを想定して、地元医師会と協議の上、計画的に避難所医療救護所の指揮者を選任します。

この指揮者は、避難所医療救護所の活動を統括し、避難所と連携して、医療ニーズに応じた医療救護活動を運営するほか、区市町村災害医療コーディネーター等との連絡調整、医薬品・医療資器材等の確保を指揮します。

(3) 運営部門

運営部門は、区市町村との連絡調整、医療救護所で使用する消耗品や資器材の確保などを行います。

(4) 診療部門

診療部門では、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班が連携して、それぞれの活動を行います。

ア 医療救護班

避難所では、保健師を中心に避難者の健康管理が行われます。(状況に応じて、保健師、管理栄養士等からなる保健活動班が編成されることがあります。)

このため、医療救護班は、保健師(又は保健活動班)と連携して避難者の健康状態をチェックし、有所見者・有症状者への応急手当を行います。

また、災害時要支援者等の状況の確認への協力、集団の中で蔓延する可能性のある感染症の早期発見及び予防指導、予防接種の実施等を行います。

イ 歯科医療救護班

歯科医療救護班は、保健師(又は保健活動班)と連携して、被災者の健康保持に不可欠な歯科治療及び歯科保健指導を実施します。

亜急性期以降は、重症の口内炎や歯周炎の急発が多くなりますが、これらは、栄養状態の悪化による抵抗力の減弱の結果であると考えられるので、歯科的な対応だけでなく、医師の受診が必要となる可能性の高い要観察者として留意する必要があります。

また、義歯の紛失や不適合による咀嚼障害や、避難所生活が長期化した場合の口臭の問題などが、本人や周囲の大きなストレスになるため、適切に歯科保健指導や検診・予防処置を行います。

ウ 薬剤師班

薬剤師班は、被災者に対する調剤・服薬指導を行います。

避難所医療救護所での調剤業務については、避難所医療救護所の指揮者と協議し、その決定に従います。

医師の診断・治療を必要としない傷病者には、薬剤師班がOTC医薬品を交付して、医師の負担を軽減します。

(5) 情報連絡体制

医療救護所の情報連絡体制及び報告内容(被害情報や活動状況)については、各区市町村の定めによります。

また、従事する医療チームの交代時にも、円滑に医療救護所が運営されるよう、活動報告書の作成など、引継ぎの際のルールを明確にしておく必要があります。

(6) 診療記録の保管

各医療チームが作成したトリアージタグやカルテとして作成した災害時診療記録は、多くの個人情報を含みます。医療救護所の施設運営者が、一括して保管するなど、あらかじめ取扱いを明確にしておく必要があります。

5 医療救護活動拠点の閉鎖

区市町村は、医療救護所の設置数や医療救護活動の状況等を考慮し、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、医療救護活動拠点を閉鎖します。

第 4 章

様式・資料編

第1節 様式

様式集目次

様式 1	災害時連絡用紙	153
様式 2-1	医療機関状況報告書①	154
様式 2-2	医療機関状況報告書②	156
様式 3-1	東京DMA T待機要請書	158
様式 3-2	東京DMA T待機報告書	158
様式 4	医療子一△派遣要請書	160
様式 5	医療子一△編成・参集報告書	162
様式 6	医療子一△等参集受付簿	164
様式 7	医療搬送要請書	166
様式 8	応急給水要請書兼応急給水作業指示書	168
様式 9	燃料調整シート	170
※	災害時診療記録2018	173

整理No.

医療機関状況報告書①

様式 2-1

年 月 日 時 分 送付

医療機関名		
担当部課 担当者名		
電話番号 FAX番号	(電話番号)	(FAX番号)



(送付先に○をつける)
東京都保健医療局
医療対策拠点
()区市町村

広域災害救急医療情報システム(EMIS)の状況	使用不能	未設置
-------------------------	------	-----

※ EMISが使用不能又は未設置の場合、本様式を使用します。(EMISを使用する場合は、本様式を使用しません。)

医療継続の有無	継続可	一部可()	避難する
---------	-----	--------	------

緊急時入力(発災直後情報) 年 月 日 時 分現在

倒壊情報

入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有	無
------------------	---	---

ライフライン・サプライ状況 ※代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください

電気の通常の供給	無	有	水道の通常の供給	無	有
医療ガスの不足	不足	充足	医薬品・衛生資器材の不足	不足	充足

患者受診状況

多数患者の受診	有	無
---------	---	---

職員状況

職員の不足	不足	充足
-------	----	----

その他支援が必要な状況

上記以外で支援が必要な理由があれば記入してください

【区市町村処理欄】 代行人力 済・未 入力者

<記載例>

整理No. 23

医療機関状況報告書①

様式 2-1

令和 6年 3月27日 16時50分 送付

医療機関名	新宿××病院	
担当部課 担当者名	総務課 新井 太郎	
電話番号 FAX番号	(電話番号) 03-3521-xxxx	(FAX番号) 03-3521-zzzz



(送付先に○をつける)
東京都保健医療局
医療対策拠点
(新宿)区市町村

広域災害救急医療情報システム(EMIS)の状況	使用不能	未設置
-------------------------	------	-----

※ EMISが使用不能又は未設置の場合、本様式を使用します。(EMISを使用する場合は、本様式を使用しません。)

医療継続の有無	継続可	一部可 (外科・救急科)	避難する
---------	-----	--------------	------

緊急時入力(発災直後情報) 令和 6年 3月27日 15時50分現在

倒壊情報	
入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有 <input checked="" type="radio"/> 無

ライフライン・サプライ状況 ※代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください

電気の通常の供給	無 <input checked="" type="radio"/> 有	水道の通常の供給	無 <input checked="" type="radio"/> 有
医療ガスの不足	不足 充足	医薬品・衛生資器材の不足	不足 充足

患者受診状況	
多数患者の受診	<input checked="" type="radio"/> 有 無

職員状況	
職員の不足	<input checked="" type="radio"/> 不足 充足

その他支援が必要な状況

上記以外で支援が必要な理由があれば記入してください

整理No.は、発信者が記入します。

医療機関が送付先に○をつけます。
*災害拠点病院は、3か所全てに○をつけて送付します。
*災害拠点病院以外の病院は、区市町村に送付します。

避難を要する場合は、至急の電話連絡が必要です。

速やかに緊急時入力欄を記入します。内容は、EMISと同じです。

整理No.

医療機関状況報告書②

様式 2-2

年 月 日 時 分 送付

医療機関名			
担当部課 担当者名			
電話番号 FAX番号	(電話番号)	(FAX番号)	



(送付先に○をつける)
東京都保健医療局
医療対策拠点
()区市町村

詳細入力

※ EMISを使用する場合は、本様式を使用しません。

施設の倒壊、または倒壊の恐れ

年 月 日 時 分現在

入院病棟	有	無	救急外来	有	無	一般外来	有	無	手術室	有	無
------	---	---	------	---	---	------	---	---	-----	---	---

その他 (上記以外に、倒壊、または倒壊の恐れのある施設の情報を記入してください。)

ライフライン・サプライ状況

年 月 日 時 分現在

電気の使用状況	停電中	発電機使用中	正常	残り(発電機使用中の場合)	半日	1日	2日以上
水道の使用状況	枯渇	井戸使用中	貯水・給水対応中	残り(貯水・給水対応中の場合)	半日	1日	2日以上
医療ガスの使用状況	枯渇	供給の見込無	供給の見込有	残り(供給の見込無しの場合)	半日	1日	2日以上
配管破損有無	有	無					
食料の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日	1日	2日以上
医薬品の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日	1日	2日以上

不足している医薬品 (具体的に不足している医薬品を記入してください。)

医療機関の機能

年 月 日 時 分現在

手術可否	不可	可	人工透析可否	不可	可
------	----	---	--------	----	---

現在の患者数状況

年 月 日 時 分現在

実働稼働数 _____ 床

発災後受入れた患者数 **重症(赤)** _____ 人 **中等症(黄)** _____ 人

在院患者数 **重症(赤)** _____ 人 **中等症(黄)** _____ 人

今後、転送が必要な患者数

年 月 日 時 分現在

重症度別患者数 **重症(赤)** _____ 人 **中等症(黄)** _____ 人

人工呼吸 _____ 人 酸素 _____ 人 担送 _____ 人 護送 _____ 人

今後、受け入れ可能な患者数

年 月 日 時 分現在

災害時の診療能力(災害時の受入重症患者数) _____ 人

重症度別患者数 **重症(赤)** _____ 人 **中等症(黄)** _____ 人

人工呼吸 _____ 人 酸素 _____ 人 担送 _____ 人 護送 _____ 人

外来受付状況、および外来受付時間

年 月 日 時 分現在

外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記のとおり受付
時間帯1	時 分	~	時 分
時間帯2	時 分	~	時 分
時間帯3	時 分	~	時 分

職員数

年 月 日 時 分現在

医師総数	_____ 人	DMAT医師数	_____ 人	DMAT看護師数	_____ 人	業務調整員数	_____ 人
出動職員数	出動医師数	_____ 人	内、DMAT隊員数	_____ 人			
	出動看護師数	_____ 人	内、DMAT隊員数	_____ 人			
	その他出動人数	_____ 人	内、DMAT隊員数	_____ 人			

その他 (アクセス状況等、特記事項を記入してください。)

【区市町村処理欄】 代行入力 済・未 入力者

<記載例>

整理No.

医療機関状況報告書②

様式 2-2

令和 6年 3月 27日 17時30分 送付

医療機関名	新宿××病院	
担当部課 担当者名	総務課 新井 太郎	
電話番号 FAX番号	(電話番号) 03-3521-xxxx	(FAX番号) 03-3521-zzzz

(送付先に○をつける)
東京都保健医療局
医療対策拠点
(新宿区区市町村)

詳細入力 ※.EMISを使用する場合は、本様式を使用しません。

施設の倒壊、または倒壊の恐れ 令和 6年 3月27日 17時10分現在

入院病棟	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	救急外来	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	一般外来	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	手術室	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
------	------------------------------------------------------------------	------	------------------------------------------------------------------	------	------------------------------------------------------------------	-----	------------------------------------------------------------------

その他 (上記以外に、倒壊、または倒壊の恐れのある施設の情報を記入してください。)

ライフライン・サプライ状況 令和 6年 3月27日 17時10分現在

電気の使用状況	停電中	発電機使用中	正常	残り(発電機使用中の場合)	半日	1日	2日以上
水道の使用状況	枯渇	貯水・給水使用中	正常	残り(貯水・給水対応中の場合)	半日	1日	2日以上
医療ガスの使用状況	枯渇	供給の見込無	供給の見込有	残り(供給の見込無しの場合)	半日	1日	2日以上
配管破損有無	有	無					
食料の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日	1日	2日以上
医薬品の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日	1日	2日以上

不足している医薬品 (具体的に不足している医薬品を記入してください。)

医療機関の機能 令和 6年 3月27日 17時10分現在

手術可否	不可 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/>	人工透析可否	不可 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/>
------	-------------------------------------------------------------------	--------	-------------------------------------------------------------------

現在の患者数状況 令和 6年 3月27日 17時10分現在

実働稼働数 400 床

発災後受入れた患者数	重症(赤)	10	人	中等症(黄)	30	人
在院患者数	重症(赤)	20	人	中等症(黄)	70	人

今後、転送が必要な患者数 令和 6年 3月27日 17時10分現在

重症度別患者数	重症(赤)	0	人	中等症(黄)	0	人
	人工呼吸	0	人	酸素	0	人
	担送	0	人	護送	0	人

今後、受け入れ可能な患者数 令和 6年 3月27日 17時10分現在

災害時の診療能力(災害時の受入重症患者数) 200 人

重症度別患者数	重症(赤)	10	人	中等症(黄)	100	人
	人工呼吸	5	人	酸素	0	人
	担送	10	人	護送	40	人

外来受付状況、および外来受付時間 令和 6年 3月27日 17時10分現在

外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記のとおり受付
時間帯1	9時00分	~	12時00分
時間帯2	14時00分	~	18時00分
時間帯3		~	

職員数 令和 6年 3月27日 17時10分現在

医師総数	30	人	DMAT医師数	2	人	DMAT看護師数	2	人	業務調整員数	1	人
出動職員数	出動医師数		10	人	内、DMAT隊員数		2	人			
	出動看護師数		30	人	内、DMAT隊員数		2	人			
	その他出動人数		5	人	内、DMAT隊員数		1	人			

その他 (アクセス状況等、特記事項を記入してください。)

様式2-1送付後、判明している事項を記入して下さい。報告内容は、EMISと同じです。

整理№

東京DMAT 待機要請書

様式3-1

送付先	年 月 日 時 分
連絡先	(TEL) (FAX)



発信者名	東京都災害対策本部 (福祉保健局救急災害医療課)
連絡先	(TEL) (FAX)

○ 東京DMAT指定病院は、速やかに東京DMATの出場の可否について、下記により報告してください。
【特記事項】

整理№

東京DMAT 待機報告書

様式3-2

送付先	年 月 日 時 分
連絡先	東京都災害対策本部 (保健医療局救急災害医療課) (TEL) (FAX)



発信者名	
連絡先	(TEL) (FAX)

1 東京DMATの待機状況 ※下記に○をつけてください。

出場可能 (出場可能数 班) ・ 出場不可
【特記事項】

整理No. 21

東京DMAT 待機要請書

様式3-1

送付 : 令和 6年 3 月 27日 16 時 00 分

発信者名	東京都災害対策本部 (保健医療局救急災害医療課 鈴木)
連絡先	(TEL) 03-5320-4445 (FAX) 03-5388-1441



送付先	各 東京DMAT指定病院
連絡先	(TEL) (FAX)

○ 東京DMAT指定病院は、速やかに東京DMATの出場の可否について、下記により報告してください。
【特記事項】

整理No. 23

東京DMAT 待機報告書

様式3-2

送付 : 令和 6年 3 月 27日 16 時 20 分

発信者名	東京都立 XX 医療センター
連絡先	(TEL) 03-3456-XXXX (FAX) 03-3456-ZZZZ



送付先	東京都災害対策本部 (保健医療局救急災害医療課)
連絡先	(TEL) 03-5320-4445 (FAX) 03-5388-1441

1 東京DMATの待機状況 ※下記に○をつけてください。

出場可能 (出場可能数 2 班) ・ 出場不可
【特記事項】

<記載例>

整理No.

様式 4

医療チーム等派遣要請書

1 要請元	名称				
	担当者名				
	電話/FAX	TEL			FAX



年 月 日 時 分 要請

2 要請先	名称				
	担当者名				
	電話/FAX	TEL			FAX

派遣要請

1 医療チーム等の必要数

(希望する種別)

医・歯・薬

(必要チーム数)

班

2 参集場所

(施設名)

(電話番号)

(住所)

(FAX番号)

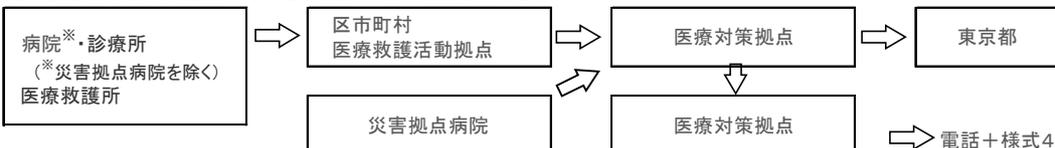
3 その他事項

活動予定時間 [] 月 [] 日 [] 時 ~ [] 月 [] 日 [] 時

特記事項

(活動予定場所、活動内容など)

◎ 要請システムを確認してください(※事前ルールがある場合を除く)



整理No.23

様式 4

医療チーム等派遣要請書

1 要 請 元	名 称	北区医療救護活動拠点	
	担当者名	北野 三郎	
	電話/FAX	TEL 03-3521-xxxx	FAX 03-3521-zzzz



令和 6年 3 月 27 日 16 時 10 分 送付

2 要 請 先	名 称	帝京大学病院医療対策拠点	
	担当者名	東 次郎	
	電話/FAX	TEL 03-5840-xxxx	FAX 03-5841-zzzz

派遣要請

1 医療チーム等の必要数

(希望する種別)	(必要チーム数)
① 医 ・ 歯 ・ 薬	5 班

医療チームの種別

- ・ 医療救護班
- ・ 歯科医療救護班
- ・ 薬剤師班 など

※必要に応じて、DMAT、JMAT等の記載も可

2 参集場所

(施設名)	(電話番号)
北区保健所 ○○課	03-3521-xxxx
(住 所)	(FAX番号)
北区東十条 ○—○—○	03-3521-zzzz

医療対策拠点や医療救護活動拠点等の参集場所を記載

3 その他事項

活動予定時間	3 月 28 日 8 時 ~ 3 月 29 日 8 時
--------	-----------------------------

特記事項	(活動予定場所、活動内容など)

派遣先となる活動予定場所を記載

◎ 要請系統を確認してください(※事前ルールがある場合を除く)



整理No.

医療チーム 編成 報告書 参集

様式 5

年 月 日 時 分 送付

団体名	(医師会や災害拠点病院名など医療チームを編成する団体名)	
担当部課 担当者名		
電話番号 FAX番号	(電話番号)	(FAX番号)



(送付先に○をつける)
 東京都保健医療局
 []医療対策拠点
 _____区市町村

構成メンバー				
No.	リーダー	氏名 (カカナ)	職種	専門・資格
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※都・拠点・区市町村欄

(チームNo.)
 都No.
 医対拠点No.
 区市町村No.

(一次参集場所)
 施設名
 住 所
 電話番号
 担当者名

(活動場所・参集拠点)
 施設名
 住 所
 電話番号
 担当者名
 (活動予定時間)

(移動手段)

連絡先情報

携帯電話番号

(主)		(副)	
-----	--	-----	--

衛星携帯電話番号

(主)		(副)	
-----	--	-----	--

メールアドレス

(主)		(副)	
-----	--	-----	--

資器材

資器材情報 ※資器材名、数量等を記入してください

--

被災地内の移動手段

移動手段

なし	自動車	医療機関の緊急車両	医療機関のその他車両
その他機関	その他()		

<記載例>

整理No. 23

医療チーム 編成 報告書 参集

様式 5

発信者は、いずれかに○をします。

令和 6年 3月27日 16時50分 送付

団体名	(医師会や災害拠点病院名など医療チームを編成する団体名) 東京都医師会	
担当部課 担当者名	地域保健課 都 次郎	
電話番号 FAX番号	(電話番号) 03-5858-xxxx	(FAX番号) 03-5858-zzzz

整理No.は、発信者が
(送付先に○をつける) 記入します。

東京都保健医療局
[]医療対策拠点
_____区市町村

構成メンバー				
No.	リーダー	氏名 (カカナ)	職種	専門・資格
1	<input checked="" type="radio"/>	アオキ マコト	医師	
2	<input type="radio"/>	スズキ コウイチ	看護師	
3	<input type="radio"/>	イケダ トモコ	看護師	
4	<input type="radio"/>	エモト オサム	事務	
5	<input type="radio"/>			
6	<input type="radio"/>			
7	<input type="radio"/>			
8	<input type="radio"/>			
9	<input type="radio"/>			
10	<input type="radio"/>			

※都・拠点・区市町村欄

(チームNo.)
都No. 26
医対拠点No.
区市町村No.

医療対策拠点の略
記号(P34)を[]
内に記入、または、
区市町村名を_に
記入します。

(一次参集場所)
施設名
住所
電話番号
担当者名

(活動場所・参集拠点)
施設名 北区保健所
住所 北区東十条2-7-3
電話番号 03-3919-3102
担当者名 北野 三郎

(活動予定時間)
3/27 18:00~3/28 18:00

(移動手段)
自動車

連絡先情報

携帯電話番号

(主)	090-5991-xxxx	(副)	090-5263-xxxx
-----	---------------	-----	---------------

衛星携帯電話番号

(主)		(副)	
-----	--	-----	--

メールアドレス

(主)		(副)	
-----	--	-----	--

資器材

資器材情報 ※資器材名、数量等を記入してください

--

被災地内の移動手段

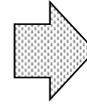
移動手段

なし	<input checked="" type="radio"/> 自動車	医療機関の緊急車両	医療機関のその他車両
その他機関	その他()		

整理No.

様式6

担当者名 (所属、氏名)	
連絡先 (利用可能な手段による)	



(○をつける)
都保健医療局
医療対策拠点

医療于一ム等 参集受付簿

医療対策拠点名 区市町村名	
------------------	--

年 月 日

番号	代表者名(カナ)	所 属 (団体名・部署・役職等)	人数	到着日時	備 考
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.

<記載例>

整理No. 253

様式 6

担当者名 (所属、氏名)	北区保健所 健康XX課
連絡先 (利用可能な手段による)	03-3521-XXXX



(Oをつける)
都保健医療局
医療対策拠点

整理No.は、発信者が
記入します。

医療チーム等 参集受付簿

医療対策拠点名 区市町村名	北 区
------------------	-----

医療圏名または
区市町村名を記入
します。

令和 6年 3 月 27 日

番号	代表者名(カナ)	所 属 (団体名・部署・役職等)	人数	到着日時	備 考
1	アオキ マコト	東京都医師会	4	27日10時20分	様式5 都No. 26
2	ウラカワ イクコ	日本赤十字社 東京都支部	6	27日10時25分	様式5 都
3				日 時 分	様式5
4				日 時 分	様式5
5				日 時 分	様式5 No.
6				日 時 分	様式5 No.
7				日 時 分	様式5 No.
8				日 時 分	様式5 No.
9				日 時 分	様式5 No.
10				日 時 分	様式5 No.

様式5のチームNo.
を記入します。

代表者名のみ記入
します。
全員の氏名は、様式
5に記入します。

整理No.

様式 7

医療搬送要請書

医療搬送患者情報				月 日 時 分 現在	
No.	年齢	性別	分類	患者氏名(カナ)	傷病名・特記事項(小児、妊婦など)
1			赤・黄		
2			赤・黄		
3			赤・黄		
4			赤・黄		
5			赤・黄		
6			赤・黄		
7			赤・黄		
8			赤・黄		
9			赤・黄		
10			赤・黄		

医療搬送患者要請

1	名称	(病院※・診療所・救護所)			
	担当	(担当課係・氏名)			
	電話/FAX	TEL	FAX		



月 日 時 分 送付

2	名称	(区市町村名)			
	担当	(担当課係・氏名)			
	電話/FAX	TEL	FAX		



月 日 時 分 送付

3	名称	(医療対策拠点名又は区市町村名)			
	担当	(担当課係・氏名)			
	電話/FAX	TEL	FAX		

《記載例》

整理No. 整理 No は、発信者が記入します

様式 7

医療搬送要請書

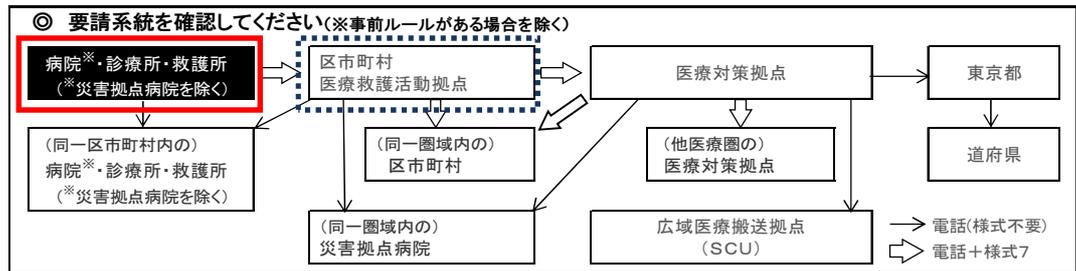
医療搬送患者情報					3月 27日 15時 30分 現在
No.	年齢	性別	分類	患者氏名(カナ)	傷病名・特記事項(小児、妊婦など)
1	66	男	赤(黄)	ヨコミネ ジロウ	広範囲熱傷
2	56	男	赤(黄)	イトウ シンゾウ	右血胸
3	32	男	赤(黄)	ササキ タケシ	左大腿部開放骨折
4	47	男	赤(黄)	タカハシ ヒサシ	右血胸
5	29	女	赤(黄)	タナカ セイコ	胸部打撲
6	38	女	赤(黄)	イトウ リン	右大腿骨開放骨折
7			赤・黄		
8			赤・黄		
9			赤・黄		
10			赤・黄		

この範囲は、要請者1
清瀬〇〇病院が記入し
ます。

医療搬送患者要請							
1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名称</td> <td>(病院※・診療所・救護所) 清瀬〇〇病院</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>(担当課係・氏名) 庶務課 多摩 清</td> </tr> <tr> <td>電話/FAX</td> <td>TEL 042-494-xxxx FAX 042-495-zzzz</td> </tr> </table>	名称	(病院※・診療所・救護所) 清瀬〇〇病院	担当	(担当課係・氏名) 庶務課 多摩 清	電話/FAX	TEL 042-494-xxxx FAX 042-495-zzzz
名称	(病院※・診療所・救護所) 清瀬〇〇病院						
担当	(担当課係・氏名) 庶務課 多摩 清						
電話/FAX	TEL 042-494-xxxx FAX 042-495-zzzz						
<p>3月 27日 16時 10分 送付</p>							
2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名称</td> <td>(区市町村名) 清瀬市医療救護活動拠点</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>(担当課係・氏名) 健康〇〇課 瀬戸 清子</td> </tr> <tr> <td>電話/FAX</td> <td>TEL 042-492-xxxx FAX 042-492-zzzz</td> </tr> </table>	名称	(区市町村名) 清瀬市医療救護活動拠点	担当	(担当課係・氏名) 健康〇〇課 瀬戸 清子	電話/FAX	TEL 042-492-xxxx FAX 042-492-zzzz
名称	(区市町村名) 清瀬市医療救護活動拠点						
担当	(担当課係・氏名) 健康〇〇課 瀬戸 清子						
電話/FAX	TEL 042-492-xxxx FAX 042-492-zzzz						

3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名称</td> <td>(医療対策拠点又は区市町村名)</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>(担当課係・氏名)</td> </tr> <tr> <td>電話/FAX</td> <td>TEL FAX</td> </tr> </table>	名称	(医療対策拠点又は区市町村名)	担当	(担当課係・氏名)	電話/FAX	TEL FAX
名称	(医療対策拠点又は区市町村名)						
担当	(担当課係・氏名)						
電話/FAX	TEL FAX						

この範囲は、要請者2
清瀬市医療救護活動拠
点が記入します。



応急給水要請書(医療機関)

STEP1……応急給水を要請する施設にて記入。

施設名			
住所			
必要水量(m ³) (可能であれば記載)	m ³	必要ホース長(m) (可能であれば記載)	m
担当者名	連絡先電話		
病院の種類	<input type="checkbox"/> 災害拠点病院 <input type="checkbox"/> 災害拠点連携病院 <input type="checkbox"/> 災害医療支援病院 <input type="checkbox"/> 診療所等		
人工透析	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	井戸水など代替水源	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
受水槽容量(m ³)	m ³	受水槽形態	<input type="checkbox"/> 地上 <input type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> その他()
施設の通電状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 停電中 <input type="checkbox"/> 非常用発電装置稼働中 (稼働可能時間: ※可能であれば記入)		
備考 ※受水槽容量が0になるまでの見込時間等			

⇒「STEP1枠内」記入後、東京都保健医療局へ提出

STEP2……東京都保健医療局にて記入。

所属	保健医療局	部署名:	
担当者名	連絡先電話		

⇒「STEP2枠内」及び「管理情報(本紙上部)」を記入後、東京都水道局へ提出

応急給水作業指示書(医療機関)

STEP3……東京都水道局にて記入。本紙が応急給水作業指示書となる。

●作業指示内容

依頼先 (幹事応援水道事業者名)		リスト番号		備考欄	
給水場所	※STEP1にある要請先の施設・住所と同じ場合「同上」 同上				
給水基地	名 称:	所在地:			
特記事項					

●作業指示者(応急給水班)

事業者名		作成日時	月	日	時	分
担当者 氏名		連絡先電話				

⇒「STEP3枠内」を記入後、幹事応援水道事業者へ提出

STEP4……救護事業者にて記入。なお、給水車ごとに作成すること。

○現地応急給水隊(救護事業者)

事業者名		給水予定日	月	日
連絡責任者 氏名		連絡先電話		

○給水車の情報

車両ナンバー 号車番号	(号車)	作業員数	人	
タンク容量	m ³	加圧の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

⇒「STEP4枠内」を記入後、写しを幹事応援水道事業者へ提出

⇒幹事応援水道事業者は、写しを東京都水道局へ提出

《記載例》

番号 地域 区部 多摩 ……東京都保健医療局で記入(STEP2)

様式8

応急給水要請書(医療機関)

太枠内を要請元施設において記入

STEP1……応急給水を要請する施設にて記入。

施設名	〇〇病院		
住所	新宿区〇〇町△-□-●		
必要水量(m ³) (可能であれば記載)	50 m ³	必要ホース長(m) (可能であれば記載)	15 m
担当者名	××	連絡先電話	00-0000-0000
病院の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 災害拠点病院 <input type="checkbox"/> 災害拠点連携病院 <input type="checkbox"/> 災害医療支援病院 <input type="checkbox"/> 診療所等		
人工透析	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	井戸水など代替水源	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
受水槽容量(m ³)	50 m ³	受水槽形態	<input checked="" type="checkbox"/> 地上 <input checked="" type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> その他()
施設の通電状況	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 停電中 <input type="checkbox"/> 非常用発電装置稼働中 (稼働可能時間: ※可能であれば記入)		
備考 ※受水槽容量が0になるまでの見込時間等			

⇒「STEP1枠内」記入後、東京都保健医療局へ提出

STEP2……東京都保健医療局にて記入。

所属	保健医療局	部署名:	
担当者名		連絡先電話	

⇒「STEP2枠内」及び「管理情報(本紙上部)」を記入後、東京都水道局へ提出

応急給水作業指示書(医療機関)

STEP3……東京都水道局にて記入。本紙が応急給水作業指示書となる。

●作業指示内容

依頼先 (幹事応援水道事業体名)		リスト番号		備考欄	
給水場所	※STEP1にある要請先の施設・住所と同じ場合「同上」 同上				
給水基地	名称:		所在地:		
特記事項					

●作業指示者(応急給水班)

事業体名		作成日時	月	日	時	分
担当者 氏名		連絡先電話				

⇒「STEP3枠内」を記入後、幹事応援水道事業体へ提出

STEP4……救援事業体にて記入。なお、給水車ごとに作成すること。

○現地応急給水隊(救援事業体)

事業体名		給水予定日	月	日
連絡責任者 氏名		連絡先電話		

○給水車の情報

車両ナンバー 号車番号	(号車)	作業員数		人
タンク容量	m ³	加圧の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

⇒「STEP4枠内」を記入後、写しを幹事応援水道事業体へ提出

⇒幹事応援水道事業体は、写しを東京都水道局へ提出

燃料調整シート

様式9

< 1. 要請担当者 >

都道府県／ 関係省庁	組織名称		電話番号
	担当者名		

< 2. 納入先情報等 >

納入先施設	施設名称		施設番号 (注1)
	住所	〒 -	
	燃料 担当者名		電話番号 携帯番号
	平時納入業者名 (系列にチェックを入れる)	<input type="checkbox"/> 出光 <input type="checkbox"/> 太陽 <input type="checkbox"/> コスモ <input type="checkbox"/> キクナス <input type="checkbox"/> シェル <input type="checkbox"/> JXTG <input type="checkbox"/> PB・その他	電話番号
燃料供給費用 支払予定者 (注2)	組織名称		
	住所	〒 -	
	担当者名		電話番号 FAX番号

(注1) 石油連盟との間で、重要施設に関する情報共有覚書を締結している場合は8桁(XXX-XXXX)の施設番号を記載。
 (注2) 要請を経て供給される燃料は有償の取扱いとなるため、要請担当者と施設管理者との間で費用負担者について合意の上、記載。

< 3. 要請内容 >

品目	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> ジェット <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> A重油 (☑LSA/☐HSA) (注3) <input type="checkbox"/> その他 ()		
数量	KL ※2KL以上の要請は、「2KL単位」で要請すること		
荷姿	<input type="checkbox"/> ローリー (含ミニ) <input type="checkbox"/> ドラム缶 <input type="checkbox"/> 携行缶・ポリタンク <input type="checkbox"/> コンテナ <input type="checkbox"/> その他 ()		
配送希望日	令和 年 月 日		
(以下水色枠は上記で「ローリー (含ミニ)」を選択した場合に記載。)			
ローリーサイズ上限	<input type="checkbox"/> 14KL以上 (KL) ・ <input type="checkbox"/> 14KL未満 ※納入先施設の所定位置まで進入可能なタンクローリー上限サイズ(別紙)		
タンク形態	<input type="checkbox"/> 地下 ☑地上 (ポンプ有) <input type="checkbox"/> 地上 (ポンプ無) <input type="checkbox"/> その他 ()		
タンク番号	タンク容量	KL	タンク空き容量
必要ホース長	m ※6m以上の場合は延長接続ホースの有無とその長さ (☐有 (m) 、 ☐無)		
給油口 規格	口径	<input type="checkbox"/> 1.5インチ <input type="checkbox"/> 2インチ <input type="checkbox"/> 2.5インチ <input type="checkbox"/> 3インチ <input type="checkbox"/> 3.5インチ <input type="checkbox"/> 4インチ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	名称	<input type="checkbox"/> JIS (PT・PF) <input type="checkbox"/> 出光 <input type="checkbox"/> 極東 <input type="checkbox"/> 金剛 <input type="checkbox"/> シェル <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> タツノ <input type="checkbox"/> 東急 <input type="checkbox"/> 名古屋 <input type="checkbox"/> Mネジ <input type="checkbox"/> 旧モービル <input type="checkbox"/> 旧ゼネラル <input type="checkbox"/> 旧エッソ <input type="checkbox"/> NM-L <input type="checkbox"/> SI <input type="checkbox"/> T-80 <input type="checkbox"/> T-80L <input type="checkbox"/> T-100 <input type="checkbox"/> NM <input type="checkbox"/> SI-301L <input type="checkbox"/> その他 ()	
	形式	<input type="checkbox"/> 外ネジ <input type="checkbox"/> 内ネジ <input type="checkbox"/> ワンタッチ <input type="checkbox"/> その他 ()	
備考※施設タンク の在庫逼迫度等			

(注3) 「☐A重油」は、低硫黄A重油の場合は「☐LSA」、高硫黄A重油の場合は「☐HSA」にもチェックを入れる。

< 4. 要請処理状況 > ※本項は政府災害対策本部、資源エネルギー庁、石油業界において記載

日時	内容	所属	担当者
	要請受領	(都道府県/省庁→) 政府災害対策本部	
	要請受領	(政府災害対策本部→) 資源エネルギー庁	
	要請受領	(資源エネルギー庁→) 石油連盟/全石連	
	要請受領・仕分開始①	石油連盟 (対元売) / 全石連 (対県石、石高、役員等)	
	要請受領・仕分開始②	県石 (対販売業者)	
	要請仕分報告	石油連盟/全石連 (→資源エネルギー庁)	
	運送事業者報告	石油連盟/全石連 (→資源エネルギー庁)	

< 5. 配送手配状況 > ※本項は石油業界において記載

燃料提供者 (元売)	事業者名	支店/部署名	
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名	支店/部署名	
輸送事業者	事業者名		
配送車両・予定	車番	ドライバー名	
	配送予定日		

【別紙】

・ローリーサイズ上限について

荷卸しのために施設内の燃料タンク前の所定位置まで進入できるタンクローリーサイズの上限を記入してください。

石油元売会社が使用するタンクローリーのサイズは、小さいもので 14KL 積から最大で 28KL 積までサイズが分かれています。詳細は下表を参照してください。

表 石油元売会社が使用するタンクローリーのおおよそのサイズ（積載量別）

積載量	所占有幅	全長	全高	全幅
14 kℓ	約 6m	約 9m	約 3m	約 2.5m
16 kℓ	約 6m	約 9.5m	約 3m	約 2.5m
20kℓ	約 7.5m	約 12m	約 3m	約 2.5m
新型 24kℓ	約 7.5m	約 12.5m	約 3m	約 2.5m
24kℓ	約 8m	約 14m	約 3m	約 2.5m
26kℓ	約 9m	約 15m	約 3m	約 2.5m
28kℓ	約 9m	約 16m	約 3m	約 2.5m

※ 車両メーカーにより若干規格は異なります。

※ 所占有幅とは、タンクローリーが 90 度旋回する際に、必要となる幅です。例えば 26KL 積ローリーの場合、車体の全幅は 2.5m でも、旋回する際は直径 9m の道路幅が必要となります。

※ 「新型 24 KL」とは従来の 24 KL 積ローリーより小型化した新しい規格のタンクローリーです。従って、24 KL 積ローリーは 2 種類存在しますが、燃料調整シートには数字のみを入力し、車長の短い「新型」に限定される場合はその旨備考欄に記入してください。

燃料調整シート

< 1. 要請担当者 >

都道府県/ 関係省庁	組織名称		電話番号	
	担当者名			

太枠内を要請元施設
において記入

< 2. 納入先情報等 >

納入先施設	施設名称	〇〇病院	施設番号 (注1)	
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 △-xx-●●		
	燃料 担当者名	●●●●	電話番号	00-0000-0000
	平時納入業者名 (系列にチェックを入れる)	<input checked="" type="checkbox"/> 〇〇株式会社 <input type="checkbox"/> 出光 <input type="checkbox"/> 太陽 <input type="checkbox"/> コスモ <input type="checkbox"/> キケナス <input type="checkbox"/> シェル <input type="checkbox"/> JXTG <input type="checkbox"/> PB・その他	携帯番号	
燃料供給費用 支払予定者 (注2)	組織名称		電話番号	00-0000-0000
	住所	〒 -	FAX 番号	
	担当者名			

(注1) 石油連盟との間で、重要施設に関する情報共有覚書を締結している場合は8桁(XXX-XXXX)の施設番号を記載。
(注2) 要請を経て供給される燃料は有償の取扱いとなるため、要請担当者と施設管理者との間で費用負担者について合意の上、記載。

< 3. 要請内容 >

品目	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> ジェット <input type="checkbox"/> 灯油 <input checked="" type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> A重油 (<input checked="" type="checkbox"/> LSA/ <input type="checkbox"/> HSA) (注3) <input type="checkbox"/> その他 ()			
数量	160 KL ※2KL以上の要請は、「2KL単位」で要請すること			
荷姿	<input type="checkbox"/> ローリー (含ミニ) <input checked="" type="checkbox"/> ドラム缶 <input type="checkbox"/> 携行缶・ポリタンク <input type="checkbox"/> コンテナ <input type="checkbox"/> その他 ()			
配送希望日	令和6年 3月 27日			
(以下水色枠は上記で「ローリー (含ミニ)」を選択した場合に記載。)				
ローリーサイズ上限	<input checked="" type="checkbox"/> 14KL以上 (KL) ・ <input type="checkbox"/> 14KL未満 ※納入先施設の所定位置まで進入可能なタンクローリー上限サイズ(別紙)			
タンク形態	<input type="checkbox"/> 地下 <input checked="" type="checkbox"/> 地上 (ポンプ有) <input type="checkbox"/> 地上 (ポンプ無) <input type="checkbox"/> その他 ()			
タンク番号	KLG01	タンク容量	200KL	タンク空き容量
必要ホース長	3 m ※6m以上の場合は延長接続ホースの有無とその長さ (<input type="checkbox"/> 有 (m) 、 <input type="checkbox"/> 無)			
給油口 規格	口径	<input type="checkbox"/> 1.5インチ <input checked="" type="checkbox"/> 2インチ <input type="checkbox"/> 2.5インチ <input type="checkbox"/> 3インチ <input type="checkbox"/> 3.5インチ <input type="checkbox"/> 4インチ <input type="checkbox"/> その他 ()		
	名称	<input type="checkbox"/> JIS (PT・PF) <input checked="" type="checkbox"/> 出光 <input type="checkbox"/> 極東 <input type="checkbox"/> 金剛 <input type="checkbox"/> シェル <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> タツノ <input type="checkbox"/> 東急 <input type="checkbox"/> 名古屋 <input checked="" type="checkbox"/> Mネジ <input type="checkbox"/> 旧モービル <input type="checkbox"/> 旧ゼネラル <input type="checkbox"/> 旧エッソ <input type="checkbox"/> NM-L <input type="checkbox"/> SI <input type="checkbox"/> T-80 <input type="checkbox"/> T-80L <input type="checkbox"/> T-100 <input type="checkbox"/> NM <input type="checkbox"/> SI-301L <input type="checkbox"/> その他 ()		
	形式	<input checked="" type="checkbox"/> 外ネジ <input type="checkbox"/> 内ネジ <input type="checkbox"/> ワンタッチ <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考※施設タンクの在庫逼迫度等	燃料が残り24時間分しかない			

(注3) 「 A重油」は、低硫黄 A重油の場合は「 LSA」、高硫黄 A重油の場合は「 HSA」にもチェックを入れる。

< 4. 要請処理状況 > ※本項は政府災害対策本部、資源エネルギー庁、石油業界において記載

日時	内容	所属	担当者
	要請受領	(都道府県/省庁→) 政府災害対策本部	
	要請受領	(政府災害対策本部→) 資源エネルギー庁	
	要請受領	(資源エネルギー庁→) 石油連盟/全石連	
	要請受領・仕分開始①	石油連盟(対元売)/全石連(対県石、石蔵、役員等)	
	要請受領・仕分開始②	県石(対販売業者)	
	要請仕分報告	石油連盟/全石連(→資源エネルギー庁)	
	運送事業者報告	石油連盟/全石連(→資源エネルギー庁)	

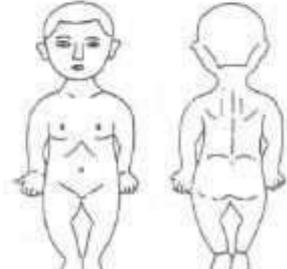
< 5. 配送手配状況 > ※本項は石油業界において記載

燃料提供者(元売)	事業者名		支店/部署名	
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名		支店/部署名	
輸送事業者	事業者名			
配送車両・予定	車番		ドライバー名	
	配送予定日			

患者氏名 (カタカナ)	*氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載	初診医師氏名
------------------------	------------------------	---------------

一般診療版 J-SPEED2018 当てはまるもの全てに☑

初診日	西暦	年	月	日	再診 日 / /	再診 分 /	
Demographics	年齢	歳					
		☐0歳 ☐1-14歳 ☐15-64歳 ☐85歳+					
	性別	1 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/>					
		2 <input type="checkbox"/> 女性(妊娠なし) <input type="checkbox"/>					
		3 <input type="checkbox"/> 女性(妊娠あり) <input type="checkbox"/>					
Health Events	外傷・損傷関連	4 <input type="checkbox"/> 中等症(トリアージ黄色)以上 <input type="checkbox"/>					
		5 <input checked="" type="checkbox"/> 再診患者 <input type="checkbox"/>					
		6 <input type="checkbox"/> 頭部・首の重症外傷(PAT赤) <input type="checkbox"/>					
		7 <input type="checkbox"/> 体幹の重症外傷(PAT赤) <input type="checkbox"/>					
		8 <input type="checkbox"/> 四肢の重症外傷(PAT赤) <input type="checkbox"/>					
		9 <input type="checkbox"/> 中等症外傷(PAT赤以外・入院必要) <input type="checkbox"/>					
		10 <input type="checkbox"/> 軽症外傷(外來処置のみで加療可) <input type="checkbox"/>					
		11 <input type="checkbox"/> 創傷 <input type="checkbox"/>					
		12 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/>					
		13 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input type="checkbox"/>					
		14 <input type="checkbox"/> 溺水 <input type="checkbox"/>					
		15 <input type="checkbox"/> クラッシュ症候群 <input type="checkbox"/>					
		16 <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/>					
		17 <input type="checkbox"/> 急性呼吸器感染症 <input type="checkbox"/>					
		18 <input type="checkbox"/> 消化器感染症・食中毒 <input type="checkbox"/>					
		19 <input type="checkbox"/> 痲疹疑い <input type="checkbox"/>					
		20 <input type="checkbox"/> 破傷風疑い <input type="checkbox"/>					
		21 <input type="checkbox"/> 急性血性下痢症 <input type="checkbox"/>					
		22 <input type="checkbox"/> 緊急の感染症対応ニーズ <input type="checkbox"/>					
		23 <input type="checkbox"/> 人工透析ニーズ <input type="checkbox"/>					
		24 <input type="checkbox"/> 外傷以外の緊急の外科的医療ニーズ <input type="checkbox"/>					
		25 <input type="checkbox"/> 感染症以外の緊急の内科的医療ニーズ <input type="checkbox"/>					
		26 <input type="checkbox"/> 災害ストレス関連症状 <input type="checkbox"/>					
		27 <input type="checkbox"/> 緊急のメンタルケアニーズ <input type="checkbox"/>					
		28 <input type="checkbox"/> 深部静脈血栓症/肺・脳・冠動脈塞栓症疑い <input type="checkbox"/>					
		29 <input type="checkbox"/> 高血圧状態 <input type="checkbox"/>					
		30 <input type="checkbox"/> 気管支喘息発作 <input type="checkbox"/>					
		31 <input type="checkbox"/> 緊急の産科支援ニーズ <input type="checkbox"/>					
		32 <input type="checkbox"/> 皮膚疾患(外傷・熱傷以外) <input type="checkbox"/>					
		33 <input type="checkbox"/> 聴覚以外の疾病 <input type="checkbox"/>					
		34 <input type="checkbox"/> 緊急の栄養支援ニーズ <input type="checkbox"/>					
		35 <input type="checkbox"/> 緊急の介護/看護ケアニーズ <input type="checkbox"/>					
		36 <input type="checkbox"/> 緊急の飲料水・食料支援ニーズ <input type="checkbox"/>					
		37 <input type="checkbox"/> 治療中断 <input type="checkbox"/>					
	Procedure & Outcome	実施措置	38 <input type="checkbox"/> 重複処置(全身麻酔・入院必要) <input type="checkbox"/>				
			39 <input type="checkbox"/> 低侵襲外科処置(縫合・デブリドマン等) <input type="checkbox"/>				
			40 <input type="checkbox"/> 四肢切断(指切断を除く) <input type="checkbox"/>				
		41 <input type="checkbox"/> 出産・帝王切開・その他産科処置 <input type="checkbox"/>					
		42 <input type="checkbox"/> 治療フォロー不要(再診不要) <input type="checkbox"/>					
		43 <input type="checkbox"/> 治療フォロー必要(再診指示) <input type="checkbox"/>					
		44 <input type="checkbox"/> 紹介(紹介状作成等) <input type="checkbox"/>					
		45 <input type="checkbox"/> 搬送(搬送調整実施等) <input type="checkbox"/>					
		46 <input type="checkbox"/> 入院(自施設) <input type="checkbox"/>					
		47 <input type="checkbox"/> 患者自身による診療継続拒否 <input type="checkbox"/>					
		48 <input type="checkbox"/> 安診時死亡 <input type="checkbox"/>					
		49 <input type="checkbox"/> 加療中の死亡 <input type="checkbox"/>					
		50 <input type="checkbox"/> 長期リハビリテーションの必要性 <input type="checkbox"/>					
Contact	緊急性	51 <input type="checkbox"/> 直接的緊速あり(災害による外傷等) <input type="checkbox"/>					
		52 <input type="checkbox"/> 間接的(環境変化による健康障害) <input type="checkbox"/>					
		53 <input type="checkbox"/> 緊速なし(悪性腫瘍等・診察済判断) <input type="checkbox"/>					
	保護	54 <input type="checkbox"/> 保護を要する小児(孤児等) <input type="checkbox"/>					
		55 <input type="checkbox"/> 保護を要する成人(高齢者) <input type="checkbox"/>					
		56 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/>					
		57 <input type="checkbox"/> 暴力(性暴力以外) <input type="checkbox"/>					
		58 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
		59 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
		60 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

バイタルサイン	意識障害: <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	呼吸数: / min	
	血圧: / mmHg	体温: °C	
	脈拍: / min	整・不整	
身長・体重	身長: cm	体重: / kg	
既往症	<input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> その他		
予防接種	<input type="checkbox"/> 麻疹 <input type="checkbox"/> 破傷風 <input type="checkbox"/> 今期インフルエンザ <input type="checkbox"/> 肺炎球菌 <input type="checkbox"/> 風疹 <input type="checkbox"/> その他()		
主訴			
現病歴 (日本語で記載)	<input type="checkbox"/> 外傷⇒黄色タグ以上は外傷版記録へ(J-SPEEDは記入) <input type="checkbox"/> 精神保健医療⇒精神保健医療版記録へ(J-SPEEDは記入)		
			
診断			
処置	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有		
処方	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有		
転帰	<input type="checkbox"/> 帰宅 <input type="checkbox"/> 搬送 → 搬送手段 搬送機関 搬送先 <input type="checkbox"/> 紹介 → 紹介先 <input type="checkbox"/> 死亡 → 場所 時刻 確認者		
対応者署名 (判読できる文字で記載)	所属(チーム名等)	医師	看護師
	薬剤師	業務調整員	その他
			データ入力

メモ: *追加情報は医療連携調整室からの指示に応じて入力
 メディカルID=西暦生年月日8桁+性別+氏名カタカナ上位7桁

メディカルID	M / F
----------------	-------

災害診療記録2018(精神保健医療版)

改訂日: 2018/03/28

精神保健医療版J-SPEID あてはまるもの全てに記		相談対応日	西暦・平成		年	月	日				
年齢	歳		(フリガナ)								
	<input type="checkbox"/> 0歳 <input type="checkbox"/> 1~14歳 <input type="checkbox"/> 15~64歳 <input type="checkbox"/> 65歳~		相談者氏名								
性別	1	<input type="checkbox"/> 男	生年月日	西暦・大正・昭和・平成				年	月	日	
	2	<input type="checkbox"/> 女									
属性	3	<input type="checkbox"/> 支援者	住所								
	4	<input type="checkbox"/> 避難所									
対応した場所	5	<input type="checkbox"/> 病院・救護所	避難所・救護所名								
	6	<input type="checkbox"/> 自宅									
	7	<input type="checkbox"/> その他									
	8	<input type="checkbox"/> 既れない	[携帯]電話番号								
精神的健康状態	本人の訴え	9	<input type="checkbox"/> 不安だ	既往精神疾患	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明						
		10	<input type="checkbox"/> 災害場面が目につく								
		11	<input type="checkbox"/> ゆうつだ	内服薬							
		12	<input type="checkbox"/> 体の調子が悪い								
		13	<input type="checkbox"/> 死にたくなる								
		14	<input type="checkbox"/> 周りから被害を受けている								
		行動上の問題	15	<input type="checkbox"/> 物忘れがある	生活歴						
			16	<input type="checkbox"/> その他							
			17	<input type="checkbox"/> 話がまとまらない							
			18	<input type="checkbox"/> 怒っている							
			19	<input type="checkbox"/> 興奮している							
			20	<input type="checkbox"/> 話しすぎる							
			21	<input type="checkbox"/> 応答できない							
			22	<input type="checkbox"/> 徘徊している							
			23	<input type="checkbox"/> 自傷している							
			24	<input type="checkbox"/> 自殺を試みる							
	25		<input type="checkbox"/> 暴言・暴力をふるう								
	26		<input type="checkbox"/> 話をやめられない								
	27		<input type="checkbox"/> その他								
	ICD分類(医師による診断)	28	<input type="checkbox"/> F0: 認知症、器質性精神障害	発病歴							
		29	<input type="checkbox"/> F1: 物質性精神障害								
		30	<input type="checkbox"/> F2: 統合失調症関連障害								
		31	<input type="checkbox"/> F3: 気分障害								
		32	<input type="checkbox"/> F4: 神経症、ストレス関連障害								
		33	<input type="checkbox"/> F5: 心身症								
		34	<input type="checkbox"/> F6: 人格・行動の障害								
		35	<input type="checkbox"/> F7: 知的障害(精神遅滞)								
		36	<input type="checkbox"/> F8: 心理的発達障害								
		37	<input type="checkbox"/> F9: 児童・青年期の障害								
		38	<input type="checkbox"/> F99: 診断不明								
		39	<input type="checkbox"/> G40: てんかん								
	必要な支援	40	<input type="checkbox"/> 精神医療	対応・引継(如方内容含む)							
		41	<input type="checkbox"/> 身体医療								
		42	<input type="checkbox"/> 保護・福祉・介護								
	対応	43	<input type="checkbox"/> 地域・職場・家庭等での対応								
		44	<input type="checkbox"/> 如方								
		45	<input type="checkbox"/> 入院・入所								
	転帰	46	<input type="checkbox"/> 地域の保健医療機関へ紹介・調整								
		47	<input type="checkbox"/> 保護・助言等								
48		<input type="checkbox"/> 支援継続									
災害と精神的健康状態の関連(医師による判断)	49	<input type="checkbox"/> 支援終了									
	50	<input type="checkbox"/> 直接的関連									
	51	<input type="checkbox"/> 間接的関連									
	52	<input type="checkbox"/> 関連なし									
所属チーム名			相談者への対応者名								
			医師		看護師(保健師含む)		業務調整員				
メディカルID											

【参考】災害診療記録2018について

日本救急医学会ホームページ

(https://www.jaam.jp/info/2019/info-20190215_2.html)

第2節 関係機関名簿

1 東京都

※上段（ ）は内線直通の場合：2+内線番号など

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号	防災無線*	防災 FAX
総務局 総合防災部	新宿区西新宿 2-8-1	03-5388-2456	03-5388- 1260	70213	70014
保健医療局 総務部総務課		03-5320-4021	03-5388- 1400	(2) 70501	70061
医療政策部救急災害医療 課		03-5320-4445	03-5388- 1441	70516	70062

東京都保健医療局医療政策部救急災害医療課メールアドレス

S1150402@section.metro.tokyo.jp

2 区市町村

(1) 特別区(23区)

*上段()は内線直通の場合:7309+内線番号など

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号	防災無線*	防災 FAX
千代田区 政策経営部 災害対策・危機管理課 保健福祉部地域保健課	千代田区 九段南 1-2-1 九段北 1-2-14	03-5211-4187 03-5211-8163	03-3264-1673 03-5211-8190	(7309) 73011	73001
中央区 総務部防災課 福祉保健部管理課	中央区 築地 1-1-1	03-3546-5287 03-3546-5398	03-3546-9557 03-3248-1322	(7319) 73111 ~3	73101
港区 防災課 みなと保健所 保健政策調整担当	港区 芝公園 1-5-25 三田 1-4-10	03-3578-2516 03-6400-0041	03-3578-2539 03-3455-4420	(7329) 73211	73201
新宿区 区長室危機管理課 健康部健康推進課	新宿区 歌舞伎町 1-4-1 新宿 5-18-21	03-5273-4592 03-5273-3494	03-3209-4069 03-5273-3930	(7339) 73311 ~3	73301
文京区 総務部防災課 保健衛生部健康推進課	文京区 春日 1-16-21	03-5803-1179 03-5803-1229	03-5803-1344 03-5803-1355	(7349) 73411 ~4	73401
台東区 危機管理室災害対策課 健康部健康課	台東区 東上野 4-5-6	03-5246-1094 03-5246-1178	03-5246-1099 03-5246-1059	(7359) 73511	73501
墨田区 総務部 危機管理担当防災課 福祉保健部保健衛生担当 保健計画課	墨田区 吾妻橋 1-23-20	03-5608-6206 03-5608-6189	03-5608-6425 03-5608-6405	(7369) 73611 ~4 78281	73601
江東区 総務部防災課 健康部健康推進課	江東区 東陽 4-11-28 東陽 2-1-1	03-3647-9584 03-3647-5855(代)	03-3647-8440 03-3615-7171	(7379) 73711	73701
品川区 防災まちづくり部防災課 健康推進部健康課	品川区 広町 2-1-36	03-5742-6695 03-5742-6883	03-3777-1181 03-5742-6883	(7389) 73811	73801
目黒区 危機管理室防災課 健康推進部健康推進課	目黒区 中央町 1-9-7 上目黒 2-19-15	03-5723-8700 03-5722-9586	03-5723-8725 03-5722-9329	(7399) 73911 ~4	73901

※上段（ ）は内線直通の場合：7409+内線番号など

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号	防災無線*	防災 FAX
大田区 地域力推進部防災課 健康政策部 健康医療政策課	大田区 蒲田 5-13-14	03-5744-1236 03-5744-1264	03-5744-1519 03-5744-1523	(7409) 74011	74001
世田谷区 危機管理室災害対策課 世田谷区保健所 健康企画課	世田谷区 世田谷 4-21-27 世田谷 4-22-35	03-5432-2262 03-5432-2432	03-5432-3014 03-5432-3022	(7419) 74111 ～3	74101
渋谷区 危機管理対策部 防災計画課 健康推進部生活衛生課	渋谷区 渋谷 2-21-1 渋谷ヒカリエ 8 階 宇田川町 1-1	03-3498-9409 03-3463-2246	03-3498-9410 03-5458-4943	(7229) 74211	74201
中野区 都市基盤部 防災・都市安全分野 健康福祉部福祉推進分野	中野区 中野 4-8-1	03-3228-8948 03-3228-8829	03-3228-5658 03-3228-5662	(7439) 74311	74301
杉並区 危機管理室防災課 杉並保健所健康推進課	杉並区 阿佐谷南 1-15-1 荻窪 5-20-1	03-3312-2111(代) 03-3391-1355	03-3312-9402 03-3391-1377	(7449) 74411	74401
豊島区 総務部防災危機管理課 保健福祉部地域保健課	豊島区 南池袋 2-45-1 東池袋 4-42-16	03-3981-5018 03-3987-4203	03-3981-5018 03-3987-4110	(7459) 74511	74501
北区 危機管理室防災課 北区保健所生活衛生課	北区 王子本町 1-15-22 東十条 2-7-3	03-3908-8184 03-3919-0431	03-3908-4016 03-3919-5163	(7469) 74622	74601～ 2
荒川区 区民生活部防災課 荒川区保健所生活衛生課	荒川区 荒川 2-25-3 荒川 2-11-1	03-3803-8711 03-3802-3111(代)	03-5810-6262 03-3806-2976	(7479) 74711	74701
板橋区 危機管理室 防災危機管理課 健康生きがい部健康推進課	板橋区 板橋 2-66-1	03-3579-2159 03-3579-2302	03-3963-0150 03-3962-7834	(7489) 74811 ～2	74801
練馬区 危機管理室危機管理課 健康部地域医療課	練馬区 豊玉北 6-12-1	03-5984-2762 03-5984-4673	03-3993-1194 03-5984-1211	(7499) 74911	74901
足立区 危機管理室災害対策課 衛生部衛生管理課	足立区 中央本町 1-17-1	03-3880-5836 03-3880-5891	03-3880-5607 03-3880-5602	(7509) 75011	75001

※上段（ ）は内線直通の場合：7519+内線番号など

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号	防災無線*	防災 FAX
葛飾区	葛飾区			(7519)	
地域振興部防災課	立石 5-13-1	03-5654-8223	03-5698-1503	75111	75101
葛飾区保健所地域保健課	青戸 4-15-14	03-3602-1222	03-3602-1298		
江戸川区	江戸川区			(7529)	
危機管理室	中央 1-4-1	03-5662-2037	03-3652-9891	75211	75201
防災危機管理課				～4	
健康部健康推進課	中央 4-24-19	03-5661-2462	03-3655-9925		

(2) 市及び西多摩郡(多摩地域)

※上段（ ）は内線直通の場合：8009+内線番号など

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号	防災無線*	防災 FAX
八王子市	八王子市			(8009)	
生活安全部防災課	元本郷町 3-24-1	042-620-7207	042-626-1271	80011	80001
健康医療部健康医療政策課	明神町 3-19-2	042-620-7292	042-621-0279		
健康医療部(保健所)	東京たま未来メッセ	042-645-5111(代)	042-644-9100		
保健総務課	庁舎・会議室棟5階				
立川市	立川市			(8019)	
市民生活部防災課	泉町 1156-9	042-523-2561	042-521-2568	80111	80101
福祉保健部健康推進課	高松町 3-22-9	042-527-3272(代)	042-521-0422	～3	
武蔵野市	武蔵野市			(8029)	
防災安全部防災課	緑町 2-2-28	0422-60-1821	0422-51-9184	80211	80201
健康福祉部健康課	吉祥寺北町 4-8-10	0422-51-0700	042251-9297		
三鷹市	三鷹市			(8039)	
総務部防災課	野崎 1-1-1	0422-29-9173	0422-45-1190	80311	80301
健康福祉部健康推進課	新川 6-37-1	0422-46-3254	0422-46-4827	～3	
青梅市	青梅市			(8049)	
生活安全部防災課	東青梅 1-11-1	0428-22-4272	0428-22-3508	80411	80401
健康福祉部健康課	東青梅 1-174-1	0428-23-2191	0428-23-2195		
府中市	府中市			(8059)	
行政管理部	壽町 1-5	042-335-4283	042-335-6395	80511	80501
防災危機管理課					
福祉保健部健康推進課	府中町 2-25	042-368-5311(代)	042-334-5535		
昭島市	昭島市			(8069)	
総務部防災課	田中町 1-17-1	042-541-5625	042-544-7552	80611	80601
健康福祉部健康課	昭和町 4-7-1	042-544-5126	042-544-7130		
調布市	調布市			(8079)	
総務部総合防災安全課	小島町 2-33-1	042-481-7345	042-481-7255	80711	80701
福祉健康部健康推進課		042-441-6100	042-441-6101		

※上段（ ）は内線直通の場合：8009+内線番号など

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号	防災無線*	防災 FAX
町田市 市民部防災安全課 保健所保健総務課	町田市 森野 2-2-22	042-724-3218 042-724-4241	050-3085-6519 050-3101-8202	(8089) 80811	80801
小金井市 総務部地域安全課 福祉保健部健康課	小金井市 本町 6-6-3 貫井北町 5-18- 18	042-387-9807 042-321-1240	042-384-6426 042-321-6423	(8099) 80911	80901
小平市 総務部防災危機管理課 健康福祉部健康推進課	小平市 小川町 2-1333 学園東町 1-19-12	042-346-9519 042-346-3700	042-346-9513 042-346-3705	(8109) 81011	81001
日野市 総務部防災安全課 健康福祉部健康課	日野市 神明 1-11-16 日野本町 1-6-2	042-585-1100 042-581-4111	042-587-5666 042-583-2400	(8119) 81111	81101
東村山市 環境安全部防災安全課 保健福祉部健康増進課	東村山市 本町 1-2-3	042-394-1700 042-393- 5111(代)	042-393-6846 042-394-7399	(8129) 81211	81201
国分寺市 総務部防災安全課 福祉保健部健康推進課	国分寺市 戸倉 1-6-1 泉町 2-3-8	042-325- 0111(代) 042-321-1801	042-326-3624 042-320-1181	(8139) 81311	81301
国立市 行政管理部防災安全課 健康福祉部健康増進課	国立市 富士見台 2-47-1 富士見台 3-16-5	042-576- 2111(代) 042-572-6111	042-576-0264 042-574-3930	(8149) 81411	81401
福生市 安全安心まちづくり課 福祉保健部健康課	福生市 本町 5 大字福生 2125-3	042-551-1638 042-552-0061	042-553-3339 042-530-5324	(8169) 81611	81601
狛江市 総務部安心安全課 福祉保健部健康推進課	狛江市 和泉本町 1-1-5 元和泉 2-35-1	03-3480-5500 03-3488-1181	03-3430-6870 03-3488-9100	(8179) 81711	81701
東大和市 総務部防災安全課 福祉部健康課	東大和市 中央 3-930 中央 3-918-1	042-567-1712 042-565-5211	042-563-5931 042-561-0711	(8189) 81811	81801
清瀬市 総務部防災防犯課 健康福祉部健康推進課	清瀬市 中里 5-842	042-497-1847 042-497-2075	042-492-2415 042-495-9222	(8199) 81911	81901

※上段（ ）は内線直通の場合：8239+内線番号など

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号	防災無線*	防災 FAX
東久留米市 環境安全部防災防犯課 福祉保健部健康課	東久留米市 本町 3-3-1 滝山 4-3-14	042-470-7769 042-477-0030	042-470-7807 042-477-0033	(8209) 82011	82001
武蔵村山市 総務部防災安全課 健康福祉部健康推進課	武蔵村山市 本町 1-1-1 本町 1-23	042-563-5071 042-565-9315	042-563-0793 042-565-0287	(8219) 82111	82101
多摩市 総務部防災課 健康福祉部健康推進課	多摩市 関戸 6-12-1 関戸 4-19-5	042-338-6802 042-376-9111	042-371-2008 042-371-1235	(8229) 82211	82201
稲城市 消防本部防災課 福祉部健康課	稲城市 東長沼 2111 百村 112-1	042-377- 7119(代) 042-378-3421	042-377-0119 042-377-4944	(8239) 82311	82301
羽村市 市民生活部防災安全課 市民生活部危機管理課 福祉健康部健康課	羽村市 緑ヶ丘 5-2-1 緑ヶ丘 5-5-2	042-555- 1111(代)	042-554-2921 042-554-4767	(8249) 82411	82401
あきる野市 総務部地域防災課 健康福祉部健康課	あきる野市 二宮 350	042-558- 5111(代)	042-558-1115 042-558-3207	(8259) 82511	82501
西東京市 危機管理室 市民部健康課	西東京市 中町 1-5-1	042-438-4010 042-438-4021	042-438-2820 042-422-7309	(8159) 81511	81501
瑞穂町 住民部地域課 福祉部健康課	西多摩郡瑞穂町 大字箱根ヶ崎 2335 大字石畑 1970	042-557-7610 042-557-5072	042-556-3401 042-557-7414	(8269) 82611	82601
日の出町 生活安全安心課 いきいき健康課	西多摩郡日の出町 大字平井 2780	042-597- 0511(代)	042-597-4369 042-597-0628	(8279) 82711	82701
奥多摩町 総務課交通防災係 福祉保健課	西多摩郡奥多摩町 氷川 215-6 氷川 1111	0428-83-2349 0428-83-2777	0428-83-2344 0428-83-2833	(8299) 82911	82901
檜原村 総務課総務係 福祉けんこう課	西多摩郡檜原村 467-1 2717	042-598- 1011(代) 042-598-3121	042-598-1009 042-598-1263	(8289) 82811	82801

(3) 島しょ地域

*上段 () は内線直通の場合：8369+内線番号など

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号	防災無線*	防災 FAX
大島町 総務課 福祉けんこう課	大島町 元町 1-1-14	04992-2- 1443(代)	04992-2-1371	(8369) 82611	82601
利島村 総務課・住民課	利島村 248	04992-9- 0011(代)	04992-9-0190	83711	82701
新島村 総務課・民生課	新島村 本村 1-1-1	04992-5- 0240(代)	04992-5-1304	(8389) 83811	83801
神津島村 総務課 神津島村保健センター	神津島村 904 1009-1	04992-8- 0011(代) 04992-8-0010	04992-8-1242 04992-8-7256	84011	84001
三宅村 村民生活課医療係	三宅村 神着 937	04994-2-0601	04994-2-1005	(8419) 84111	84101
御蔵島村 総務課	御蔵島村 字入かねが沢	04994-8- 2121(代)	04994-8-2239	84211	84201
八丈町 総務課 福祉健康課	八丈島八丈町 大賀郷 2551-2	04996-2- 1121(代) 04996-2- 5570(代)	04996-2-3874 04996-2-7923	(8439) 84311	84301
青ヶ島村 総務課	青ヶ島村無番地	04996-9- 0111(代)	04996-9-0001	84411	84401
小笠原村 総務課 地域保健センター健康福祉課	小笠原村 父島字西町	04998-2- 3111(代) 04998-2-3939	04998-2-3222 04998-2-3900	84511	84501

3 災害拠点病院

(1) 区中央部保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災FAX	一般 病床数	三次 救急	へり
中核	日本医科大学付属病院	文京区 千駄木 1-1-5	03-3822-2131 87181	03-3821-2027 87180	850	○	
2	日本大学病院	千代田区 神田駿河台 1-6	03-3293-1711 87171	03-3293-9138 87170	320	○	
3	三井記念病院	千代田区 神田和泉町1	03-3862-9111 87921	03-3862-9140 87920	482		
4	聖路加国際病院	中央区 明石町 9-1	03-3541-5151 87201	03-3544-0649 87200	520	○	
5	東京都済生会中央病院	港区 三田 1-4-17	03-3451-8211 87161	03-3457-7949 87160	535	○	
6	東京慈恵会医科大学 附属病院	港区 西新橋 3-19-18	03-3433-1111 87191	03-5400-1387 87190	1,026	○	
7	北里大学 北里研究所病院	港区 白金 5-9-1	03-3444-6161 87221	03-5791-6143 87220	329		
8	虎の門病院	港区虎ノ門 2-2-2	03-3588-1111 86601	03-3560-7812 86600	817		
9	東京都立駒込病院	文京区 本駒込 3-18-22	03-3823-2101 85221	03-3823-5433 85220	785		
10	順天堂大学医学部附属 順天堂医院	文京区 本郷 3-1-3	03-3813-3111 87211	03-5802-1144 87210	1,036		○
11	東京医科歯科大学 病院	文京区 湯島 1-5-45	03-3813-6111 87241	03-5803-0110 87240	772	○	○
12	東京大学 医学部附属病院	文京区 本郷 7-3-1	03-3815-5411 87251	03-5800-8725 87250	1,178	○	○
13	永寿総合病院	台東区 東上野 2-23-16	03-3833-8381 87261	03-3831-9488 87260	400		○

(2) 区南部保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災FAX	一般 病床数	三次 救急	へり
中核	東邦大学医療センター 大森病院	大田区 大森西 6-11-1	03-3762-4151 87271	03-3768-3620 87270	880	○	
2	昭和大学病院	品川区 旗の台 1-5-8	03-3784-8000 87281	03-3784-8517 87280	815	○	
3	NTT東日本関東病院	品川区 東五反田 5-9-22	03-3448-6111 87291	03-3448-6617 87290	544		
4	大森赤十字病院	大田区 中央 4-30-1	03-3775-3111 87931	03-3776-0004 87930	344		
5	東京都立荏原病院	大田区 東雪谷 4-5-10	03-5734-8000 85241	03-5734-8023 85240	411		○
6	東京労災病院	大田区 大森南 4-13-21	03-3742-7301 86611	03-3744-9310 86610	400		○
7	池上総合病院	大田区 池上 6-1-19	03-3752-3151 86621	03-3752-2612 86620	290		

(3) 区西南部保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災 FAX	一般 病床数	三次 救急	へリ
基幹	東京都立広尾病院	渋谷区 恵比寿 2-34-10	03-3444-1181 85201	03-3444-3196 85200	378	○	○
2	国立病院機構 東京医療センター	目黒区 東が丘 2-5-1	03-3411-0111 87321	03-3412-9811 87320	640	○	
3	一般社団法人 至誠会第二病院	世田谷区 上祖師谷 5-19-1	03-3300-0366 87311	03-3307-6731 87310	301		
4	公立学校共済組合 関東中央病院	世田谷区 上用賀 6-25-1	03-3429-1171 87331	03-3426-0326 87330	383		
5	日産厚生会玉川病院	世田谷区瀬田 4-8-1	03-3700-1151 86631	03-3700-2090 86630	381		
6	日本赤十字社 医療センター	渋谷区 広尾 4-1-22	03-3400-1311 87301	03-3409-1604 87300	701	○	○

(4) 区西部保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災 FAX	一般 病床数	三次 救急	へリ
中核	東京医科大学病院	新宿区 西新宿 6-7-1	03-3342-6111 87381	03-3345-1437 87380	885	○	
2	慶応義塾大学病院	新宿区 信濃町 35	03-3353-1211 87361	03-5363-3612 87360	934		
3	東京女子医科大学病院	新宿区 河田町 8-1	03-3353-8111 87371	03-5269-7321 87370	1,144	○	
4	東京都立大久保病院	新宿区 歌舞伎町 2-44-1	03-5273-7711 87401	03-5273-7748 87400	304		
5	国立国際医療 研究センター病院	新宿区 戸山 1-21-1	03-3202-7181 87771	03-3207-1038 87770	699	○	○
6	東京山手 メディカルセンター	新宿区 百人町 3-22-1	03-3364-0251 87411	03-3364-5663 87410	418		
7	東京新宿 メディカルセンター	新宿区 津久戸町 5-1	03-3269-8111 86641	03-3260-7840 86640	520		
8	東京医療生活協同組合 新渡戸記念中野総合病院	中野区 中央 4-59-16	03-3382-1231 87391	03-3381-4799 87390	296		
9	東京警察病院	中野区 中野 4-22-1	03-5343-5611 87231	03-5343-5612 87230	415		○
10	医療法人財団荻窪病院	杉並区 今川 3-1-24	03-3399-1101 87341	03-3399-1107 87340	252		
11	立正佼成会附属 佼成病院	杉並区 和田 2-25-1	03-3383-1281 87351	03-3382-8972 87350	340		

(5) 区西北部保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災 FAX	一般 病床数	三次 救急	へリ
中核	帝京大学医学部 附属病院	板橋区 加賀 2-11-1	03-3964-1211 87431	03-3961-9518 87430	1027	○	○
2	東京都立大塚病院	豊島区 南大塚 2-8-1	03-3941-3211 85211	03-3941-9557 85210	435		
3	東京北医療センター	北区 赤羽台 4-17-56	03-5963-3311 87851	03-5963-6678 87850	351		
4	日本大学医学部 附属板橋病院	板橋区 大谷口上町 30-1	03-3972-8111 87421	03-3972-7716 87420	947	○	
5	東京都 健康長寿医療センター	板橋区 栄町 35-2	03-3964-1141 87941	03-3964-1982 87940	520		
6	東京都立豊島病院	板橋区 栄町 33-1	03-5375-1234 85231	03-5944-3506 85230	386		○
7	練馬光が丘病院	練馬区 光が丘 2-5-1	03-3979-3611 87441	03-3979-3787 87440	457		
8	順天堂大学医学部 附属練馬病院	練馬区 高野台 3-1-10	03-5923-3111 87761	03-5923-3197 87760	490	○	

(6) 区東北部保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災 FAX	一般 病床数	三次 救急	へリ
中核	東京女子医科大学 附属足立医療センター	足立区 江北 4-33-1	03-3857-0111 87491	03- 87490	450	○	○
2	医療法人社団成和会 西新井病院	足立区 西新井本町 1-12-12	03-5647-1700 87461	03-3840-6344 87460	150		
3	苑田第一病院	足立区 竹の塚 4-1-12	03-3850-5721 87951	03-5242-6411 87950	221		
4	博慈会記念総合病院	足立区 鹿浜 5-11-1	03-3899-1311 87741	03-3855-2851 87740	306		
5	東京慈恵会医科大学 葛飾医療センター	葛飾区 青戸 6-41-2	03-3603-2111 87471	03-3601-9600 87470	371		
6	東京都立東部地域病院	葛飾区 亀有 5-14-1	03-5682-5111 87481	03-5682-5132 87480	314		
7	平成立石病院	葛飾区 立石 5-1-9	03-3692-2121 86651	03-3692-2663 86650	203		

(7) 区東部保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災 FAX	一般 病床数	三次 救急	へリ
中核	東京都立墨東病院	墨田区 江東橋 4-23-15	03-3633-6151 85251	03-3633-6173 85250	719	○	○
2	東京曳舟病院	墨田区 東向島 2-27-1	03-5655-1120 87521	03-3611-6763 87520	200		
3	江東病院	江東区 大島 6-8-5	03-3685-2166 87501	03-3685-7400 87500	286		
4	順天堂大学医学部附属 順天堂江東高齢者医療 センター	江東区 新砂 3-3-20	03-5632-3111 87531	03-5632-3163 87530	275		
5	がん研究会有明病院	江東区 有明 3-8-31	03-3520-0111 87751	03-3520-0141 87750	686		○
6	昭和大学江東豊洲病院	江東区 豊洲 5-1-38	03-6204-6000 86661	03-6204-6396 86660	400		
7	東京臨海病院	江戸川区 臨海町 1-4-2	03-5605-8811 87781	03-5605-8113 87780	400		
8	江戸川病院	江戸川区 東小岩 2-24-18	03-3673-1221 87861	03-3673-1229 87860	447		
9	森山記念病院	江戸川区 北葛西 4-3-1	03- 5679-1211 86671	03- 3877-8956 86670	253		

(8) 西多摩保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災 FAX	一般 病床数	三次 救急	へリ
中核	市立青梅総合医療センター	青梅市 東青梅 4-16-5	0428-22-3191 87541	0428-24-5126 87540	465	○	○
2	公立阿伎留医療センター	あきる野市 引田 78-1	042-558-0321 87551	042-559-5734 87550	305		
3	公立福生病院	福生市 加美平 1-6-1	042-551-1111 87871	042-552-2662 87870	316		

(9) 南多摩保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災 FAX	一般 病床数	三次 救急	へリ
中核	東京医科大学 八王子医療センター	八王子市 館町 1163	042-665-5611 87561	042-665-5639 87560	602	○	○
2	東海大学八王子病院	八王子市 石川町 1838	042-639-1111 87731	042-639-1112 87730	500		○
3	日本医科大学 多摩永山病院	多摩市 永山 1-7-1	042-371-2111 87571	042-372-7381 87570	405	○	
4	東京都立多摩南部地域 病院	多摩市 中沢 2-1-2	042-338-5111 87581	042-339-6111 87580	287		
5	稲城市立病院	稲城市 大丸 1171	042-377-0931 87591	042-379-1310 87590	290		
6	町田市市民病院	町田市 旭町 2-15-41	042-722-2230 87601	042-720-5680 87600	440		
7	南町田病院	町田市 鶴間 1008-1	042-799-6161 86681	042-799-7711 86680	222		
8	日野市立病院	日野市 多摩平 4-3-1	042-581-2677 87961	042-587-3408 87960	300		

(10) 北多摩西部保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災 FAX	一般 病床数	三次 救急	へリ
基 幹	国立病院機構 災害医療センター	立川市 緑町 3256	042-526-5511 87611	042-526-5535 87610	455	○	○
2	国家公務員共済組合連 合会立川病院	立川市 錦町 4-2-22	042-523-3131 86691	042-522-5784 86690	406		
3	東大和病院	東大和市 南街 1-13-12	042-562-1411 87791	042-562-1399 87790	284		

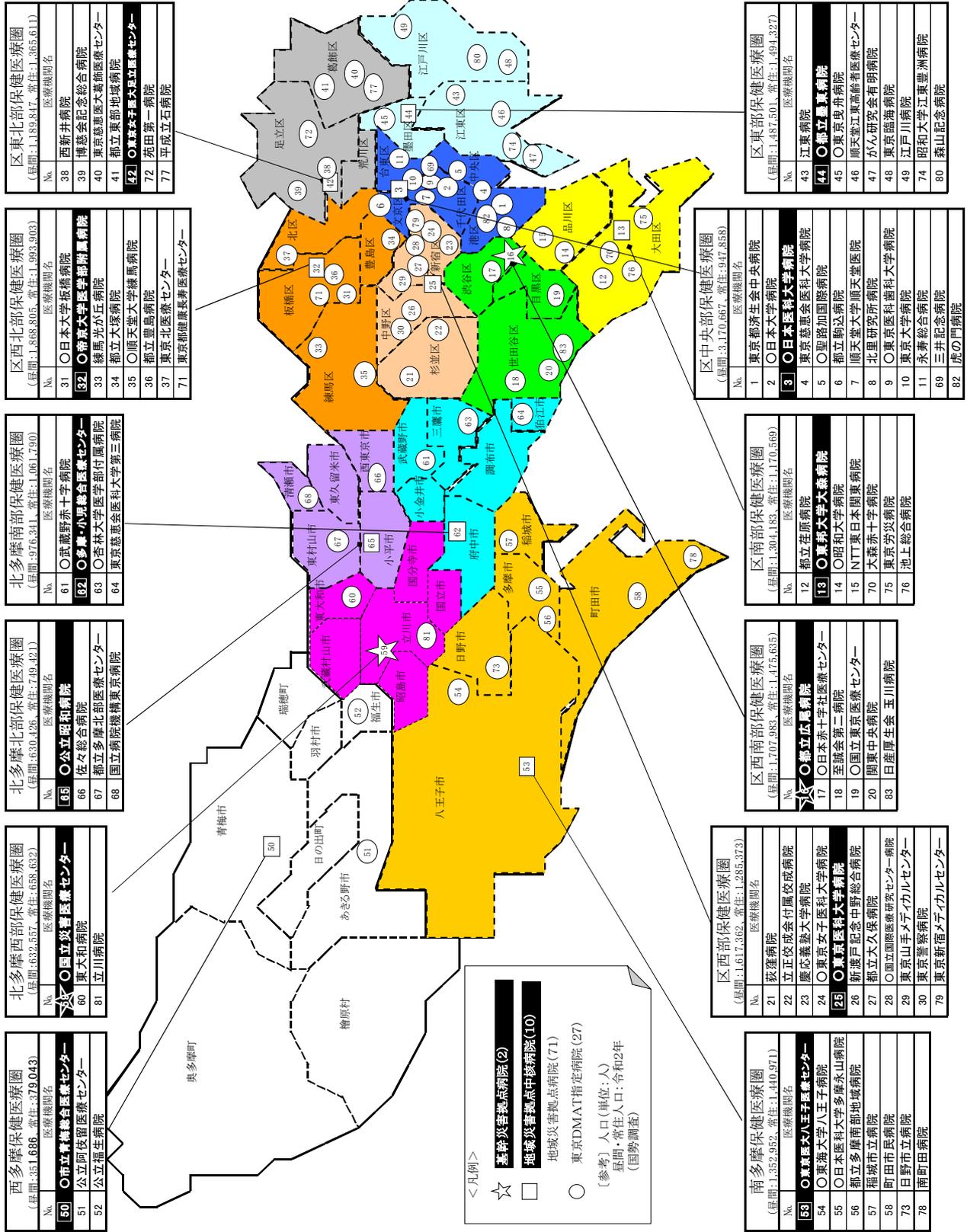
(11) 北多摩南部保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災 FAX	一般 病床数	三次 救急	へリ
中 核	東京都立 多摩総合医療センター	府中市 武蔵台 2-8-29	042-323-5111 85261	042-323-9209 85260	705	○	○
	東京都立 小児総合医療センター		042-300-5111 87821	042-312-8162 87820	347		
2	武蔵野赤十字病院	武蔵野市 境南町 1-26-1	0422-32-3111 87621	0422-32-3525 87620	591	○	○
3	杏林大学医学部 付属病院	三鷹市 新川 6-20-2	0422-47-5511 87631	0422-47-3821 87630	1,105	○	○
4	東京慈恵会医科大学 附属第三病院	狛江市 和泉本町 4-11-1	03-3480-1151 87641	03-3480-5700 87640	534		

(12) 北多摩北部保健医療圏

	医療機関名	所在地	電話番号 防災無線	FAX番号 防災 FAX	一般 病床数	三次 救急	へリ
中 核	公立昭和病院	小平市 花小金井 8-1-1	042-461-0052 87651	042-464-7912 87650	479	○	
2	佐々総合病院	西東京市 田無町 4-24-15	042-461-1535 87661	042-461-9693 87660	183		
3	東京都立多摩北部医 療センター	東村山市 青葉町 1-7-1	042-396-3811 87671	042-396-3076 87670	337		
4	国立病院機構 東京病院	清瀬市 竹丘 3-1-1	042-491-2111 87451	042-494-2168 87450	422		

災害拠点病院・東京DMAT指定病院 一覧 (令和6年3月31日時点)



西多摩保健医療圏
 (区間:351,686、常住人口:379,043)

No.	医療機関名
50	○市立青梅総合医療センター
51	公立阿佐留医療センター
52	公立福生病院

北多摩西部保健医療圏
 (区間:6,322,557、常住人口:6,558,632)

No.	医療機関名
60	○国立昭和病院
61	東大和病院
62	公立福生病院

北多摩北部保健医療圏
 (区間:6,304,426、常住人口:7,49,421)

No.	医療機関名
63	○公立昭和病院
64	東大和病院
65	公立福生病院

北多摩南部保健医療圏
 (区間:976,341、常住人口:1,061,790)

No.	医療機関名
66	○武蔵野赤十字病院
67	○香林大学医学部付属病院
68	東京慈恵会医科大学第三病院

区西部保健医療圏
 (区間:1,868,205、常住人口:1,993,903)

No.	医療機関名
31	○日本大学板橋病院
32	○帝京大学医学部附属病院
33	緑馬光が丘病院
34	都立大塚病院
35	○順天堂大学練馬病院
36	都立豊島病院
37	東京北医療センター
71	東京都健康長寿医療センター

区東北部保健医療圏
 (区間:1,189,847、常住人口:1,365,611)

No.	医療機関名
38	西新井病院
39	博慈会記念総合病院
40	東京慈恵医大高師医療センター
41	都立東部地域病院
42	○東京女子大立区立医療センター
72	苑田第一病院
77	平成立石病院

南多摩保健医療圏
 (区間:1,352,952、常住人口:1,440,971)

No.	医療機関名
53	○東海大学八王子医療センター
54	○東海大学八王子病院
55	○日本医科大学多摩永山病院
56	都立多摩南部地域病院
57	稲城市立病院
58	町田市立病院
73	日野市立病院
78	南町田病院

区西部保健医療圏
 (区間:1,617,362、常住人口:1,255,373)

No.	医療機関名
21	荻窪病院
22	立正佼成会付属佼成病院
23	慶応義塾大学病院
24	○東京女子医科大学病院
25	○東京慈恵会医科大学
26	新渡戸記念中野総合病院
27	都立大久保病院
28	○国立国際医療研究センター病院
29	東京山手メデイカルセンター
30	東京警察病院
79	東京新宿メデイカルセンター

区西南部保健医療圏
 (区間:1,707,983、常住人口:1,475,635)

No.	医療機関名
17	○日本赤十字社医療センター
18	至誠会第二病院
19	○東京慈恵会医科大学
20	関東中央病院
83	日産厚生会 玉川病院

区南部保健医療圏
 (区間:1,304,183、常住人口:1,170,569)

No.	医療機関名
12	都立荏原病院
13	○真光大学大森病院
14	○昭和大学病院
15	NTT東日本関東病院
70	大森赤十字病院
75	東京労災病院
76	池上総合病院

区中央部保健医療圏
 (区間:3,170,667、常住人口:947,858)

No.	医療機関名
1	東京都済生会中央病院
2	○日本大学病院
3	○日本医科大学病院
4	東京慈恵会医科大学病院
5	○聖路加国際病院
6	都立駒込病院
7	順天堂大学順天堂医院
8	北里研究所病院
9	○東京医科歯科大学病院
10	東京大学病院
11	永寿総合病院
69	三井記念病院
82	虎の門病院

区東部保健医療圏
 (区間:1,487,501、常住人口:1,494,327)

No.	医療機関名
43	江東病院
44	○都立墨江病院
45	○東京曳舟病院
46	順天堂大学東高輪赤十字医療センター
47	がん研究会有明病院
48	東京臨海病院
49	江戸川病院
74	昭和大学江東豊洲病院
80	森山記念病院

第3節 トリアージ - トリアージハンドブック(抜粋) -

1 災害医療の7つのキーワード

体制構築	C	Command&Control	指揮命令系統・統制
	S	Safety	安全確保
	C	Communication	優先情報の確認・収集、意思疎通、情報伝達
	A	Assessment	評価・判断
医療支援	T	Triage	トリアージ
	T	Treatment	治療
	T	Transport	搬送

CSCATTT:英国 MIMMS(Major Incident Medical Management and Support)

- 「C」 災害発生時の急性期に迅速な医療活動を行うためには、組織化された指揮命令系統の確立が混乱を防ぎ、組織間の相互協力体制を確立します。
- 「S」 安全に活動できないと判断される場合は、関係機関へ通報するとともに、安全が確保されるまで現場から避難します。
- 「C」 テレビ、ラジオ、スマホなどを使用し、現状把握、医療関係者・警察・消防・救援機関との意思疎通・情報伝達に努めます。
- 「A」 災害現場や現場救護所の状況、救護力や人的資源、医療資器材の備蓄状況などを判断します。
- 「T」 負傷者のトリアージを行い、応急処置の優先度（緊急度）や搬送順位を決定します。
- 「T」 トリアージで緊急度の高い傷病者から応急処置を行います。
- 「T」 搬送先医療機関の状況や収容力等を考慮し、後方搬送・広域搬送を行います。

2 安全確認

安全に活動できないと判断される場合は、関係機関へ通報するとともに、安全が確保されるまで現場から避難します。

- ① トリアージの場所は安全か？
- ② NBC災害・テロの疑いはないか？
- ③ クライムシーン 犯人は確保されたか？

4 救護所等におけるトリアージカテゴリー

(1) 災害現場(現場救護所)

識別色/分類	内 容
最優先治療群 (Ⅰ)	最初に現場救護所へ搬出します。
待機的治療群 (Ⅱ)	赤色の搬出が終了したら現場救護所に搬出します。
保 留 群 (Ⅲ)	歩いて現場救護所に向かわせます。
無 呼 吸 (Ⅳ)	最後に現場救護所へ搬出します。

(2) 医療救護所(緊急医療救護所・避難所医療救護所)

識別色/分類	内 容
最優先治療群 (Ⅰ)	応急処置後、「災害拠点病院」に搬送します。
待機的治療群 (Ⅱ)	応急処置後、「災害拠点連携病院」に搬送します。
保 留 群 (Ⅲ)	緊急医療救護所や医療救護所で応急処置を行います。
無 呼 吸 (Ⅳ)	医師が死亡診断した場合は、遺体安置所に搬送します。

5 トリアージタグの記載方法

- (1) トリアージタグの表面は、トリアージを行うためにトリアージ実施者などが記載します。
- (2) 追加・修正に備え、枠内のスペースを残し上に詰めて記載します。
- (3) トリアージタグの裏面は、災害現場や収容医療機関等で医療従事者などが、搬送・治療上特に留意すべき事項、あるいは、応急処置の内容などを記載します。

記載項目	記載方法及び記載内容
タグのNo.	<ul style="list-style-type: none"> • トリアージ実施場所ごとに「通し番号」をつけます。 • 再度トリアージを行った場合でも、最初に記載した番号は、変更しません。
氏名、年齢、性別、住所、電話	<ul style="list-style-type: none"> • 氏名、年齢、性別、住所は、必ず記入します。なお、性別は、○で囲みます。 • 不明の場合には、例えば、「氏名不詳」「推定〇〇歳」「新宿区西新宿一丁目10番路上で収容」など、具体的に記載します。
トリアージ実施月日・時刻	<ul style="list-style-type: none"> • トリアージを行った月日・時刻を分の単位まで記載します。
トリアージ実施者氏名	<ul style="list-style-type: none"> • トリアージを行った者の氏名をフルネームで記載します。 • 医師が死亡を確認した場合には、例えば、「死亡確認医師：東京太郎」など、検視・検案が容易にできるように記載します。
搬送機関名	<ul style="list-style-type: none"> • 例えば、「〇〇消防本部〇〇救急隊」「家族の自家用車」など、搬送した機関名を具体的に記載します。
トリアージ実施場所	<ul style="list-style-type: none"> • 例えば、「〇〇駅前医療救護所」「□□学校医療救護所」「△△病院」など、トリアージを行った場所を具体的に記載します。

記載項目	記載方法及び記載内容
収容医療機関名	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、「△△病院」「〇〇診療所」など、患者を収容した医療機関名を記載します。
トリアージ実施機関	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、「〇〇大学病院班」「〇〇地区医師会班」などトリアージを行った者が所属する機関名を記載します。 あわせて、トリアージを行った職種のうち医師、救急救命士、その他の3種から選択し○で囲みます。
傷病名	<ul style="list-style-type: none"> 医師は、傷病名を記載します。 医師が傷病名を確定できない場合、又は看護師などが記載する場合には、傷病者の症状を例えば「創傷」「骨折」「出血」などと記載します。 医師が死亡を確認した場合には、例えば「脳挫傷による死亡を確認」あるいは「出血多量による死亡を確認」など、検視・検案が容易にできるように具体的に死因を記載します。
トリアージ区分	<ul style="list-style-type: none"> トリアージ区分を○で囲むとともに、トリアージ区分と同じモギリ部分を残して切り離します。 症状が重くなったことによりトリアージ区分を変更する場合には、最初に○で囲んだ区分を×で消して新たな区分を○で囲み、トリアージ区分変更者の氏名と変更時間を下側スペースに追記します。 あわせて、変更後のトリアージ区分と同じモギリ部分を残して切り離します。 症状が軽くなったことによりトリアージ区分を変更する場合は、旧タグは除去せずに大きく×を記入し、新たに2枚目のトリアージタグを作成して体につけます。 医師が死亡を確認した場合のみ、死亡群（〇）に○を付けるとともに、死亡確認の月日、時間を分単位まで記載します。

記載項目	記載方法及び記載内容
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 災害現場、搬送機関、収容医療機関で共通に使用します。 医療従事者などが、搬送・治療上特に留意すべき事項等を記載します。（応急処置の内容、既往症、発見の状況、今後の治療方針で重要な事項など） なお、収容医療機関から他の医療機関への転院は、原則としてトリアージタグを使わずに紹介状を作成します。
人体図	<ul style="list-style-type: none"> 負傷個所を表示するとともに負傷状況を具体的に記載します。

6 トリアージタグの記載上の注意事項

- (1) トリアージを迅速に行うために、トリアージを実施する前に、患者本人、家族、トリアージ実施補助者などが、氏名、年齢、性別、住所、電話番号を記載します。
- (2) 一時的に多数の傷病者がトリアージエリアに殺到した場合には、トリアージ実施者は、トリアージに必要な No.、トリアージ実施月日・時刻、トリアージ実施者氏名、トリアージ区分を記載し、氏名、住所、電話番号等については、その後の応急処置の際に記載するなど混乱をさける配慮をします。
- (3) トリアージ実施者は、必ず、氏名、年齢、性別、住所、電話番号の記載内容について再度確認し、トリアージを実施します。
- (4) 搬送機関名、収容医療機関名など、記載時に確定していない項目は、あとで書き加えられるように、斜線などを引かないで空欄のままにします。
- (5) トリアージは、1回だけでは終わらないので、数行記載できるように上に詰めて記入します。中央部分に大きい文字で記載することはしないでください。
- (6) 誤記を訂正する場合は、二重線で抹消します。
- (7) 容態変化などで追記する場合は、二重線で抹消することなく、同一欄の下側スペースに追記します。
- (8) 複写された文字(青色)と区別できるように黒色のボールペンなどを使用します。

7 記載済みのトリアージタグの保存

(1) 災害現場(医療救護所)

ア 搬送機関に患者を引き渡した場合には、搬送機関名及び収容医療機関名を記載し、トリアージタグ(災害現場用)をはがし、番号順に保管します。

イ なお、家族の自家用車などを使って個人等が患者を搬送する場合には、トリアージタグ(搬送機関用)をはがさないよう、搬送者に話します。

(2) 搬送機関

収容医療機関に患者を引き渡した場合は、収容機関名を記載し、トリアージタグ(搬送機関用)をはがし、トリアージ実施場所ごとに、番号順に保管します。

(3) 収容医療機関

ア トリアージタグ(医療機関用)は、カルテの代用として使用します。

イ 家族の自家用車などを使って個人等が患者を搬送する場合には、トリアージタグ(搬送機関用)をはがし、保管します。

ウ 収容医療機関で1回目のトリアージを実施した場合には、(災害現場用)(搬送機関用)をはがさずに、番号順に保管します。

エ 症状が軽くなり新たにトリアージタグを作成した場合には、最初のトリアージタグといっしょに保管します。

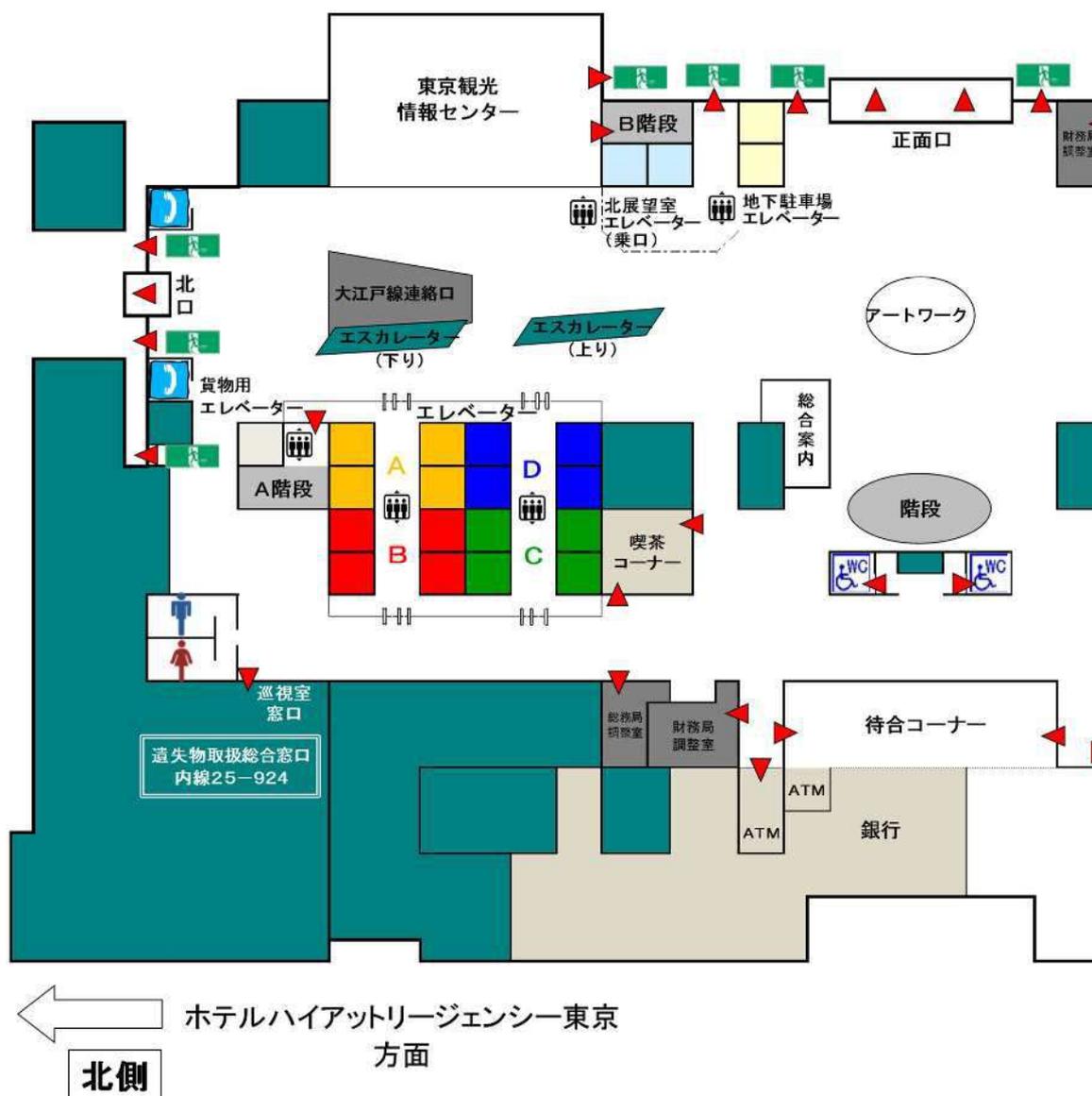
第4節 その他

1 都の発災時における医療関係者の参集について

大規模な災害が発生し、医療関係者が都に参集する必要がある場合は、都庁第一本庁舎1階へ一度参集し、都担当者の指示に従ってください。また、その際の連絡先は以下となっております。

- ・ 固定電話回線（保健医療局）：03-5320-4445、03-5320-4427
- ・ 衛星携帯電話（保健医療局）：51470687
- ・ 行政防災無線（保健医療局）：70516 ファクシミリ：70062

【都庁第一本庁舎一階フロア図（北側）】



2 災害医療救護に係る各種主なマニュアル等一覧

令和6年4月現在

No.	局名/マニュアル名称	概要等	最終改訂時期	担当部署
1	福祉保健局災害対策活動マニュアル	災害時における職員の行動要領を規定	令和5年2月	総務部
2	避難所管理運営の指針（区市町村向け）	区市町村が災害時に避難所の管理運営を円滑に行う参考指針を規定	平成30年3月	子供・子育て支援部
3	避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）	避難所における新型コロナウイルス感染症対策として必要な対策の参考指針を規定	令和2年6月	子供・子育て支援部 感染症対策部
4	災害要援護者防災行動マニュアル作成のための指針（区市町村向け）	災害時要援護者の平常時から復興期に至る一連の防災活動指針を規定	令和4年4月	総務部
5	災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）	区市町村が災害時要援護者への災害対策を体系的に進め、円滑な業務を行ううえでの参考指針を規定	令和4年1月	総務部
6	東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針	区市町村等関係機関及び関係者が災害時に人工呼吸器使用者を適切に支援できるよう参考指針を規定	令和3年8月	保健政策部
7	災害時における透析医療活動マニュアル	透析医療を行うための標準的な活動要領を規定	令和3年5月	保健政策部
8	妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン	妊産婦や乳幼児の支援にあたっての留意点等をまとめた基礎資料	平成26年3月	子供・子育て支援部
9	健康危機管理マニュアル	連絡体制の確立のための手順等を規定	平成25年3月	健康安全部
10	災害時における保健所活動マニュアル（暫定版）	保健所における大規模災害時の標準的な活動要領を規定	平成25年3月	保健政策部
11	トリアージ ハンドブック	一時的に多数の傷病者が発生した場合に必要とするトリアージに関する標準活動要領を規定	平成25年11月	医療政策部
12	災害時歯科医療救護活動マニュアル	歯科医療救護班の活動等のための標準的な活動要領を規定	平成29年12月	医療政策部
13	災害時薬剤師班活動ガイドライン	薬剤師班の標準的な要領を規定	平成31年3月	健康安全部
14	東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）マニュアル	東京DPATの活動内容等を規定	平成30年3月	障害者施策推進部
15	災害時における検視・検案活動等に関する共通指針	検視・検案活動をはじめとする遺体取扱いに関する各種活動の標準的な活動指針を規定	平成29年8月	医療政策部
16	病院における防災訓練マニュアル	病院における標準的な訓練事項を規定	平成8年8月	医療政策部
17	災害時における検案活動の実務	検案活動を行うための標準的な活動指針を規定	平成9年6月	医療政策部
18	災害時における医薬品・医療資器材等の新たな備蓄・供給体制	災害時における医薬品・医療資器材等の備蓄・供給体制について規定	平成10年3月	医療政策部
19	東京都が主催する大規模イベントにおける医療・救護計画ガイドライン	主催者としての都が平常時及び多数傷病者発生時の主として観客に対する医療・救護計画作成のための指針を規定	平成31年3月	医療政策部
20	東京都広域火葬実施計画	災害時に広域火葬を円滑に実施するため、都、区市町村及び火葬場経営者が行うべき基本的事項を規定	平成25年1月	健康安全部

第 5 章

広域災害救急医療情報システム（EMIS）編

目次

構 成		ペー ジ	
第 1 節	共通事項	205	
第 2 節	病院（災害拠点病院以外）の入力事項・情報収集	209	
第 3 節	災害拠点病院の入力事項・情報収集	213	
第 4 節	区市町村の入力事項・情報収集	220	
第 5 節	事前に入力すること （操作編）	1 基礎情報管理（自機関の地図位置設定）	225
		2 基礎情報管理（連絡先の登録）	228
		3 医療機関基礎情報管理	230
		4 DMA T 登録者管理	231
		5 避難所基礎情報管理	233
第 6 節	災害時に入力すること （操作編）	1 緊急時入力	235
		2 詳細入力	237
		3 代行入力	239
		4 出場DMA T 登録	241
		5 医療搬送患者登録	243
		6 DMA T 活動状況入力	247
		7 救護所状況入力（開設完了時）	249
		8 救護所状況入力（追加・更新）	252
		9 避難所状況入力	254
		10 掲示板	256
		11 緊急連絡	258
第 7 節	災害時の情報収集 （操作編）	1 統合地図ビューアー	259
		2 医療機関等状況モニター	262
		3 医療機関状況集計	264
		4 活動状況モニター	266
		5 医療搬送患者モニター	268
		6 搭乗者名簿作成／航空機搬送モニター	269
		7 掲示板	270

なお、EMISについては、厚生労働省により、随時更新が行われております。
本節の内容につきましても、今後変更が生じる可能性があることを御留意ください。

第1節 共通事項

1 EMISとは

EMIS (Emergency Medical Information System) とは、災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステムです。

都においては、都災害対策本部（東京都災害医療コーディネーター）、医療対策拠点（地域災害医療コーディネーター）、区市町村災害対策本部又は医療救護活動拠点（区市町村災害医療コーディネーター）、病院、保健所などが活用して情報を共有します。

2 アクセス・ログイン方法

EMIS (URL : <http://www.wds.emis.go.jp>) は、インターネットの検索サイトから、「EMIS」と入力・検索してアクセスします。

トップ画面では、各都道府県の運用状況が表示され、いずれかの都道府県が災害中の場合は画面が「赤色」、「警戒中」の場合は画面が「黄色」で表示されます。

ログイン方法は次のとおりです。

操作手順① EMISのトップ画面で「関係者ログイン」をクリックします。

状況	都道府県	発災/切替日時	メッセージ	支援先/支援要請先	最終更新日時
災害	石川県	2024/01/01 16:24	石川県地震震度7		2024/01/16 15:38:31
警戒	北海道	2024/02/19 00:00	石川県能登半島地震に係る対応		2024/02/19 09:43:25
		2024/01/06	令和5年能登半島地震に係		2024/01/06 15:09:02

関係者ログインをクリック →②へ

操作手順② 「機関コード」「パスワード」を入力後、所属「東京都」を選択し、「ログイン」をクリックします。

EMIS Emergency Medical Information System

Home > ログイン/ログアウト [運用状況一覧はこちら](#)

●ログイン情報を入力してください。

<<注意>>

1. 機関コード、パスワードは半角英数字で入力してください。
2. パスワードの大文字、小文字は区別されます。
3. ログアウトした場合は、機関コードおよびパスワードを再度入力する必要があります。

機関コード:

パスワード:

所属: 東京都

ログイン情報を端末(クッキー)に保存する。
※保存すると、次回からログイン情報の入力を省略できます。

[ログイン](#)

Home > ログイン/ログアウト [ページTOPへ](#)

(1) 機関コード・パスワードを入力
「東京都」を選択

(2) ログインをクリック

3 マニュアル等の確認方法

EMISの基本的な操作マニュアルは、「マニュアル・教育」内の「マニュアルダウンロード」から確認してください。なお、EMISの活用には、マニュアル・ガイドの「運用ガイドライン」を必ず確認してください。

The screenshot shows the EMIS homepage. At the top, there is a navigation bar with 'EMIS Emergency Medical Information System' and a 'Logout' button. Below the navigation bar, there are several tabs: 'Medical Facilities', 'DMAT - Dispatch', 'Main Activities', 'Dispatch Site', 'MATS', 'Training Management', and 'My Menu'. The 'Manual & Education' tab is highlighted with a red box. Under this tab, there are three main sections: 'Manual Download', 'DMAT Activity Status Input Guide', and 'Operation Guidelines'. The 'Manual Download' section contains buttons for 'Manual Download', 'Mobile Phone Service for Related Parties', and 'e-Learning Site'. The 'DMAT Activity Status Input Guide' section contains buttons for 'DMAT Activity Status Input Guide' and 'Smartphone App Usage'. The 'Operation Guidelines' section contains buttons for 'Operation Guidelines' and 'e-Learning Usage'. Red arrows point from the 'Manual & Education' tab to the 'Manual Download' and 'Operation Guidelines' sections. Red boxes highlight the 'Manual & Education' tab, the 'Manual Download' button, the 'Operation Guidelines' button, and the 'Manual Download' and 'Operation Guidelines' sections. A red box at the bottom left contains the text '操作マニュアルをダウンロードできます' (You can download the operation manual). A red box at the bottom right contains the text '「運用ガイドライン」を必ず確認' (Please be sure to check the 'Operation Guidelines').

「マニュアル・教育」を選択する

操作マニュアルをダウンロードできます

「運用ガイドライン」を必ず確認

4 各機関のEMIS入力・参照機能

各機関のEMIS入力・参照機能は下表のとおりです。

項目／機関		災害拠点病院 以外の病院	災害拠点病院 (医療対策拠点) (地域災害医療 コーディネーター)	区市町村 (区市町村災害対策本部) (医療救護活動拠点) (区市町村災害医療 コーディネーター)	福祉保健局 (都災害対策本部) (都災害医療 コーディネーター)	
災害共通	モニタリング	統合地図ビューア	○	○	○	○
		医療機関情報・支援状況モニター	○	○	○	○
		活動状況モニター	○	○	○	○
		医療搬送患者モニター	○	○	○	○
		搭乗者名簿作成／航空機搬送モニター	○	○	○	○
	連絡業務	一斉連絡				○
		送信グループ登録				○
		DMAT本部連絡メール送信				○
		送信状況				○
	共通業務	災害運用切替				○
掲示板		○	○	○	○	
緊急連絡		○	○	○	○	
医療機関	入力業務	緊急時入力	○	○		
		詳細入力	○	○		
	照会検索業務	災害拠点病院情報表示	○	○	○	○
		医療機関情報集計 医療機関情報検索	○	○	○	○
DMAT・救護班	DMAT入力業務	出動DMAT登録		○	○	
		DMAT活動状況入力		○	○	
	共通入力業務	避難所状況入力		○	○	○
		救護所状況入力		○	○	○
	本部業務	本部・参集拠点・医療搬送拠点登録				○
		本部活動記録・体制管理				○
	救護班入力業務	救護班登録	○	○		○
		救護班活動状況入力				○
照会検索業務	本部活動記録・体制参照	○	○	○	○	
	DMAT活動状況入力履歴	○	○	○	○	
医療搬送	入力業務	医療搬送患者登録		○	○	
		航空機搬送登録				○
システム管理	基礎管理業務	基礎情報管理	○	○	○	
		災害拠点病院管理	○	○	○	
		避難所基礎情報管理		○	○	
	情報管理業務	緊急情報・お知らせ管理				○
	DMAT隊員情報管理業務	DMAT登録者管理		○		○
研修参加者登録・閲覧 隊員養成研修前メール送信確認			○		○	
マニュアル・ガイド	操作マニュアル	ログイン／ログアウト	○	○	○	
		関係者メニュー	○	○	○	
		災害運用状況表示	○	○	○	
		医療機関状況入力促進表示	○	○	○	
	その他コンテンツ	DMAT活動状況入力ガイド	○	○	○	○
		運用ガイドライン	○	○	○	○
	携帯電話サービス	関係者携帯電話サービス	○	○	○	○
DMAT関係資料		関連様式	○	○	○	
		隊員養成研修資料	○	○	○	
		DMAT連絡会議資料	○	○	○	
		技能維持研修資料	○	○	○	
		都道府県担当者研修資料	○	○	○	
		統括DMAT研修資料	○	○	○	
		日本DMAT検討委員会資料	○	○	○	
		広域医療搬送訓練報告資料	○	○	○	
		厚生労働省科学研究関連報告書	○	○	○	

第2節 病院(災害拠点病院以外)の入力事項・情報収集

1 事前に入力すること

(1) 基礎情報管理(自機関の地図位置設定、連絡先の登録)

医療チーム等が参集できるように、自機関の位置を地図上に設定します。

また、EMISに関する情報を受信するための連絡先(メールアドレス及びファクシミリ番号)を登録します。

(2) 医療機関基本情報管理(自機関の施設情報を登録)

自機関の電気、水道などライフラインに関わる施設情報等を入力します。

EMIS Emergency Medical Information System

Home > 関係者メニュー

緊急時入力の入力状況
最終更新日時: 2024/02/21 19:38:30

緊急情報 お知らせ

厚生労働省 1 報道府県 1

2024/02/16 15:25 【2月16日更新】能登半島地震:自衛隊チャーター船「ナッチャンWorld」の運用変更について

2024/02/06 13:30 【2月6日更新】能登半島地震:自衛隊チャーター船「ナッチャンWorld」の運用変更について

2024/01/18 16:36 能登半島地震:自衛隊チャーター船「ナッチャンWorld」の運用変更について

2024/01/18 13:36 訂正【緊急】能登半島地震:能登中部医師会活動拠点本部参集DMAT(6次隊)の参集場所の変更について

医療機関 DMAT-救護班 本部活動 避難所-救護所 MATTS 練習管理 マイメニュー

緊急時入力 詳細入力

医療機関等 「システム管理」を選択する

医療機関情報検索

個人練習モード 合同練習モード

共通

医療機関等状況モニター

統合地図ビューアー

活動状況モニター

掲示板

厚生労働省への緊急連絡

システム管理 マニュアル-教育 DMAT関連資料

基礎情報管理 医療機関基本情報管理 DMAT登録者管理

隊員養成研修前メール送信確認

(1)基礎情報管理 →P225、P228 へ

(2)医療機関基本情報管理 →P230 へ

2 災害時に入力すること

病院は、院内の被害状況を十分に確認できない場合であっても、直ちに、EMISに一部情報を入力*します。（*これにより、回線異常の有無を確認できます。）

また、速やかに院内の被害状況を把握して、EMISに緊急時入力・詳細入力の順に入力し、超急性期（発災後72時間）までは、病院の状況が変わるごとに更新します。

(1) 緊急時入力

災害発生後、速やかに自機関の被害状況を入力します。

(2) 詳細入力

緊急時入力の後、自機関の被害状況を入力できる項目から随時入力します。

また、病院の状況が変わるごとに入力内容を更新します。

「医療機関」を選択する

緊急時入力

最終更新日時: 2024/02/21 17:38:30

DMAT - 救護班

本部活動

避難所 - 救護所

MATTs

練習管理

マイメニュー

緊急時入力

詳細入力

医療機関等状況モニター

医療機関基本情報表示

医療機関情報検索

個人練習モード

合同練習モード

基礎情報管理

医療機関基本情報管理

DMAT登録者管理

(1)緊急時入力 →P235 へ

(2)詳細入力 →P237 へ

3 災害時の情報収集

(1) 統合地図ビューアー

医療機関、医療救護所、避難所、DMAT・救護班、本部等の情報が地図上にアイコンで表示され、状況及び位置関係を視覚的に把握できます。

(2) 医療機関等状況モニター

EMIS上に入力された医療機関、避難所、医療救護所等の被災状況を一覧表示し、一元的に把握できます。

あわせて、各所へのDMAT等の支援状況が表示され、支援の多寡が把握できます。

(3) 活動状況モニター

被災地域で支援活動を実施しているDMAT等の活動状況を一覧表示し、一元的に把握できます。

(4) 医療搬送患者モニター

災害拠点病院からSCUに搬送される重症者の患者情報・搬送経路情報を一覧表示し、患者IDにより一元的に把握できます。

(5) 搭乗者名簿作成／航空機搬送モニター

広域医療搬送で航空機に搭乗する医療搬送患者の名簿を参照できます。

(6) 掲示板

災害医療関係者間で情報を共有するための掲示板の機能です。東京都は活動方針等の情報を掲示板に投稿します。

ログイン [ユーザー名] 病院

緊急時入力の入力状況
最終更新日時：2024/02/21 19:38:30

入院前棟

緊急情報 お知らせ

厚生労働省 伊達府県 一覧へ

2024/02/16 15:25 [【2月16日更新】総合半島地図・自衛隊チャーター船「ナッチャ>World」の運用変更について](#)

2024/02/06 13:30 [【2月6日更新】総合半島地図・自衛隊チャーター船「ナッチャ>World」の運用](#)

「MATTs」を選択する

(4)医療搬送患者モニター →P268 へ

医療機関 DMAT・救護班 本部活動 訓練所・救護所 **MATTs** 練習管理 マイメニュー 共通

医療搬送患者登録 医療搬送患者モニター

搭乗者名簿作成／航空機搬送モニター

医療機関等状況モニター

統合地図ビューアー

活動状況モニター

掲示板

厚生労働省への緊急連絡

システム管理 マニュアル・教育 DMAT

基礎情報管理 医療機関基本情報管理

隊員養成研修前メール送信確認

(2)医療機関等状況モニター →P262

(1)統合地図ビューアー →P259 へ

(3)活動状況モニター →P266 へ

(6)掲示板 →P270 へ

(5)搭乗者名簿作成／航空機搬送モニター →P269 へ

第3節 災害拠点病院の入力事項・情報収集

1 事前に入力すること

(1) 基礎情報管理(自機関の地図位置設定、連絡先の登録)

医療チーム等が参集できるように、自機関の位置を地図上に設定します。

また、EMISに関する情報を受信するための連絡先（メールアドレス及びファクシミリ番号）を登録します。

(2) 医療機関基本情報管理(自機関の施設情報等を登録)

病院の基本情報や施設情報（1～3）、日本DMATの資器材に関する情報を登録します。

(3) DMAT登録者管理

自機関に所属する日本DMAT隊員情報の修正、修正履歴照会を行います。

「システム管理」を選択する

(1)基礎情報管理 →P225、P228 へ

(2)医療機関基本情報管理 →P230 へ

(3)DMAT登録者管理 →P231 へ

2 災害時に入力すること

病院は、院内の被害状況を十分に確認できない場合であっても、直ちに、EMISに一部情報を入力*します。（*これにより、回線異常の有無を確認できます。）

また、速やかに院内の被害状況を把握して、EMISに緊急時入力・詳細入力の順に入力し、超急性期（発災後72時間）までは、病院の状況が変わるごとに更新します。

(1) 緊急時入力

災害発生後、速やかに自機関の被害状況を入力します。

(2) 詳細入力

緊急時入力の後、自機関の被害状況を入力できる項目から随時入力します。

また、病院の状況が変わるごとに入力内容を更新します。

(3) 出場DMAT登録

日本DMAT隊員から、DMATを編成し、メンバー情報、携行する資器材、連絡先等を登録します。

(4) 医療搬送患者登録

災害拠点病院からSCUに搬送される重症者の患者情報（氏名、年齢、傷病名など）、搬送経路情報（搬送先や搬送先など）を入力し、患者IDにより一元的に管理します。

(5) DMAT活動状況入力

(3)で編成したDMATの活動状況（所属本部、活動場所、活動状況など）を入力します。

(6) 掲示板

災害医療関係者間で情報を共有するための掲示板の機能です。

DMAT同士の情報共有や指定医療機関の現場情報の収集を行うもので、記事の投稿は、東京都災害対策本部、医療対策拠点、区市町村災害対策本部、災害拠点病院、DMATが行い、閲覧は全機関が行います。

EMIS Emergency Medical Information System

Home > 関係者メニュー

「医療機関」を選択する

緊急時入力

詳細入力

医療機関等状況モニター

医療機関情報検索

医療機関基本情報表示

掲示板

厚生労働省へ緊急連絡

DMAT・救護班

本部活動

MATTS

練習管理

マイメニュー

共通

医療機関等状況モニター

統合地図ビューアー

活動状況モニター

厚生労働省へ緊急連絡

DMAT登録者管理

基礎情報管理

医療機関基本情報管理

DMAT登録者管理

(1)緊急時入力 →P235 へ

(2)詳細入力 →P237 へ

(6)掲示板 →P256 へ

EMIS Emergency Medical Information System

Home > 関係者メニュー

「DMAT・救護班」を選択する

DMAT・救護班

本部活動

MATTS

練習管理

マイメニュー

共通

医療機関等状況モニター

統合地図ビューアー

活動状況モニター

掲示板

厚生労働省へ緊急連絡

出動DMAT登録

DMAT活動状況入力

救護班登録

救護班活動状況入力

DMAT活動状況入力履歴

DMAT登録者管理

基礎情報管理

医療機関基本情報管理

DMAT登録者管理

隊員養成研修前メール送信確認

(3)出場 DMAT 登録 →P241 へ

(5)DMAT 活動状況入力 →P247 へ

ログイン ■■■■ 病院

緊急時入力の入力状況

最終更新日時: 2024/02/21 19:38:30



「MATTS」を選択する

厚生労働省

2024/02/16 15:25 【2月16日更新】能登半島地震: 自衛隊チャーター船「ナッチャンWorld」の運用変更について

2024/02/06 13:30 【2月6日更新】能登半島地震: 自衛隊チャーター船「ナッチャンWorld」の運用変更について

2024/01/19 16:36 能登半島地震: 自衛隊チャーター船「ナッチャンWorld」の運用変更について

2024/01/18 13:36 訂正【緊急】能登半島地震: 能登中部医療圏活動拠点本部参集DMAT (6次隊) の参集場所の変更について

医療機関 DMAT・救護班 本部活動 避難所・救護所 **MATTS** 練習管理 マイメニュー

共通

- 医療搬送患者登録
- 医療搬送患者モニター
- 搭乗者名簿作成 / 航空機搬送モニター
- 医療機関等状況モニター
- 統合地図ビューアー
- 活動状況モニター
- 掲示板
- 厚生労働省への緊急連絡

(4)医療搬送患者登録 →P243 へ

システム管理 マニュアル・教育 DMAT関連資料

- 基礎情報管理
- 医療機関基本情報管理
- DMAT登録者管理
- 隊員養成研修前メール送信確認

3 災害時の情報収集

(1) 統合地図ビューアー

医療機関、医療救護所、避難所、DMAT・救護班、本部等の情報が地図上にアイコンで表示され、状況及び位置関係を視覚的に把握できます。

(2) 医療機関等状況モニター

EMIS上に入力された医療機関、避難所、医療救護所等の被災状況を一覧表示し、一元的に把握できます。

あわせて、各所へのDMAT等の支援状況が表示され、支援の多寡が把握できます。

(3) 活動状況モニター

被災地域で支援活動を実施しているDMAT等の活動状況を一覧表示し、一元的に把握できます。

(4) 医療搬送患者モニター

災害拠点病院からSCUに搬送される重症者の患者情報・搬送経路情報を一覧表示し、患者IDにより一元的に把握できます。

(5) 搭乗者名簿作成／航空機搬送モニター

広域医療搬送で航空機に搭乗する医療搬送患者の名簿を参照できます。

(6) 掲示板

災害医療関係者間で情報を共有するための掲示板の機能です。東京都は活動方針等の情報を掲示板に投稿します。

EMIS Emergency Medical Information System

Home > 関係者メニュー

緊急時入力の入力状況
最終更新日時: 2024/02/21 19:38:30

「MATTS」を選択する

(5)搭乗者名簿作成／航空機搬送モニター →P269 へ

(4)医療搬送患者モニター →P268 へ

医療機関 医療搬送患者登録
搭乗者名簿作成／航空機搬送モニター

MATTS

医療搬送患者モニター

(2)医療機関等状況モニター →P262 へ

共通

医療機関等状況モニター
統合地図ビューアー
活動状況モニター
掲示板
厚生労働省への緊急連絡

システム管理 マニュアル・教育 DMAT関連資料

(1)統合地図ビューアー →P259 へ

管理

DMAT登録者管理

隊員養成研修前メール送信確認

(3)活動状況モニター →P266 へ

(6)掲示板 →P270 へ

[memo]

第4節 区市町村の入力事項・情報収集

1 事前に入力すること

(1) 基礎情報管理(自機関の地図位置設定、連絡先の登録)

医療チーム等が参集できるように、自機関の位置を地図上に設定します。

また、EMISに関する情報を受信するための連絡先（メールアドレス及びファクシミリ番号）を登録します。

(2) 避難所基礎情報管理

避難所情報（名称、名称カナ、電話番号）、避難所場所（地図位置など）を登録します。

災害発生後の事務負担軽減のため、地域防災計画で設置が決定している避難所を可能な範囲で事前登録します。

The screenshot shows the EMIS homepage with the following elements and annotations:

- Header:** "EMIS Emergency Medical Information System" and "ログアウト" (Logout).
- Navigation:** "Home > 関係者メニュー" (Relationship Menu).
- News Section:** "緊急情報" (Emergency Information) and "お知らせ" (Notice). A red box highlights the "避難所・救護所" (Disaster Evacuation Shelter / First Aid Station) link in the navigation bar with the text: 「避難所・救護所」を選択する (Select 'Disaster Evacuation Shelter / First Aid Station').
- Main Menu:** "医療機関" (Medical Institution), "DMAT・救護班" (DMAT / First Aid Team), "本部活動" (Headquarters Activity), "避難所・救護所" (Disaster Evacuation Shelter / First Aid Station), "MATTS", "練習管理" (Practice Management), "マイメニュー" (My Menu), and "共通" (Common). A red box highlights the "避難所基礎情報管理" (Disaster Evacuation Shelter Basic Information Management) button with the text: (2)避難所基礎情報管理 →P233 へ (2) Disaster Evacuation Shelter Basic Information Management → P233).
- System Management Section:** "システム管理" (System Management), "マニュアル・教育" (Manual / Education), and "DMAT関連資料" (DMAT Related Materials). A red box highlights the "システム管理" button with the text: 「システム管理」を選択する (Select 'System Management').
- Footer/Bottom Section:** "基礎情報管理" (Basic Information Management). A red box highlights this button with the text: (1)基礎情報管理 →P225、P228 へ (1) Basic Information Management → P225, P228).

2 災害時に入力すること

(1) 救護所状況入力

医療救護所の開設が完了したら、速やかに救護所情報（名称、電話番号、所在地など）を入力します。

その後、1日1回程度の頻度で、医療救護所の状況を追加・更新します。

(2) 避難所状況入力

避難所の開設が完了したら、速やかに「緊急時の入力項目」を入力します。

その後、「全項目」を入力し、1日1回程度の頻度で、避難所の状況を追加・更新します。

(3) 代行入力

「緊急時入力」及び「詳細入力」できない医療機関がある場合、FAXによる報告や現地確認により被災状況を把握し、「医療機関等状況モニター」を使用して代行入力します。

(4) 掲示板

災害医療関係者間で情報を共有するための掲示板の機能です。

DMA T 同士の情報共有や指定医療機関の現場情報の収集を行うもので、記事の投稿は、東京都災害対策本部、医療対策拠点、区市町村災害対策本部、災害拠点病院、DMA T が行い、閲覧は全機関が行います。

「避難所・救護所」を選択する

(2)避難所状況入力 →P254 へ

(1)救護所状況入力 →P249、P252 へ

(4)掲示板 →P256 へ

EMIS Emergency Medical Information System

Home > 関係者メニュー

ログイン []

「医療機関」を選択する

緊急情報 お知らせ

厚生労働省 都道府県

2024/02/16 15:25 [2月16日更新] 能登半島地震：自衛隊チャーター船「ナッチャンWorld」の運用変更について

2024/02/06 13:30 [2月6日更新] 能登半島地震：自衛隊チャーター船「ナッチャンWorld」の運用変更について

2024/01/18 16:36 能登半島地震：自衛隊チャーター船「ナッチャンWorld」の運用変更について

2024/01/18 13:36 訂正 [訂正] 能登半島地震：能登中部医療圏活動拠点本部参集DMAT（6次隊）の活動場所の変更について

医療機関 DMAT - 救護班 本部活動 避難所 - 救護所 MATTS 練習管理 マイメニュー

共通 一斉連絡 モード切替

医療機関等状況モニター (緊急時入力/詳細入力代行)

医療機関状況集計 医療機関基本情報表示

医療機関情報検索

医療機関等状況モニター

統合地図ビューアー

活動状況モニター

掲示板

厚生労働省への緊急連絡

システム管理 マニュアル - 教育 DMAT関連資料

基礎情報管理

(3)代行入力（※医療機関等状況モニターを使用）
→P239 へ

3 災害時の情報収集

(1) 統合地図ビューアー

医療機関、医療救護所、避難所、DMAT・救護班、本部等の情報が地図上にアイコンで表示され、状況及び位置関係を視覚的に把握できます。

(2) 医療機関等状況モニター

EMIS上に入力された医療機関、避難所、医療救護所等の被災状況を一覧表示し、一元的に把握できます。

あわせて、各所へのDMAT等の支援状況が表示され、支援の多寡が把握できます。

(3) 医療機関状況集計

医療機関の入力情報（緊急時入力及び詳細入力）の集計結果をデータ化し、二次保健医療圏単位又は都全体の被災状況を、集計数値で把握できます。

(4) 活動状況モニター

被災地域で支援活動を実施しているDMAT等の活動状況を一覧表示し、一元的に把握できます。

(5) 医療搬送患者モニター

災害拠点病院からSCUに搬送される重症者の患者情報・搬送経路情報を一覧表示し、患者IDにより一元的に把握できます。

(6) 搭乗者名簿作成／航空機搬送モニター

広域医療搬送で航空機に搭乗する医療搬送患者の名簿を参照できます。

(7) 掲示板

災害医療関係者間で情報を共有するための掲示板の機能です。東京都は活動方針等の情報を掲示板に投稿します。

EMIS Emergency Medical Information System

Home > 関係者メニュー

ログイン: [REDACTED]

「医療機関」を選択する

(2)医療機関等状況モニター →P262 へ

(1)統合地図ビューアー →P259 へ

医療機関

医療機関等状況モニター
(緊急時入力/詳細入力代行)

医療機関状況集計

医療機関情報検索

医療機関基本情報表示

共通

医療機関等状況モニター

統合地図ビューアー

活動状況モニター

掲示板

厚生労働省への緊急連絡

(3)医療機関状況集計 →P264 へ

(4)活動状況モニター →P266 へ

(7)掲示板 →P270 へ

DMAT - 救護班

本部活動

避難所 - 救護所

MATTS

練習管理

マイメニュー

システム管理

マニュアル - 教育

DMAT関連資料

緊急情報

お知らせ

厚生労働省

都道府県

2024/02/16 15:25

2024/02/06 13:30

2024/01/18 16:36

2024/01/18 13:36

運用状況一覧はこちら

サイトマップ

EMIS Emergency Medical Information System

Home > 関係者メニュー

ログイン: [REDACTED]

「MATTS」を選択する

(6)搭乗者名簿作成/航空機搬送モニター →P269 へ

(5)医療搬送患者モニター →P268 へ

MATTS

医療搬送患者モニター

搭乗者名簿作成/航空機搬送モニター

共通

医療機関等状況モニター

統合地図ビューアー

活動状況モニター

DMAT - 救護班

本部活動

避難所 - 救護所

練習管理

マイメニュー

システム管理

マニュアル - 教育

DMAT関連資料

緊急情報

お知らせ

厚生労働省

都道府県

2024/02/16 15:25

2024/02/06 13:30

2024/01/18 16:36

2024/01/18 13:36

運用状況一覧はこちら

サイトマップ

第5節 事前に入力すること(操作編)

1 基礎情報管理(自機関の地図の位置設定)

病院	災害拠点病院	区市町村
○	○	○

医療チーム等が参集できるように、自機関の位置を地図上に設定します。

操作手順① 関係者メニュー画面で「基礎情報管理」をクリックします。

操作手順② 「基礎情報1」タブをクリックします。

基礎情報1 | 基礎情報2 | 一斉連絡情報

■基礎情報1

機関コード [] 所属 [東京都]

機関名称 []

通常電話番号 []

携帯番号 []

機関区分

- 病院
 - 災害拠点病院 [指定]
 - 精神科病院 [指定無し]
 - 救命救急センター [指定無し]
 - 被ばく医療機関 [指定無し]
 - DMAT指定医療機関 [指定無し]
 - 周産期母子医療センター [指定無し]
 - DMATシステム [指定]
- 一般診療所
- 一般診療所区分
- 歯科診療所
- その他

高度救命救急センター指定 [指定無し]

更新

「基礎情報1」タブをクリック →③へ

操作手順③ 「地図位置設定」をクリックします。

基礎情報1 | 基礎情報2 | 一斉連絡情報

※基礎情報1の情報につきましては、各都道府県様の救急システムと同期をとっております。恐れ入りますが、救急システムから変更をお願いいたします。

■基礎情報1

機関コード [] 所属 [東京都]

バスコード []

機関種別 [次医療機関]

二次医療圏 [] 市区町村 []

保健所 []

機関カナ名称 []

機関名称 []

住所 []

通常電話番号 []

※各都道府県様の救急システムで緯度経度が設定されていないため、本画面で設定をお願いします。
※本画面で設定後、各都道府県様の救急システムにて緯度経度が設定された場合は上書きされます。

住所座標 N35.41.19.8 E139.45.41.9

地図位置設定

千代田区

Google 地図データ ©2024 Google 利用規約

「地図位置設定」をクリック →④へ

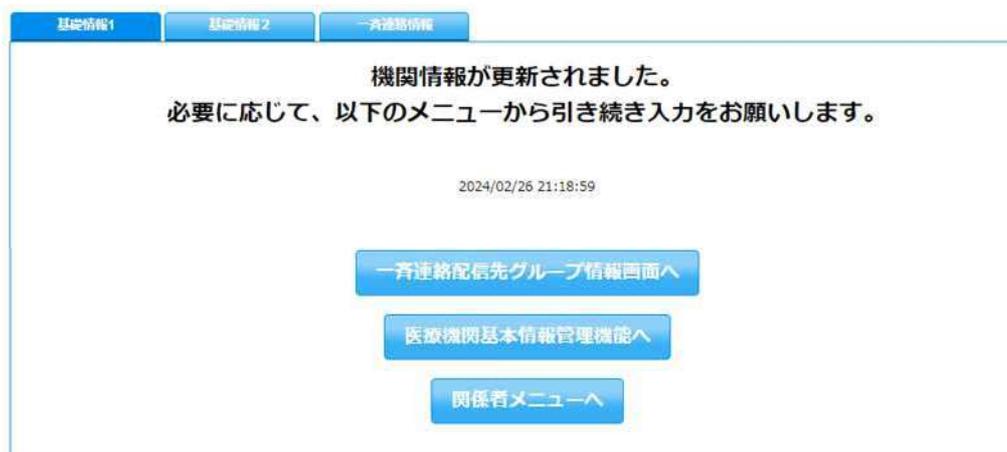
操作手順④ 自機関の地図位置を設定します。



操作手順⑤ 操作手順④で設定した位置情報が反映されたことを確認し、情報を更新します。



操作手順⑥ 下記の画面が表示されれば更新完了となります。



2 基礎情報管理(連絡先の登録)

病院	災害拠点病院	区市町村
○	○	○

EMISに関する情報を受信するための連絡先（メールアドレス及びファクシミリ番号）を登録します。

操作手順① 関係者メニュー画面で「基礎情報管理」をクリックします。

操作手順② 「一斉連絡情報」タブをクリックします。

操作手順③ メールアドレス、ファクシミリ番号を入力し、配信グループを選択し、情報を更新します。

操作手順④ 下記の画面が表示されれば更新完了となります。

基礎情報1 基礎情報2 一斉連絡情報

一斉通報情報が更新されました。
ご協力ありがとうございました。
必要に応じて、以下のメニューから引き続き入力をお願いします。

2024/02/26 21:23:40

医療機関基本情報管理機能へ

関係者メニューへ

3 医療機関基礎情報管理

操作する機関	病院	災害拠点病院	区市町村
	×	○	×

医療機関の基本情報や施設情報（1～3）、日本DMATの資器材に関する情報を登録します。

操作手順① 関係者メニュー画面で「医療機関基礎情報管理」をクリックします。

操作手順② 入力するタブを選択し、情報入力後、更新を行います。
（施設の種別により表示されるタブが異なります）

The screenshot shows the 'Medical Institution Basic Information Management' interface. At the top, there are tabs for 'Basic Information', 'Facility Information 1', 'Facility Information 2', 'Facility Information 3', and 'DMAT Equipment Information'. Below the tabs, there is a form with various input fields. Annotations include:

- A red box labeled (1) pointing to a link '入力に関する留意事項・FAQ' with the text: 「入力に関する留意事項」をクリックし、必ず確認してください。
- A red box labeled (2) pointing to the '更新' (Update) button with the text: (2)入力するタブを選択 <※注意> タブ選択により画面を切替える場合、都度更新が必要です。
- A red box labeled (3) pointing to the input fields with the text: (3)情報を入力
- A red box labeled (4) pointing to the '更新' button with the text: (4)「更新」をクリック →③へ

操作手順③ 下記の画面が表示されれば、選択しているタブの更新が完了となります。引き続き、他のタブの情報を更新する場合は、該当するタブをクリックしてください。

The screenshot shows a confirmation message: '基本情報の更新が完了しました。' (Basic information update completed.) with a timestamp '2024/02/26 21:49:35'. Below the message is a 'メニューへ' (Back to menu) button. A red dashed box contains a reference note: <※参考> 選択したタブに応じて、文言は変動します。 (Reference: Depending on the selected tab, the text will vary.)

4 DMAT登録者管理

操作する機関	病院	災害拠点病院	区市町村
	×	○	×

自機関に所属する日本DMAT隊員情報の修正、修正履歴照会を行います。

操作手順① 関係者メニュー画面で「DMAT登録者管理」をクリックします。

在籍するDMAT隊員が一覧で表示される
(隊員 No、氏名、職種、有効期限 等)

隊員No	氏名	職種	修正/履歴		更新手続き状態	有効期限
■■■■	■■■■	医師	修正	履歴		
■■■■	■■■■	看護師	修正	履歴		
■■■■	■■■■	看護師	修正	履歴		
■■■■	■■■■	業務調整員	修正	履歴		
■■■■	■■■■	業務調整員	修正	履歴		

隊員情報の修正履歴を照会するときは、「履歴」をクリック →④へ

隊員情報を修正するときは、「修正」をクリック →②へ

操作手順② 必要に応じて隊員情報を修正します。

(1)基礎情報
氏名、連絡先、資格情報などを修正できる

(2)メンバー情報
派遣実績を修正できる

(3)研修受講状況
修正できません

(4)「修正」をクリック →③へ

研修名	状態	最新受講日	受講回数	履歴
統括DMAT研修	未	-	-	-
NBCデモ研修	未	-	-	-
自衛隊航空機実機研修	未	-	-	-
災害医療従事者研修	未	-	-	-
DMAT技能維持研修	未	-	-	-
ブロック訓練	未	-	-	-
政府総合防災訓練	未	-	-	-
DMATインストラクター研修	未	-	-	-

操作手順③ 下記の画面が表示されれば修正完了となります。

修正が完了しました。

2015/03/02 19:37:35

隊員一覧画面へ

関係者メニューへ

操作手順④ 参照したい履歴を選択し、隊員情報の更新履歴を参照します。

■現在情報

都道府県	東京都
医療機関名	■■■■病院
氏名	■■■■
隊員登録証No	■■■■

■履歴情報

2015/01/26 17:01:44

(1)プルダウンにより、更新日時を選択

(2)表示をクリック

(3) (1)で選択した更新日時時点の隊員情報が表示される

DMAT登録者基礎情報

氏名カナ	■■■■
氏名	■■■■
生年月日	■■■■
性別	男性
血液型	B型 Rh(+)
DMAT指定医療機関名	■■■■病院
住所	東京都

画像未登録

5 避難所基礎情報管理

操作する機関	病院	災害拠点病院	区市町村
	×	×	○

避難所情報（名称、名称カナ、電話番号）、避難所場所（地図位置など）を登録します。

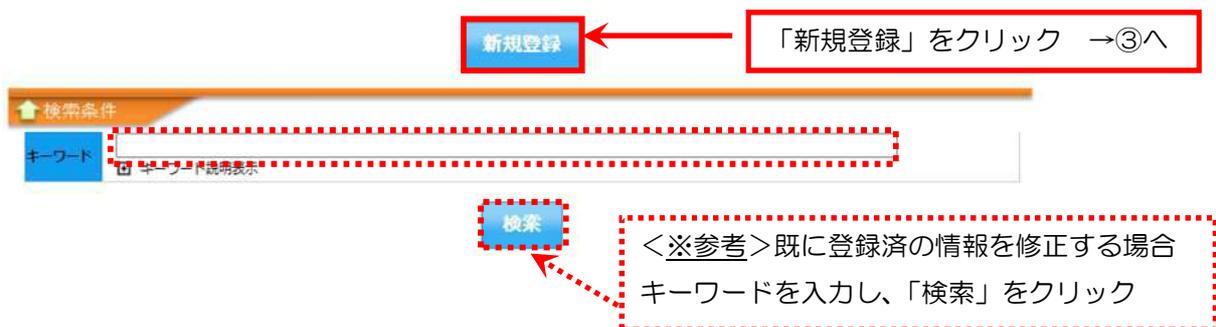
災害発生後の事務負担軽減のため、地域防災計画で設置が決定している避難所を可能な範囲で事前登録します。

<登録に際しての注意点>

- ① 他地域の類似名称との混同を避けるため、**名称は正式名称を使用すること。**
例) 良い例：★★区立第一小学校避難所 悪い例：一小避難所
- ② 電話番号は市外局番から入力すること。

操作手順① 関係者メニュー画面で「避難所基礎情報管理」をクリックします。

操作手順② 「新規登録」をクリックします。



操作手順③ 避難所名称、名称カナ、電話番号を入力し、「地図位置設定」をクリックします。

The screenshot shows a registration form with the following fields:

- 最終更新機関名 (Final Update Agency Name)
- 最終更新日時 (Final Update Date/Time)
- ※(*)印は必須入力項目です。 (Note: (*) indicates required input items.)
- 避難所情報 (Disaster Relief Facility Information):**
 - 名称 (*) (Name): テスト避難所 (Test Relief Facility)
 - 名称カナ (Name Kana): テストヒナンジョ
 - 連絡先 (Contact Information)
 - 電話番号 (Phone Number): 00-0000-0000
- 避難所場所 (Disaster Relief Facility Location):**
 - 緯度・経度 (*) (Latitude/Longitude):
 - 自動現在位置反映 (Automatic Current Location Reflection)
 - 地図位置設定 (Map Location Setting)
 - 緯度 (Latitude)
 - 経度 (Longitude)

 Red boxes and arrows highlight the input fields for name, kana, and phone number, and the '地図位置設定' button. A red box with text '(1)名称、名称カナ、電話番号を入力' points to the input fields. Another red box with text '(2)「地図位置設定」をクリック →④へ' points to the '地図位置設定' button.

操作手順④ 自機関の地図位置を設定します。

東京都新宿区西新宿2丁目8-1

住所検索

※地図上の場所を選択すると、位置情報を設定することができます。

(1)自機関の住所を入力

(2)「住所検索」をクリック

位置情報
緯度: N35.41.22.7
経度: E139.41.31.6
位置情報を設定

(4)「位置情報を設定」をクリック →⑤へ

(3)地図上に自機関の位置が正確に表示されたことを確認

閉じる

操作手順⑤ 都道府県、二次医療圏を選択し、所在地を入力し「登録」をクリックします。

都道府県 (*)

北海道 北海道(昔)

関東

東京都(新) 神奈川県(昔)

二次医療圏 (*)

二次医療圏 区西部

市区町村 (*)

市区町村 新宿区

所在地 (*)

所在地 東京都新宿区

更新

(1)「東京都」を選択

(2)二次医療圏を選択

(3)区市町村を選択

(3)所在地(住所)を入力

(4)「登録」をクリック →⑥へ

操作手順⑥ 下記の画面が表示されれば修正完了となります。

避難所の更新が完了しました。

2024/02/26 21:57:44

関係者メニューへ

第6節 災害時に入力すること(操作編)

病院	災害拠点病院	区市町村
○	○	×

操作する機関

1 緊急時入力

災害発生後、速やかに自機関の被害状況を入力します。(最低限の入力項目のみ)
入力項目は以下のとおりです。

大項目	中項目	小項目
緊急時入力 (発災直後情報)	倒壊状況	入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ(有or無)
	ライフライン・サプライ状況	電気の通常の供給(有or無)
		水の通常の供給(有or無)
		医療ガスの不足(不足or充足)
		医薬品・衛星資器材の不足(不足or充足)
	患者受診状況	多数患者の受診(有or無)
	職員状況	職員の不足(不足or充足)
その他支援が必要な状況	自由記載	
情報日時	情報取得日時	
緊急連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

病院は、院内の被害状況を十分に確認できない場合であっても、直ちに、EMIS
に一部情報を入力*します。(※これにより、回線異常の有無を確認できます。)

操作手順① 関係者メニュー画面で「緊急時入力」をクリックします。

操作手順② 入力できる項目を入力し、「入力」をクリックします。

The screenshot shows the '緊急時入力項目' (Emergency Input Items) form. On the left, a sidebar lists various input categories such as '被災状況 (緊急時入力)', '入力状況 (詳細入力)', and '施設・設備情報'. A red dashed box highlights the sidebar, with a callout box stating '<※参考> 入力済の情報が反映されている。' (Reference: Inputted information is reflected). The main form area contains several sections: '緊急時入力 (発災直後情報)' with a table for '入院病棟の危険状況' (Dangerous situation of the hospital ward) and 'ライフライン・サプライ状況' (Lifeline/Supply status); '患者受診状況' (Patient reception status); '職員状況' (Staff status); and 'その他' (Others) with a text input field. A callout box points to the 'その他' field, stating '(2) 「その他」欄は、必要に応じて入力' (The 'Others' column is input as needed). At the bottom, there is a '情報日時' (Information Date/Time) section and an '緊急連絡先' (Emergency Contact) section. A red box highlights the '入力' (Input) button at the bottom right, with a callout box stating '(4) 「入力」をクリック →③へ' (Click 'Input' → 3). Another callout box points to the '入力' button, stating '(3) 必ず入力' (Must input).

操作手順③ 下記の画面が表示されれば入力完了となります。

The summary screen shows the user's input status. It includes a header 'の入力状況' (Input Status) and a row of icons representing different input categories: '入院病棟' (Hospital ward), 'ライフライン' (Lifeline), '多数患者' (Many patients), '職員' (Staff), and 'その他' (Others). Below the icons, it displays the '緊急時入力' (Emergency input) timestamp as '2024/03/06 21:18:16' and the '詳細入力' (Detailed input) timestamp as '2024/03/04 13:21:17'. There are two buttons: '緊急時入力' (Emergency input) and '詳細入力' (Detailed input).

緊急時入力が完了しました。

2024/03/06 21:18:16

引き続き、より詳細な情報が入力可能ですか？

Two buttons are shown: 'はい(詳細入力へ)' (Yes (to detailed input)) and 'いいえ(メニューへ)' (No (to menu)). A red dashed box highlights the 'はい(詳細入力へ)' button, with a callout box stating 'ここから引き続き詳細入力に移ることができます。' (From here, you can move to detailed input).

2 詳細入力

	病院	災害拠点病院	区市町村
操作する機関	○	○	×

緊急時入力の後、自機関の被害状況を入力できる項目から随時入力します。

また、病院の状況が変わるごとに入力内容を更新します。

入力項目は以下のとおりです。

大項目	小項目
施設の倒壊、または倒壊の恐れ	入力日時
	入院病棟(有or無)
	救急外来(有or無)
	一般外来(有or無)
	手術室(有or無)
ライフライン・サプライ状況	電気の使用状況
	水道の使用状況
	医療ガスの使用状況
	医療ガスの配管破損(有or無)
	食糧の使用状況
	医薬品の使用状況
	不足している医薬品(自由記載)
医療機関の機能	入力日時
	手術可否(可or不可)
	人工透析可否(可or不可)
現在の患者数状況	入力日時
	発災後受入れた患者数(重症、中等症)
	在院患者数(重症、中等症)
今後、転送が必要な患者数	入力日時
	重症度別患者数 (重症、中等症、人工呼吸、酸素、担送、護送)
外来受付状況、および外来受付時間	入力日時
	外来受付状況(受付不可or救急のみor受付) 外来受付時間
職員数	入力日時
	出勤医師数(総数、うちDMAT隊員数)
	出勤看護師数(総数、うちDMAT隊員数)
	その他出勤人数(総数、うちDMAT隊員数)
その他	自由記載

操作手順① 関係者メニュー画面で「詳細入力」をクリックします。

操作手順② 入力できる項目を入力し、「入力」をクリックします

操作手順③ 下記の画面が表示されれば入力完了となります。

詳細入力が完了しました。

2024/03/06 21:20:49

メニューへ

3 代行入力

	療院	災害拠点病院	区市町村
操作する機関	×	×	○

「緊急時入力」及び「詳細入力」できない医療機関がある場合、FAXによる報告や現地確認により被災状況を把握し、「医療機関等状況モニター」を使用して代行入力します。

操作手順① 関係者メニュー画面で「医療機関等状況モニター」をクリックします。

操作手順② 「東京都」及び表示する項目を選択し、「検索」をクリックします。

② 検索条件を指定する

日 都道府県						全選択	全解除
<input type="checkbox"/> 北海道	<input type="checkbox"/> 北海道 (警)						
<input type="checkbox"/> 東北	<input type="checkbox"/> 青森県 (警)	<input type="checkbox"/> 岩手県 (警)	<input type="checkbox"/> 宮城県 (訓)	<input type="checkbox"/> 秋田県 (警)	<input type="checkbox"/> 山形県 (警)		
	<input type="checkbox"/> 福島県 (警)	<input type="checkbox"/> 新潟県 (警)					
<input type="checkbox"/> 関東	<input type="checkbox"/> 栃木県 (警)	<input type="checkbox"/> 群馬県 (訓)	<input type="checkbox"/> 埼玉県 (警)	<input type="checkbox"/> 千葉県 (訓)	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都 (警)		
	<input type="checkbox"/> 神奈川県 (訓)						

(1) 「東京都」を選択

③ 表示項目を選択する

詳細項目表示	医療機関	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急時入力	<input type="checkbox"/> 詳細入力 建物の状況	<input type="checkbox"/> 詳細入力 ライフライン	<input type="checkbox"/> 基本情報	<input checked="" type="checkbox"/> 詳細入力 手術・透折
		<input checked="" type="checkbox"/> 詳細入力 現在の患者数	<input type="checkbox"/> 詳細入力 要転送患者数	<input type="checkbox"/> 詳細入力 受入可能患者数	<input type="checkbox"/> 詳細入力 外来受付状況	<input type="checkbox"/> 詳細入力 職員数
		<input type="checkbox"/> 詳細入力 その他	<input type="checkbox"/> G-MIS情報			
避難所	<input type="checkbox"/> 避難所概況	<input type="checkbox"/> 組織や活動	<input type="checkbox"/> 環境的側面 ライフライン	<input type="checkbox"/> 環境的側面 設備と衛生面	<input type="checkbox"/> 環境的側面 生活環境衛生面	
	<input type="checkbox"/> 環境的側面 食糧の供給	<input type="checkbox"/> 環境的側面 配慮を要する人	<input type="checkbox"/> 防疫的側面			
その他	<input type="checkbox"/> ライフライン支援ステータス			<input type="checkbox"/> 所属本部		

(3) 「検索」をクリック →③へ

(2) 「緊急時入力」と「詳細入力」(1つ以上)にチェックを入れる

操作手順③ 一覧により各病院の入力状況を確認し、代行入力を行う病院の「緊」ボタン又は「詳」ボタンをクリックします。

(1)入力状況を確認
 ピンク…未入力 / 赤…入力済（要支援） / 青…入力済（正常）

(2)
 緊急時入力の代行入力を行う場合 → 「緊」をクリック
 詳細入力の代行入力を行う場合 → 「詳」をクリック

※緊急時入力完了していない場合、
 「詳」ボタンは表示されません。

<※参考>
 具体的な入力方法については、下記ページを参照してください。
 緊急時入力 … P235 へ 詳細入力 … P237 へ

4 出場DMAT登録

病院	災害拠点病院	区市町村
×	○	×

日本DMAT隊員から、DMATを編成し、メンバー情報、携行する資器材、連絡先等を登録します。

操作手順① 関係者メニュー画面で「出場DMAT登録」をクリックします。

操作手順② 「新規登録」をクリックします。

都道府県 東京都
 登録機関名 [REDACTED]
 登録情報
 登録
 新規にチームの登録を行う場合、「新規登録」ボタンをクリックしてください。
 新規登録

「新規登録」をクリック →③へ

操作手順③ 派遣可否、災害種別を選択し、「メンバー選択」をクリックします。

都道府県 東京都
 登録機関名 [REDACTED]
 DMAT(リーダー)
 最終更新日時
 最終更新機関名
 派遣可否
 派遣可否
 検討中・派遣不可 派遣可
 災害種別
 災害種別
 未選択 地震・津波 風水害 火山 事故 テロ
 その他 訓練1 訓練2 訓練3 訓練4 訓練5
 訓練6 訓練7 訓練8 訓練9 訓練10 訓練11
 訓練12 訓練13 訓練14 訓練15 訓練16 訓練17
 訓練18 訓練19 訓練20
 メンバー情報
 構成メンバー

 氏名 職種 専門・資格 統括DMAT
 3

(1)派遣可否を選択

(2)災害種別を選択

(3)「メンバー選択」をクリック →④へ

操作手順④ 出場する隊員にチェックを付け、「選択」をクリックします。

メンバー情報

選択	隊員No	氏名	職種	専門・資格	統括DMAT
<input checked="" type="checkbox"/>	[REDACTED]	[REDACTED]	医師	脳神経外科専門医	
<input type="checkbox"/>	[REDACTED]	[REDACTED]	看護師		
<input type="checkbox"/>	[REDACTED]	[REDACTED]	看護師		
<input type="checkbox"/>	[REDACTED]	[REDACTED]	業務調整員		
<input type="checkbox"/>	-	[REDACTED]	業務調整員		

 選択

(1)出場する隊員にチェックを付ける

(2)「選択」をクリック →⑤へ

5 医療搬送患者登録

病院	災害拠点病院	区市町村
×	○	×

災害拠点病院等からSCUに搬送される重症者の患者情報（氏名、年齢、傷病名など）、搬送経路情報（搬送先や搬送先など）を入力し、患者IDにより一元的に管理します。

操作手順① 関係者メニュー画面で「医療搬送患者登録」をクリックします。

操作手順② 患者情報を入力し、搬送経路情報の出発地点を設定します。

※(*)印は必須入力項目です。 入力項目クリア

医療搬送患者情報

患者情報

患者ID

氏名(かな) 姓: たちょう 名: たろう
(例) 姓: こういき 名: たろう

年齢 23 歳

性別 男 女

傷病名
 集中治療管理が必要な病態、手術など侵襲的処置が必要な病態
 頭部・体幹・四肢外傷 クラッシュ症候群 広範囲熱傷 その他

※補足は特記事項欄を活用すること

病名(疑いを含む) 広範囲熱傷(Ⅲ度)

特記事項

人工呼吸器 有 不要

入力者(*) テスト都庁

現在日時 2015/01/28 09:42:19

搬送経路情報

※[経路追加]または[経路削除]ボタンをクリックすることで、経路の追加・削除が可能です。
 ※医療搬送経路の場所は、[種別]を選択し、[検索]ボタンをクリックして選択画面より選択してください。

種別	SCU	時間
1	医療機関等	

場所

経路No 1 の 後ろ に経路を追加
 ※[最終搬送]を選択して[経路追加]ボタンをクリックした場合、経路Noでの選択に関わらず経路の最後に追加されます。

(1)患者情報を入力
(氏名、年齢、性別、傷病名等)

(2)種別「医療機関等」を選択

(3)「検索」をクリック →③へ

操作手順③ 検索条件を設定し、「検索」をクリックします。

北海道	<input type="radio"/> 北海道				
東北	<input type="radio"/> 青森県	<input type="radio"/> 岩手県	<input type="radio"/> 宮城県	<input type="radio"/> 秋田県(前)	<input type="radio"/> 山形県
	<input type="radio"/> 福島県(前)	<input type="radio"/> 新潟県			
関東	<input type="radio"/> 茨城県	<input type="radio"/> 栃木県	<input type="radio"/> 群馬県	<input type="radio"/> 埼玉県(前)	<input type="radio"/> 千葉県
	<input checked="" type="radio"/> 東京都(前)	<input type="radio"/> 神奈川県(前)			

(1)「東京都」を選択

<※参考>必要に応じ検索条件を設定

<input type="checkbox"/> 災害拠点病院	<input type="checkbox"/> 救命救急センター	<input type="checkbox"/> DMAT指定医療機関	<input type="checkbox"/> 左記指定以外の医療機関	<input type="checkbox"/> 現場救護所
<input type="checkbox"/> 避難所救護所	<input type="checkbox"/> 医療機関前救護所	<input type="checkbox"/> 拠点救護所	<input type="checkbox"/> 避難所	<input type="checkbox"/> その他活動場所
<input type="checkbox"/> 本部				

キーワード

(2)「検索」をクリック →④へ

操作手順④ 出発地点(自機関)を設定します。

※該当する[場所名]を選択してください。

※検索結果に表示されない場合は、『「その他場所」を作成』をクリックしてください。

→「その他場所」を作成

東京都
災害拠点病院
稲城市立病院
永寿総合病院
江戸川病院
N.T.T.東日本関東病院
大森赤十字病院
荻窪病院
関東中央病院
がん研究会有明病院
共済立川病院
杏林大学附属病院
北里研究所病院
慶応大学病院
佼成病院
行事直轄者医療センター

操作手順⑤ 操作手順④で設定した出発地点が反映されたことを確認し、「経路追加」をクリックして搬送先の欄を作成します。

入力者 (*)
現在日時 2024/03/06 21:44:46
搬送経路情報
※[経路追加]または[経路削除]ボタンをクリックすることで、経路の追加・削除が可能です。
※医療搬送経路の場所は、[種別]を選択し、[検索]ボタンをクリックして選択画面より選択してください。
医療搬送経路 時間
種別 医療機関等 SCU
1 東京都 稲城市立病院 発
場所 検索 削除 予定 済
地域医療搬送 広域医療搬送 最終搬送
経路No 1 の 後ろ に経路を追加
※[最終搬送]を選択して[経路追加]ボタンをクリックした場合、経路Noでの選択に関わらず経路の最後に追加されます。
経路追加
登録

<※参考>

搬送経路情報欄については、No.1（出発地点）のみが初期表示されます。
No.2以降は、随時「経路追加」ボタンをクリックして追加します。

操作手順⑥ 搬送経路情報(搬送方法、搬送先、搬送日時情報)を入力し、「登録」をクリックします。

The screenshot shows a web form for entering transport route information. It is divided into two main sections, No. 1 and No. 2, representing the departure and arrival points respectively.

- (1) 搬送方法を選択**: A dropdown menu is set to "自動車(医療機関の救急車)".
- (2) 搬送先の場所を設定**: The location is set to "東京都 羽田空港". A note below states "※手順は操作手順①～④と同様".
- (3) 出発地点の搬送日時情報を入力**: The departure date and time are set to 2015年01月28日 09時00分.
- (4) 到着地点の搬送日時情報を入力**: The arrival date and time are set to 2015年01月28日 10時30分.
- (5) 「登録」をクリック →⑦へ**: The "登録" (Register) button is highlighted.
- ※2**: A red dashed box highlights the "経路追加" (Add Route) button, with a note indicating that the same procedure should be followed for additional routes.

<※1 重要>
 搬送が完了した際は、「医療搬送患者モニター」を使用し、患者IDにより当該患者情報を検索し、「予定」→「済」へ変更してください。
 { 出発地点の医療機関：出発済時刻を入力し、出発「予定」→「済」へ変更
 { 到着地点の医療機関：到着済時刻を入力し、到着「予定」→「済」へ変更

<※2 参考>
 ここでは、No.1(出発地点)～No.2(到着地点)の搬送経路入力方法について記載していますが、同一患者を更に転送する場合は、「経路追加」をクリックし、同様の手順で搬送経路情報を入力します。

操作手順⑦ 下記の画面が表示されれば登録完了となります。

医療搬送患者の登録が完了しました。

患者ID: 6

2024/03/06 21:34:48

[関係者メニューへ](#)

<※重要>

患者IDは、医療搬送患者情報を一元的に管理するために使用しますので、必ず記録・保管してください。

6 DMAT活動状況入力

操作する機関	病院	災害拠点病院	区市町村
	×	○	×

「出場DMAT登録」で編成したDMATの活動状況（所属本部、活動場所、活動状況など）を入力します。

操作手順① 関係者メニュー画面で「DMAT活動状況」をクリックします。

操作手順② 活動状況を入力するチームを選択します。

※該当するDMATの[選択]ボタンをクリックしてください。

※DMATが存在しない場合は、[編成]ボタンをクリックし、DMATの登録を行ってください。

東京都

医療機関名	活動状況入力	DMAT(リーダー)
●●●●病院	選択	●●●●

編成

(2)「選択」をクリック
→③へ

(1)出場DMAT登録を行った
チームが表示される

操作手順③ 活動状況を入力し、「入力した内容を登録する」をクリックします。

(1)所属本部を選択 ※決定又は変更した場合

(2)活動期間（日付）を入力

(3)目的地・活動場所を選択 ※決定又は変更した場合

(4)タブにより現在の状況を選択
例) 準備、待機、移動等

(5)「地図位置設定」をクリックし、
現在地を設定

(6)「入力した内容を登録」するを
クリック →④へ

入力した内容を登録する

操作手順④ 下記の画面が表示されれば入力完了となります。

活動状況の入力が完了しました。

2024/03/06 21:57:34

- 入力内容を確認する
- チーム選択へ戻る
- メニューへ

7 救護所状況入力(開設完了時)

	病院	災害拠点病院	区市町村
操作する機関	×	×	○

医療救護所の開設が完了したら、速やかに救護所情報（名称、電話番号、所在地など）を入力します。

<救護所状況入力に際しての注意点>

- 救護所種別は下記により選択すること。
 - 緊急医療救護所 → 医療機関前救護所
 - 避難所医療救護所 → 避難所救護所

操作手順① 関係者メニュー画面で「救護所状況入力」をクリックします。

操作手順② 救護所種別を選択し、「新規登録」をクリックします。

(1)救護所種別を選択

(2)「新規登録」をクリック
→③へ

操作手順③ 名称、電話番号を入力し、「検索」をクリックします。

(1)名称、名称カナ、電話番号を入力

(2)「検索」をクリック

操作手順④ 所在地を検索・選択します。

検索条件

関東

東京都(普) 神奈川県(調)

中部

富山県(普) 石川県(災) 福井県(普) 山梨県(普) 長野県(普)

九州・沖縄

福岡県(普) 佐賀県 長崎県(調) 熊本県(普) 鹿児島県(普) 沖縄県

二次医療圏

区西部

市区町村

新宿区

キーワード

機関名 機関コード

検索

閉じる

キーワード説明表示

緊急医療救護所 → 医療機関を選択
避難所救護所 → 避難所を選択

(1)「東京都」を選択

(2)二次医療圏を選択

(3)市区町村を選択

(4)「検索」をクリックし、リストから所在地を選択

操作手順⑤ 操作手順④で設定した所在地が反映されていることを確認し、「入力」をクリックします。

救護所種別 医療機関前救護所

最新更新機関名

最終更新日時

※(*)印は必須入力項目です。

救護所情報

名称(*)

名称カナ

連絡先

電話番号

所在地(*)

テスト病院

検索 クリア

当てはまる項目にチェック、または入力してください。

状況

受付時間帯

診療患者数

選択した日付の診療患者数を入力してください。

2024年 03月 13日 日 表示

症候群/健康申告	0歳		1-8歳		9-74歳(妊婦除く)		75歳以上		妊婦		合計	
	症例(人)	死亡(人)	症例(人)	死亡(人)	症例(人)	死亡(人)	症例(人)	死亡(人)	症例(人)	死亡(人)	症例(人)	死亡(人)

その他

上記以外で特記事項、または変更が必要な場合はその理由などを入力してください。(200文字以下)

※救護所の記録としてご利用ください。

※本救護所で活動したDMAT・救護所の活動記録を自動表示しています。

救護所記録

日時

2024年 03月 06日

22時 09分

内容

報告者 東京都福祉保健局

入力

(1)所在地が反映されていることを確認

(2)「入力」をクリック → ⑥へ

操作手順⑥ 下記の画面が表示されれば入力完了となります。

救護所状況入力が完了しました。

2024/03/06 22:06:39

[関係者メニューへ](#)

8 救護所状況入力(追加・更新)

	病院	災害拠点病院	区市町村
操作する機関	×	×	○

1日1回程度の頻度で、医療救護所の状況を追加・更新します。

操作手順① 関係者メニュー画面で「救護所状況入力」をクリックします。

操作手順② 東京都、二次医療圏、市区町村を選択し、状況入力を行いたい救護所名称をキーワードに入力し、「検索」をクリックします。

検索条件

北海道 北海道(管)

東北 青森県(管) 岩手県(管) 宮城県(訓) 秋田県(管) 山形県(管)

福島県(管) 新潟県(管)

関東 茨城県 栃木県(管) 群馬県(訓) 東京都(管) 神奈川県(訓)

二次医療圏 宮崎県(訓) 鹿児島県(管) 沖縄県(管)

市区町村

救護所種別 現場救護所(救助現場や多数傷病者発生現場) 拠点救護所

キーワード

(1)「東京都」を選択

(2)「二次医療圏」を選択

(3)「市区町村」を選択

(3)「キーワード」に救護所名称を入力

(4)「検索」をクリック →③へ

操作手順③ 検索結果リストが表示されるので、状況入力を行いたい救護所名称をクリックします。

名称	救護所種別	住所	電話番号	更新日時
東京都 テスト病院緊急医療救護所	医療機関前救護所	██████████	██████████	2015/01/20 13:58:01
東京都 ██████████	避難所救護所	██████████		2015/02/10 14:13:29
東京都 ██████████	現場救護所(救助現場や多数傷病者発生現場)	██████████	██████████	2015/02/10 09:18:03
東京都 ██████████	医療機関前救護所	██████████		2015/02/10 11:20:27
東京都 ██████████	現場救護所(救助現場や多数傷病者発生現場)	██████████		
東京都 ██████████	医療機関前救護所	██████████		2015/02/10 09:23:14

該当する救護所名称をクリック →④へ

操作手順④ 救護所状況を入力します。

※(*)印は必須入力項目です。

救護所情報

名称(*) テスト病院前救護所

名称カナ テストビヨウインマエキユウゴシヨ

連絡先

電話番号

所在地(*) テスト病院

状況

受付時間帯 --時--分 ~ --時--分

診療患者数

選択した日付の診療患者数を入力してください。

症候群/健康事象	0歳		1-8歳		9-74歳 (妊婦除く)		75歳以上		妊婦		合計 計算	
	症例 (人)	死亡 (人)										
性別 / 患者 男 男性	<input type="text"/>	-	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>							
女 女性	<input type="text"/>											
その他	<input type="text"/>											

2015年01月20日の診療患者数 計算 人 累計患者数 (2015年01月20日~ 2015年01月20日) 人

物資情報 (医療関連)

医療関連物資の過不足を入力してください。

物資不足 (医療関連) 不足 充足

物資情報詳細

不足している物資 (医療関連) があれば、詳細を入力してください。 (200文字以下)

その他

上記以外で特記事項、または変更が必要な場合はその理由などを
入力してください。 (200文字以下)

※救護所の記録としてご利用ください。
※本救護所で活動したDMAT・救護班の活動記録を自動表示しています。

救護所記録

日時 2024年 03月 13日 20時 28分

内容

報告者 東京都福祉保健局

入力

(1) 救護所状況を入力

※緊急医療救護所 (医療機関前救護所) は入力不要です。
(「その他」欄以外)

「その他」欄にトリアージ区別の傷病者数を入力

(2) 「入力」をクリック →⑤へ

操作手順⑤ 下記の画面が表示されれば入力完了となります。

救護所状況入力が完了しました。

2014/12/09 09:29:57

関係者メニューへ

9 避難所状況入力

操作する機関	病院	災害拠点病院	区市町村
	×	×	○

避難所の開設が完了したら、速やかに「緊急時の入力項目」を入力します。

その後、「全項目」を入力し、1日1回程度の頻度で、避難所の状況を追加・更新します。

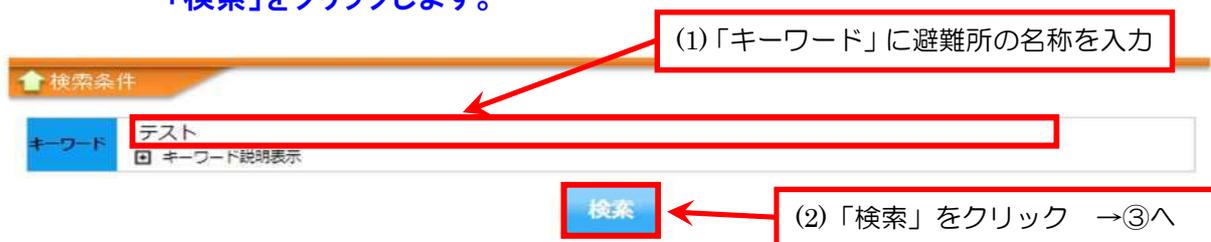
＜避難所状況入力に際しての注意点＞

避難所基礎情報を事前登録する必要があります。

事前登録を行っていない場合は、P233「避難所基礎情報管理」を参照し、登録を行ってください。

操作手順① 関係者メニュー画面で「避難所状況入力」をクリックします。

操作手順② 状況入力を行いたい避難所の名称(一部でも可)をキーワードに入力し、「検索」をクリックします。



操作手順③ 検索結果が表示されるので、状況入力を行いたい避難所の名称をクリックします。

避難所コード	名称	所在地	代表者	電話番号
EMIS0001835	新宿駅東口救護所 (テスト)	東京都新宿区新宿3丁目38-1	MAP	03-1234-5678
EMIS0001832	新宿駅避難所テスト	新宿駅西口 (バス) (東京)	MAP	00-0000-0000
EMIS0004941	テスト	東京都豊区 レインボーブリッジ	MAP	
EMIS0001547	テスト (銀行)	東京都新宿区西新宿2丁目8-1	MAP	
EMIS0001834	テスト柏木住宅避難所	東京都新宿区北新宿4丁目6-2	MAP	03-1234-5678
EMIS0001833	テスト都庁第二庁舎救護所	東京都新宿区西新宿2丁目9-1	MAP	
EMIS0003172	テスト都庁前救護所	東京都新宿区西新宿2丁目8-1	MAP	00-0000-0000
EMIS0006405	テスト2病院前緊急医療救護所	東京都西新宿2-1-2	MAP	
EMIS0000421	テスト避難所	東京都新宿区	MAP	00-0000-0000
EMIS0013383	テスト避難所	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目20-9 豊島区池袋保健所	MAP	03-3987-4203
EMIS0000420	テスト避難所	東京都新宿区西新宿2丁目8-1	MAP	00-0000-0000
EMIS0001831	東京都庁第二本庁舎避難所 (テスト)	東京都新宿区西新宿3丁目7-1	MAP	00-0000-2222
EMIS0001829	東京都庁第二本庁舎避難所 (テスト表示)	東京都新宿区西新宿2丁目9-1	MAP	03-0000-1111
EMIS0001828	東京都庁避難所 (テスト表示)	東京都新宿区西新宿2丁目8-		

該当する避難所の名称をクリック

操作手順④ 設営日時を入力後、「緊急時の入力項目」または「全項目」タブを選択し、状況を入力して、「入力」をクリックします。

避難所コード EMIS0001826
 名称 東京都庁避難所（テスト表示）
 所在地 東京都新宿区西新宿2丁目8-1
 最終更新機関名
 最終更新日時 ----/--/--- --:--:--

(1) 「設営日時」を入力

当てはまる項目にチェック、または入力してください。

避難所設営情報

設営日時 [----]年 [--]月 [--]日 暦 [--]時 [--]分 現在日時反映

※ (*)印の項目は、緊急時に入力していただく項目です。
 ※ 下記目的のために状況がわかり次第情報の追加入力、情報の変更
 ・ 公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測する。
 ・ 個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動がとれるように援助する。
 ※ 正確な数値、判断ができない場合おおよそを入力してください。

(2) 「緊急時の入力項目」または「全項目」タブをクリック

(3) 状況を入力

緊急時の入力項目 全項目

避難所の概況

避難者数

	昼	夜
男性 (*)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
女性 (*)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

施設の広さ/スペース密度

施設の広さ (*) 縦 m 横 m

スペース密度 (*) 「適度」の目安は1人あたり3.5㎡ (2畳)

組織や活動

管理統括・代表者の情報

難病患者 (*) 籍数 人

在宅酸素療養者 (*) 籍数 人

人工透析者 (*) 籍数 人

アレルギー疾患児・者 (*) 籍数 人

防疫的側面

防疫的側面

胃腸炎様症状（下痢、嘔吐など） (*)

風邪様症状（咳・発熱など） (*)

その他（麻疹など） (*)

※活動記録としてご活用ください。

活動記録

日時	内容
2024年 03月 06日 22時 13分	<input type="text"/>

報告者 東京都保健医療局

(4) 「入力」をクリック →⑤へ

操作手順⑤ 下記の画面が表示されれば入力完了となります。

避難所状況入力が完了しました。

2024/03/06 22:15:00

関係者メニューへ

10 掲示板

	病院	災害拠点病院	区市町村
操作する機関	×	○	○

災害医療関係者間で情報を共有するための掲示板の機能です。

DMA T 同士の情報共有や指定医療機関の現場情報の収集を行うもので、記事の投稿は、東京都災害対策本部、医療対策拠点、区市町村災害対策本部、災害拠点病院、DMA T が行い、閲覧は全機関が行います。

<掲示板利用に際しての注意点>

- ① 使用前に必ず「利用規定」を確認すること。
- ② E M I S を利用できる全国の災害医療関係者が閲覧可能となるため、個人情報など、情報の取扱いに十分注意すること。
- ③ 記事削除に必要となる「削除キー」は必ず入力し、保管しておくこと。

操作手順① 関係者メニュー画面で「掲示板」をクリックします。

操作手順② 「利用規定」を確認した後、掲示板を利用します。

記事の新規投稿、または更新が行われた際に、メールにて通知することができます。
通知先等を設定する場合は「通知設定」ボタンをクリックしてください。

通知設定

選択した条件で、最新の記事を定期的に再表示します。
以下の条件を選択し、「表示設定」ボタンをクリックしてください。

表示設定/絞り込む

最新情報表示日時：2024/03/06 22:15:49
自動表示間隔：再表示しない

最終投稿日時による絞り込み：----年--月--日 暦 --時--分以降の記事を表示する。

投稿者による絞り込み： 目録に所属 自機関に所属 - (所属本部 指定なし) に所属 投稿者名

タイトルまたは本文による絞り込み：

新規投稿

ご利用前に、必ず [利用規定](#) をお読み下さい。
48時間以内に更新があった記事には、NEW マークが表示されます。
記事は最終投稿日時順に表示されています。

【投稿】東京都災害対策本部災害検小児
区西部災害検小児周産期リエゾン立ち上げました

初回投稿者：[REDACTED]

初回投稿者：[REDACTED]

最終投稿日時：2024/03/06 17:53

(※参考)
表示する記事を絞り込む場合、
表示条件を入力し、「表示設定/絞り込む」
をクリック

(2)記事を新規作成する場合は、
「新規投稿」をクリック
→③へ

(1)「利用規定」をクリックし、
内容を確認

(3)記事内容を確認する場合は、
記事タイトルをクリック

操作手順③ タイトル、記事内容、削除キー等を入力し、「確認」をクリックします。

(*)がついている項目は必須です。

記事投稿

タイトル (*) 50文字以下

投稿者

所属本部 - ※所選している本部がある場合は選択してください。

所属機関名 東京都福祉保健局

投稿者名 50文字以下

メールアドレス 100文字以下

記事 (*) 1000文字以下

添付ファイル1

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

添付ファイル2

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

添付ファイル3

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

添付ファイル4

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

添付ファイル5

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

参考リンク 100文字以下

削除キー 記事削除時に使用します。半角英数字かつ8文字以下で入力してください。

(1)タイトル、記事等を入力します。

(2)必要に応じファイルを添付

(3)削除キーを入力

(4)「確認」をクリック
→④へ

操作手順④ 内容や削除キーを確認し、問題が無ければ「投稿」をクリックします。

記事投稿 (確認)

タイトル

テスト

投稿者

所属本部

所属機関名 東京都福祉保健局

投稿者名

メールアドレス

記事

テスト

参考リンク

削除キー

delete

(1)内容を確認

(2)削除キーを確認

(3)「投稿」をクリック
→⑤へ

操作手順⑤ 下記の画面が表示されれば投稿完了となります。

記事を投稿しました。

2015/03/12 19:03:00

[掲示板一覧画面へ](#)

[関係者メニューへ](#)

11 緊急連絡

病院	災害拠点病院	区市町村
×	×	×

<※重要>

緊急連絡が必要なときは、下記のあて先に連絡します。

EMISの「緊急連絡」は使用しないでください。

- ① 病院 → 区市町村へ連絡
- ② 災害拠点病院 } → 医療対策拠点へ連絡
- ③ 区市町村 }

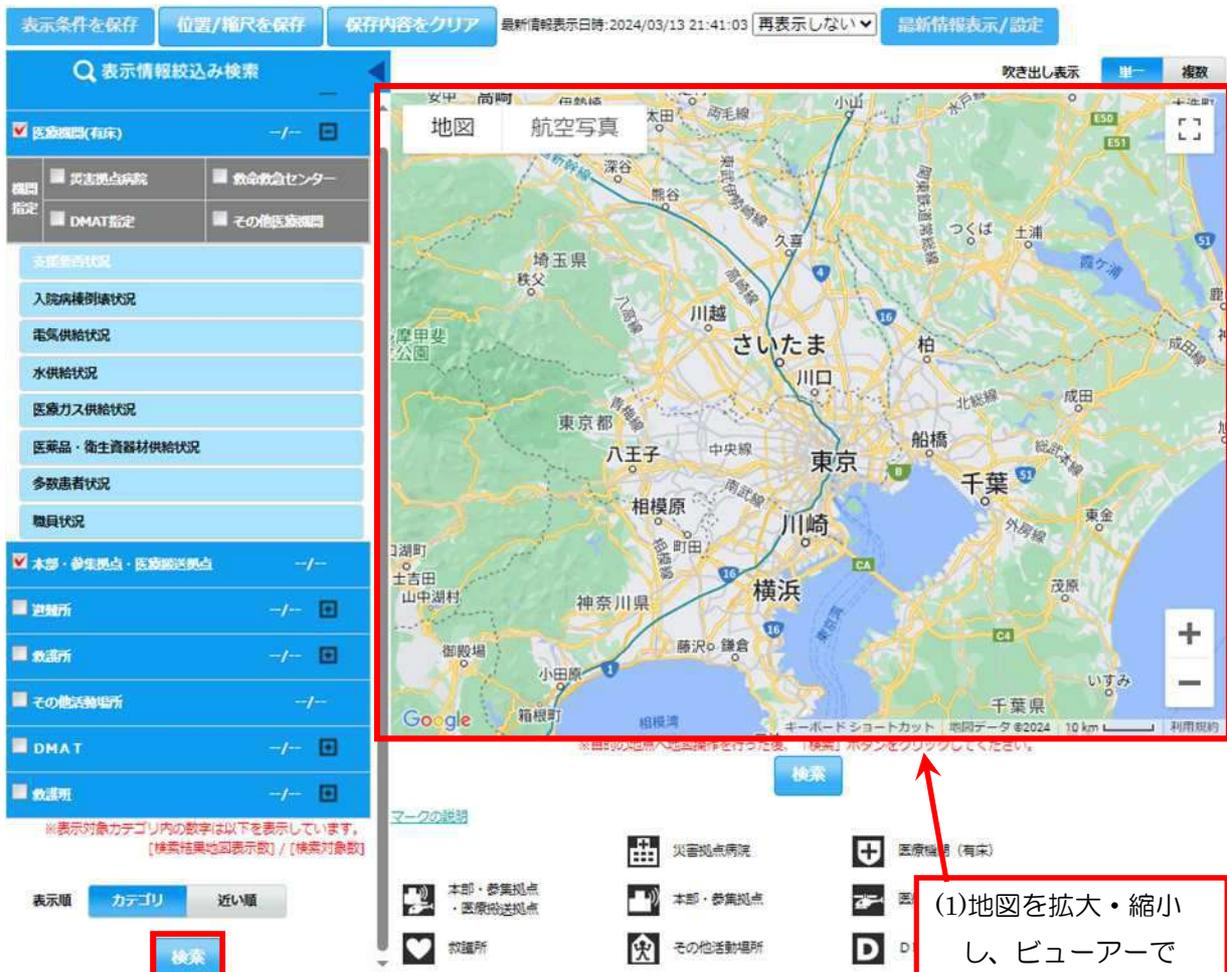
第7節 災害時の情報収集(操作編)

1 統合地図ビューアー

病院	災害拠点病院	区市町村
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

医療機関、医療救護所、避難所、DMAT・救護班、本部等の情報が地図上にアイコンで表示され、状況及び位置関係を視覚的に把握できます。

- 操作手順① 関係者メニュー画面で「統合地図ビューアー」をクリックします。
- 操作手順② 画面右側の地図を拡大・縮小し、表示したいエリアを地図上で設定します。
- 操作手順③ 表示したい情報の絞り込みをし、「検索」をクリックします。



(2)表示したい情報を選択し、「検索」をクリック →④へ

(1)地図を拡大・縮小し、ビューアーで表示したいエリアを地図上で表示

※注意※
表示範囲が広すぎると検索結果が膨大になるので要注意

操作手順④ 検索結果が表示されます。

表示条件を保存 | 位置/縮尺を保存 | 保存内容をクリア | 最新情報表示日時: 2024/03/13 21:52:46 | 再表示しない | 最新情報表示/設定

表示情報絞り込み検索 | 吹き出し表示 | 単一 | 複数

表示順 | カテゴリ | 近い順

検索

※カテゴリごとに、中心から近い順に表示しています。
医療機関 (有床)

東京医科大学病院
0353393746
医師出勤状況: 49.46524064171122994652406417
11229946524%
入院病棟倒壊状況:-
ライフライン: [電気]-[水道]-[医療ガス]- [資器材]-
多数患者受診:-
職員状況:-
その他:-

東京都立大久保病院
0352737711
医師出勤状況: 90.46593442622950819672131147
540983606557%
入院病棟倒壊状況:-
ライフライン: [電気]-[水道]-[医療ガス]- [資器材]-
多数患者受診:-
職員状況:-
その他:-

東京山手メディカルセンター
0333640251
医師出勤状況: 77.51937984496124031007751937
984496124031%
入院病棟倒壊状況:-
ライフライン: [電気]-[水道]-[医療ガス]- [資器材]-
多数患者受診:-
職員状況:-
その他:-

国立国際医療研究センター病院
0332027181
医師出勤状況: 18.61702127659574468085106382
978723404255%
入院病棟倒壊状況:-
ライフライン: [電気]-[水道]-[医療ガス]- [資器材]-

地図の中心地点から近隣にある機関がリスト表示される

地図上に各機関の情報がアイコンで表示される。
→P261「アイコンについて」を参照

「詳細」をクリックすると、機関の被災状況を閲覧可能

マークの説明

- 本部・参集地点・医療搬送地点
- 災害拠点病院
- 本部・参集地点
- その他送動場所
- 医療機関 (有床)
- 医療搬送地点
- DMAT
- 避難所
- 救護班

<参考：統合地図ビューアーのアイコンについて>

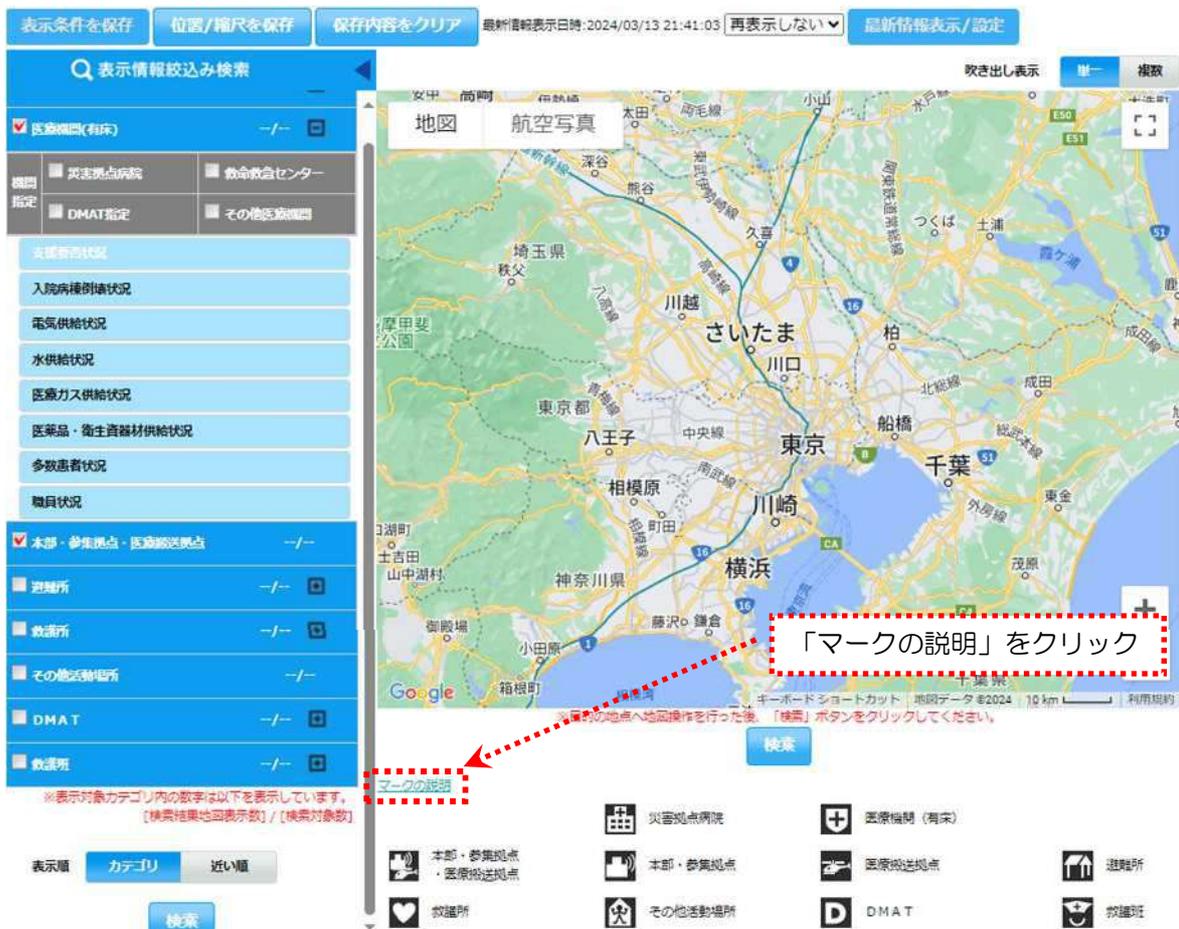
① 統合地図ビューアーでは、下記のとおり機関ごとに異なるアイコンが表示されます。



② また、アイコンの色により、機関の状況を把握することが出来ます。

- アイコン色：赤 → 要支援
- アイコン色：青 → 正常
- アイコン色：黒 → 状況未入力
- アイコン色：オレンジ → 要支援ではないが異常あり

③ アイコンの詳細は、統合地図ビューア画面下部の「マークの説明」をクリックして確認することが出来ます。



2 医療機関等状況モニター

病院	災害拠点病院	区市町村
○	○	○

EMIS上に入力された医療機関、避難所、医療救護所等の被災状況を一覧表示し、一元的に把握できます。

併せて、各所へのDMAT、救護班等の支援状況が表示され、支援の多寡が把握できます。

操作手順① 関係者メニュー画面で「医療機関等状況モニター」をクリックします。

操作手順② 「東京都」を選択し、必要に応じて検索キーワードを入力、表示させたい情報を選択し、「検索」をクリックします。

救護所、避難所の状況をモニターする場合は表示させたいもの

(1)「東京都」を選択

必要に応じて、

- 検索キーワードを入力
- 表示させたい項目を選択

表示項目を選択する

詳細項目表示	医療機関	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急時入力	<input type="checkbox"/> 詳細入力 建物の状況	<input type="checkbox"/> 詳細入力 ライフライン	<input type="checkbox"/> 基本情報	<input checked="" type="checkbox"/> 詳細入力 手術・透析
		<input checked="" type="checkbox"/> 詳細入力 現在の患者数	<input type="checkbox"/> 詳細入力 要転送患者数	<input type="checkbox"/> 詳細入力 受入可能患者数	<input type="checkbox"/> 詳細入力 外来受付状況	<input type="checkbox"/> 詳細入力 職員数
		<input type="checkbox"/> 詳細入力 その他	<input type="checkbox"/> G-MIS情報			
	避難所	<input type="checkbox"/> 避難所概況	<input type="checkbox"/> 組織や活動	<input type="checkbox"/> 環境的側面 ライフライン	<input type="checkbox"/> 環境的側面 設備と衛生面	<input type="checkbox"/> 環境的側面 生活環境衛生面
		<input type="checkbox"/> 環境的側面 食事の供給	<input type="checkbox"/> 環境的側面 配慮を要する人	<input type="checkbox"/> 防疫的側面		
	その他	<input type="checkbox"/> ライフライン支援ステータス		<input type="checkbox"/> 所属本部		

検索

(2)「検索」をクリック →③・④へ

操作手順③ 検索結果が表示されます。(医療機関情報の場合)

※色別集計値は画面表示しているデータの集計です

検索結果を Excel データに出力することが可能

タブ選択により、表示する情報を変更することが可能
(すべて or 医療機関 or 避難所 or 救護所 or その他)

病院名をクリックすると、入力内容を確認することが可能

各機関の入力状況が色分けされて表示される
ピンク…未入力 / 赤…入力済(要支援) / 青…入力済(正常)

3 医療機関状況集計

操作する機関	病院	災害拠点病院	区市町村
	×	×	○

医療機関の入力情報（緊急時入力及び詳細入力）の集計結果をデータ化し、二次保健医療圏単位又は都全体の被災状況を、集計数値で把握できます。

条件を設定することで、機関や入力された期間を絞り込んで集計することが可能です。

操作手順① 関係者メニュー画面で「医療機関状況集計」をクリックします。

操作手順② 「東京都」を選択し、必要に応じ条件を設定し、「集計データ出力」をクリックします。

The screenshot shows the 'Medical Institution Status Summary' interface. It includes a top navigation bar with '都道府県' (Prefecture) and '全選択' (Select All) buttons. Below this is a list of prefectures, with '東京都 (管)' (Tokyo) highlighted and selected. A red box and arrow point to this selection with the label '(1) 「東京都」を選択'. The main section is titled '医療機関指定' (Medical Institution Designation) and contains several checkboxes for hospital types: '病院' (Hospital), '災害拠点病院' (Disaster Base Hospital), '精神科病院' (Psychiatric Hospital), '救命救急センター' (Rescue and Emergency Center), 'DMAT指定医療機関' (DMAT Designated Medical Institution), '周産期母子医療センター' (Perinatal and Maternal Child Medical Center), 'その他の病院' (Other Hospitals), '一般診療所' (General Clinic), '有床診療所' (Inpatient Clinic), '無床診療所' (Outpatient Clinic), '歯科診療所' (Dental Clinic), and 'その他' (Other). Below these are radio buttons for '集計単位' (Summary Unit): '都道府県' (Prefecture), '二次医療圏' (Secondary Medical Area), and '市区町村' (City/Town/Village). The '期間指定' (Period Designation) section includes start and end date and time pickers. The start date is set to 2024年03月04日 12時14分, and the end date is 2024年03月13日 22時29分. Both have '現在日時反映' (Reflect Current Date/Time) buttons. A red box and arrow point to the '集計データ出力' (Summary Data Output) button with the label '(3) 「集計データ出力」をクリック →③へ'. Another red box and arrow point to the '現在日時反映' buttons with the label '(2)条件を設定'.

4 活動状況モニター

病院	災害拠点病院	区市町村
○	○	○

被災地域で支援活動を実施しているDMAT等の活動状況を一覧表示し、一元的に把握できます。

操作手順① 関係者メニュー画面で「活動状況モニター」をクリックします。

操作手順② 「東京都」を選択し、「検索」をクリックします。

↑ 検索条件

※DMAT・救護班が所属する都道府県を選択してください。
 ※(☆)印は救護班の活動状況を検索する場合に有効であり、DMATの活動状況の検索には設定しても結果には影響がありません。
 ※(★)印はDMATの活動状況を検索する場合に有効であり、救護班の活動状況の検索には設定しても結果には影響がありません。
 ※都道府県の () 内の数値は登録済のチーム数（検討中、派遣不可を除く）を表示しています。

<input type="checkbox"/> 北海道	<input type="checkbox"/> 北海道(訓) (83)				
<input type="checkbox"/> 東北	<input type="checkbox"/> 青森県(警) (23)	<input type="checkbox"/> 岩手県(警) (23)	<input type="checkbox"/> 宮城県(警) (55)	<input type="checkbox"/> 秋田県(警) (25)	<input type="checkbox"/> 山形県(警) (18)
	<input type="checkbox"/> 福島県(警) (34)	<input type="checkbox"/> 新潟県 (44)			
<input type="checkbox"/> 関東	<input type="checkbox"/> 茨城県 (29)	<input type="checkbox"/> 栃木県(警) (20)	<input type="checkbox"/> 群馬県 (32)	<input type="checkbox"/> 埼玉県(警) (27)	<input type="checkbox"/> 千葉県(警) (27)
	<input type="checkbox"/> 東京都(警) (126)	<input type="checkbox"/> 神奈川県(訓) (49)			
<input type="checkbox"/> 中部	<input type="checkbox"/> 富山県(警) (34)	<input type="checkbox"/> 石川県(災) (147)	<input type="checkbox"/> 福井県(警) (33)	<input type="checkbox"/> 山梨県(警) (23)	<input type="checkbox"/> 長野県(警) (60)
	<input type="checkbox"/> 岐阜県(警) (47)	<input type="checkbox"/> 静岡県(警) (81)	<input type="checkbox"/> 愛知県(警) (115)	<input type="checkbox"/> 三重県(警) (39)	
<input type="checkbox"/> 近畿	<input type="checkbox"/> 滋賀県 (51)	<input type="checkbox"/> 京都府 (41)	<input type="checkbox"/> 大阪府(訓) (84)	<input type="checkbox"/> 兵庫県 (59)	<input type="checkbox"/> 奈良県 (29)
	<input type="checkbox"/> 和歌山県 (51)				
<input type="checkbox"/> 中国	<input type="checkbox"/> 鳥取県 (12)	<input type="checkbox"/> 島根県 (22)	<input type="checkbox"/> 岡山県 (19)	<input type="checkbox"/> 広島県 (29)	<input type="checkbox"/> 山口県(警) (22)
<input type="checkbox"/> 四国	<input type="checkbox"/> 徳島県(訓) (16)	<input type="checkbox"/> 香川県(警) (24)	<input type="checkbox"/> 愛媛県 (21)	<input type="checkbox"/> 高知県 (22)	
	<input type="checkbox"/> 福岡県(警) (40)	<input type="checkbox"/> 佐賀県 (33)	<input type="checkbox"/> 長崎県(警) (11)	<input type="checkbox"/> 熊本県(警) (18)	<input type="checkbox"/> 大分県 (25)
<input type="checkbox"/> 九州・沖縄	<input type="checkbox"/> 宮崎県 (20)	<input type="checkbox"/> 鹿児島県(警) (24)	<input type="checkbox"/> 沖縄県 (21)		
	<input type="checkbox"/> 所属なし				

全選択 全解除

所属本部 所属本部選択 所属本部クリア

活動状況 準備中 待機中 移動中 活動中 撤回 その他

[詳細な検索条件](#)

検索

(2)「検索」をクリック →③へ

5 医療搬送患者モニター

病院	災害拠点病院	区市町村
○	○	○

災害拠点病院からSCUに搬送される重症者の患者情報・搬送経路情報を一覧表示し、患者IDにより一元的に把握できます。

操作手順① 関係者メニュー画面で「医療搬送患者モニター」をクリックします。

操作手順② 検索条件を入力し、「検索」をクリックします。
 (※条件を入力しなくても検索は可能)



操作手順③ 患者情報・搬送経路情報が一覧で表示されます。



6 搭乗者名簿作成／航空機搬送モニター

操作する機関	病院	災害拠点病院	区市町村
	○	○	○

広域医療搬送で航空機に搭乗する医療搬送患者の名簿を参照できます。

操作手順① 関係者メニュー画面で「搭乗者名簿作成／航空機搬送モニター」をクリックします。

操作手順② 出発空港／到着空港(いずれかでも可)を選択し、「検索」をクリックします。

操作手順③ 搭乗者患者名簿を参照したい航空機の航空機IDをクリックします。

航空機ID	出発空港	出発情報	出発日時	到着空港	到着情報	到着日時	航空機名 機種	同乗DMAT	呼吸器	備考	更新日時
1	羽田空港	予定	2015/01/30 13:00	浜松基地	予定		C-1		1	無	2015/01/30 16:43
2	羽田空港	予定	2015/01/30 11:00	伊丹空港	予定	2015/01/30 13:00	C-130		0	無	2015/01/30 16:57

操作手順④ 操作手順③で選択した航空機の搭乗者情報、航空機情報が表示されます。

表示日時：2015/01/30 17:20:09

氏名(かな)	患者ID	性別	年齢	傷病名	人工呼吸器
とちよう たろう	1	男	25	広範囲熱傷	不要
とちよう じろう	2	男	40	頭部・体幹・四肢外傷	不要
とちよう はなこ	3	女	55	クラッシュ症候群	不要

航空機情報

航空機搬送ID	3
出発空港	羽田空港
出発予定日時	2015/01/30 11:00
到着空港	伊丹空港
到着予定日時	2015/01/30 13:00
航空機名・機種	C-130
同乗DMAT	
備考	

印刷イメージ表示 3部印刷

7 掲示板

操作する機関	病院	災害拠点病院	区市町村
	○	○	○

災害医療関係者間で情報を共有するための掲示板の機能です。東京都は活動方針等の情報を掲示板に投稿します。使用前に必ず「利用規定」を確認してください。

操作手順① 関係者メニュー画面で「掲示板」をクリックします。

操作手順② 「利用規定」を確認した後、掲示板を利用します。

記事の新規投稿、または更新が行われた際に、メールにて通知することができます。
通知先等を設定する場合は「通知設定」ボタンをクリックしてください。

通知設定

選択した条件で、最新の記事を定期的に再表示します。
以下の条件を選択し、「表示設定」ボタンをクリックしてください。

表示設定/絞り込む

最新情報表示日時：2024/03/06 22:15:49
自動表示間隔：再表示しない▼
最終投稿日時による絞り込み：----▼年 --▼月 --▼日 曜 --▼時 --▼分 以降の記事を表示する。
投稿者による絞り込み： 目録に所属 自機関に所属 - (所属本部 指定なし) ▼ に所属 投稿者名
タイトルまたは本文による絞り込み：

新規投稿

ご利用前に、必ず「利用規定」をお読み下さい。
48時間以内に更新があった記事には、NEW マークが表示されます。
記事は最終投稿日時順に表示されています。

「利用規定」

(※参考)
表示する記事を絞り込む場合、
表示条件を入力し、「表示設定/絞り込む」
をクリック

<<< 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 >>>

「[活動] 東京都区西部災害時小児」
区西部災害時小児周産期リエゾン立ち上げました

初回投稿者： /29 17:53
初回投稿者： /29 17:25

(1)「利用規定」をクリックし、
内容を確認します。

(2)記事内容を確認する場合は、
記事タイトルをクリックします。

東京都災害医療協議会 委員名簿

(平成 27 年 3 月現在)

1	医療法人社団大坪会東和病院院長・日本医科大学名誉教授	会長	山本 保博
2	東京医科大学病院救命救急センター主任教授	副会長	行岡 哲男
3	東京都医師会副会長・東京都災害医療コーディネーター		猪口 正孝
4	東京都医師会理事		伊藤 雅史
5	東京都歯科医師会専務理事		勝俣 正之
6	東京都薬剤師会副会長		石垣 栄一
7	東京都看護協会会長		嶋森 好子
8	東京臨海病院院長		丹正 勝久
9	杏林大学医学部救急医学教室主任教授・東京都災害医療コーディネーター		山口 芳裕
10	東京医科歯科大学救急医学分野教授・東京都災害医療コーディネーター		大友 康裕
11	東京都立広尾病院院長		佐々木 勝
12	独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長		高里 良男
13	陸上自衛隊第一師団司令部医務官		泉 彰典
14	陸上自衛隊第一師団第四部衛生班長		内藤 広斉
15	警視庁警備部災害対策課長		朝枝 史郎
16	東京消防庁救急部長		松川 茂夫
17	東京消防庁警防部参事兼警防課長		鈴木 浩永
18	日本赤十字社東京都支部事務局次長		松崎 政治
19	特別区保健衛生主管部長会・台東区健康部長兼台東保健所長		清古 愛弓
20	東京都市福祉保健主管部長会・武蔵村山市健康福祉部長		登坂 正美
21	都・市保健所代表・南多摩保健所長		渡邊 洋子
22	東京都総務局総合防災部長		矢岡 俊樹
23	東京都病院経営本部経営企画部長		中野 透
24	東京都福祉保健局企画担当部長		後藤 啓志
25	東京都福祉保健局医療政策部長		小林 幸男

第 I 期 医療救護活動ガイドライン策定ワーキンググループ 委員名簿

(平成 25 年 1 月現在)

1	東京都医師会理事・東京都災害医療コーディネーター	猪口 正孝
2	東京医科大学八王子医療センター救命救急センター部長	新井 隆男
3	駿河台日本大学病院救急科	石井 充
4	特別区保健衛生主管課長会・目黒区参事（健康推進課長事務取扱）	上田 広美
5	特別区防災担当課長会・新宿区区長室危機管理課長	平井 光雄
6	市保健衛生担当課長会・狛江市福祉保健部健康推進課長	高野 義彦
7	市町村防災事務連絡協議会・府中市環境安全部防災課長	石川 佳正
8	東京消防庁救急部副参事	矢島 務
9	福祉保健局保健政策部保健政策課長	本多由紀子
10	福祉保健局健康安全部薬務課長	野口 俊久

第 II 期 医療救護活動ガイドライン策定ワーキンググループ 委員名簿

(平成 27 年 3 月現在)

1	東京都医師会副会長・東京都災害医療コーディネーター	猪口 正孝
2	東京医科大学八王子医療センター救命救急センター部長	新井 隆男
3	武蔵野赤十字病院救急部長・日本赤十字社災害医療コーディネーター	勝見 敦
4	特別区保健衛生主管課長会・北区健康部健康いきがい課長	浦野 芳生
5	市保健衛生担当課長会・清瀬市健康福祉部健康推進課長	田村 晶子
6	東京消防庁救急部副参事	緒方 毅

東京都災害医療協議会 委員名簿

(平成 29 年 7 月現在)

1	医療法人伯鳳会東京曳舟病院 院長	会長	山本 保博
2	東京医科大学病院救命救急センター主任教授	副会長	行岡 哲男
3	東京都医師会副会長・東京都災害医療コーディネーター		猪口 正孝
4	東京都医師会理事		新井 悟
5	東京都歯科医師会理事		湯澤 伸好
6	東京都薬剤師会副会長		永田 泰造
7	東京都看護協会会長		山元 恵子
8	日本大学医学部救急医学系客員教授		丹正 勝久
9	杏林大学医学部救急医学教室主任教授・東京都災害医療コーディネーター		山口 芳裕
10	東京医科歯科大学救急医学分野教授・東京都災害医療コーディネーター		大友 康裕
11	東京都立広尾病院長		江川 直人
12	独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長		宗田 大
13	陸上自衛隊第一師団司令部医務官		竹林 晃一
14	陸上自衛隊第一師団第四部衛生班長		高梨 悦生
15	警視庁警備部災害対策課長		高元 常司
16	東京消防庁救急部長		森住 敏光
17	東京消防庁警防部参事兼警防課長		石川 義彦
18	日本赤十字社東京都支部事務局長		中川原 米俊
19	特別区保健衛生主管部長会・品川区健康推進部長兼保健所長		西田 みちよ
20	東京都市福祉保健主管部長会・武蔵村山市健康福祉部長		中野 育三
21	都・市保健所代表・西多摩保健所長		渡部 裕之
22	東京都総務局総合防災計画担当部長		西川 泰永
23	東京都病院経営本部経営企画部長		矢田部 裕文
24	東京都福祉保健局企画担当部長		奈良部 瑞枝
25	東京都福祉保健局医療政策部長		西山 智之

災害時医療救護活動ガイドライン改定部会

(平成 29 年 6 月現在)

1	東京都医師会副会長・東京都災害医療コーディネーター	部会長	猪口 正孝
2	東京医科大学八王子医療センター救命救急センター部長		新井 隆男
3	武蔵野赤十字病院救急部長・日本赤十字社災害医療コーディネーター		勝見 敦
4	日本赤十字社東京都支部事業部長		高桑 大介
5	特別区保健衛生主管課長会・墨田区福祉保健部保健計画課長		岩瀬 均
6	市保健衛生担当課長会・羽村市福祉健康部健康課長		小林 章文
7	東京消防庁救急部副参事		永野 義武
8	保健政策部地域保健推進担当課長（南多摩保健所・島しょ保健所兼務）		篠崎 育子

東京都災害医療協議会 委員名簿

(令和6年3月現在)

1	公立昭和病院 院長	坂本 哲也
2	杏林大学医学部救急医学教室主任教授・東京都災害医療コーディネーター	山口 芳裕
3	国立病院機構災害医療センター 院長・東京都災害医療コーディネーター	大友 康裕
4	日本大学医学部附属板橋病院救命救急センター部長	木下 浩作
5	日本医科大学付属病院高度救命救急センター長	横堀 将司
6	国立研究開発法人国立成育医療研究センター病院 副院長	植松 悟子
7	東京都医師会顧問・東京都災害医療コーディネーター	猪口 正孝
8	東京都医師会理事	新井 悟
9	東京都歯科医師会総務理事	寺田 仁志
10	東京都薬剤師会常務理事	貞松 直喜
11	東京都看護協会 会長	柳橋 礼子
12	日本赤十字社東京都支部事務局長	矢部 信栄
13	東京都立広尾病院 院長	田尻 康人
14	国立病院機構災害医療センター副院長	伊藤 豊
15	陸上自衛隊第一師団司令部医務官	寺村 易予
16	陸上自衛隊第一師団第四部衛生班長	堤 正道
17	警視庁警備部災害対策課長	島田 謙二
18	東京消防庁救急部長	門倉 徹
19	東京消防庁警防部参事兼警防課長事務取扱	山田 寿
20	特別区保健衛生主管部長会・大田区保健所長	伊津野 孝
21	東京都市福祉保健主管部長会・武蔵村山市健康福祉部長	小延 明子
22	都・市保健所代表・多摩立川保健所長	長嶺 路子
23	東京都総務局総合防災部防災計画担当部長	八嶋 吉人
24	地方独立行政法人東京都立病院機構理事	秋谷 香

災害時医療救護活動ガイドライン改定部会

(令和6年3月現在)

1	東京都医師会顧問・東京都災害医療コーディネーター	部会長 猪口 正孝
2	東京都医師会理事	新井 悟
3	日本医科大学救急医学教授・地域災害医療コーディネーター	布施 明
4	公立昭和病院救急科担当部長・地域災害医療コーディネーター	小島 直樹
5	平成立石病院院長・葛飾区災害医療コーディネーター	大桃 丈知
6	日本赤十字社医療センター・日赤災害医療コーディネーター	諸江 雄太
7	東京消防庁救急部副参事(救急対策担当)	大滝 英一
8	特別区保健衛生主管課長会・墨田区福祉保健部保健計画課長	澤田 敦子
9	市保健衛生担当課長会・小金井市福祉保健部健康課長	伊藤 崇
10	東京都島しょ保健所長	田口 健

(索引)

《あ》

亜急性期 3 8 128
医薬品集積センター 38 115
医薬品ストックセンター 40
医療機関 12 41 96
医療救護活動拠点 29 37
医療救護所 13 33 93 134
医療救護班→地区医療救護班・都医療救護班
医療対策拠点 27 76
医療搬送 47 118
応援医療チーム 16 25
応急対策本部 18

《か》

基幹災害拠点病院 43
急性期 3 8
協力医療チーム 16 25
緊急医療救護所 13 34 93
区市町村医療救護活動拠点 29 37
区市町村災害医療コーディネーター 5 29 31
広域医療搬送拠点臨時医療施設 (SCU) 47 120
広域災害救急医療情報システム(EMIS) 56 175
航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU) 47 120
交通規制 127

《さ》

災害医療コーディネーター 5
災害医療支援病院 12 46 110
災害拠点病院 12 43 102
災害拠点連携病院 12 45 107
災害情報システム (DIS) 58 80
災害対策本部 18
災害薬事コーディネーター 40 114
災害薬事センター 40 114
山間部 84
歯科医療救護班→地区歯科医療救護班・都歯科医療救護班
事業継続計画 (BCP) 42
指定参集 72
自動参集 70
即応対策本部 18

《た》

他県DMAT 16 25 68
地域医療搬送 47 73
地域災害医療コーディネーター 5 27
地域災害医療連携会議 83

地域災害拠点中核病院 43
地域災害拠点病院 43
地区医療救護班 14 32 91 133
地区歯科医療救護班 14 32 92 133
地区薬剤師班 14 32 92 133
中核病院→地域災害拠点中核病院 43
中長期 3 8 128
超急性期 3 8
(東京)都医療救護班 14 23 66 128
(東京)都歯科医療救護班 14 23 66 128
(東京)都薬剤師班 14 23 66 128
東京DMAT 14 21 64
東京都災害医療コーディネーター 5 19 20 61
東京都地域災害医療コーディネーター 5 27 75
島しょ地域 84
都内DMAT 16 25 68

《な》

二次保健医療圏 4
二次保健医療圏医療対策拠点 27 76
日本DMAT 16 26 74
日本赤十字社救護班 16 26 74

《は》

発災直後 3 8
被害想定 6
避難所医療救護所 13 34 93 134
フェーズ区分 3 8

《ま》

慢性期 3 8 129

《や》

薬剤師班→地区薬剤師班・都薬剤師班

《英字》

BCP 42
DIS 57 58 80
DMAT 16 68
DMAT活動拠点本部 28 83
EMIS 56 175
JMAT 16 25 26 74
SCU 47 120

